Supported by
日本財団
THE NIPPON FOUNDATION

2018年度

総合的海洋政策の策定と推進に関する調査研究
各国および国際社会の海洋政策の動向
報　告　書

2019年3月

公益財団法人 笹川平和財団
海　洋　政　策　研　究　所

ごあいさつ

地球表面の 7 割を占める海洋空間とその資源は、人類の共有財産です。地球上の人口が増加し続けるなかで、人間社会は、海洋への依存をますます強めています。しかし、他方で、その人間社会の旺盛な経済活動や生活が、海洋の環境や生態系に深刻な影響を与え、人類の大切な生存基盤を掘り崩しています。20 世紀の後半になって、人間社会はようやくこれに気づき、海洋の総合管理と持続可能な開発に向けて、「海洋の管理」原則に基づく新海洋秩序の構築を企図する国連海洋法条約を採択（1982 年、発効 1994 年）し、また、「持続可能な開発」原則とそのための行動計画「アジェンダ 21」を採択（1992 年）しました。

海洋は、水で満たされ、沿岸から沖合まで、即ち、各国の領域である領海、各国の主権的権利が及ぶ排他的経済水域、そしてその外側の公海まで、切れ目なく続いている一体的な空間です。「海洋の総合管理」や「持続可能な開発」を実現するためには、国際的に構築された法的秩序や政策的枠組・行動計画に基づいて各国が互いに協調して必要な施策を実施することにより初めて実効性が担保されます。海洋に関する科学のさらなる推進、科学に基づく政策形成と実施、それらの取組みを国際的に展開するための外交努力が強く期待されます。各国は、国際的に合意した「海洋の総合管理と持続可能な開発」の枠組みの下で、自国の自然・社会・経済的特性を踏まえつつ、海洋の諸問題に取り組むことが求められているのです。

さて、ここで問題になるのは、主として陸域に依拠して発展してきた人間社会は、広大な海洋の諸問題に総合的に取り組むのは初めてであるということです。水で満たされた広大な海洋空間で「海洋の総合的管理」と「持続可能な開発」の取り組みを進めるためには、海洋に関する自然科学・社会科学両面からの科学的知見、それを実施することを可能にする技術、それらを組み合わせて施策を効果的に実施する政策的ツールが必要です。しかし、これまで「海洋の自由」原則で海を利用してきた人間社会には、「海洋の総合的管理」と「持続可能な開発」に必要な知識、経験、ノウハウはいずれも十分蓄積されていませんでした。すなわち、国際社会も、各国もこの取り組みを手探りでスタートせざるを得ませんでした。

その時に期せずして始まったのが、各国の政策担当者、海洋各分野の専門家による国際会議の開催、そして、それぞれの海洋に関する政策・施策に関する発表・意見交換・情報共有でした。国際会議や個別の情報・意見交換を通じて先進的施策や先進事例が各国の海洋政策に広がっていき、海洋政策の実施が全体として進展してきたと言っても過言でないでしょう。「海洋の総合的管理」と「持続可能な開発」に関する取組は、ようやくその本格的実施段階の入り口に立った状況ですので、このような「お互いの良いところを学ぶ」ことの必要性は引き続き極めて大きいと思います。

さらに、「海洋の総合管理」や「持続可能な開発」に関する国際社会の動きも引き続き活発です。2015 年には「国連持続可能な開発サミット」の 17 の持続可能な開発目標（SDGs）

を掲げる「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」、12 月には気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）の「パリ協定」が採択されました。特に、「2030 アジェンダ」が定める「持続可能な開発目標 14　海洋・海洋資源の保全と持続可能な利用」は、中央・地方政府、国際機関、市民社会、ビジネス・民間セクター、科学・学術界などすべての人々が参加して取り組むべき行動計画であり、海の豊かさを子子孫孫に引き継いでいくために私たちは直ちに行動を起こさなければなりません。

2017 年 6 月には「持続可能な開発目標 14 海洋・海洋資源の保全と持続可能な利用」の実行について議論する国連ハイレベル「海洋会議」が国連本部で開催されました。2017 年 12 月には、新しい国連決議が採択され「国家管轄権外区域の海洋生物多様性（BBNJ）」の保全と持続可能な利用に関する法的文書を早期に作成するため、政府間会議を 2018 年から招集することが決定し、BBNJ 政府間会議第一回会期が 2018 年 9 月に開催され、第二回会期が 2019 年 3～4 月、第三回会期が 2019 年 8 月、最終回の第四回会期が 2020 年前半に開催されることが決定しています。2018 年 11 月には、ポーランド・カトヴィツェにて気候変動枠組条約第 24 回締約国会議（UNFCCC COP24）が開催され、パリ協定のルールブック（実施指針）となる「カトヴィツェ・パッケージ」が採択されました。また、わが国では、2017 年度に第 2 期海洋基本計画の評価とそれを踏まえた第 3 期海洋基本計画策定に向けた議論が行われました。

2018 年度報告書では、従来の各国の海洋政策動向の調査に加え、近年より深刻化する海ごみとマイクロプラスチック対策に係る国際動向と各国関連政策の比較分析、さらに海洋保護区という重要な海洋政策課題を重点的に取り上げ、国ごとの取組みを比較分析し、これらのテーマごとに見られる傾向や地域的な特色を抽出することを試みました。この「各国及び国際社会の海洋政策の動向」に関する研究が、世界と日本における「海洋の総合管理」と「持続可能な開発」の推進に貢献することを願っています。

最後になりましたが、本事業にご支援を頂きました日本財団、その他の多くの協力者の皆様に厚く御礼申し上げます。

2019 年 3 月

公益財団法人笹川平和財団
海洋政策研究所長　角南　篤

各国の海洋政策の調査研究

国際会議の共同開催・参画

研究体制

（2019 年 3 月現在）

角南　篤	海洋政策研究所　所長
小林　正典	海洋政策研究所　海洋政策研究部　主任研究員
角田　智彦	同　上
古川　恵太※1	同　上
前川　美湖	同　上
渡邉　敦	同　上
高　　翔	海洋政策研究所　海洋政策研究部　研究員
塩入　同	同　上
田中　元	同　上
藤井　巌	同　上
藤井　麻衣	同　上
吉岡　渚	同　上

黄　　洸姫※2	財団法人　與時齋（ヨシジェ）　研究員
樋口　恵佳※2	東北公益文科大学公益学部　講師
本田　悠介※3	神戸大学大学院国際協力研究科　特命助教

※1 2018 年 12 月末までの役職は海洋政策研究所部長
※2 外部執筆者
※3 2018 年 9 月末までの役職は海洋政策研究所研究員

主任研究員、研究員、外部執筆者氏名は五十音順

目　次

ごあいさつ

研究体制

略語表

第１部　各国の海洋政策と法制に関する研究
第１章　各国の海洋政策と法制に関する研究 …… 3
第２章　欧州連合における海洋政策の動向 …… 17
第３章　英国における海洋政策の動向 …… 23
第４章　フランスにおける海洋政策の動向 …… 33
第５章　ニュージーランドにおける海洋政策の動向 …… 46
第６章　中国における海洋政策の動向 …… 55
第７章　韓国における海洋政策の動向 …… 65
第８章　インドにおける海洋政策の動向 …… 74
第９章　インドネシアにおける海洋政策の動向 …… 86
第１０章　フィリピンにおける海洋政策の動向 …… 98
第１１章　パラオにおける海洋政策の動向 …… 104
第１２章　海洋保護区をめぐる動向 …… 113

第２部　国際社会における海洋問題への対応
第１章　国家管轄権外区域の海洋生物多様性（BBNJ）の保全と持続可能な利用に係る政府間会議の組織的事項を取り決める会合 …… 143
第２章　国家管轄権外区域の海洋生物多様性（BBNJ）の保全と持続可能な利用に係る第 1 回政府間会議 …… 146
第３章　「私たちの海洋」（Our Ocean）会議 …… 151
第４章　生物多様性条約第 14 回締約国会議（COP14） …… 156
第５章　東アジア海域環境管理パートナーシップ会合（PEMSEA） …… 162
第６章　持続可能なブルーエコノミー（Sustainable Blue Economy）会議 …… 178
第７章　国連気候変動枠組条約第 24 回締約国会議（COP24） …… 182

参考資料編

資料１.【フランス】ブルーエコノミー法 …… 193
資料２.【中国】埋め立て管理措置の通知 …… 251
資料３.【中国】国務院機構改革方案 …… 259
資料４.【PEMSEA】イロイロ閣僚宣言 …… 271

－第１部執筆担当者－

第１章　藤井麻衣（本文）、第２章～１２章執筆者（見開き表）
第２章　藤井麻衣
第３章　樋口恵佳
第４章　前川美湖
第５章　樋口恵佳
第６章　高　翔
第７章　黄　洗姫
第８章　藤井　巌
第９章　渡邉　敦
第１０章　小林正典
第１１章　小林正典
第１２章　本田悠介

略語表

索引	略語	英	日
A	ASEAN	Association of South‐East Asian Nations	東南アジア諸国連合
B	BBNJ	marine Biological diversity of areas Beyond National Jurisdiction	国家管轄権外区域の海洋生物多様性（BBNJ）
C	CBD	Convention on Biological Diversity	生物多様性条約
D	DOC	Declaration on the Conduct of Parties in the South China Sea	南シナ海における関係国の行動宣言
E	EEZ	Exclusive Economic Zone	排他的経済水域
F	FAO	Food and Agriculture Organization of the United Nations	国連食糧農業機関
	FFA	Pacific Islands Forum Fisheries Agency	南太平洋フォーラム漁業機関
	FPO	Framework for a Pacific Ocean Space	太平洋海洋空間枠組み
G	GEF	Global Environment Facility	地球環境ファシリティ
H	HLPF	United Nations High-level Political Forum on Sustainable Development	国連ハイレベル政治フォーラム
I	ICC	International Chamber of Commerce	国際商業会議所
	ICM	Integrated Coastal Management	沿岸域総合管理
	IHO	International Hydrographic Organization	国際水路機関
	IMB (ICC)	International Maritime Bureau	国際海事局(ICC)
	IMO	International Maritime Organization	国際海事機関
	IOC(UNESCO)	Intergovernmental Oceanographic Commission (of UNESCO)	(ユネスコ)政府間海洋学委員会

	IUCN	International Union for Conservation of Nature	国際自然保護連合
	IUU 漁業	Illegal,Unreported and Unregulated fishing	違法・無報告・無規制漁業
L	LDCs	Least developed country	後発開発途上国
M	MDGs	Millennium Development Goals	ミレニアム開発目標
	MPA	Marine Protected Area	海洋保護区
	MSP	Marine Spatial Planning	海洋空間計画
N	NATO	North Atlantic Treaty Organization	北大西洋条約機構
	NDCs	Nationally Determined Contributions	自国が決定する貢献
O	OECD	Organisation for Economic Co-operation and Development	経済協力開発機構
	OWG (SDGs)	Open Working Group	作業部会(SDGs)
P	PASO	Pacific Aviation Safety Office	太平洋航空安全事務所
	PIDP	Pacific Islands Development Program	太平洋島嶼開発プログラム
	PIF	Pacific Islands Forum	太平洋島嶼フォーラム
	PIFS	Pacific Islands Forum Secretariat	太平洋島嶼フォーラム事務局
	POA	Pacific Ocean Alliance	太平洋連合
	POC	Pacific Ocean Commissioner	太平洋海洋コミッショナー
S	SDGs	Sustainable Development Goals	持続可能な開発目標
	SIDS	Small Island Developing States	小島嶼開発途上国
	SMPA (China)	Special Marine Protected Area	海洋特別保護区(中国)
	SPC	Secretariat of the Pacific Community	太平洋共同体事務局
	SPREP	Secretariat of the Pacific Regional Environment Programme	太平洋地域環境プログラム事務局
U	UNCLOS	United Nations Convention on the Law of the Sea	海洋法に関する国際連合条約(国連海洋法条約)
	UNESCO	United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization	国際連合教育科学文化機関(ユネスコ)

	UNGC	United Nations Global Compact	国連グローバル・コンパクト
	UNODC	United Nations Office on Drugs and Crime	国連薬物犯罪事務所
	USP	University of the South Pacific	南太平洋大学
V	VNRs	Voluntary National Reviews	自発的国家レビュー
W	WCPA (IUCN)	World Commission on Protected Areas	保護地域委員会(IUCN)
	WCPFC	Western and Contral Pacific Fisheries Commission	中西部太平洋まぐろ類委員会
	WTO	World Trade Organization	世界貿易機関

第１部

各国の海洋政策と法制に関する研究

第１章　各国の海洋政策と法制に関する研究

１．はじめに

第 1 部第 2 章～第 11 章においては、概ね以下の共通の構成をとり、対象である各国（欧州連合、英国、フランス、ニュージーランド、中国、韓国、インド、インドネシア、フィリピン、パラオ）の海洋政策および法制度につき、横断的に総覧できるようにした。すなわち、1. 海洋（基本）法令、2. 海洋（基本）政策、3. 海洋政策推進体制、4. 領海等の管理（法令、計画等）、5. 排他的経済水域（EEZ）等の管理（法令、計画等）、6. 海洋ごみ関連政策、7. 海洋保護区（MPA）等である。なお、「領海等の管理」とは、内水、領海及び接続水域を管理すること、「排他的経済水域（EEZ）等の管理」とは、排他的経済水域（EEZ）及び大陸棚を管理することをそれぞれ意味する。

以上の共通項目は、国連海洋法条約や持続可能な開発目標（SDGs）等の国際的要請に対応するため、各国がこれまで取り組んできた、また今後の我が国において一層の取組が必要な重要課題である。

これらの共通項目を元に、本章（第 1 章）には、上記共通項目に基づく各国の法制度一覧表（表１）を付した。各国の法制度一覧表は上記共通の構成に基づき、各国担当の研究員等により、これまで海洋政策研究財団（現：笹川平和財団海洋政策研究所）が出版してきた各年度報告書等も参考に作成された。

このほか、重要課題である海洋保護区（第 12 章）について個別の章でとりあげ、各国政策の横断比較および国際動向の調査研究を行った。

２．海洋ごみの国際動向[1]

(1) 海洋ごみの現況

海洋ごみ（海洋に流出した廃棄物）[2]は、今や世界中で見られ、生態系を含めた海洋環境の悪化や海岸機能の低下、景観への悪影響、船舶航行の障害、漁業への被害等、様々な問題を引き起こしている。2016 年 1 月に開催された世界経済フォーラム（ダボス会議）では「このままプラスチック生産量が増加し海に蓄積すると、その総重量は 2050 年までに海に棲む

[1] 国内動向も含めた包括的な問題把握には、塩入・藤井「巻頭特集なぜプラスチックが海の問題なのか」『海洋白書 2019』を参照されたい。また、本原稿は、藤井麻衣「第 1 章 6 海洋ゴミ解決に向けた世界の流れ」秋道・角南編『海とヒトの関係学②海の生物多様性を守るために』を加筆修正し、最新動向を踏まえて執筆している。

[2] 海洋ごみ（海ごみ）には、①ごみの状態で分類する場合、漂流ごみ（海面や水中を漂うごみ、漂着ごみ（海岸に漂着したごみ）、海底ごみ（海底に堆積したごみ）、②ごみの原材料で分類する場合などがある。後述のように、近年、プラスチックごみに注目が集まっている。

魚の量を超える」とする報告書[3]が示され、世界の人々に衝撃を与えた。それと前後して、鼻孔にストローが刺さったウミガメの動画[4]が SNS などで世界中に拡散し、人々の問題意識を呼び起こす契機となった。それらを端緒とするここ数年の世論の高まりを受け、世界各国の政府・国際機関・民間セクター等が、海洋ごみ（特に海洋プラスチックごみ）の対策[5]に乗り出している。

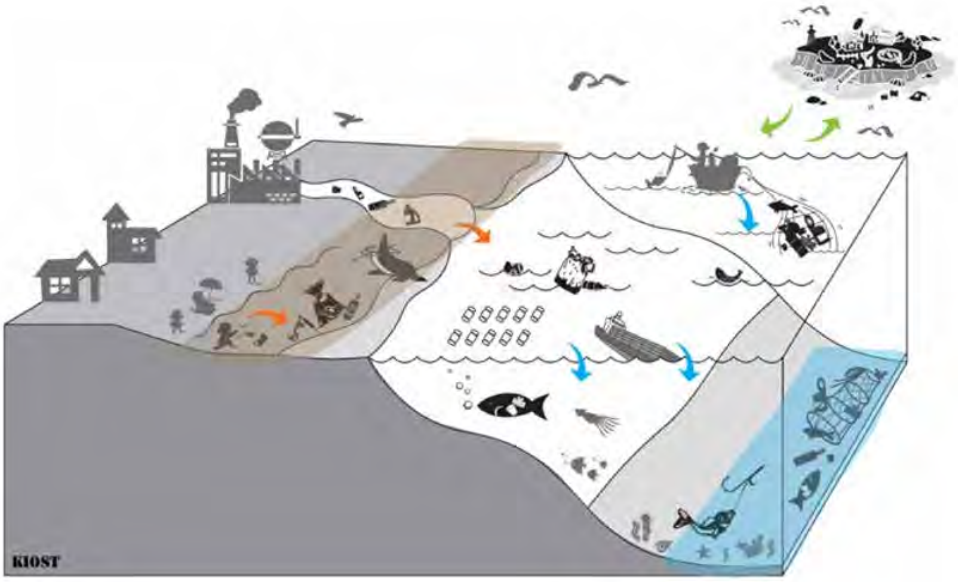

図 1：海洋プラスチックごみ・マイクロプラスチックの発生源

（出典：GESAMP2019, Figure1.1）

海洋ごみはプラスチック、金属、ガラス、木材、紙、ゴム、布などで構成され、これらのうち、60～80%をプラスチックごみが占めている[6]。たとえば、2010 年には 192 か国で 2 億 7500 万トンのプラスチックごみが生成され、そのうち 480 万～1270 万トン（全体の 1.7～4.6%）が海洋へ流出したとの推計がある[7]。プラスチックの生産量は年を追って増加しており、それに伴い、適切に処理されず最終的に海洋へと流出するプラスチックも年々増加していると考えられている。陸域で生まれた廃棄物が不適切な管理によって河川を経由して又

[3] World Economic Forum, Ellen MacArthur Foundation and McKinsey & Company, “The New Plastics Economy — Rethinking the future of plastics (2016), <http://www.ellenmacarthurfoundation.org/publications> (2019 年 3 月 10 日アクセス)

[4] 2015 年、南米コスタリカ沖にて生物学者が鼻孔にストローが刺さった絶滅危惧種オリーブヒメウミガメを発見。それを取り除く映像が SNS にアップロードされ世界中に広まった。
<https://natgeo.nikkeibp.co.jp/atcl/news/15/081900226/> (2019 年 3 月 10 日アクセス)

[5] 海洋ごみ削減のための対策にはさまざまなタイプがある。たとえば、発生抑制（プラスチック容器・包装の削減、プラスチック製レジ袋やストロー禁止）、都市排水、廃棄物管理、船舶からの汚染対策、海岸清掃など。

[6] José G.B. Derraik, “The pollution of the marine environment by plastic debris: a review,” Marine Pollution Bulletin, Vol.44 Issue 9, 2002.9, p.843.

[7] Jambeck, J. R., R. Geyer, C. Wilcox, T. R. Siegler, M. Perryman, A. Andrady, R. Narayan and K. L. Law (2015). “Plastic waste inputs from land into the ocean.” Science 347(6223): 768-771

は直接的に海へ流れ込んだり、沿岸域での活動、海運や漁業などによって、海で生まれたごみが適切に回収されず、海洋を漂ったり、海岸に打ち上げられたりしている（図 1)。図 2 および表 1 に示すとおり、他地域に比べて、中国や東南アジアからの流入量が多いと推計されている。

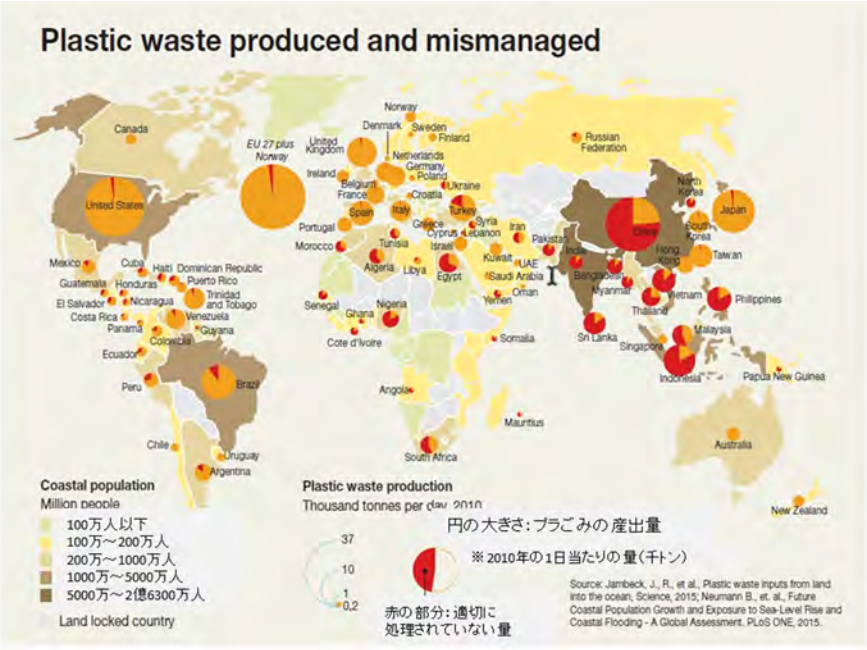

Source: GRID-Arendal and Maphoto/Riccardo Pravettoni (available at www.grida.no/resources/6931)

図 2 : プラスチックごみの産出量・適切に処理されず海洋へ流出した量の推計（2010 年）

（出典: UNEP/AHEG/2018/1/INF/3）

表 1 : 適切に処理されず海洋へ流出したプラスチックごみの推定量（2010 年）上位 20 か国

1	中国	11	南アフリカ
2	インドネシア	12	インド
3	フィリピン	13	アルジェリア
4	ベトナム	14	トルコ
5	スリランカ	15	パキスタン
6	タイ	16	ブラジル
7	エジプト	17	ミャンマー
8	マレーシア	18	モロッコ
9	ナイジェリア	19	北朝鮮
10	バングラデシュ	20	米国
		※EU加盟国（内陸国を除く23か国）を合計した場合は18位となる。	

(2) マイクロプラスチック

近年、5mm 以下の微細なプラスチックごみである「マイクロプラスチックごみ[8]」への懸念が高まっている。2014 年時点で、全世界の海洋におけるマイクロプラスチック粒子の累計数は 14.9 兆～51.2 兆個、重量は 93,300～236,000 トンに上るとの推計もある[9]。プラスチックはそれ自体に毒性はないものの、有害な化学物質を容易に吸着するため、海で漂う間にマイクロプラスチックが有害物質で汚染され、それを海洋生物が取り込みうる。食物連鎖を通して、この汚染物質が濃縮されていくリスクも指摘されている[10]。

マイクロビーズなどの一次マイクロプラスチックは、排水溝等を通じて自然環境中に流出するが、もともとのサイズが微細であるため、製品化された後の流出対策は困難である。また、いったん海洋環境中に流出すると現状の技術では回収はほぼ不可能となる。そのため、一次マイクロプラスチック対策としては、使用禁止等の徹底した発生抑制が重要であるとされ、近年、欧米諸国を中心に規制の動きが広がっている。

マイクロプラスチックが生態系や人の健康などに与える影響については、未だ科学的知見が十分に集積しておらず、調査研究やデータ収集が急務となっている。

(3) 国際的な政策・議論の動向

① リオ+20 と SDGs

国連においても、海洋ごみ対策は重要課題として認識されてきた。2012 年 6 月に世界各国の首脳レベルが集まって開催された「国連持続可能な開発会議（リオ＋20）」で採択された文書「我々の求める未来」においても、海洋や海洋生態系が海洋ごみに起因する汚染によって悪影響を受けていることへの憂慮が示され、「海洋の生態系に対する汚染の排出と影響を防止するための行動をとること」と「2015 年までに、科学的データに基づき、海洋環境への被害を防止するために、海洋ごみの大幅削減を達成するための行動をとること」が約束されている（第 163 段落）。

2015 年 9 月には、ニューヨークの国連本部において世界各国のリーダーが集結し、2030 年までに国連加盟国が協働して達成すべき目標として「持続可能な開発目標（SDGs）[11]」が採択された。17 の目標（ゴール）とそれらを達成するための具体的な 169 のターゲットで構成される SDGs のうち、目標 12（持続可能な消費と生産パターンを確保する）と目標 14（海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する）には、海洋

---

[8] マイクロプラスチックごみには、「一次マイクロプラスチック」（もともと微細なサイズで生産されたもの（例：化粧品に含まれるマイクロビーズ））と、「二次マイクロプラスチック」（マクロなサイズで製造されたプラスチックが、自然環境中で破砕・細分化されて形成されるもの）がある。Cf) UNEP, Marine plastic debris and microplastics,(2016), p.29.

[9] Erik van Sebille et al., “A global inventory of small floating plastic debris,” Environmental Research Letters, Vol.10, No.12, 2015.12.8, p.7.

[10] Setälä, O. et al. , Environmental Pollution, 185, (2014), pp.77-83. なお、プラスチック容器、レジ袋や捨てられた漁網のような大型のプラスチックごみは、誤飲やゴーストフィッシング等によって海洋生物を死に至らしめうることが問題視されてきた。マイクロプラスチックは、海洋生物のみならず、それを食べる人間にもリスクをもたらしうることを懸念する声もある。

[11] Sustainable Development Goals.

ごみ問題に大きく関連するターゲットが含まれており、とりわけ目標 14.1 は、海洋ごみを含む海洋汚染の防止・大幅削減を謳っている。

2017 年 6 月、SDG14 の実施促進のために国連本部にて開催された「国連海洋会議」では、多様な関係者（政府、国際・国連機関、NGOs、ビジネス、科学コミュニティ、学術機関等）の参加の下、全会一致で宣言文「行動の要請」が採択されるとともに、幅広い関係者によって「自発的約束」が表明され、ウェブサイト上のレジストリ（登録簿）に登録されている[12]。2019 年 3 月時点で約束の数は 1500 件を超え、そのうち 444 件が海洋ごみに関する約束である[13]。

② 国連環境計画（UNEP）[14]

UNEP では、2014 年の第 1 回国連環境総会（UNEA1）[15]以降、毎回、海洋プラスチックごみについて議論が行われている。2017 年 12 月の UNEA3（於ケニア・ナイロビ）においては、閣僚宣言「汚染のない地球に向けて」[16]が採択され、海洋プラスチックごみ対策の重要性が共有されるとともに、海洋ごみに関する専門家会合[17]の設立が決定された。同会合は、海洋ごみ対策の今後の方向性について、3 つのオプション（① 現状維持、② 既存の枠組の修正・強化、③ 新しい国際枠組の創設）を検討した。2019 年 3 月に開催された UNEA4 では、同会合の勧告を踏まえて今後の方向性が議論され、決議「海洋プラスチックごみ及びマイクロプラスチック」[18]において、UNEP の下に情報共有や啓発のためのマルチステークホルダープラットフォームを設立すること、既存の取組の進捗確認等のため専門家会合のマンデートを延長することなどが決定された[19]。

③ 国際海事機関（IMO）[20]

2018 年 10 月、IMO の海洋環境保護委員会（MEPC）第 73 回会合において、船舶からの海洋ごみ対策[21]の実効性を強化するため、漁具への IMO 番号マーキング制度や、廃棄物

---

[12] < https://oceanconference.un.org/commitments> (2019 年 3 月 10 日アクセス)

[13] UNEP/EA.4/11(Analysis of voluntary Commitment Targeting Marine Litter and Micro plastics pursuant to Resolution 3/7: Report of the Executive Director), 21 December 2018, p.11.

[14] United Nations Environment Programme.

[15] United Nations Environment Assembly. UNEP の意思決定機関であり、原則２年に１回開催される国際会議。2012 年の国連持続可能な開発会議（リオ+20）において、UNEP の強化策として、これまで 58 か国の理事国で構成されていた UNEP 管理理事会に代わり、すべての国が参加する国連環境総会を開催することが決定され、2014 年に第 1 回、2016 年に第 2 回 UNEA が開催された。

[16] Ministral declaration of the United Nations Environment Assembly at its third session:toward a pollution-free planet, < http://web.unep.org/environmentassembly/documents/political-declaration-pollution >(2018 年 6 月 6 日アクセス)

[17] Ad Hoc Open-ended Expert Group on Marine Litter and Microplastics.

[18] UNEP/EA.4/L.7(Marine Plastic Litter and Microplastics), <http://web.unep.org/environmentassembly/ministerial-declaration-resolutions-and-decisions-unea-4>(2019 年 3 月 16 日アクセス)

[19] IISD の Earth Negotiations Bulletin によると、ノルウェーや日本など多くの国が、作業部会を設立し、当部会に UNEA5 において海洋ごみ・マイクロプラスチックの既存のイニチアチブをとりまとめるためのオプション提示を要請することを望んだが、いくつかの国の強い反対で実現しなかった。< http://enb.iisd.org/download/pdf/enb16151e.pdf>

[20] International Maritime Organization.

[21] IMO の海洋汚染防止条約（MARPOL 条約）の附属書Ⅴ（船舶からの廃物による汚染の防止のための規則）によって、既に船舶からの海へのごみ投棄は全面禁止されている。

記録簿の対象拡大などを検討することを盛り込んだアクションプランが採択され、2025年までのアクションの実現を目指すことが合意された[22]。

④ 海洋環境保護の科学的側面に関する専門家会合（GESAMP）[23]

GESAMP は、海洋環境保護の科学的側面に関して国連機関へアドバイスをおこなう科学者グループである。2010 年にマイクロプラスチックに関する国際ワークショップを開催するなど、比較的早くから海洋ごみ問題に取り組んできた。2012 年には「海洋におけるプラスチック及びマイクロプラスチックに関する作業部会（WG40）」を設立して検討を継続し、2019 年 1 月には、SDGs14.1 の指標開発も念頭に、海洋プラスチックごみのモニタリング手法を調和する必要性があるとの認識に立ち、「海洋プラスチックごみの評価及びモニタリングガイドライン」[24]を公表した。

⑤ G7 と G20

近年の G7 の首脳宣言にも、海洋ごみ対策が盛り込まれている。2018 年 6 月にカナダで開催された G7 シャルルボワ・サミットでは、海洋ごみ問題が主要課題の一つとしてとりあげられ、「健全な海洋及び強じんな沿岸コミュニティのためのシャルルボワ・ブループリント」が承認された[25]。さらに、プラスチックの製造、使用、管理および廃棄に関する現行のアプローチが、海洋環境、生活および潜在的に人間の健康に重大な脅威をもたらすことを認識し、効率性の高い資源管理のアプローチにコミットするとした「G7 海洋プラスチック憲章」も策定され、カナダ、イギリス、フランス、ドイツ、イタリアおよび欧州連合によって承認された[26]。

2017 年 7 月の G20 ハンブルク・サミットでは、G20 サミットとしては初めて、首脳宣言において海洋ごみが取り上げられ、発生抑制・持続可能な廃棄物管理の構築・調査等の取り組みを含む「海洋ごみに対する G20 行動計画」の立ち上げが合意された。2019 年 6 月に日本が議長国となって大阪で開催される G20 においても、海洋ごみは議題の一つとして取り上げられる予定である[27]。

---

[22] <http://www.imo.org/en/MediaCentre/PressBriefings/Pages/20-marinelitteractionmecp73.aspx> (2019 年 3 月 10 日アクセス)

[23] Joint Group of Experts on the Scientific Aspects of Marine Environmental Protection. IMO、UNEP、国連ユネスコ政府間海洋学委員会(UNESCO-IOC)など 8 つの国連機関の支援の下で活動する。< http://www.gesamp.org/> (2019 年 3 月 10 日アクセス)

[24] GESAMP, Guidelines for the Monitoring and Assessment of Plastic Litter in the Ocean(2019), <http://www.gesamp.org/publications/guidelines-for-the-monitoring-and-assessment-of-plastic-litter-in-the-ocean> (2019 年 3 月 10 日アクセス)

[25] <https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ec/page25_001321.html> (2019 年 3 月 10 日アクセス)

[26] Ocean Plastics Charter, <https://g7.gc.ca/wp-content/uploads/2018/06/OceanPlasticsCharter.pdf#search=%27G7+ocean+plastic+charter%27> (2019 年 3 月 10 日アクセス)

[27] 2019 年 3 月、東京にて取りまとめられた「サイエンス 20（S20）」（G20 各国の科学アカデミー）による共同声明「海洋生態系への脅威と海洋環境の保全」においても、海洋プラスチックごみを新たな脅威であると警鐘を鳴らす。<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-24-s20jp2019-1j.pdf>(2018 年 3 月 10 日アクセス)

表1-1　各国の海洋政策の概要

	日本	韓　　国	中　　国
1．海洋（基本）法令	・海洋基本法（2007）: 基本理念、海洋基本計画、基本的施策、総合海洋政策本部等について規定。	・海洋水産発展基本法（2002）：海洋水産発展基本計画、海洋水産発展委員会、基本的施策等について規定。	海洋全般にわたる基本法令はない。 ※ただし、全人代に提出された「第13次5カ年計画（2016-2020）」（草案）には、「海洋基本法」を2020年までに制定することが明記された（2016年3月5日）。
2．海洋（基本）政策	・海洋基本計画（2008、 2013）: 海洋基本法に基づき策定。5年毎に見直し。	・第二次海洋水産発展基本計画（2011-2020：通称Ocean Korea 21）：海洋水産発展基本法第6条に基づき、10年個毎に見直し。 ・海洋水産発展施行計画	・全国海洋経済発展計画要綱（2008）に基づき、国家海洋事業発展第12次5カ年計画（2011-2015）を策定（2013）。
3．海洋政策推進体制	・総合海洋政策本部（本部長：内閣総理大臣、副本部長：内閣官房長官・海洋政策担当大臣）による総合調整。 （内閣官房総合海洋政策本部事務局が事務を処理） 総合海洋政策本部に参与会議を設置。	・海洋水産部（2013年の省庁再編により発足） ・海洋水産発展委員会：海洋水産発展基本計画および重要海洋政策等の審議機構。下位組織として海洋水産発展実務委員会を設置。	・海洋関連行政部門および機関：自然資源部、外交部、生態環境部、農業農村部、交通運輸部、海関総署
4．領海等の管理 （法令、計画等）	法律： なし。 指針： 沿岸域圏総合管理計画策定のための指針（2000） （具体的な沿岸域総合管理計画の策定は殆どない） ・領海及び接続水域に関する法律（1977） （領海等を総合的に管理するための法令、計画等はない）	・領海法（1977） ・沿岸管理法：領海外側限界まで適用される。 ・領海および接続水域法	・中国領海及び接続水域法（1992） ・中国海域使用管理法（2001）: 内水・領海における機能別の区画の設定、海域使用権等について規定。 ・全国海洋機能区画（2011-2020）（第2期：2012策定） ・全国海洋主体機能区計画（2015） ・中国国家安全法（2015）
5．排他的経済水域 （EEZ）等の管理 （法令、計画等）	・排他的経済水域及び大陸棚に関する法律（1996） ・排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備に関する法律（2010） （排他的経済水域等を総合的に管理するための法令、計画等はない）	・排他的経済水域法（1996） ・排他的経済水域における外国人漁業等に対する主権的権利の行使に関する法律（1996） ・海洋環境管理法 （2007年制定、2013年改訂）	・中国排他的経済水域及び大陸棚法（1998） ・全国海洋機能区画2011-2020（2012） ・全国海洋主体機能区計画（2015）：計画範囲にEEZ等を含む。
6．海洋ごみ関連政策	・海岸漂着物処理推進法（2009） ・プラスチック資源循環戦略策定（2019）	・第二次海洋ゴミ管理基本計画（2014-2018）	・環境保護法（2016改正） ・海洋環境保護法（2017改正） ・水汚染防止法（2017改正） ・個体廃棄物環境汚染防止法（1995）
7．海洋保護区（MPA）	・海洋基本計画 ・海洋生物多様性保全戦略（2011）:環境省策定 ・自然公園法、自然環境保全法、鳥獣保護法、種の保存法、文化財保護法、水産資源保護法、漁業法等	・海洋生態系の保全および管理に関する法律（2007） ・第二次海洋生態系保全・管理基本計画（2019-2028） ・海洋空間計画法（2018）	・海洋自然保護区管理弁法（1995） ・海洋特別保護区管理弁法（2010）
8．その他 （特筆すべき政策等）	・我が国の北極政策（2015）	・新北方政策（2017） ・2050極地ビジョン	・中国海島保護法（2009） ・海洋再生資源発展綱要2013-2016（2013） ・深海海底区域の資源探査開発法（2016） ・全国海洋経済発展13次5カ年計画（2017） ・中国の北極政策（2018）

インド	インドネシア	フィリピン	ベトナム （2016年度報告書より未更新）
・海洋全般にわたる基本法令はない。	・海事に関する共和国法（2014年第32号）：海洋政策の根拠や領海/EEZの定義等を規定。 ・空間計画法（1992年第24号）：国土の有効活用と環境保護を規定。 ・環境管理法（1997年第23号）：海洋環境保護と資源管理を規定。 ・国家開発体系法（2004年第32号）	・1935年憲法で管轄権海域を規定。 ・基線法（1961）で基線を確定、1968年、2009年と改正。	・ベトナム海洋法（2012） ・海洋島嶼環境資源法（2015）
・海洋政策声明（海洋開発局、 1982）	・インドネシア海洋政策（大統領令2017年16号） ・ウィドド大統領は、2015年に「Global Maritime Fulcrum（GMF：国際的な海洋軸）」と呼ばれるアジェンダを発表。	・国家海洋政策（2004）	・2020年に向けたベトナムの海洋戦略（2007） ・社会経済開発戦略（2011）：2020年に向けた国家海洋経済開発戦略
・海洋開発局の設立 （1981）：外務省、地球科学省、国防省（インド海軍、沿岸警備隊）、海運省、環境森林省、農業省、科学技術省、商工省	・海事担当調整省：2014年10月設立。効果的・効率的な海洋政策を推進。 ・海上保安機構：2014年12月設立 ・海軍 ・運輸省海運総局警備救難局 ・国家捜索救助庁 ・海上航空警察	・外務省 海事・海洋センター（MOAC）が関係省庁と連携して海洋政策を推進。	・資源環境省の海洋島嶼政策局が総合的管理の推進を担当。
・全体を統括する法律はない。 ※ 環境保護法 （1986） に基づき沿岸域における活動規則や各州の沿岸域管理計画が作成されている。 ・領海、大陸棚、排他的経済水域及びその他の海域法 （1976）	・領海に関する個別法は存在しない（インドネシア共和国法律（2014年第32号）において領海は国際法に準ずると規定）。	・沿岸資源管理プロジェクト（1996-2004）を実施。 ・沿岸域管理法は2016年より国会で審議中。	・領海基線に関する宣言（1982） ・ベトナム海洋法（2012）
・自国のEEZ内では、軍事演習だけでなく機器の設置も含め、沿岸国の同意が必要との立場。	・排他的経済水域や大陸棚に関する個別法は存在しない（インドネシア共和国法律（2014年第32号）において排他的経済水域は国際法に準ずること、また、同法第9条で基線から200海里を超える大陸棚の境界は大陸棚限界委員会の推薦を要することを規定）。	・大統領令No.1599（1978）で規定。	・ベトナム海洋法（2012）
・国家海洋ごみ行動運動（2018） ・環境保護法（1986） ・プラスチックごみ規則（2011）	・廃棄物管理法（法律2008年第18号） ・家庭及び関連部門の廃棄物管理（政令2012 年第 81 号） ・廃棄物に関する国家政策および戦略（大統領規則2017年第97号） ・3R の促進（大臣令2012年第13号）	・環境天然資源省が環境管理局を所管 ・フィリピン環境規制（1988）等	
	・漁業法（法律2004年第31号） ・沿岸域および小島嶼総合管理法（法律2007年第27号）	・漁業法（1998）で沿岸域15%を禁漁区に、海洋禁漁区戦略（2004）でサンゴ礁のある海域10%を禁漁海洋保護区とする目標を設定。	
・地球科学省を中心に、北極海への関心が高まっている。	・沿岸部小島管理計画（大臣令2008年第16号）	・南シナ海については、中国と二国間協議メカニズムを設定し、2018年10月に第3回会合を北京で開催。行動規範（CoC）の2019年採択を目指す旨ASEAN-中国首脳会談（2018年11月、シンガポール）で表明。	・2020年に向けた海洋保護区計画（2010） ・中越二ヵ国間条約（2000年締結、2004年発効）：トンキン湾における境界画定

表1-2 各国の海洋政策の概要

	日本（再掲）	オーストラリア （2017年度報告書より未更新）	キリバス （2016年度報告書より未更新）
1. 海洋（基本）法令	・海洋基本法（2007）：基本理念、海洋基本計画、基本的施策、総合海洋政策本部等について規定。	・海洋全般にわたる基本法令はない。 ※ 環境保護および生物多様性保全法（EPBC法、1999）が、海洋における生物や生息域保護について規定。	・海洋区域（宣言）法（1983）：基線から12海里の範囲の領海および200海里の範囲のEEZを定める。
2. 海洋（基本）政策	・海洋基本計画（2008、 2013）：海洋基本法に基づき策定。5年毎に見直し。	・オーストラリア海洋政策（AOP、1998）： 海洋に関わる国家的指針を示す。	
3. 海洋政策推進体制	・総合海洋政策本部（本部長：内閣総理大臣、副本部長：内閣官房長官・海洋政策担当大臣）による総合調整。 （内閣官房総合海洋政策本部事務局が事務を処理） 総合海洋政策本部に参与会議を設置。	・環境エネルギー省、農林水産省、国防省、産業・イノベーション・科学省、州・準州政府、漁業管理局、海上安全局など	・海洋分野を専門・総合的に所管する省庁はないが、漁業海洋資源開発省（MFMRD）が、基線から3-11海里の範囲の海域における漁業およびその他の資源の利用・管理に責任を有している一方、各島評議会が、基線から3カイリ以内の範囲における漁業およびその他の資源の利用・管理に責任を有している。
4. 領海等の管理 （法令、計画等）	法律： なし。 指針： 沿岸域圏総合管理計画策定のための指針（2000） （具体的な沿岸域総合管理計画の策定は殆どない） ・領海及び接続水域に関する法律（1977） （領海等を総合的に管理するための法令、計画等はない）	・沿岸（州管轄）水域（1980） ・オーストラリア連邦沿岸政策（1995） ・沿岸域総合管理のための国家的協働アプローチ-フレームワーク及び実施計画（2006） ・1973 年海域および水没地法（SSL 法）（1973、1990） ・リーフ2050計画（2015）	・海洋区域（宣言）法（1983）
5. 排他的経済水域 （EEZ）等の管理 （法令、計画等）	・排他的経済水域及び大陸棚に関する法律（1996） ・排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備に関する法律（2010） （排他的経済水域等を総合的に管理するための法令、計画等はない）	・EPBC法に基づく海洋バイオリージョン計画 ・南西部海域、北西部海域、北部海域、東南部海域、温帯東部海域、サンゴ礁海域の10か年管理計画案を公表 （2012）	・海洋区域（宣言）法（1983）
6. 海洋ごみ関連政策			
7. 海洋保護区（MPA）	・海洋基本計画 ・海洋生物多様性保全戦略（2011）:環境省策定 ・自然公園法、自然環境保全法、鳥獣保護法、種の保存法、文化財保護法、水産資源保護法、漁業法等	・連邦海洋保護区を海洋公園へと名称変更（2017） ・南東海域を除く各海洋区域ごとの海洋保護区管理計画案（2017、未承認） ・根拠法：EPBC法（1999）	・環境法（2007）第43条1項
8. その他 （特筆すべき政策等）	・我が国の北極政策（2015）	・北極圏戦略（2013）	

ニュージーランド	パラオ	フィジー （2017年度報告書より未更新）	マーシャル諸島 （2017年度報告書より未更新）
・海洋全般にわたる基本法令はない。	・1981年パラオ憲法で海洋を含む管轄権を規定（第1条）。 ・12海里以内は州政府が管轄（第2条）	・海洋空間法（1978）：フィジーの主権の及ぶ群島水域および領海ならびに排他的経済水域（EEZ）の範囲を画定。	・1984年に国家環境保護法（NEPA）にて海洋・沿岸域を含む管理の法制度的枠組みを規定。
・海洋全般にわたる基本政策はない。	・海洋基本法や基本計画はない。 ・大陸棚限界委員会に修正情報を提出（2017年10月12日）。	・緑の発展枠組み（2014）：環境の柱の下に「持続可能な島嶼および海洋資源」を位置づける。	・レイマンロック国家自然保護計画（2008年）は海洋・沿岸環境保全に向けた具体的な施策を提示。
・主たる所掌機関：環境省、環境保護局、第一次産業省、環境保全省（DOC）、交通省、NZ海事局（MNZ）、広域自治体、国家海洋調整機関、ビジネス・イノベーション・雇用省（MBIE）、NZ石油・鉱物局	・大統領府が統括。 ・海洋保護区は自然資源環境観光省、海洋法執行等は法務省等が所轄。 ・自然資源環境観光省内に観光局を新設（2014）	・海洋分野を専門・総合的に所管する省庁はないが、戦略計画・国家開発・統計省が「緑の発展枠組み」を含む持続可能な開発に向けた取組みを主導している。	・海洋資源庁を設立を1997年に法制化し、海洋資源管理の推進体制を整備。
・NZ沿岸域政策声明 （NZCPS）（1994、2010改訂） ・領海、接続水域及び排他的経済水域法（1977） ・トケラウ（領海及び排他的経済水域）法（1977）	・ミクロネシア連邦と海事協会条約を締結（2006）	・海洋空間法（1978）、統合沿岸域管理枠組み（ICM Framework）（2011）	・海域法（1984）で規定し、その後、2016年に国連に追加の寄託を行っている。
・領海、接続水域及び排他的経済水域法（1977） ・トケラウ（領海及び排他的経済水域）法（1977） ・排他的経済水域及び大陸棚（環境影響）法 （2012）	・保護区ネットワーク法（2003） ・サメ聖域（禁漁）法（2009） ・海洋聖域（禁漁）法（2015）	・海洋空間法（1978）	・海域法（1984）で規定し、その後、2016年に国連に追加の寄託を行った。
・海洋ごみのみに特化した政策はない [廃棄物] ニュージーランド廃棄物戦略（2010）、廃棄物減量法（2008）など [海洋ごみ対処] 資源管理（海洋汚染）規則（1998）、 EEZ法（2012）、 漁業規則（2001）など	・環境基準保護法（1981） ・JICAの大洋州地域廃棄物管理改善支援プロジェクト（J-PRISM）を実施。 ・使い捨てプラスチックの政府系機関内での利用禁止（2018年8月）		
・生物多様性戦略2000-2020（2000） ・NZ生物多様性行動計画2016-2020（2016） ・海洋保護区政策（2005）	・保護区ネットワーク法（2003年） ・サメ聖域（禁漁）法（2009年） ・海洋聖域（禁漁）法（2015年）	・漁業法第9条：漁業森林大臣が禁漁期の設定、漁獲可能なサイズ等に関する規則を制定することができると規定する。	・サメ禁漁区指定（2011） ・自然保護区ネットワーク法（2015）
・国家鉱物法（CMA）（1991） ・資源管理法（RMA）（1991）：NZが管轄権を有する海域における資源管理に関する法律	・環境入国税（2009）導入。2018年から100ドル。 ・パラオプレッジ（2018）：来訪外国人はパラオの環境保全を誓約する文言が査証に押印され署名を求められる。 ・私たちの海洋会議を2020年に開催予定。		・国連会議で沈没観戦や不発弾、核実験による汚染等の問題を提起している。

表1-3 各国の海洋政策の概要

	日本（再掲）	欧州連合	イギリス
1．海洋（基本）法令	・海洋基本法（2007）：基本理念、海洋基本計画、基本的施策、総合海洋政策本部等について規定。	海洋全般にわたる基本法令はなく、分野ごとにEU加盟国を拘束する法令を定める。 ・漁業：共通漁業政策（EU規則、2013） ・海洋環境保護：海洋戦略枠組指令（EU指令、2008）	・海洋及び沿岸アクセス法（MCAA）（2009）：海洋管理機構（MMO）の設立、海洋計画の策定、海洋における活動の許認可、海洋保護区（MCZs）の指定等について規定。
2．海洋（基本）政策	・海洋基本計画（2008、2013）：海洋基本法に基づき策定。5年毎に見直し。	EUのための統合的海洋政策（2007）	・海洋政策声明（2011）：MCAAに基づき策定。 ・英国海洋戦略（2012、2014、2015）：EUの海洋戦略枠組指令（2008）に基づく国内実施法である「海洋戦略規則」にしたがって第1部-第3部を策定。
3．海洋政策推進体制	・総合海洋政策本部（本部長：内閣総理大臣、副本部長：内閣官房長官・海洋政策担当大臣）による総合調整。 （内閣官房総合海洋政策本部事務局が事務を処理） 総合海洋政策本部に参与会議を設置。	・海事・漁業総局（DG MARE）：漁業分野 ・環境総局（DG ENV）：海洋環境保護分野	・海洋管理機構（MMO）：MCAAに基づき設立された政策遂行型政府外公共機関、環境食糧地域省（DEFRA）が運営管理。
4．領海等の管理 （法令、計画等）	法律：なし。 指針：沿岸域圏総合管理計画策定のための指針（2000） （具体的な沿岸域総合管理計画の策定は殆どない） ・領海及び接続水域に関する法律（1977） （領海等を総合的に管理するための法令、計画等はない）	※EU独自の領海・排他的経済水域等はない。 ・統合的沿岸域管理に関する勧告（2002） ※法的拘束力なし。 ・海洋空間計画枠組指令（2014）	・東部沿岸及び東部沖合に関する海洋計画：2011年より策定手続に入り2014年４月に採択。 ・南部沿岸及び南部沖合に関する海洋計画：2013年より策定手続に入り2015-16年の採択を目指す。 ・領水管轄権法（1878）、領海法（1987）など
5．排他的経済水域 （EEZ）等の管理 （法令、計画等）	・排他的経済水域及び大陸棚に関する法律（1996） ・排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備に関する法律（2010） （排他的経済水域等を総合的に管理するための法令、計画等はない）	・排他的経済水域および大陸棚の海域設定は、各加盟国が主権的権利を有する。	・大陸棚法（1964） ・MCAA（2009）：排他的経済水域の設定について言及。 ・排他的経済水域指令（2013） ・大陸棚（範囲指定）指令（2013）
6．海洋ごみ関連政策	・海岸漂着物処理推進法（2009） ・プラスチック資源循環戦略策定（2019）	・海洋戦略枠組指令（2008） ・第7次環境行動計画（2013-2020） ・循環型経済パッケージ（2015） ・レジ袋削減指令（2015） ・プラスチック戦略（2018）	・海洋戦略（第3部、2015） ・[個別法による対応] 環境保護法（1990）、清潔な近隣・環境法（2005）、使い捨てレジ袋有料規則（ウェールズ2010、北部アイルランド2013、スコットランド2014、イングランド2015）など
7．海洋保護区（MPA）	・海洋基本計画 ・海洋生物多様性保全戦略（2011）:環境省策定 ・自然公園法、自然環境保全法、鳥獣保護法、種の保存法、文化財保護法、水産資源保護法、漁業法等	・海洋戦略枠組指令（2008）	・[根拠法] 欧州理事会生息地指令（92/43/EEC）、欧州鳥類指令（Directie 2009/147/EC）、海洋沿岸アクセス法、海洋（スコットランド）法 ・[管理] MMO、DEFRA、、沿岸漁業保全機関（IFCA）など
8．その他 （特筆すべき政策等）	・我が国の北極政策（2015）	・ブルー・エコノミー：欧州2020戦略（2010）に基づき、2012年に「ブルー成長（Ble Growth）」戦略を採択。 ・北極政策：EU統合北極政策（2016）	・クラウン・エステート法（1964）：前浜の一部並びに領海の海底及びその下が王室財産であることを規定。 ・エネルギー法（2004）：領海を超える海域を再生可能エネルギー海域（REZ）として指定可能にすることを規定。

ドイツ （2016年度報告書より未更新）	フランス	ロシア （2016年度報告書より未更新）	米国
・海洋全般にわたる基本法令はない。	・海洋全般にわたる基本法令はない。 ※ 海洋環境を包含した環境に関する法律として、「環境グルネルの実施に関するプログラム法律（グルネル実施法1）（2009）」「環境のための国家の義務を定める法律（グルネル実施法2）（2010）」	・海洋全般にわたる基本法令はない。	・大統領令13547（2010）：下記省庁横断的海洋政策タスク・フォース最終報告書に基づき基本的施策、国家海洋会議（NOC）の設置、沿岸海洋空間計画（CMSP）等について規定。 ・大統領令13795「米国第1の海洋・エネルギー戦略」（2017）
・海洋の持続的な利用と保護のための国家戦略（国家海洋戦略）（2008） ・海洋開発計画：統合的ドイツ海洋政策のための戦略（2011）	・海洋国家戦略青書（2009）	・ロシア連邦海洋ドクトリン（2015）	・21世紀の海洋の青写真（2004）：2000年海洋法に基づき設置された海洋政策審議会の最終報告書。 ・省庁横断的海洋政策タスク・フォース最終報告書（2010） ・国家海洋政策実施計画（NOC、2013）
・海洋分野を専門・総合的に所管する省庁はない。 ※分野別に各省庁が所管する。	・海洋関係閣僚委員会（委員長： 首相）、海洋総合事務局 ・エコロジー・持続可能開発・エネルギー省（MEDDE） ・海洋沿岸国民評議会 （CNML）：国家レベルの海洋政策諮問機関として設置（2013）	・ロシア連邦政府海洋協議会：海洋政策に関わる省庁・機関、国営企業の代表等が参加し、海洋政策を協議。各機関の意思決定、協議、連絡調整の場として機能。	・国家海洋会議（NOC）：国家海洋政策の実施計画立案、政策実施、総合調整等を行う。共同議長は環境会議議長、科学技術政策局長官、委員は海洋関連政府機関高官等。 ・省庁間海洋資源管理政策委員会、省庁間海洋科学技術政等がNOCに対し助言支援。
・統合的沿岸管理のための国家戦略（2006） ・ドイツ領海の拡張に関する連邦政府宣言（1994）： 領海幅員を12海里へ拡大。 ・連邦空間整序法（2008最終改正）：各州が領土・領海に対する管轄権を有する。	・沿岸域法（Loi Littoral）（1986）：市町村（communes）中心の沿岸域管理 ※ 近年はグルネル法に基づき国主導で沿岸域総合管理が推進されている。 ・フランス領海の画定に関する法律（1971）	・ロシア連邦の内水、領海、接続水域に関する連邦法（1998）	・沿岸域管理法（1972/1990）：州が沿岸域管理計画を策定、連邦政府が州に補助金交付。 ・沿岸海洋空間計画（CMSP）により地域計画機関が沿岸海域や領海等を含む管理計画を策定。 ・大統領布告5928（1988）：領海を3海里から12海里に拡大。
・連邦政府宣言（1964）：大陸棚を設定し、それに関する権利について暫定決定（1964、1974改正）。 ・北海及びバルト海にドイツ排他的経済水域を設定する宣言（1994） ・連邦空間整序法（2008最終改正）：連邦が排他的経済水域に対する管轄権を有する。	・共和国の沖合の経済水域及び生態系保護水域に関する法律（1976） ・大陸棚及び排他的経済水域における人工島・施設・構築物及び付帯施設並びに海底ケーブル・パイプラインに適用可能な規制に関するデクレ（2013）	・ロシア連邦の排他的経済水域に関する連邦法（1998） ・ロシア連邦の大陸棚に関する連邦法（1995）	・大統領布告5030：アメリカ合衆国排他的経済水域（1983） ・沿岸海洋空間計画（CMSP）により地域計画機関がEEZ等を含む海域の管理計画を策定。 ・米国OCS石油・ガスリースプログラム（2019-2024）（策定中）
	・EU海洋戦略枠組指令（MSFD）（2008） ・環境グルネル実施法1（2009） ・環境グルネル実施法2（2010） ・グリーン成長のためのエネルギー移行法（2015） ・生物多様性・自然・景観回復法（2016）		
	・生物多様性・自然・景観回復法（2016年） ・フランス生物多様性庁（AFB）設立（2017年）		・大統領令13158（2000）：国立野生生物保護区法（1966）、国家海洋サンクチュアリ法（1972）等個別法令に基づく。 ・国家海洋保護区センター（2000）による各MPAの連携
・北海オフショア計画（2013）：送電網に関する海洋空間計画。 ・再生可能エネルギー法（2014最終改正、EEG2.0）：洋上風力発電設備の設置目標が盛込まれた。	・海洋再生可能エネルギーに関する研究報告書 （MEDDE他、 2013） に法制度の整理がある。	・2030年までのロシア港湾インフラ開発戦略（2010） ・2020年までのロシア連邦北極域開発および国家安全保障戦略（2013） ・ロシア連邦の海洋活動の国家管理に関する連邦法（2016年2月、ロシア下院に法案提出）	・国家海洋政策実施計画（2013）： 生態系ベース管理の適用、 最先端の科学情報の収集・活用・共有、効率性向上と協働促進、地域による取組み強化を図る。

表1-4　各国の海洋政策の概要

	日本（再掲）	カナダ （2017年度報告書より未更新）	ブラジル （2017年度報告書より未更新）
1. 海洋（基本）法令	・海洋基本法（2007）: 基本理念、海洋基本計画、基本的施策、総合海洋政策本部等について規定。	海洋法（Ocean's Act）（1996）：基本理念、管轄海域、海洋管理戦略、水産海洋大臣の権利・義務・権能等について規定。	・大統領令1994年第1.265号（国家海洋政策に関する大統領令）
2. 海洋（基本）政策	・海洋基本計画（2008、 2013）: 海洋基本法に基づき策定。5年毎に見直し。	・カナダ海洋戦略（Canada's Ocean Strategy）（2002）：海洋法に基づき策定。 ・海洋行動計画（Ocean Action Plan）（2005）: 海洋戦略実施のために策定。	・大統領令1980、2005年第5.377号改訂（国家海洋資源政策に関する大統領令）
3. 海洋政策推進体制	・総合海洋政策本部（本部長：内閣総理大臣、副本部長：内閣官房長官・海洋政策担当大臣）による総合調整。 （内閣官房総合海洋政策本部事務局が事務を処理） 総合海洋政策本部に参与会議を設置。	・水産海洋省（DFO）: 海洋法に基づき、連邦政府における海洋に関する主要な役割を担う。 ・カナダ水産閣僚協議会（CCFAM）：連邦政府および州政府間の調整の場。	・海洋資源省庁間委員会（CIRM）（1974） ・国家環境審議会（CONAMA）（1981）
4. 領海等の管理 （法令、計画等）	法律： なし。 指針： 沿岸域圏総合管理計画策定のための指針（2000） （具体的な沿岸域総合管理計画の策定は殆どない） ・領海及び接続水域に関する法律（1977） （領海等を総合的に管理するための法令、計画等はない）	・海洋法（Ocean's Act）（1996）第1部第4条-12条	・国家沿岸管理計画（1988）：法律1988年7.661号（国家沿岸管理計画に関する法律） ・法律1993年第8.617号（領海、接続水域、排他的経済水域及び大陸に関する法律）
5. 排他的経済水域 （EEZ）等の管理 （法令、計画等）	・排他的経済水域及び大陸棚に関する法律（1996） ・排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備に関する法律（2010） （排他的経済水域等を総合的に管理するための法令、計画等はない）	・海洋法（Ocean's Act）（1996）第1部第13条-16条	・法律1993年第8617号（領海、接続水域、排他的経済水域及び大陸に関する法律） ・法律1989年第98145号（大陸棚調査計画に関する法律）
6. 海洋ごみ関連政策	・海岸漂着物処理推進法（2009） ・プラスチック資源循環戦略策定（2019）		
7. 海洋保護区（MPA）	・海洋基本計画 ・海洋生物多様性保全戦略（2011）:環境省策定 ・自然公園法、自然環境保全法、鳥獣保護法、種の保存法、文化財保護法、水産資源保護法、漁業法等	・カナダ海洋保護区ネットワークのための国家枠組み（2011）	
8. その他 （特筆すべき政策等）	・我が国の北極政策（2015）	・2013年12月に大陸棚限界委員会に大西洋側の大陸棚の延長を申請（部分申請）	

第２章　欧州連合における海洋政策の動向

欧州連合[1]（European Union: EU）は、2019 年 2 月末現在、28 か国から構成されており[2]、その総面積は約 430 万 km^2、総人口は 2018 年の暫定値で約 5 億 1238 万人となっている[3]。28 か国中、海岸線を有するのは 23 か国であり、総延長は 10 万 km を超えるとされる[4]。排他的経済水域（EEZ）の総面積は、加盟国の海外領土・遠隔地域[5]の EEZ を合わせて 2 千万 km^2 を超え[6]、EU 領土の 5 倍に及ぶ。

EU は固有の領域および主権を有する国家ではないものの、1984 年 12 月 7 日に国連海洋法条約（UNCLOS）に署名[7]、1998 年 4 月 1 日には「正式確認（official confirmation）[8]」し、条約への加入を果たしている[9]。

本稿においては、EU の海洋政策に係る最近の動向を概観するとともに、後半部では、特に海洋ごみ問題に焦点を絞り、EU の法政策を紹介する。

１．海洋基本法令

EU では、EU 法体系に基づき、独自に海洋に関連する法令を複数採択しているが、海洋全般に関する基本法令は存在しない。漁業に関する「共通漁業政策（Common Fisheries Policy:

---

[1] 1993 年 11 月発効の「マーストリヒト条約」（欧州連合条約）により発足した地域的な政治・経済の統合体（国際機関）。2009 年 12 月発効の「リスボン条約」（欧州連合条約及び欧州共同体設立条約を修正するリスボン条約）により国家と同等の法人格が与えられた。

[2] ベルギー、ブルガリア、チェコ、デンマーク、ドイツ、エストニア、アイルランド、ギリシャ、スペイン、フランス、クロアチア、イタリア、 キプロス、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、ハンガリー、マルタ、オランダ、オーストリア、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロヴェニア、スロヴァキア、フィンランド、スウェーデン、英国。なお 2019 年 2 月現在、英国は、2016 年 6 月 23 日の国民投票の結果を受け、同年 3 月の EU 脱退に向けて EU と交渉中である。

[3] 欧州委員会統計局（Eurostat）各ページ参照。
面積：http://ec.europa.eu/eurostat/statistics-explained/index.php/Land_cover_statistics
人口：http://ec.europa.eu/eurostat/tgm/table.do?tab=table&plugin=1&language=en&pcode=tps00001

[4] Policy Research Corporation, *The economics of climate change adaptation in EU coastal areas (Final Report)*, Study done on behalf of the European Commission, 2009. Available: https://ec.europa.eu/maritimeaffairs/documentation/studies/climate_change_en
なお、EU の海岸線については様々な数値がある。EU 環境機関（EEA）のホームページ等含め、約 68,000km が 2006 年当時の情報として多い。これに 2007 年以降 EU に加盟したブルガリアやクロアチアの情報を加えると、75,000km が実際の海岸線の長さであると考えられるが、本文では資料に準拠した。

[5] EU 加盟国の海外領土（overseas countries and territories: OCTs）：ニューカレドニアやフレンチ・ポリネシア、グリーンランド、ケイマン諸島、ピトケアン諸島等のいわゆる自治領であり、フランス、オランダ、デンマーク、イギリスが有する。遠隔地域（outermost regions: ORs）：カナリヤ諸島、アゾレス諸島、レユニオン島等のいわゆる海外県であり、フランス、ポルトガル、スペインが有する。主な違いは、EU 法の適用範囲の問題である。

[6] ただし、EU の公式資料では統計の根拠は示されていない。この他にも、欧州議会の資料や研究論文の中には約「2 千 500 万 km^2」と表記するものもあり、正確な EEZ の面積についての情報はない。*See e.g.,* Biliana Cicin-Sain, David Vanderzwaag, Miriam C. Balgos eds. *Routledge Handbook of National and Regional Ocean Policies* (Routledge, 2015), p.8.

[7] 当時は、前身の欧州経済共同体（European Economic Community）。

[8] 「批准」と同義。UNCLOS 第 306 条参照。

[9] なお、1994 年の UNCLOS 第 11 部実施協定も、1998 年 4 月 1 日に正式確認しており、1995 年の国連公海漁業実施協定についても、2003 年 12 月 19 に批准している。

CFP）[10]」と、海洋環境と天然資源の保護を目的とした「海洋戦略枠組指令（Marine Strategy Framework Directive: MSFD)[11]」の二つがある。

２．海洋基本政策

欧州における海洋基本政策に該当する文書として、2007 年 10 月に欧州委員会が採択した「EU のための統合的海洋政策」がある。

また、海洋安全保障に関しては、2014 年に欧州理事会によって「EU 海洋安全保障戦略[12]」が採択されており、2018 年 6 月には、当該戦略に基づく「EU 海洋安全保障行動計画」の改訂版が採択された[13]。

３．海洋政策推進体制

EU における海洋政策の推進体制は、前述のとおり、欧州委員会が政策や立法の提案をし、その組織である各総局が欧州委員会の政策優先事項に従った各分野の政策の実施や法案の準備等を担当している。その総局において、海洋関連政策に主な権限を有するのが「海事・漁業総局」と「環境総局」である。2019 年 3 月現在、海事・漁業総局と環境総局の双方の「委員（commissioner）[14]」を、マルタのカルメヌ・ヴェッラ（Karmenu Vella）氏が務めている[15]。

４．海域管理

EU 固有の沿岸域、領海、EEZ というものはないが、EU は沿岸域や海域管理に関する法令・施策を講じている。沿岸域に関しては 2002 年の「統合的沿岸域管理に関する勧告」が、統合的沿岸域管理に関する戦略的アプローチや諸原則、国内措置の再検討、加盟国間の協力等につき定めている。ただし、これは前述のとおり、いかなる法的拘束力もない。EU は長らくその勧告の下で加盟国間の沿岸域管理施策の調整を実施してきたが、加盟国間での海洋利用の効率化および安全かつ持続的な利用を確保するため、2014 年 7 月に「海洋空間計画枠組指令[16]」を採択し、EU としての施策強化を図った。

---

[10] Council Regulation (EEC) No 170/83 of 25 January 1983 establishing a Community system for the conservation and management of fishery resources; Council Regulation (EEC) No 3760/92 of 20 December 1992 establishing a Community system for fisheries and aquaculture; Council Regulation (EC) No 2371/2002 of 20 December 2002 on the conservation and sustainable exploitation of fisheries resources under the Common Fisheries Policy.

[11] Directive 2008/56/EC of the European Parliament and of the Council of 17 June 2008 establishing a framework for community action in the field of marine environmental policy (Marine Strategy Framework Directive).

[12]<http://register.consilium.europa.eu/doc/srv?l=EN&f=ST%2011205%202014%20INIT>（2018 年 7 月 1 日アクセス）

[13]<https://eeas.europa.eu/topics/maritime-security/47365/maritime-security-eu-adopts-new-action-plan-more-secure-seas-and-oceans_en>（2018 年 7 月 1 日アクセス）

[14] 「閣僚（大臣）」に相当。委員会の委員は、EU 加盟国から 1 名ずつ任命される。任期は 5 年（現在の委員の任期は 2014～2019 年）。

[15] < https://ec.europa.eu/commission/commissioners/2014-2019/vella_en>　(2019 年 3 月 10 日アクセス)

[16] Directive 2014/89/EU of the European Parliament and of the Council of 23 July 2014 establishing a framework for maritime spatial planning.

５．海洋ごみ

EU 領域内で、年間 2580 万トンのプラスチックごみが生まれ、そのうち、毎年 15 万～50 万トンのプラスチックごみが海洋に流入している（図 1）[17]。世界の他地域と比較した場合必ずしも大きな数量ではないが、地中海で蓄積されたプラスチックごみの密度は、世界で最もプラスチックが蓄積されている海域のそれに匹敵するという調査結果もあり、ごみによる汚染は EU 参加国の EEZ 全域に及んでいる[18]。海岸で見つかるプラスチックごみのうち半数を使い捨てプラスチックが占める（図 2）。環境影響に加え、プラスチックごみは、観光業、漁業、海運業等に対して経済的損害を生じさせている。たとえば、EU 漁業には、EU 船舶の漁獲収入の約 1%分のコストが生じているといわれる[19]。

さらに、近年、環境と人間の健康にさらなる潜在的脅威を生じさせているとして関心が高まっているのが、マイクロプラスチックの問題である。EU 領域内で、毎年 7 万 5 千～30 万トンのマイクロプラスチックが環境に流入していると推計されている[20]。

図 1：EU における海へのプラスチック流入量

出典：http://ec.europa.eu/environment/circular-economy/pdf/plastics-strategy-brochure.pdf(p.7)

[17] Communication from the Commission to the European Parliament, the Council, The Europeam Economic and Social Committee and the Committee of the Regions a European Strategy for Plastics in a Circular Economy, COM/2018/028 final, p.3, < https://eur-lex.europa.eu/resource.html?uri=cellar:2df5d1d2-fac7-11e7-b8f5-01aa75ed71a1.0001.02/DOC_1&format=PDF > (2019 年 3 月 10 日アクセス)
[18] *Ibid.*
[19] *Ibid.*
[20] *Ibid*., p.4.

図 2：EU の海岸でみつかる使い捨てプラスチックごみ

出典：http://ec.europa.eu/environment/circular-economy/pdf/plastics-strategy-brochure.pdf(p.13)

前述した海洋戦略枠組指令（MSFD）は、EU の統合的海洋政策のうち環境部門の柱となるもので、2020 年までに海洋の「良好な環境状態（Good Environmental Status: GES）」を実現または維持するために必要な措置を EU 加盟国が採るための枠組を定めている。MSFD は、GES が達成されている状況について、11 項目にわたる定性的な指標（descriptor）を定めており、そのうち 10 番目に「海洋ごみの属性と量が沿岸と海洋の環境を害さない」との項目がある[21]。

2012 年、欧州委員会のスタッフ作業文書「海洋ごみに関連する EU の政策、立法、取組の概況」[22]が公表された。同文書は、2012 年時点の EU の海洋ごみ関連の法制度を包括的にまとめたものであり、MSFD を海洋ごみ対策の重要な要素（key element）として位置づけるとともに、海洋ごみの原因に関連する EU 法制として、「廃棄物に関する指令」、「包装と包装廃棄物に関する指令」、「都市排水指令」、「海岸施設指令」、および「船舶起因汚染指令」を挙げている。

EU 環境政策の基盤である環境計画においても、2013 年に採択された「第 7 次環境行動計画[23]」（2013 年～2020 年）において初めて、海洋ごみが明記され、「海洋ごみの EU レベルで

---

21 “Achieve Good Environmental Status.” European Commission website http://ec.europa.eu/environment/marine/good-environmental-status/index_en.htm (2018 年 5 月 29 日アクセス)

22 Commission Staff Working Document, Overview of EU policies, legislation and initiatives related to marine litter, SWD(2012) 365 final, 31 October 2012.

23 Decision No.1386/2013/EU of the European Parliament and of the Council of 20 November 2013 on a General Union Environmental Action Programme to 2020 “Living well, within the limits of our planet” (OJL354/171, 28 December 2013). 第 7 次環境行動計画は左記決定の附属書として採択された。EU は、1973 年の第 1 次環境行動計画の採択以来、継続的に環境行動計画を策定しており第 7 次環境行動計画は 2020 年 12 月末までが期限と定められている。

の削減」が規定されている[24]。

これらを受け、EU では、廃棄物全般によりよく対処するための包括的なアプローチが始動している。2013 年には、欧州委員会より「環境中のプラスチック廃棄物に係る欧州戦略に関するグリーンペーパー[25]」が公表され、プラスチック廃棄物の管理改善のために関連法制の広範な見直しを目指すことが宣言された。2015 年 12 月には、今後の EU の行動計画として、欧州委員会より「循環型経済パッケージ」が公表され、循環型経済（持続可能で低炭素かつ資源効率的で競争力のある経済）の構築に向け、2030 年までに都市ごみの 65%、包装容器廃棄物の 75%をリサイクルすることや、2030 年までに埋め立て処分される都市ごみの割合を 10%以下にすることが目標にかかげられた[26]。これを受け、プラスチックごみの排出規制として、レジ袋の規制とマイクロプラスチックの規制の二つの観点から規制が進められており、2015 年 4 月には、「レジ袋削減指令」（包装および包装廃棄物に関する既存の EU 指令を改正するもの）[27]が成立した。同指令は加盟国に対して、レジ袋の使用量を 2019 年末までに一人当たり年間 90 枚、2025 年末までに 40 枚へと段階的に削減するか、2018 年末までに全てのレジ袋を有料化するか、のいずれかあるいは両方を選択するよう求めている（各加盟国の 2018 年 2 月時点での対応は表 1）。

表 1：ＥＵ加盟国のレジ袋削減に向けた施策

施策	国名
供給側への課税	ブルガリア、クロアチア、ハンガリー
レジ袋有料化（消費者側に対する課税）	ベルギー、チェコ、デンマーク、エストニア、ギリシャ、イタリア、アイルランド、ラトビア、リトアニア、マルタ、オランダ、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア、キプロス
使用禁止	イタリア（生分解性のないプラ製レジ袋）、フランス

出典：UNEP, Single Use Plastics(2018),pp.37-41 より筆者作成

2018 年 1 月には、欧州委員会により「循環型経済におけるプラスチック戦略[28]」が公表された。同戦略は、2015 年 12 月の循環型経済パッケージにおいて数値目標に基づく廃棄物の再資源化などが推進されていることを踏まえて、プラスチック分野に特化して策定されたものである。2030 年までに、EU 市場におけるすべてのプラスチック包装を再資源化（再使用・リサイクル）するとしている。

---

[24] 優先目標 1（EU の自然資本の保全、保護及び向上）の第 19 項及び第 28 項。
[25] Green Paper on a European Strategy on Plastic Waste in the Environment, COM(2013) 123 final.
[26] Circular Economy Action Plan, COM (2015) 614.
[27] Directive (EU) 2015/720 of the European Parliament and of the Council of 29 April 2015 amending Directive 94/62/EC as regards reducing the consumption of lightweight plastic carrier bags
[28] European Strategy for Plastics in a Circular Economy, COM/2018/028 final, <>

さらに、2018 年 5 月、欧州委員会は「使い捨てプラスチック指令案[29]」 を公表した。使い捨てされているプラスチック製品うち、欧州の海・海岸でみつかる上位 10 品目および漁具を対象に、品目ごとに使用禁止・消費削減・生産者責任の拡大等の措置をとることを定めている（表 2)。欧州の海岸で発見される海洋ごみのうち、上記 10 品目の使い捨てプラスチックが 43%、漁具が 27%を占め、これらに対処することで全海洋ごみの 7 割に対処でき、10 品目の廃棄量が半分以下に削減されることで、2030 年までに 220 億ユーロ相当の（海洋ごみによる）環境損害を回避できるとされている。

2018 年 12 月、欧州議会と加盟国は、同指令案を 2021 年に前倒して発効させることで基本的に合意したと報道された[30]。今後、指令案が欧州議会と欧州理事会によって正式に承認され、指令として発効すれば、EU 加盟国には国内法制化の義務が課される。

表 2：「EU 使い捨てプラスチック指令案」が提案している規制内容

出典：欧州委員会ウェブサイト<http://europa.eu/rapid/press-release_IP-18-3927_en.htm >を基に筆者作成

	プラスチック使用禁止	消費削減目標の設定	製品デザイン	生産者責任の拡大(廃棄・浄化・消費者意識向上措置の費用負担)	回収目標の設定	ラベル表示(環境負荷・廃棄方法・プラ使用)	消費者の意識向上
綿棒	○						
プラスチック製食器類（カトラリー・皿・マドラー・ストロー）	○						
風船/風船の棒	○（棒）			○（風船）		○（風船）	○（風船）
プラスチック製食品容器		○		○			○
プラスチック製飲料カップ・ふた		○		○			○
プラスチック製飲料ボトル			○（ボトルとキャップの一体化）	○	○		○
たばこのフィルター				○			○
プラスチック製買い物袋（軽量）				○			○
プラスチック製包装（菓子の包装等）				○			○
衛生製品（ウェットティッシュ、生理用品）				○（ウェットティッシュ）		○	○
漁具				○			○

[29] Proposal for a Directive of The European Parliament and of the Council on the reduction of the impact of certain plastic products on the environment, COM(2018) 340 final
2018/0172 (COD).

[30] ≤https://www.dw.com/en/eu-reaches-agreement-on-single-use-plastic-ban/a-46797494> (2019 年 3 月 10 日アクセス)

第３章 英国における海洋政策の動向

グレートブリテンおよび北部アイルランド連合王国(以下、英国)は、イングランド、スコットランド、ウェールズ、北部アイルランドの 4 つの地域からなる連合王国であり、西インド諸島バージン諸島、アンギラ島、モントセラト島などに代表される海外領土を有する。海洋に囲まれた島国であり、国土面積は 24.3 万㎢、海岸線は 1 万 2,429km、排他的経済水域(EEZ)の面積は海外領土を含めて 680 万 5,586 ㎢である。海外領土を含めた EEZ 面積は、ロシアに次いで世界第 5 位になる[1]。

英国では 2016 年 6 月に実施された欧州連合(EU)離脱の是非を問う国民投票において、EU 離脱の賛成票が過半数を上回った。これを受けて英国は、2016 年 7 月に就任したテリーザ・メイ首相のもとで EU 離脱に向けて EU と交渉を行い、20 ヵ月に及ぶ交渉の末に EU 首脳会議の場で離脱合意がまとめられた。しかしその後、英国の下院では当該離脱合意に対する承認が得られず、英国は今後離脱合意の修正に向けて EU と再協議をしなければならない。

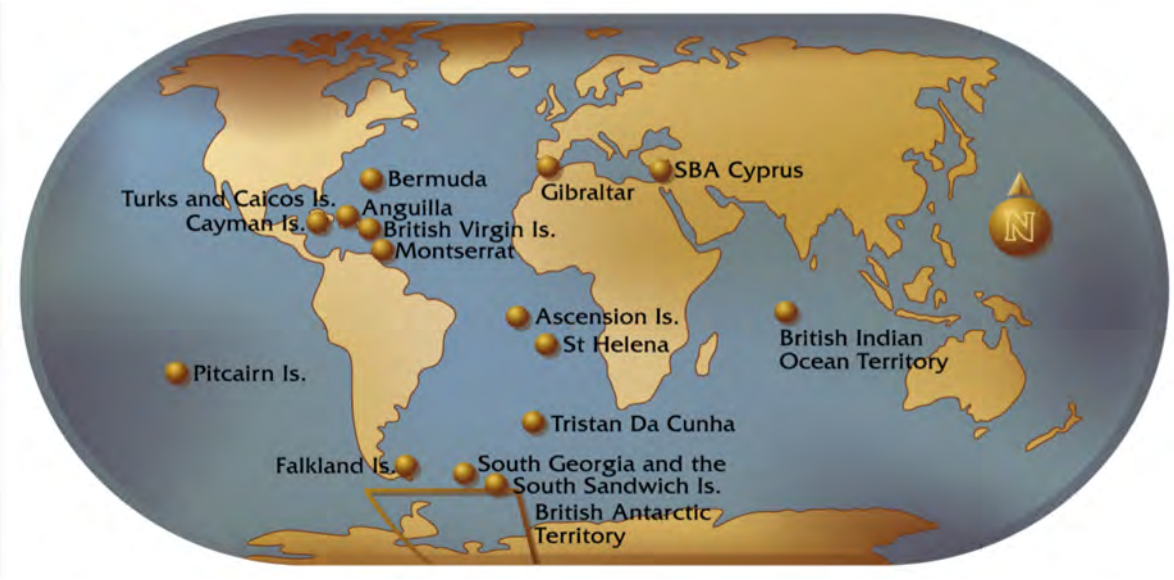

図 1：英国の海外領土[2]

１．海洋基本法令

（１）総合的管理のための包括的法令

英国ではイングランドについて海洋沿岸アクセス法 (2009 年[3])が、スコットランドでは海

---

[1] 中原裕幸「わが国 200 海里水域面積 447 万㎢の世界ランキングの検証」『日本海洋政策学会誌』第 5 号(2015 年)、131 頁。
[2] JNCC ウェブサイトより, at http://jncc.defra.gov.uk/default.aspx?page=4373 (2019 年 2 月 21 日訪問)
[3] UK Marine and Coastal Access Act

洋(スコットランド)法(2010 年[4])が、北部アイルランドについては海洋(北部アイルランド)法(2013 年[5])が海洋管理のために制定されている。また、EU 水政策枠組指令[6]や EU 鳥類および生息地指令[7]などの EU 法の実施も同時に行っている。

（２）EU 海洋戦略枠組指令の実施法

英国は、EU 加盟国に対して 2020 年までに良好な環境状態[8]を達成するための措置を要請する海洋戦略枠組指令[9](2008 年)を国内で実施するため、海洋戦略規則 2010[10] (2010 年)(イングランド、スコットランド、ウェールズ、北部アイルランド含む)および海洋戦略規則 2011[11](2011 年) (ジブラルタルを含む)を制定している[12]。

２．海洋基本政策

（１）英国海洋戦略

英国では、１．海洋基本法令にて扱った EU の海洋戦略枠組指令、およびその国内実施法である海洋戦略規則に基づき、「英国海洋戦略[13]」を公表している。

英国海洋戦略は、2012 年から 2015 年にかけて第 1 部から第 3 部が公表されており、2020 年までに「良好な環境状態」をどのようにして達成するのかについて、具体的な実施時期や措置の内容が明記されている。それぞれの内容および出版年などは、以下の表[14]のとおり。

表 1：「英国の海洋戦略」表題、出版年および内容

名称および出版年	内容
海洋戦略第 1 部(2012 年) 英国水域における初期評価および良好な環境状態	英国の海の良好な環境状態の性質、良好な環境状態の目標と指標、英国水域に関する初期評価のまとめ
海洋戦略第 2 部(2014 年) 英国水域における海洋モニタリングプログラム	良好な環境状態の進捗を測定するためのモニタリングプログラムの設置および実施について
海洋戦略第 3 部(2015 年) 英国水域における実施プログラム	英国水域における実施プログラムの策定過程、一般的措置（海洋計画および海洋ライセンス、環境影響評価、共通漁業政策、海洋保護区など）、EU 海域との対応など

[4] Marine (Scotland) Act
[5] Marine (Northern Ireland) Act
[6] Water Framework Directive
[7] Birds and Habitats Directives
[8] Good Environmental Status
[9] The Marine Strategy Framework Directive
[10] Marine Strategy Regulations 2010
[11] Marine Strategy Regulations 2011
[12] 以降、特に断りがない限り、この二法をあわせて「海洋戦略規則」と呼称する。
[13] The UK Marine Strategy
[14] “Marine Strategy Part Three: UK programme of measures,” (December 2015) at https://www.gov.uk/government/publications/marine-strategy-part-three-uk-programme-of-measures (2018.12.16 visited)

（２）海洋政策声明

(1)で述べた英国の海洋戦略のほかにも、英国は 2011 年、英国政府とスコットランド、ウェールズ、北部アイルランドの各地域が共同して「海洋政策声明[15]」を策定している。

この海洋政策声明は、海洋沿岸アクセス法(44 条)に従い、英国の各地域がそれぞれ海洋計画を策定すること、海洋環境に影響を及ぼす決定を行う上での枠組などについて記載されている。この海洋政策声明に基づき、英国の各地域は海洋計画海域にしたがった海洋計画の策定を進めている[16]。

2017 年 3 月、既に計画の策定を完了していたイングランド東部海洋計画(図 1 参照)について、策定から３年の進捗報告書「東部海洋計画に関する３年間の報告書」が公表されている[17]。

図 2：東部海洋計画の計画区域

(「東部海洋計画に関する 3 年間の報告書」p.6 より)

（３）海洋 2050: 未来をナビゲート

2019 年 1 月 24 日、英国の運輸省は「海洋 2050: 未来をナビゲート[18]」を公表し、英国の海運業界における 2050 年までの戦略目標を掲げた。同戦略目標は、５つの中心価値（①安全性について妥協しないというブランド、②バランスの取れた優先順位、③遵法アプローチに対するコミットメント、④真のグローバルな英国、⑤政府と産業界の緊密なパートナーシップ）に基づき、海運業界における将来的な課題解決や発展の方向性についての目標を定めている。

戦略目標では、テーマごとに短期(１～５年)、中期(10～15 年)、長期(15 年以上)の勧告[19]が記載されており、それぞれの領域において実施責任を負う団体や具体的な数値に基づく目標が示されている。

---

[15] Marine Policy Statement

[16] “Marine planning and development” at https://www.gov.uk/guidance/marine-plans-development (2018.12.16 visited) 各地域の海洋計画については、塩入同「第４章 英国」『2016 年度 総合的海洋政策の策定と推進に関する調査研究 各国および国際社会の海洋政策の動向 報告書』(2017 年 3 月)を参照のこと。

[17] Three-year report on the East Marine Plans (For the period 2 April 2014 - 1 April 2017), at https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/604900/east-marine-plans-three-year-progress-report.pdf (2018.12.16 visited)

[18] MARITIME 2050 Navigating the Future at https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/773178/maritime-2050.pdf (2019.1.31 visited)

[19] Recommendations

３．海洋政策推進体制

英国政府は、2009 年の海洋沿岸アクセス法などに基づき、2010 年に海洋政策の執行機関として海洋管理機関(MMO[20])を設立した。イングランド地域では、MMO が海洋管理を直接担う。スコットランドやウェールズ、北部アイルランドとの関係では、海洋沿岸アクセス法などを通じて、同地域の海洋計画を英国全体と調和させる働きを担う。

MMO は中小企業･企業および雇用法(SBEE)法(2015 年)に基づき、同法の対象にならない、かつ海洋管理機関が所掌する分野について、その影響評価の評価書を毎年公表する義務を負う。2018 年 7 月には、漁業ライセンスや海洋調査などにつき、最新のビジネス影響目的評価[21]を公表している[22]。

スコットランド政府は、2009 年に漁業管理や水産政策を総合的に担う「スコットランド海洋局」を設立しており、調査や許認可などに一括して対応している。ウェールズ政府は、海洋計画を担当する外郭組織「自然資源ウェールズ[23]」が漁獲割り当てや許認可を一括して担当している。また北アイルランドでは、海洋計画を担当する農業環境農村部が漁業管理などの許認可にあたる[24]。

４．管轄海域の管理

（１）領海・接続水域・排他的経済水域などの管理

英国は 1997 年 7 月に国連海洋法条約(UNCLOS)を批准している。国内法としては、前述の海洋沿岸アクセス法が各海域に対する権限･管理を包括的に定めている。具体的な範囲については、領海については、領水枢密院勅令[25](1964)、領海法[26](1987)、領海(修正)令[27](1998)、領海法 1987(マン島)指令[28](1998)、領海法 1987 ジャージー指令[29](1997)、領海法(基線)指令[30](2014)により規定される[31]。EEZ については、排他的経済水域指令[32](2013)に従って規定さ

---

[20] Marine Management Organisation
[21] BIT Reporting period covered 9 June 2017-20 June 2018
[22] “Non-qualifying regulatory provisions - Business Impact Target Reporting Period Covered: 9 June 2017 to 20 June 2018” available at https://www.gov.uk/government/publications/marine-management-organisation-mmo-business-impact-target-bit-assessments (2018.12.16 visited)
[23] Natural Resources Wales
[24] 以上、詳細は塩入同「第４章 英国」『2016 年度 総合的海洋政策の策定と推進に関する調査研究 各国および国際社会の海洋政策の動向 報告書』(2017 年 3 月)を参照。
[25] Territorial Waters Order in Council
[26] Territorial Sea Act
[27] Territorial Sea (Amendment) Order
[28] Territorial Sea Act 1987(Isle of Man) Order
[29] Territorial Sea Act 1987 Jersey Order
[30] Territorial Sea (Baseline)Order
[31] https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/447200/UK_TS_2015_A4.pdf (2018.12.16 visited).
[32] Exclusive Economic Zone Order

れ、また大陸棚も、大陸棚(範囲指定)指令[33](2013)により定められる。

UNCLOS 第 76 条 8 項に基づく大陸棚の延伸申請は計 4 回行われており、以下の表の状態にある。

表 2：英国による大陸棚限界委員会への延伸申請[34]

延伸申請	申請大陸棚	大陸棚限界委員会(CLCS)での状態
2006 年 5 月 19 日	ケルト海およびビスケー湾沖(フランス、アイルランド、スペインとの共同申請)	2009 年 3 月 24 日に勧告採択
2008 年 5 月 9 日	アセンション島(南大西洋)沖	2010 年 4 月 15 日に勧告採択
2009 年 3 月 31 日	ハットン・ロッコール海域 （※アイスランド、デンマーク、アイルランドとの紛争海域）	審査待ち(小委員会未設立)
2009 年 5 月 11 日	フォークランド諸島および南ジョージア、南サンドウィッチ諸島沖	審査待ち(小委員会未設立)

（２）総合的管理

２．(2) 海洋政策声明においても述べたとおり、海洋沿岸アクセス法が包括的な海洋管理について定めており、英国の各地域において海洋計画を用いた総合的な管理に向けての枠組を有している。

５．海洋ごみ

（１）取組の概要

２．海洋基本政策で述べた海洋戦略第 3 部(2015)[35]において、英国政府は海洋ごみに取り組む[36]ための措置を、EU の枠組から国内のイニチアチブに至るまで包括的に明示している[37]。同戦略によれば、英国は、既にごみ削減のための取組、ごみとなりうる物品の削減(包装紙など)、ごみを生まないためのインセンティブを生むための措置(適切なごみ処理のためのインフラ整備など)、ごみを生むディスインセンティブを生むための措置（罰金など）などを行っている[38]。

関連の法令としては、1990 年の環境保護法(イングランド、ウェールズ、スコットランド)、1994 年のごみ(北部アイルランド)指令、2005 年の清潔な近隣・環境法(イングランド、ウェールズ)、2007 年のごみおよび廃棄物に関する行動規範(スコットランド)などが根拠法とな

---

33 Continental Shelf (Designation of Areas) Order
34 笹川平和財団「大陸棚限界委員会に対する各国の申請状況」
https://www.spf.org/tairikudana/03world/fisb.php (2018 年 12 月 16 日訪問)
35 *Supra* note 14.
36 EU の MSFD の良き環境状態の記述子(descriptors)10 番は、「海洋ごみの量および特性が、沿岸および海洋の環境に悪影響を及ぼさないこと」と定める。See, *Ibid*, p. 5.
37 *Ibid*, p. 142.
38 *Ibid*, p. 144.

っている[39]。

同戦略第 3 部に示される英国の取組の主な根拠法や枠組は、以下に示す表のとおり。既存のものは表 3、計画段階にあるものは表 4 に記載した。

表 3：英国の既存の海洋ごみ削減への取組[40]

根拠法あるいは枠組(既存)	内容
越境的協力促進 OSPAR 地域行動計画(RAP)2014、1990 年の環境保護法(イングランド、ウェールズ、スコットランド)、2005 年の清潔な近隣・環境法(イングランド、ウェールズ)など	海洋ごみ削減、陸域の海洋ごみの削減、廃棄物処理、教育やアウトリーチ促進、ごみ投棄の刑事罰化など
陸域・海洋ごみの発生を削減するための措置 改正廃棄物枠組指令(2008/98/EC; rWFD), 2010 年環境許可規則(イングランド・ウェールズ)、2011 年廃棄物規則(イングランド・ウェールズ)、 2012 年廃棄物規則(スコットランド), 生産者責任諸規則	物品のリユース、リサイクルの促進、適切なごみ処理のための規制など
陸域のごみ発生源への取組(包装紙) 包装廃棄物指令 (欧州議会・理事会指令 94/62/EC)、エコデザイン指令(欧州議会・理事会指令 2009/125/EC)、2007 年生産者責任義務規則(包装ごみ)など	包装紙、包装ごみの削減、再利用が不可能な原料の規制、包装紙の大手供給元へ再利用に関する資金提供義務付け
陸域のごみ発生源への取組(スカイランタン) スカイランタン(紙製の小型熱気球)に関する業界実務規範(Industry Code of Practice)、スカイランタンに関するコミュニティ・地方自治省(DCLG)規則など	スカイランタン(紙製の小型熱気球)の規制、安全性・生物分解可能性の確保
陸域のごみ発生源への取組(使い捨てレジ袋) 使い捨てレジ袋有料規則(ウエールズ 2010 年、北部アイルランド 2013 年、スコットランド 2014 年、イングランド 2015 年)	小売店に対し、レジ袋を有料(5 ポンド)とする義務を課す
陸域のごみ発生源への取組(不法投棄防止) 国家不法投棄防止グループ(DEFRA を長とする、不法投棄防止のための、官-産業, 中央-地方政府横断的なグループ)、ウェールズ政府の不法投棄対策戦略(FtAW)、埋め立て税	ベストプラクティスの共有、執行における協力、教育・実施、埋め立てによるごみ処理削減を目的とした税
廃水と都市下水から生ずるごみへの取組 都市廃水処理指令(UWWTD, 欧州理事会指令 91/271/EEC))、水遊びに適した水指令(BWD, 欧州議会・理事会指令 2006/7/EC)、水枠組指令(WFD, 欧州議会・理事会指令 2000/60/EEC)	下水処理のシステムおよび処理活動の改善
水域のごみ発生源への取組(FAO) 国連食糧農業機関(FAO)の責任ある漁業のための行動規範(CCRF)	国内外の持続可能な海産資源の開発に関する取組のための枠組
水域のごみ発生源への取組(漁業従事者保護) 責任ある漁業スキーム(RFS)	漁業関係者の自発的な水産業従事者の福利に関する認証基準
水域のごみ発生源への取組(海洋への不法投棄防止) EC 港湾引受施設に関する指令(2000/59/EC, amended in 2002/84/EC)および規則(EC)(No 1137/2008)、1972 年のロンドン条約および 1996 年の議定書、1992 年の OSPAR 条約など	海洋への不法投棄の防止 港における船舶起因汚染源の受容施設の改善など
海洋からごみを除去するための取組(水遊びに適した水) 水遊びに適した水指令(BWD, 欧州議会・理事会指令 2006/7/EC)、	水遊びのための水質維持、除去のための適切な措置を義務付け

[39] *Ibid*, p. 145.
[40] 海洋戦略第 3 部(2015)pp.144-151 より、筆者作成。

根拠法あるいは枠組(既存)	内容
海洋からごみを除去するための取組(ビーチ) 海岸清掃スキーム	第三セクターによるクリーンアップ活動
海洋からごみを除去するための取組(漁業従事者による回収) 海洋ごみのための漁業(FFL)スキーム	OSPAR の FFL ガイドラインに基づく任意の混獲ごみの除去活動

表 4：計画されている英国の海洋ごみ削減への取組

根拠法あるいは枠組(計画段階)	内容
OSPAR 地域行動計画(RAP)2014	表 3 にも記載されているが、当該計画の主要部分は近年中に実施される予定
スコットランドのための循環型経済戦略	公開意見徴収が 2015 年に終了したところ
イングランドのためのごみ戦略	DEFRA と地方政府、関連ステークホルダーとが共同して陸域のごみ対策を行う予定
海洋計画(Marine Planning)	2021 年までに英国の各海洋計画機関が海洋計画を実施する予定

海洋ごみ対策へ取り組むための枠組としては、国際的なものとして、OSPAR 地域行動計画(RAP, 2014)に従い、措置の実施のために、措置ごとのタイムスケールを策定している。また国内的な取組としては、北部アイルランド海洋ごみ戦略 2013、スコットランド海洋ごみ戦略 2014 などがある。

政府、産業界、その他の公的セクター、市民社会およびコミュニティを通じての取組としては、「イングランド、ウェールズ、スコットランドおよび北部アイルランドのための廃棄物防止プログラム」、「スコットランドのゼロ廃棄物計画」、「英国を綺麗に保つ[41]」などの団体あるいは枠組の元で、キャンペーンが行われている[42]。

（2）マイクロビーズの製造禁止

2016 年、英国下院環境監査委員会は、マイクロプラスチックに関する環境影響についての報告書[43]を提出した。これを受けた英国政府はマイクロビーズを含む製品の禁止についての計画を公表し、2018 年 1 月 9 日にこれが実施された[44]。

---

[41] Keep Britain Tidy. ウェールズ、北部アイルランド、スコットランドにも同様のプログラムがある。
[42] *Supra* note 35 (Marine Strategy Part Three), p. 145.
[43] House of Commons Environmental Audit Committee Environmental impact of microplastics Fourth Report of Session 2016–17, https://publications.parliament.uk/pa/cm201617/cmselect/cmenvaud/179/179.pdf
[44] EIC ネット「イギリス、マイクロビーズ含有製品の製造を禁止」
http://www.eic.or.jp/news/?act=view&serial=40197&oversea=1 (2018 年 7 月 12 日訪問) ; Fifth Special Report, Environmental Audit Committee, at
https://publications.parliament.uk/pa/cm201617/cmselect/cmenvaud/802/80202.htm (2018 年 7 月 12 日訪問)

６．その他(特筆すべき政策など)

（１）持続可能な開発目標 14

英国は、2019 年のハイレベル政治フォーラム(HLPF)において自発的国別レビュー(VNR)の達成度評価を控えている[45]。

国内政策として、英国は持続可能な開発目標(SDGs)の達成を確保するため、各省の行動計画をウェブページにおいて公開しており[46]、目標 14 については 2018 年 12 月時点で、以下の 2 種類の行動計画が公表されている。すなわち、①海洋・沿岸の産業を繁栄させつつ、より清潔、健康、生産的で生物学的に多様な海を確保する(環境食糧農村地域省[47]における行動計画[2018 年 5 月]の一部)。②環境食糧農村地域省と共に、海洋プラスチック汚染対策を含む、種の損失や生態系の劣化へ取組、壊滅的な環境劣化を防止するために行動する(国際発展省における行動計画[2018 年 5 月]の一部)、である。

また、2017 年に SDG14 の達成促進のために行われた国連海洋会議に際しては、海洋研究の促進(＃OceanAction20480)、海洋ごみ対策(＃OceanAction19719)、海洋保護区の設置(＃OceanAction19624)、コモンウェルス海洋経済プログラム(＃OceanAction19609)ら、計 4 件の自発的約束を登録している[48]。

（２）海洋保護区

現在英国には 297 か所、英国海域の 23%をカバーする海洋保護区(以下、MPA)が存在する[49]。このような英国の MPA は、主に特別保全区域(SACs)、海洋特別保護区(SPAs)、海洋保全区(MCZs)、自然保全 MPAs(NCMPAs)で構成される[50]。それぞれの MPA の指定根拠は、以下の表のとおり。

表 5：英国の MPA の種類と指定根拠

種類	根拠
特別保全区域(SACs)	欧州理事会生息地指令(92/43/EEC)
海洋特別保護区(SPAs)	欧州鳥類指令(Directive2009/147/EC)
海洋保全区(MCZs)	海洋沿岸アクセス法(116 条)
自然保全 MPAs(NCMPAs)	海洋沿岸アクセス法、海洋(スコットランド)法

[45] http://sdg.iisd.org/events/high-level-political-forum-on-sustainable-development-hlpf-2019/ (2018.12.16 visited)
[46] “Corporate report; Implementing the Sustainable Development Goals - December 2017”. at https://www.gov.uk/government/publications/implementing-the-sustainable-development-goals/implementing-the-sustainable-development-goals (2018.12.16 visited).
[47] Department for Environment, Food & Rural Affairs
[48] https://oceanconference.un.org/commitments/# (2018.12.16 visited)
[49] https://oceanconference.un.org/commitments/?id=19624 (2018.12.16 visited)
[50] Voluntary Commitment #OceanAction19624[by United Kingdom], http://jncc.defra.gov.uk/page-6906 (2018.12.16 visited)

イングランドにおいて MPA の管理に責任を有するのは、海洋管理機関(MMO)、環境食糧農村地域省、沿岸漁業保全機関(IFCA)などである。MMO は、「海洋管理機関の戦略的管理表:2016 年 3 月[51]」や「MPAs における漁業管理-アプローチとプロセスの概要(2016)[52]」などの管理工程表や計画を公表し、効果的に MPA による保全を行うための取組を行っている。

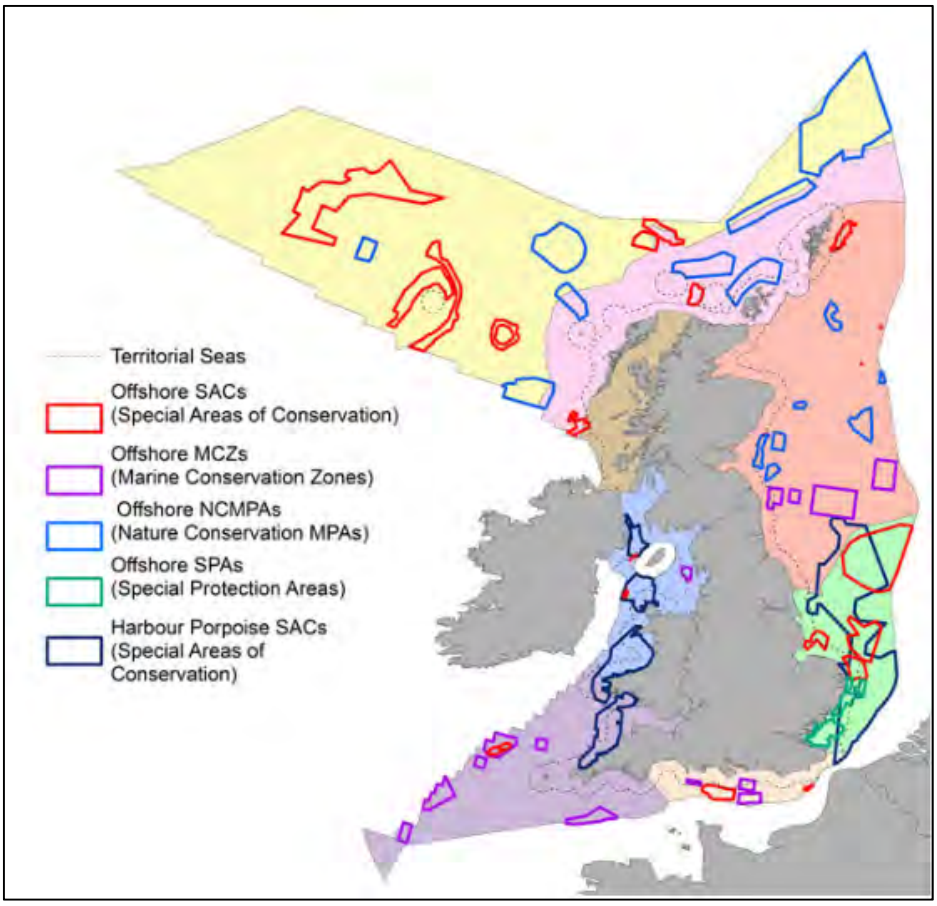

図 3：英国の海洋保護区[53]

（3）欧州連合(EU)からの離脱

英国は 1973 年に欧州経済共同体(EEC)、1992 年に欧州連合(EU)の加盟国となったが、2016 年 6 月に実施された欧州連合(EU)離脱の是非を問う国民投票において、EU 離脱の賛成票が過半数を上回った。これを受けて、近年は 2016 年 7 月に就任したテリーザ・メイ首相のも

[51] Marine Protected Areas (MPAs), MMO strategic management table; March 2016. at https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/543755/MMO_Strategic_Man_table_March_2016.pdf (2018.12.16.visited)
[52] Managing Fisheries in Marine Protected Areas: Approach and Process Overview, 2016 at https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/538394/Approach_and_Process_overview_-_Managing_Fisheries_in_MPAs.pdf (2018.12.16 visited)
[53] Joint Nature Conservation Committee “Marine Protected Areas”, at http://jncc.defra.gov.uk/marineprotectedareas (2018.12.16 visited).

とで、EU 離脱に向けて英国と EU との交渉が行われてきた。交渉は 20 ヵ月に及んだが、2018 年 11 月 25 日に EU 首脳会議において、離脱条件や英国離脱後の関係などを定めた離脱合意(以下、離脱合意[54])が合意された。離脱合意の内容によれば、2019 年 3 月 29 日に英国の EU 離脱が予定されていた(その後 2020 年 12 月 31 日まで移行期間)ものの、その後英国の下院では離脱合意に対する承認が得られず、英国は離脱合意の修正に向けて EU と再協議をしなければならなくなった。

英国の EU 離脱に関して最も論争を呼んだのが漁業権である。EU 諸国は共通漁業政策のもとでの英国 EEZ 内での漁獲割当て・アクセス権の維持を望み、他方で英国の漁業従事者は、自国の EEZ 内における排他的な漁業権を復活させることを望んでいた。

EU と英国は離脱合意の中で、EU 運営条約 43 条(3)に定められたアクセス権や漁獲割当てについては一旦議論を棚上げし、別途移行期間中に協議を行うとしていた[55]。ただし英国は、2019 年 1 月 10 日、離脱合意が議会に承認されなかった場合(いわゆる「合意なき離脱」)に備え、政府ウェブサイトに自国の水産業関係者に向けた指針を掲載している[56]。

離脱合意が議会に承認されなかった場合、当該指針によれば、2019 年 3 月 29 日から

- 英国の水域において操業する英国船籍の船舶については漁業権に変化がない一方で、英国に船籍がない船舶についてはもはや英国の水域における自動的なアクセス権を有しないこと
- EU 水域あるいは第三国の水域において操業する英国船籍の船舶については、もはや当該水域における自動的なアクセス権を有しないこと
- 英国の漁獲割当て(Quota)の保持者は、2019 年 3 月までに英国の漁政部が割当てについて連絡を行うこと。EU 諸国と英国との間で自動的に割当ての交換は行わないこと
- 英国はこれまで EU を通じて加盟していた北東大西洋漁業委員会(NEAFC)へ、英国として加盟するため、英国の漁業従事者はこれに備えること
- このほかにも、今まで EU を通じて加盟していたその他の地域漁業管理機関(RFMOs)にも英国単独での加盟を行うが、加盟のやり直しまで資格が途絶える可能性があること。更なる情報は、DEFRA を通じて漁業従事者に伝えられること

などの情報が記載されている。

今後 EU 側が再協議に応じるのか否か、応じるとすればどのように進めるのか、英国の議会がどのような判断を行うのか、先行きは未だ不透明である。

---

[54] Agreement on the withdrawal of the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland from the European Union and the European Atomic Energy Community, as endorsed by leaders at a special meeting of the European Council on 25 November 2018.
[55] *Ibid*, Article 130(1).
[56] https://www.gov.uk/guidance/commercial-fishing-and-marketing-of-seafood-if-theres-no-brexit-deal (visited 2019.2.22).

第４章　フランスにおける海洋政策の動向

フランスはヨーロッパ連合（EU）最大の国土面積を誇り、風景も変化に富んでいる。2018 年時点で人口は約 6,718 万人、フランス本土の面積は 54 万 4,000 km^2 である[1]。本土領土はヨーロッパの西部に位置し、西は北海、英仏海峡、大西洋に接し、南は地中海に接する約 5,500 km の海岸線に囲まれている。複数の島が点在し、中でも地中海に浮かぶコルス（コルシカ）島が最大である。さらに、多数の島を含む海外領土を有する。

フランスは、1,100 万 km^2 の海洋空間を有しており、世界でも有数の海洋国家を自負している。海洋の潜在的な可能性について科学的な解明を進め、さらに国家の富の創造のために海洋空間を開発利用し、かつ環境に配慮した海洋に依拠したブルーエコノミーを推進することを国家としてうたっている[2]。また、パリ協定に明記された気候変動対策を実施するうえで、海洋管理を有効に行っていくという方向性を明確に示している。

2014 年 4 月 2 日に社会党・左派のフランソワ・オランド大統領の下、マニュエル・ヴァルス内閣のエコロジー・持続可能開発・エネルギー（MEDDE）[3]大臣として入閣したセゴレーヌ＝ロワイヤル国民議会議員（社会党）は、ブルーエコノミーおよび気候変動対策を中心に据えた海洋に関わる行動計画について海洋関連の会議等の場を通じて具体的に提示した。

2017 年 5 月 14 日には、中道政党・共和国前進のエマニュエル・マクロン大統領が就任し、エドゥアール・フィリップ首相のもと、環境保護活動家およびジャーナリストとして著名なニコラ・ユロ氏が国務大臣、環境連帯移行大臣に任命されたが、2018 年 8 月に辞任し、翌月に国民議会議員のフランソワ・デ・ガイ氏が同大臣に就任した。

１．フランスの海洋（基本）法令および海洋政策

フランスにおける海洋および沿岸域に関わる法整備や政策に関しては、国際、地域、国家のレベルで分類し捉えることができ、その主要な法的背景を、表１にまとめた。欧州においては、フランスに先行するかたちで、総合的な海洋政策や安全保障戦略、ブルーエコノミー推進等の総合的な政策方針が打ち出されており、フランスもそれらを受け国内法整備を進めている状況である。

フランスでは、1992 年のリオ宣言及び 2002 年の持続可能な開発に関するヨハネスブルグ宣言での公約に基づき、2003 年に初の「持続可能な開発国家戦略」（2003 年～ 2008 年）（La Stratégie Nationale de Développement Durable : SNDD）が採択され、その後、第二次の SNDD（2010 年-2013 年）を経て、現在は第三次の国家戦略となる「持続可能な開発と生態的学的な移行国家戦略」（La Stratégie Nationale de Transition Ecologique vers un

[1] 仏国立統計経済研究所
[2] 後述するように、2016 年にはブルーエコノミーのための法律（Loi no 2016-816 du 20 juin 2016 pour l'économie bleue (1)　）が制定されている
[3] Ministère de l'Écologie, du Développement durable et de l'Énergie

Développement Durable 2014－2020：SNTEDD）52 の実施期間中であり、同戦略が掲げる 3 つの分野横断的な方向性の下、9 つの目標達成が推進されている。第一に「2020 年までのビジョンを定義する」という方向性の下、①持続可能で回復可能な領土領海を構築する、②循環型かつ低炭素型経済を確立する、③環境、社会、領土領海に関する不平等を減少させ予防する、第二に「グリーン成長のために経済社会モデルを移行させる」として、④新しい経済・財務モデルを考案する、⑤経済活動の生態学的移行に寄り添う、⑥生態学的移行に向けての知識の創出や研究、イノベーションを導く、そして第三に「すべての主体による生態学的移行の推進を促進する」として、⑦持続可能な開発に向けて生態学的移行に関する教育、訓練、意識向上を行う、⑧すべてのレベルで利害関係者を動員する、⑨欧州及び国際的なレベルで持続可能な開発を促進する、が挙げられている。

さらに、フランスの「国家海洋沿岸戦略」（La Stratégie Nationale pour la Mer et le Littoral）（2017 年版）では、以下の 4 つの長期目標が掲げられている。すなわち、①海及び沿岸線の生態学的な移行、②持続可能なブルーエコノミーの構築、③海洋環境の良好な環境状態及び魅力的な海岸線の保存、④フランスの影響力の強化、である。さらに、4 つの戦略的な軸として①知識と革新に依拠する、②持続可能かつ回復力を有する海洋及び沿岸域を構築する、③主導的な取組を支援、最適化し障害を取り除く、④ EU や国際交渉の場でフランスのビジョンを推進し同国の問題を推し進める、が示され、それらの軸の下、合計 26 の戦略的行動が定められている。

「ブルーエコノミーのための法律」[4]も 2016 年 6 月に成立した。同国では、総合的な海洋管理やガバナンスを定義する海洋基本法の制定は依然なされていないが、省庁やセクター横断的に海洋政策を立案実施する政府内の組織的な編成や取組は、着実に進んでいる。同法は、欧州連合（EU）によって 2010 年 3 月に採択された「欧州 2020」の戦略、および 2012 年に採択された「ブルー成長」の行動計画などを受けて、海洋に関わるフランスの経済活動の競争力強化を主たる目的として制定された。例えば、海洋再生可能エネルギー開発への投資環境を整えるために陸上でのエネルギー開発とは異なる条件での保険制度の導入を可能にするなどの措置がとられている。その他、2014 年には「欧州連合海洋安全保障戦略[5]」や「海洋空間計画の枠組構築に係る 2014 年 7 月 23 日の欧州議会及び理事会指令第 2014/89/EU 号[6]」等がそれぞれ採択されている。フランスもこれに呼応し、国内における関連法整備を進めている。2015 年に発行された「欧州連合海洋安全保障戦略」をフランスの文脈で捉え策定した「海洋安全保障戦略[7]」が同年発表されている。

また、二国間の関係では、2019 年 1 月 11 日にフランスと日本の両政府は、外務防衛閣

---

[4] Loi no 2016-816 du 20 juin 2016 pour l'économie bleue (1)

[5] 同戦略は、2014 年 6 月 24 日に採択された。なお、同戦略の正式名称は、EUROPEAN UNION MARITIME SECURITY STRATEGY である。

[6] 同指令は、2014 年 7 月 23 日に署名・採択、及び、同年 9 月 18 日に発効した。なお、同指令の正式名称は、DIRECTIVE 2014/89/EU OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 23 July 2014 establishing a framework for maritime spatial planning である。

[7] Stratégie nationale de sûreté des espaces maritimes

僚協議（２プラス２）をフランス北西部ブレストで開催し、インド太平洋地域での海洋安全保障で連携を強化する方針を確認し、安全保障や環境問題を含めた「包括的海洋対話」を創設することで合意した。加えて、トラック 1.5 の取組として、笹川平和財団海洋政策研究所とフランスの戦略研究財団（FRS: Fondation pour la Recherche Strategique）は、2018 年 12 月に東京で「日仏海洋セミナー」を開催し、両国の海洋協力のあり方について討議した。以下に、海洋政策の全般的動向に関わる法体系と組織概要について紹介する。

(1)環境グルネル（Grenelle de l'environnement）

2007年から2012年まで政権を担ったニコラ・サルコジ大統領は、環境と調和した経済発展、すなわち「持続可能な開発（développement durable）」を実現するための政策の一環として、就任から間もなく「環境グルネル」政策を開始した[8]。その要点は、多様な利害関係者（中央政府、地方自治体、環境NGO、雇用者、被雇用者の5グループ）を政策形成過程に関与させることで、当該政策の実効性および民主的正統性を高めることにあると言える[9]。具体的な法令としては、2009 年8 月3 日の「環境グルネルの実施に関するプログラム法律（グルネル実施法1）」[10]、2010 年7月12日の「環境のための国家の義務を定める法律（グルネル実施法2）」[11]が制定され、海洋政策を含めた環境政策全般の推進のための基礎を提供している。

(2)国家海洋・沿岸域戦略ガイドライン

2008 年 1 月から 6 月までの間、海洋および沿岸域の統合的管理を専門に扱う実行委員会（COMOP12）が設置され、グルネル実施法案に海洋に関する条項を設けるための作業がおこなわれた。COMOP12 のメンバーは、フランス国民議会議員（委員長）、全仏県連合会、全仏州連合、海洋事務総局、エコロジー・持続可能開発及び国土整備省、海洋保護区庁、国家沿岸域審議会、土木総評議会、国立海洋開発研究所、国立自然史博物館、海洋漁業・養殖業国家委員会等の代表で構成され、10 回の全体会合が開催された。COMOP12 における具体的な検討項目は、 第１に、沿岸域を生態系アプローチに基づき統合的に管理すること、第２に、水産資源の持続可能な管理、第３に、陸上活動に起因する海洋汚染の削減と防止、である。COMOP12 が作成した法律案には第 1 に、国家レベルでは国家海洋・沿岸域戦略ガイドラインを 2010 年までに策定し、地域レベルでは沿岸地域戦略を策定すること（計画の策定）、第 2 に、国家レベルでは国家海洋・沿岸域審議会を設置し、地域レベルでは海洋・沿岸域審議会を設置すること（多機関調整）、第 3 に、海洋・沿岸

[8] 海洋政策研究財団、平成 20 年度　各国および国際社会の海洋政策の動向、第 1 部第 1 章参照。
[9] 「グルネル」の語源は、パリのグルネル通りにある労働省において締結された 1968 年の労使協定「グルネル協定」であり（当財団 20 年度報告書、第 1 部第 1 章、p.5）、そこでの交渉過程で見られた「多様な利害関係者の参加」という要素が「グルネル」という言葉に込められるようになった。
[10] Loi n° 2009-967 du 3 août 2009 de programmation relative à la mise en oeuvre du Grenelle de l'environnement (1).
[11] Loi n° 2010-788 du 12 juillet 2010 portant engagement national pour l'environnement (1).

域管理国家基金を創設すること（資金調達）が盛り込まれた。ちなみに、フランスの漁業政策は、1970 年 10 月 20 日に導入された欧州連合（EU）の法制度である「共通漁業政策（Common Fisheries Policy<CFP>）」に依拠している。

現在、フランス環境連帯移行省は、2019 年上半期の最終決定を目指して「国内の海洋・沿岸域に関する戦略」策定作業を進めており、2018 年 1 月から 3 月まで、国民の意見を募集している。地域の海洋・沿岸域の課題や自然保護、再生可能エネルギー、漁業等の指定海域などの問題が扱われており、海洋生態系に配慮しながら、海洋・沿岸域での様々な活動を調和させるという方針が示されている[12]。

(3)海洋グルネル（Grenelle de la mer）

上記(1)の環境グルネルは、海洋分野に限定されない広範な分野の政策を扱うものであったが、海洋分野に特化して環境グルネルを補完するものとして、「海洋グルネル」政策の開始が2009 年2 月に宣言された[13]。その成果物として、2009年7月10日、15日の最終会合において、137 のコミットメントを盛り込んだ政策提言文書「海洋グルネルコミットメント青書[14]」が発表された。

(4)海洋国家戦略青書（Livre Bleu : Stratégie Nationale pour la Mer et les Océan）

「海洋グルネルコミットメント青書」発表の翌日（2009 年 7 月 16 日）、サルコジ大統領は、ル・アーブルにおいて海洋政策に関する講演[15]を行い、同青書を土台として、年内にフランスの海洋戦略に関する青書を作成する旨を述べた。その後、海洋総合事務局[16]における戦略策定作業、海洋関係閣僚委員会[17]の採択を経て、12 月 8 日、フィヨン首相によって「海洋国家戦略青書」[18]が発表された。海洋グルネルコミットメント青書の内容をほぼ踏襲している。「海洋国家戦略青書」は戦略的優先課題とガバナンスという 2 つの項目から構成されており、4 つの優先課題として、①海洋知識の醸成や海洋教育等を通じた将来への投資、②持続可能な海洋経済の構築、③海外領土における海事関連活動の促進、④国際的な場におけるフランスの地位確立、が挙げられている。さらにガバナンスの改善と題した項目では、海洋政策のより効果的な実施を目的としたガバナンスの拡張、中央政府の責任についても触れ、そのリソースの増加の必要性も含めて指摘している。海洋政策の分野でのフランスの国際的な貢献の重要性についても記載されている[19]。

---

[12] http://www.eic.or.jp/news/?act=view&word=&category=&oversea=1&serial=40462（2018 年 3 月 20 日アクセス）。
[13] 海洋政策研究財団、平成 21 年度　各国および国際社会の海洋政策の動向、第 1 部第 4 章参照。
[14] Le Livre Bleu des engagements du Grenell de la Mer (10 et 15 juillet 2009).
[15] Discours de M. Le Président de la République Sur la Politique Maritime de la France (Le Havre, 16 juillet 2009).
[16] Secrétariat général de la mer, 本稿第 2 節で後述
[17] Comité interministériel de la mer, 本稿第 2 節で後述
[18] Livre Bleu : Stratégie Nationale pour la Mer et les Océan (8 décembre 2009).
[19] 2013 年 3 月に発行された「海洋国家戦略青書」第 2 期報告書に、2009 年から 2011 年までの成果が報

(5) 生物多様性・自然・景観回復法（Loi pour la reconquête de la biodiversité, de la nature et des paysages）

2016 年 8 月 9 日に「生物多様性・自然・景観回復法」[20]が公布された。同法は法的原則として、環境に与えた損害の補償（汚染者負担）、生態系の相互依存性、環境保護における後退禁止を打ち出し、生物多様性に関する国の専門機関としてフランス生物多様性庁の設置を定めた。また、絶滅危惧種や脆弱な地域の環境を保護するため、国の保護計画の強化や広大な新海洋保護区の設置のほか、海洋ごみを減らすため化粧品のプラスチック製マイクロビーズ禁止（2018 年）などを定めている[21]。

表 1：フランスを巡る海洋および沿岸域の統合的管理の法的背景

国際レベル	地域レベル
・ 国連海洋法条約 ・ IMO（国際海事機関）関連条約 ・ 生物多様性条約 ・ リオ地球サミット・アジェンダ 21 ・ ヨハネスブルグサミット実施計画 ・ ラムサール条約 ・ MDGs（ミレニアム開発目標） ・ リオ＋20・我々が望む未来 ・ 2030 アジェンダ（持続可能な開発目標＜SDGs＞） ・ パリ協定	・ バルセロナ条約 ・ ベルン条約 ・ オスパー条約 ・ ボン条約 ・ カルタヘナ条約 ・ CCAMLR（南極の海洋生物資源の保存に関する条約） ・ ナイロビ条約 ・ ヌメア条約
EU レベル	**国家レベル（本文参照）**
・ 野鳥指令 ・ 共通漁業政策 ・ 生息地指令（ナチューラ 2020 ネットワーク） ・ 水枠組み指令 ・ 沿岸域総合管理の実施に関する勧告 ・ 通達「欧州持続可能な開発戦略」 ・ グリーンペーパー ・ ブルーブック ・ 海洋戦略枠組み指令 ・ 通達「海洋政策の統合的アプローチのためのガイドライン」 ・ リスボン戦略 ・ 統合的海事政策 ・ ヨーロッパ 2020 戦略 ・ 海洋空間計画の枠組構築に係る指令	・ 環境グルネル ・ 国家海洋・沿岸域戦略ガイドライン ・ 海洋グルネル ・ 海洋国家戦略青書 ・ 海洋安全保障戦略 ・ ブルーエコノミー推進法 ・ 生物多様性・自然・景観回復法

２．海洋政策推進体制

海洋に関する政策項目は多岐にわたり、それらを担当する行政機関も多いが、以下では海洋政策を担当する主要な行政機関について、当財団報告書（23 年度第 1 部第 4 章）に基づき記述する。

告されている。

[20] Loi n° 2016-1087 du 8 août 2016 parue au JO n° 0184 du 9 août 2016 (rectificatif paru au JO n° 0223 du 24 septembre 2016)

[21] http://tenbou.nies.go.jp/news/fnews/detail.php?i=19623（2018 年 3 月 8 日アクセス）

(1)海洋関係閣僚委員会（CIMer/CIMER）

海洋関係閣僚委員会（CIMer[22]）については、1995年11月22日のデクレ 95-1232[23]に詳しく規定されている。CIMerの任務は、国家の海洋政策を決定し、海洋におけるあらゆる分野の国家活動―とりわけ、海洋空間の利用、海域の保護、海洋資源の利用および持続可能な管理―の指針を定めることである。加えて、沿岸警備については、そこに含まれる活動について定義し、優先順位を定め、当該業務を担当する様々な機関の調整を行う。さらに、海洋政策に関わる国際的および共同体（EU）的な立法案を承認することができる（1条）。CIMer の議長は首相が務め、海洋政策に関係のある多くの閣僚が参加する。事務局は、政府事務総局（le secrétariat général du Gouvernement）に置かれる（2条）。

(2)海洋総合事務局（SGMer/SGM）

海洋総合事務局（SGMer[24]） についても同様に、1995 年 11 月 22 日のデクレ 95-1232 に詳しく規定されている。SGMer は首相の権限の下に創設される。事務局長は閣議を経たデクレによって指名され、CIMer の会合に参加する（3 条）。SGMer の任務は、概略以下の通りである。①CIMer の討議の準備、そこでの決定の執行、海洋に関する国家政策の策定作業の促進および調整、②海洋政策に関する統制、評価、調査業務の執行（海洋に関する種々の委員会への参加など）、③海洋における国家活動の調整（海軍軍管区長官、海外領土の政府代表の活動の促進および調整など）、④沿岸警備政策の策定作業の促進および調整、⑤国際法、共同体法の発展を考慮して、海洋に関する文書の調査およびその必要な変更の提案がなされるよう確保する、⑥海洋政策および海洋に関する国家活動についての報告書を毎年作成し、首相に提出する（4 条）。

(3)環境連帯移行省(Ministère de la Transition écologique et solidaire)

環境連帯移行省 は、海洋問題を担当する主要官庁である。同省は、環境と持続可能な発展のための総合評議会と海事問題総監に加え、事務局および持続可能な開発のための一般委員会という横断的な組織構造の下に、①エネルギー・気候事務局、②インフラストラクチャー、交通、海洋事務局、③計画、住宅、自然事務局、④リスク予防事務局、⑤民間航空総局（DGAC）の 5 つの事務局から構成されている。大臣は、持続可能な開発、気候、交通分野などと並んで、海洋分野についての国家政策を準備し実施する権限を有する（ただし、漁業、海洋文化、造船分野は除かれる）。また、首相の委任の下、CIMer の議長を務めることができる。その他、様々な官庁が海洋政策を担当しており、漁業については農

[22] Comité interministériel de la mer

[23] Décret n° 95-1232 du 22 novembre 1995 relatif au comité interministériel de la mer et au、デクレ（décret）とは、共和国大統領または首相によって署名された、一般的効力を有する行政立法または個別的効力を有する執行的決定。

[24] Secrétariat général de la mer

業・食料省[25]が、海上防衛、沿岸警備については軍事省[26]が、海外県・海外領土については海外県・海外領土省[27]が所管している。

(4)州際海洋局（directions interrégionales de la mer < Les DIRM >）

州際海洋局は、環境連帯移行省 に属する中央政府の出先機関（le service déconcentré）であり、その組織および任務については、2010 年 2 月 11 日のデクレ 2010-130[28]によって規定されている。管轄海域は、以下の 4 つに区分されている。すなわち、①英仏海峡東部から北海（本部：ルアーブル）、②大西洋北部から英仏海峡西部（本部：ナント）、③大西洋南部（本部：ボルドー）、④地中海（本部：マルセイユ）である（1-I 条）。州際海洋局は、州の海洋担当部局を統合して創設される（2 条）。その任務は州知事および海軍軍管区長官の権限の下でなされ、具体的には海洋における持続可能な開発、海洋資源管理、海洋活動の規制についての国家政策の指揮および、海洋・沿岸域活動の規制についての（地方レベルも含めた）政策の調整などである（3-I-1 条）。

(5)海軍軍管区（la préfecture maritime）

前述の通り、本土の沿岸海域のうち、港湾・河口部分を除いた海岸線（低潮線）の外側は、地方ではなく国の管轄である。海域ごとに、以下の 3 つの海軍軍管区—①大西洋軍管区（本部：ブレスト）、②英仏海峡・北海軍管区（本部：シェルブール）、③地中海軍管区（本部：トゥーロン）—に区分されており、それぞれの軍管区の長たる海軍軍管区長官（le préfet maritime）は、当該海域の海洋政策について国家を代表する（海洋における国家活動に関する 2004 年 2 月 6 日のデクレ 2004-112[29]、1 条）。

海軍軍管区長官は管轄海域における一般警察権限を有し、海洋におけるあらゆる国家活動—とりわけ、防衛、秩序維持、人や財産の保護、環境保護、違法行為への対処活動の調整など—について法令を執行する（1 条）。

(6)フランス生物多様性局（Agence française pour la biodiversité）

「2006 年 4 月 14 日の国立公園、海洋自然公園、地方自然公園に関する法律」の 18 条によって環境法典の L.334 条が改正され、海洋保護区局[30]が創設された（L.334-1 条 I）。同局は、フランスにおける海洋保護区の活性化および国際的レベルでの海洋保護区の創設・管理へのフランスの参画に貢献するものとされていた（L.334-1 条 II）。2016 年 8 月に公

[25] Ministère de l'Agriculture et de l'Alimentation
[26] Ministère de la Défense
[27] Ministère des Outre-Mer
[28] Décret n° 2010-130 du 11 février 2010 relatif à l'organisationi et aux missions des directions interrégionales de la mer.
[29] Décret n° 2004-112 du 6 février 2004 relatif à l'organisation de l'action de l'Etat en mer.
[30] Agence des aires marines protégée

布された「生物多様性・自然・景観回復法」[31]に基づき、2017 年 1 月にフランス生物多様性庁（Agence française pour la biodiversité：AFB）が設立された。AFB はフランスの環境の保護と再生の中心機関として、データの収集・公開、調査研究の実施、国や自治体への技術支援、パートナーシップ活動への資金支援、国の戦略の推進、意識啓発や職業訓練の実施、保護地区の管理の支援、侵略性外来種対策など広範な任務を与えられている。このような活動を遂行するため、これらの分野ですでに経験と専門知識をもつ海洋保護区庁、水・水生環境庁（ONEMA）、自然地域に関する技術ワークショップ（ATEN）、フランス国立公園の 4 機関が AFB のもとに統合され、総予算も拡充された。国立自然史博物館と国立科学研究所との間に共同研究ユニットも設立され、国立狩猟・野生生物事務所（ONCFS）等の州事務所とも密接な連携を図る。AFB の拠点はブレスト、モンペリエ、ヴァンセンヌの 3 か所に置かれる[32]。海洋保護区の現状については、本稿 6 節にて解説する。

３．フランスの海外領土

フランス共和国は、コルシカを含むフランス本土だけでなく、海外にも領土を有している。現在、海外の領土としては、海外県(DOM)[33]、旧来の海外領土(TOM)[34]を含むその他の海外公共団体(collectivité d'outre-mer)、さらに、フランスが領有を宣言している南極大陸および南極圏領土(Terres australes et antarctiques françaises)がある。海域を含む海外領土は表 2 の通り。現在フランスは、国連大陸棚申請委員会に対して仏領ポリネシア海域の 200 海里以遠の大陸棚申請を提出しており、これが承認されると仏領ポリネシアの排他的経済水域（EEZ）面積は 470 万 km^2 となりフランスが管轄権を有する海域の約半分となる。

表 2：フランス海外領土が占める海域と人口の割合

領土	海域	人口
フランス領ポリネシア	46.22%	0.41%
ニューカレドニア	12.85%	0.48%
ケルゲレン諸島	5.64%	0.00%
クローゼー諸島	5.33%	0.00%
サンポール島・アムステルダム島	4.78%	0.00%
フランス本土/コルシカ	4.51%	95.85%
クリッパートン島	4.09%	0.00%
フランス領インド洋無人島群	3.67%	0.00%
レユニオン	2.91%	1.26%
トロメリン島	2.87%	0.00%
ウォリス・フテュナ	2.53%	0.02%
フランス領ギアナ	1.31%	0.36%
アデリーランド	1.09%	0.00%
グアドループ	0.90%	0.61%
マヨット	0.61%	0.33%
マルティニーク	0.50%	0.59%
サン・ピエール・エ・ミクロン島	0.12%	0.01%
サン・バルテルミー島	0.04%	0.01%
サン・マルタン	0.02%	0.05%

（出典：海洋安全保障戦略、2015 年）

現在、海外県の地位を付与されているのは、カリブ海のグアドループ(Guadeloupe)およびマルティニーク(Martinique)、インド洋のレユニヨン(Réunion)、南米のフランス領ギアナ(Guyane)の 4 つである。海外県には含まれないフランス領ポリネシア(Polynésie française)、南太平洋の

[31] LOI n° 2016-1087 du 8 août 2016 pour la reconquête de la biodiversité, de la nature et des paysages (1)

[32] http://www.eic.or.jp/news/?act=view&serial=38243
（2018 年 3 月 8 日アクセス）

[33] départements d'outre-mer

[34] territoires d'outre-mer

ワリス・エ・フツナ(Wallis et Futuna)、マダガスカル北西のマヨット(Mayotte)、カナダ沖のサン・ピエール・エ・ミクロン(Saint-Pierre-et-Miquelon)については、組織法律によってその地位が規定され法適用の条件等が定められている。これらの海外公共団体には海外県と比べてより広範な権限が認められている。

ニューカレドニア(Nouvelle-Calédonie)は、1998 年のヌメア協定を経て、主権の分割共有が認められ「特別共同体」となった。そして、将来、独立の是非を問う住民投票が実施されることを前提として、フランス本国からニューカレドニアへの外交、軍事、司法を除く内政に関わるほぼすべての権限移譲が定められた。同協定に基づき 2018 年 11 月 4 日にフランスからの独立の是非を問う住民投票が実施され、56.7%対 43.3%で否決された[35]。

なお、2018 年にニューカレドニアおよびフランス領ポリネシアは、太平洋諸島フォーラム（PIF）に正式加盟するとともに、同年 5 月に福島県いわき市で開催された第 8 回太平洋・島サミット（PALM8）に新規参加した。

４．排他的経済水域（EEZ）等の管理

フランスは、世界第 2 位の排他的経済水域（EEZ）を有しており、その規模は 11,035,000 km^2 に及ぶ。また、その大半（97%）は、海外領土に属している。EEZ には、共和国の沖合の経済水域及び生態系保護水域に関する法律（1976）、大陸棚及び排他的経済水域における人工島・施設・構築物及び付帯施設並びに海底ケーブル・パイプラインに適用可能な規制に関するデクレ等が適用される。EEZ の管理と利用については、個別法令の適用と改正により対応しており、排他的経済水域等の総合的な開発、利用、保全等を推進していくための総合的な法整備は整っていない。

図 1：フランスの海域[36]

[35] https://www.lemonde.fr/politique/article/2018/11/04/referendum-en-nouvelle-caledonie-la-victoire-en-demi-teinte-du-non-a-l-independance_5378708_823448.html（2018 年 11 月 30 日アクセス）
[36] http://www2.developpement-durable.gouv.fr/IMG/pdf/DP_Our_Ocean_v5_EN.pdf（2018 年 11 月 15 日アクセス）

また、国連海洋法条約第 76 条に基づいて、フランスによる大陸棚申請が行われており、特に海外領土における大陸棚の境界決定に資する海洋探査や科学的プログラムとしてEXTRAPLAC[37]という取組を開始することが、1998 年 4 月 1 日に CIMer により発表された。EXTRAPLAC の下、大陸棚限界委員会に提出した申請により、既に 66 万 km^2 の追加的な大陸棚の延長に成功した。延長が承認された大陸棚での資源開発等について、2014 年 1 月 1 日に財政法・鉱業法が改正され、沖合の炭化水素探査に関して、最大で生産価値の12%のロイヤルティを現地の代表らに支払うこととなり、海外領土における資源開発へのインセティブが設定された。

５．海洋ごみ問題に関する取組

海洋ごみとは、一般的に意図的に廃棄されたものまたは紛失したもの、風や川によって陸から海や海岸に運ばれてきたもののことを指し、その構成物は、プラスチック、木、金属、ガラス、ゴム、衣類、紙など様々である。海洋ごみの約 80 %は陸域起源であるとされ、その発生源も観光や下水、違法または管理が不十分な埋立地などが指摘されている。また、海域で発生するごみの主たる原因は海運と漁業である[38]。フランス本土が接する北海および地中海は、マルポール条約附属書Ｉ（油による汚染の防止のための規則）及び附属書Ｖ（廃物による汚染の防止のための規則）に基づき、特別な規制を行う必要がある「特別海域」として位置付けられており[39]、地中海ではバルセロナ条約の下、国連環境計画（UNEP）が事務局を務め「地域海計画」（Regional Seas Programme）が実施されている。本計画下で作成された「地中海における海洋ごみ調査報告書」[40]によると、地中海の海ごみは主に陸域起源であることが確認されており、海岸のごみは、観光やレジャーが発生源であり、プラスチック（ペットボトル、袋、フタ）、アルミニウム（缶、プルトップ）、ガラス（ビン）が多く、世界的な傾向と一致している。回収された海ごみの 40%が喫煙に関係するもので、世界平均を大きく上回っている。浮遊ごみのうち 85%がプラスチックで、沈殿ごみの 45%から 95%がプラスチックであった。商業漁業区域では、廃棄または紛失されたいわゆる「幽霊網」を含む漁業関連のごみも多く回収された。

海洋ごみ対策の基本的なアプローチは、陸域および海域における廃棄物の削減、廃棄物管理および関連インフラの向上、廃棄物回収の強化の一連の取組として捉えることができる[41]。フランスの廃棄物管理の国内的な取組の根拠として、1975 年 7 月 15 日法律第 75

---

[37] Programme français d'extension du plateau continental

[38] http://ec.europa.eu/environment/marine/pdf/flyer_marine_litter.pdf（2019 年 3 月 10 日アクセス）

[39] 船舶からの油及び廃棄物の排出規制を定めているマルポール条約附属書Ｉ（油による汚染の防止のための規則）及び附属書Ｖ（廃物による汚染の防止のための規則）では、海洋環境保全の見地から特別な規制を行う必要がある海域を特別海域として位置付け、当該海域に十分な陸上の受入施設が整備されたことが認められた場合は、当該海域に対して特別海域としての厳しい規制を適用している。

[40] Marine Litter Assessment in the Mediterranean 2015（2019 年 3 月 10 日アクセス）

[41] http://www.un.org/depts/los/consultative_process/ICP17_Presentations/Jambeck.pdf（2019 年 3 月 10 日アクセス）

－633 号及び 1992 年 7 月 13 日法律第 92－646 号が挙げられる。なお、家庭から出る容器包装廃棄物については 1992 年 4 月 1 日デクレ第 92－377 号により定められている[42]。2004 年に「廃棄物抑制行動計画」を策定した。2009 年 8 月に前出の環境グルネル実施法 1 が成立し、廃棄物削減に向けた取組について目標を設定し、翌 2010 年の環境グルネル実施法 2 において、一般家庭ごみを 2008 年から 2013 年までに 7 %削減することを目指し、達成した。2013 年には世界に先駆けて、食品廃棄禁止法を制定した。2014 年には、「国家廃棄物抑制プログラム 2014－2020」を策定し、経済成長と廃棄物発生のつながりを断ち切ることを主眼として、2010 年比で、2020 年までに一般家庭ごみの 7 %削減を目指している。本プログラムは、拡大製造者責任の促進、産業廃棄物の抑制（少なくとも安定化）、建設・公共事業からの廃棄物の排出抑制（少なくとも安定化）、責任ある消費者行動を支援するセクターレベルでの行動、リユース・修理・転用、海洋ごみの削減等を含む 13 の戦略的方向性および 54 の施策から成る。2012 年のフランスにおける廃棄物排出量は、3 億 4,500 万 t で、建設事業からのごみが 2 億 4,700 万 t、産業・商業ごみ・類似ごみが 6,300 万 t、家庭ごみが 3,100 万 t、地方自治体からのごみが 400 万 t で、2010 年と比較して 1,000 万 t の削減が達成された[43]。

関連する EU 指令は、2008 年の海洋戦略枠組指令（MSFD）である。EU の統合的海洋政策のうち環境部門の柱となるもので、2020 年までに海洋の「良好な環境状態」（Good Environmental Status: GES）を実現又は維持するために必要な措置を EU 加盟国が採るための枠組みを定めている。2012 年、欧州委員会のスタッフ作業文書「海洋ごみに関連する EU の政策、立法、取組の概況」が公表された。また、EU 環境政策の基盤である環境計画においても、2013 年に採択された「第 7 次環境行動計画 4」（2013 年～2020 年）において初めて、海洋ゴミが明記され、「海洋ゴミの EU レベルでの削減」が規定されている。ごみの排出規制としては、レジ袋の規制とマイクロプラスチックの規制を中心に進められている。2015 年 4 月には、「レジ袋削減指令」が成立した。2018 年 1 月には、「循環経済におけるプラスチック戦略」を採択した。

これらの動きを受けて、フランスでは、2015 年の「グリーン成長のためのエネルギー移行法」[44]の下、2016 年に公布されたデクレ（政令）[45]により、2016 年 7 月 1 日から小売店での使い捨てレジ袋の配布の禁止、2017 年 1 月 1 日から商品の売買の際にプラスチック製の袋の使用を禁止（一部または全体が有機素材でできており家庭でコンポスト化できるものは例外）、さらに 2020 年 1 月 1 日から使い捨てのプラスチック製のタンブラーやコップ、食器の流通を制限する[46]。また、「生物多様性・自然・景観回復法」に基づき、

[42] http://www.clair.or.jp/j/forum/c_report/pdf/351.pdf（2019 年 3 月 10 日アクセス）
[43] https://www.ademe.fr/sites/default/files/assets/documents/preventing-waste_overview2016_010312.pdf（2019 年 3 月 1 日アクセス）
[44] LOI n° 2015-992 du 17 août 2015 relative à la transition énergétique pour la croissance verte (1)
[45] Décret n°2016-379 du 30 mars 2016 relatif aux modalités de mise en oeuvre de la limitation des sacs en matières plastiques à usage unique
[46] LOI n° 2015-992 du 17 août 2015 relative à la transition énergétique pour la croissance verte (1)

遅くとも 2018 年 1 月 1 日から固形のプラスチック粒子を含む化粧用のクレンジングおよびスクラブの販売を禁止し、2020 年 1 月 1 日からプラスチック製の綿棒の家庭での使用を禁止する。

フランスは 2018 年にカナダで開催された G7 シャルルボワ・サミットで採択された「健康な海洋、海、レジリエントな沿岸地域社会のためのシャルルボワ・ブループリント」を支持し、英国、ドイツ、イタリア、カナダ、EU とともに、自国でのプラスチック規制強化を進める「海洋プラスチック憲章」に署名した。また、フランスは 2017 年から 2020 年にかけて「海洋ごみに関するグローバル・パートナーシップ 」（Global Partnership on Marine Litter: GPML）の下で国連環境計画（UNEP）の活動に 50 万ユーロの支援を行う。

６．海洋保護区（MPA）に関する取組

海洋保護区を含む保護区は、フランス生物多様性局が主に所管する。現在フランスには合計 15 種類の海洋保護区が存在しており、2020 年までに管轄海域の 20 パーセントの海域を海洋保護区にすることを政策目標としている。海洋保護区局の管理対象となる海洋保護区として、①海域を有する国立公園、②海域を有する自然保護区、③海域を有するビオトープ条例区、④海洋自然公園、⑤海域を有する Natura2000 サイト、⑥沿岸域整備機構に属する区域の海域部分の 6 種類が列挙されている。さらに、2011 年 6 月 3 日のアレテ 12[47]によって、以下の 9 種類の海域が海洋保護区として追加され、海洋保護区局の管轄下に置かれることとなった。⑦湿地に関するラムサール条約（1971 年）の適用対象海域、⑧ユネスコ世界遺産条約（1972 年）の適用対象海域、⑨ユネスコの生物圏保存地域に関するセヴィリア戦略を承認する決議（1995 年）の適用対象海域、⑩地中海の海洋環境と沿岸地域の保護に関するバルセロナ条約（1995 年）の適用対象海域、⑪北東大西洋の海洋環境保全に関する条約（OSPAR 条約）の付属書 V（1998 年）の適用対象海域、⑫カリブ海の特別保護地域および野生生物に関するカルタヘナ条約議定書（1990 年）の適用対象範囲、⑬東部アフリカの保護地域および野生動植物に関するナイロビ条約（1985 年）の適用対象海域、⑭環境保護に関する南極条約議定書（1991 年）の適用対象範囲、そして⑮海域を有する国立禁猟区である。

イロワーズ海洋自然公園は、海洋自然公園の第 1 号として 2007 年に創設され、最も長い活動実績を有する。続いて、2010 年にマイヨット海洋自然公園（インド洋）、2011 年にリヨン海洋自然公園、2012 年 2 月グロリューズ海洋自然公園（マダガスカル北西沖）、2012 年 12 月 11 日のデクレ 13 によってピカール河口・オパール海海洋自然公園（フランス北部、パ＝ド＝カレー県の西部沿岸海域）が創設された。さらに 2014 年 4 月に設立されたヌヴェルカレドニ（ニューカレドニア）海洋公園（Marine Park）の設立により、フランスが 2020 年までに管轄海域の 20 パーセントを保護区として指定するという目的は早

[47] アレテとは、1 もしくは複数の大臣、または他の行政庁が発する一般的または個別的な効力範囲を持つ執行的決定。

くも達成されたことになる。さらに同国は、2016 年 12 月 12 日にフランスが主張する海外領地の一つであるフランス領南方・南極地域（Terres australes et antarctiques françaises：TAAF）に禁漁区を含む 672,696 平方キロメートル（そのうち 7,700 平方キロメートルは陸地）の海洋保護区を設置することを発表した。

第５章　ニュージーランドにおける海洋政策の動向

ニュージーランドは、南西太平洋に位置するイギリス連邦の加盟国である。北島および南島を中心に、16 の地方行政区域により構成される島国(図 1)であり、ほかチャタム諸島(南島の東方約 1000km)という特別領を有する。ニュージーランド王国(Realm of New Zealand)という場合は、ニュージーランド国王(英国国王、王位は独立)を国家元首とする地域全体(ニウエやトケラウ、クック諸島、ロス海属領を含む)を意味する。陸地面積は 26 万 7,710 ㎢[1]で、日本の約 4 分の 3 にあたる。排他的経済水域(EEZ)の面積は約 430 万㎢[2]であり、海外領土を含めない場合、世界 7 位[3]の広さである。また、排他的経済水域(EEZ)の面積は、陸域の 15 倍以上ある。

ニュージーランドは 2008 年以降国民党による長期政権が続いていたが、2017 年 10 月 26 日に労働党・NZ ファースト連立政権への政権交代が行われ、労働党のアーデーン首相による政権運営が行われている。

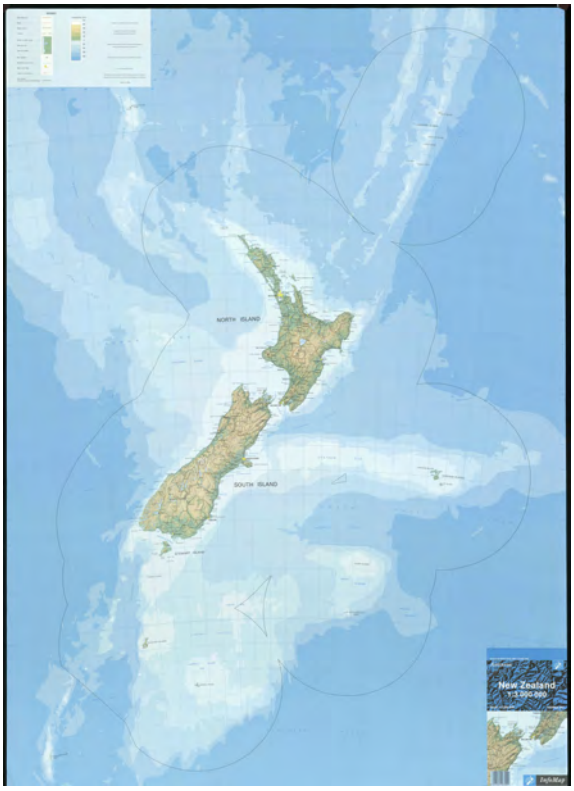

(左) 図 1：ニュージーランドの地図[4]

１．海洋基本法令

ニュージーランドは 1965 年に大陸棚条約、1996 年に国連海洋法条約を批准している。

現在ニュージーランドでは、主に沿岸に関しては「資源管理法(1991 年)[5]」、排他的経済水域(以下、EEZ)および大陸棚に関しては「排他的経済水域および大陸棚(環境影響)法(2012 年)[6](以下、EEZ 法)」に従った管理がなされている。

その他、海洋関連の国内法としては、「海上輸送法(1994 年)」「漁業法(1996 年)」、「海域および沿岸域(Takutai Moana)法(2011 年)」などの法令が存在する[7]。

---

[1] FAO Country Data (2014), at http://www.fao.org/countryprofiles/index/en/?iso3=NZL (2018 年 11 月 26 日訪問)
[2] OECD Economic Surveys: New Zealand 2011 (OECD Publishing, 2011), p. 148.
[3] 中原裕幸「わが国 200 海里水域面積 447 万㎢の世界ランキングの検証」『日本海洋政策学会誌』第 5 号(2015 年)、133 頁。
[4] Sourced from New Zealand 1:3 million. Crown Copyright Reserved. https://www.linz.govt.nz/land/maps/topographic-maps/small-scale-topographic-maps (visited 2019.2.24)
[5] Resource Management Act 1991 as at 12 November 2018.
[6] Exclusive Economic Zone and Continental Shelf (Environmental Effects) Act 2012 as at 8 November 2018.
[7] 以下の報告書における(表２)に、一覧表として掲載されている。；長岡さくら「第 9 章 ニュージーラン

（1） 資源管理法(1991 年)

資源管理法は 1991 年に制定され、「持続可能な資源管理を促進する」という目的(第 5 条)のもとで、領海に置ける活動は漁業を除き(第 30 条(2))同法で規律される。ニュージーランド政府は、同法の規定(第 56 条)に従い、1994 年に「ニュージーランド沿岸域政策声明[8]」を策定し、2010 年にこれを改定している[9]。

（2）排他的経済水域および大陸棚(環境影響)法(2012 年)

EEZ 法は、資源管理法や漁業法、海上輸送法と抵触しない限りにおいて、EEZ などにおける既存の海洋管理体制を補完するために制定された法律である。したがって同法では、石油や鉱物資源の採掘、養殖、海洋エネルギー発電、二酸化炭素貯留などが規律対象となり、漁業、海運は規律されない[10]。

２．海洋基本政策

（1）ニュージーランド沿岸域政策声明

前節１．(1)資源管理法でも述べたように、ニュージーランド政府は、資源管理法に基づき、1994 年に「ニュージーランド沿岸域政策声明」を策定し、2010 年にこれを改定している。「ニュージーランド沿岸域政策声明」は環境保全大臣[11]が主管大臣となり、実施の責任を負う。「ニュージーランド沿岸域政策声明」は地方政府に対して拘束力を有するため、地方政策声明[12]や地域計画[13]などは、当該ニュージーランド沿岸域政策声明の内容に応じた内容に適合するよう修正されねばならない[14]。

2010 年の「ニュージーランド沿岸域政策声明」は「沿岸の資源管理における重大な不備」への対策に主眼を置いた政策文書である。7 つの目的(objective)と 29 個の政策(policy)から構成され、自然環境の保全や港湾施設の利用、生物多様性の保全、水質の改善など、沿岸活動について総合的に政策が表明されている。

政策 28(1)(c)には、ニュージーランド沿岸域政策声明の発効から 6 年以内に、地域政策声明や計画などに対してニュージーランド沿岸域政策声明がどの程度影響を与えたのかについて環境保全大臣が評価を行う旨が定められている。2018 年 2 月、ニュージーランド環境

ドにおける海洋政策の動向」『平成 25 年度 総合的海洋政策の策定と推進に関する調査研究 各国および国際社会の海洋政策の動向報告書』54-55 頁。

[8] New Zealand Coastal Policy Statement.

[9] The New Zealand Coastal Policy Statement (NZCPS) (published 2010, replaced New Zealand Coastal Policy Statement 1994). 同政策声明は、環境保全大臣が公表する国家政策声明の中で唯一強制力を持つものである。*See*, What are national policy statements? at http://www.environmentguide.org.nz/rma/planning-documents-and-processes/national-policy-statements/ (2018 年 11 月 27 日訪問)。

[10] EEZ (introduction), at http://www.environmentguide.org.nz/eez/ (2018 年 11 月 27 日訪問)。

[11] Minister of Conservation

[12] Regional policy statement

[13] Regional plan

[14] *Supra* note 5 (Resource Management Act), Section 55.; *supra* note 9 (NZCPS), p. 7.

保全大臣はこの規定に従って、「ニュージーランド沿岸域政策声明」が資源管理法に関する政策決定にどの程度影響を与えたのかについてのレビューに関する報告書を公開した[15]。

当該報告書によれば、環境保全省[16]によるレビューは 2016 年 4 月から 2017 年 4 月の間に行われた[17]。レビューの結果としては、実施が満足になされた地域とそうでない地域があったとされる。また、2010 年の「ニュージーランド沿岸域政策声明」の実施については、一貫した実施手段が規定されていなかったことから、そのための指針が必要であるなどの結論が公開されている[18]。

（2）ニュージーランド生物多様性戦略および行動計画

① ニュージーランド生物多様性戦略(2000-2020)

2000 年、ニュージーランド政府は、生物多様性条約に基づく国家の義務を履行するため、ニュージーランド固有の生物多様性の減少を阻止するための「生物多様性戦略 2000-2020」を公表し、その後 20 年間の行動枠組を確立した[19]。

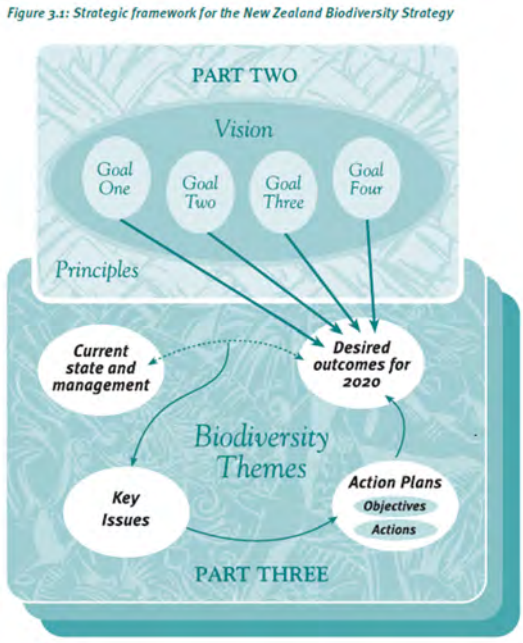

図 2：生物多様性戦略 2000-2020 第 2 部および第 3 部の構成

(出典：生物多様性戦略 2000-2020, 29 頁)

「生物多様性戦略 2000-2020」は 4 部構成になっており、第 1 部に戦略、第 2 部に目的および原則、第 3 部に行動計画など、第 4 部に優先順位と実施について記載されている。

ここでの生物多様性には、海洋における生物多様性も含む。前文においても沿岸・海洋生態系に関する記述がある[20]ほか、第 3 部に示される「ニュージーランドの生物多様性のための行動計画」には、「沿岸および海洋生物多様性」のための章が設けられている。また同戦略の射程には、ニュージーランドの領海および EEZ を含むその他の管轄海域が含まれる[21]。

「生物多様性戦略 2000-2020」の第 3 部は、10 の主題から構成される。各主題には、2020 年までに達成すべき目標や課題が示された上

---

[15] Review of the effect of NZCPS 2010 on RMA decision-making. Part 1 and 2. available at, https://www.doc.govt.nz/nzcps (2018.12.14 visited).
[16] Department of Conservation
[17] *Ibid* (Part 1), p.15.
[18] *Ibid* (Part 1), p. 5.
[19] New Zealand Biodiversity Strategy February 2000-2020. available at https://www.doc.govt.nz/nature/biodiversity/nz-biodiversity-strategy-and-action-plan/new-zealand-biodiversity-strategy-2000-2020/ (2018.12.14 visited)
[20] *Ibid*, forward.
[21] *Ibid*, p. 55.

で、それぞれの目標や課題に対して行動計画が割り当てられている。海洋に関する課題としては、たとえばニュージーランドの海域に対する注意喚起の不足、海洋生態系を構成する種が十分に特定されていないこと、あるいは漁業資源とその他の海洋生態系の構成要素との関係が十分に解明されていないことなどが例示されている[22]。

この第 3 部の行動計画部分は、2016 年に以下②で触れる「ニュージーランド生物多様性行動計画」としてアップデートされている。

② ニュージーランド生物多様性行動計画(2016-2020)

2016 年、ニュージーランド政府は”オリジナル”の「生物多様性戦略 2000-2020」の第 3 部の行動計画のアップデート版として、「生物多様性戦略 2000-2020」の達成のため、これまでの活動や状態を反映し、さらにグローバルな視点を加えた「ニュージーランド生物多様性行動計画 2016-2020(以下、「行動計画 2016-2020」)」を発表した[23]。すなわち新たな行動計画 2016-2020 では、ニュージーランド 1 か国のみで保全を行うのではなく、国際的な協力・連携を通じて世界の生物多様性の保全に取り組むことが新たに盛り込まれている[24]。

行動計画 2016-2020 は、生物多様性減少に伴う悪影響への取組や、生物多様性および生態系サービスから受ける利益の増進などの「グローバルな政策目標」を A から E の 5 種類に分類し、それぞれのグローバルな政策目標に対して計 18 種の国内政策(national target)を明記するという形式が取られる。各国内政策には、さらに具体的な取組の内容が明記されており、実施に責任を有する省庁などが併記されている。

海洋に関連する国内政策としては、気候変動や海洋酸性化の魚種資源や生態系に対する影響についての研究支援(目標 B, 国内政策 6.4, 第一次産業省)、ケルマディック/ランギタフア海洋サンクチュアリの設立(目標 C, 国内政策 13.3, 環境保全省, 第一次産業省,環境保護庁, 環境省)などがある。

３．海洋政策推進体制

ニュージーランドでは、海洋の利用に関して様々な省庁が分野別に海洋政策を所掌している。主な所掌官庁と所掌分野は、次ページ表 1 のとおり。

---

[22] *Ibid*, p. 59.
[23] New Zealand Biodiversity Action Plan 2016-2020, https://www.doc.govt.nz/nature/biodiversity/nz-biodiversity-strategy-and-action-plan/new-zealand-biodiversity-action-plan/ (2019.1.31. visited).
[24] *Ibid,* p. 3.

表 1：(過去の報告書、および NZ 環境保護庁ウェブサイト[25]より著者作成)

所掌官庁	所掌分野・根拠法
環境保護庁(EPA)	EEZ 法に基づく許認可、監視および執行
ニュージーランド石油・鉱物局(NZP&M)	国家鉱物法(Crown Minerals Act, 1991)に基づく石油・ガス・鉱物・石炭資源の管理、許認可
ニュージーランド海事局(MNZ)	石油漏出事故などの対策
環境省(MfE)	環境政策の発展、立法、領海・EEZ への法適用のための規則制定。EEZ 法、資源管理法を含む。
ニュージーランド労働安全局(WorkSafe NZ)	石油関連活動に対するリスク管理、安全管理
環境保全省(DOC)	野生生物保護法(Wildlife Act, 1953)および海洋哺乳類保護法(Marine Mammal Protection Act, 1978)に基づく種の保全、環境影響評価、ガイドライン策定・実施
地域理事会(Regional councils)	資源管理法に基づく、領海における石油・鉱物資源関連活動の影響の管理。
第一次産業省(MPI)	漁業、魚種資源調査・管理、船舶の装備、環境基準の実施
交通省(Ministry of transport)	海上輸送に関する政府への助言、海底ケーブル・パイプラインの管理、違反事業者の訴追。
ニュージーランド海事局(MNZ)	海上輸送法(Maritime Transport Act 1994)に基づく交通省により設置。沿岸および内水における海上安全、環境保護の規制、遵守、対策。

４．領海・接続水域・排他的経済水域の管理

前節３．海洋政策推進体制でも述べたとおり、ニュージーランドの管轄水域は、分野ごとに異なる法律・主体が管理しており、これらの管理責任は中央政府と地方政府が分担して負う[26]。

たとえば漁業は、漁業法のもとで第一次産業省が管理し、環境保全省は海洋保護区や種の保全を扱う。また、環境保全省と地域理事会は、漁業以外の沿岸の資源を共同で管理している。船舶からの有害物質の排出は、資源管理法のもとで、領海から EEZ までを海事局が所掌する。また採掘については国家鉱物法のもとで、領海および EEZ のいずれも規律される。

[25] https://www.epa.govt.nz/industry-areas/eez-marine-activities/roles-and-responsibilities/role-of-each-agency-in-nzs-offshore-waters/（2018.12.15 visited）
[26] *Supra* note 19 (New Zealand Biodiversity Strategy), p. 58.

領海の中では、地域理事会が、ニュージーランド沿岸域政策声明に基づき、採掘などの活動による環境への影響の管理に責任を負う[27]。

EEZ などの他国との境界については、北島と南島から生じる EEZ および大陸棚が、それぞれオーストラリア(図 3[28]参照)と接している。当該 2 か所のオーストラリアとの境界は、2004 年に両国で条約が締結され、画定した[29]。

また、ニュージーランド自治領のトケラウ周辺の海域においては、クック諸島(2010 年境界画定)、フランス海外準県ウォリス・フツナ(2003 年境界画定)、キリバス(2012 年境界画定)、アメリカ合衆国サモア(1980 年境界画定)との間で境界画定がなされている[30]。他方で、フィジーとトンガとの間では未だ海洋境界画定の合意に至っていない。

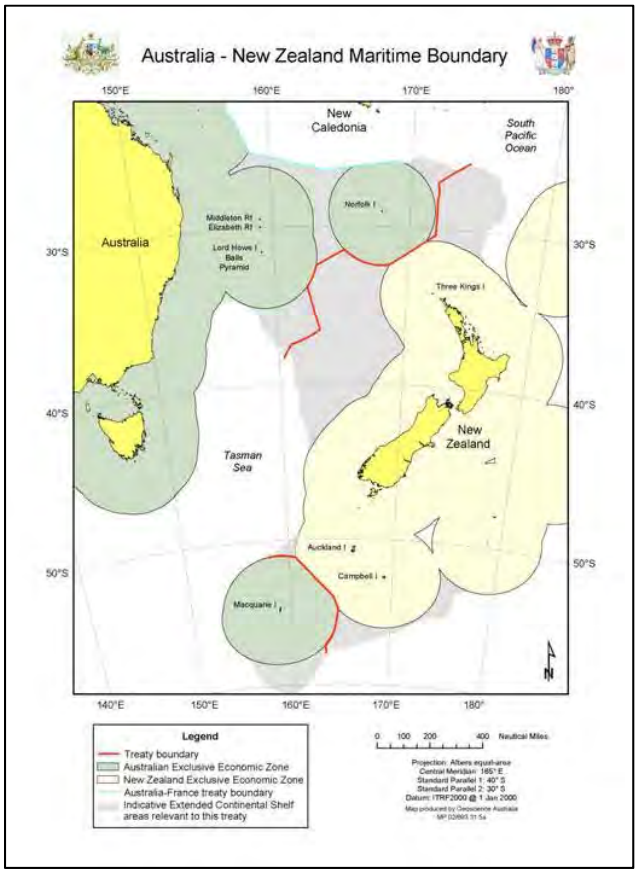

図 3：オーストラリアとの EEZ および大陸棚の境界

５．海洋ごみ

（1）戦略

ニュージーランド政府は、2010 年に「ニュージーランド廃棄物戦略: 害を減らして、効率を向上させる[31]」を公表しており、害となる廃棄物の削減と資源利用の効率性の向上の 2 つを柱としている。

同戦略は 2002 年公表の廃棄物戦略の後継として策定されたもので、国内の廃棄物処理全般を扱ったものであり、海洋ごみ対策として導入された戦略ではない。

---

[27] *Id.*
[28] Exclusive Economic Zone (EEZ) & continental shelf boundaries between New Zealand & Australia https://www.linz.govt.nz/sea/nautical-information/maritime-boundaries/exclusive-economic-zone-continental-shelf-boundaries-between-new-zealand-australia (visited 2019.2.24)
[29] Treaty between the Government of Australia and the Government of New Zealand establishing certain Exclusive Economic Zone and Continental Shelf Boundaries, 25 July 2004 (entry into force: ; registration #: I-43985 registration date: 4 June 2007)
[30] DOALOS ウェブサイト「NEW ZEALAND (Updated 20 December 2018)」より. http://www.un.org/Depts/los/LEGISLATIONANDTREATIES/STATEFILES/NZL.htm (visited 2019.2.24).
[31] The New Zealand Waste Strategy: Reducing harm, improving efficiency (October 2010), ME 1027. At http://www.mfe.govt.nz/sites/default/files/wastestrategy.pdf

（2）法令および措置

ニュージーランドが 2016 年の国連非公式協議プロセス(ICP)へ向けて DOALOS に提出した海洋ごみに関する報告書[32]によれば、陸域起因のごみへの対処としては、ごみの総量の減量、ごみ処理のための施設の環境影響のコントロール、廃棄物処理、不法投棄の取締りを行うために、それぞれ廃棄物減量法(2008 年[33])および資源管理法、地方政府法(2002 年[34])、廃棄物法(1979 年[35])が制定されている[36]。

海洋起因のごみへの対処としては、船舶あるいは沖合・沿岸域での施設からの廃棄物に関する資源管理(海洋汚染)規則(1998 年[37])、沖合施設からの廃棄物の管理を含む EEZ 法(2012)、漁具の投棄などを禁止している漁業規則(2001 年[38])などがある。

特にニュージーランド海域における海洋投棄は、海洋保護規則 Part180(1994 年[39])により規律されており、当該規則は海洋投棄に関する 1972 年のロンドン条約および 1996 年の議定書に合わせて規定されている[40]。

近年の措置としては、2008 年の廃棄物減量法に基づき、2018 年 6 月、マイクロビーズを含む洗顔料を禁止している[41]。当該禁止措置を導入するにあたって、ニュージーランド政府は国民からの意見募集を行い、計 16223 件の意見を集めたが、そのすべてが禁止案に賛成するものであった[42]。当該禁止措置は当初 6 月の発効を予定していたが、アメリカ合衆国、カナダ、オーストラリア、EU などが行っている海洋プラスチック汚染対策のためのグローバルな取組を背景に、アメリカ合衆国、カナダ、オーストラリアと足並みをそろえるかたちで 7 月 1 日の発効となった[43]。

６．その他(特筆すべき政策など)

（1）持続可能な開発目標 14

ニュージーランドは、2019 年にハイレベル政治フォーラム(HLPF)において自発的国別レビュー(VNR)を予定している。また、ニュージーランド政府は、2017 年に開催された国連海

---

[32] New Zealand’s Submission to the Office of Legal Affairs of the United Nations on marine debris, plastics and microplastics (5 Feb, 2016). at http://www.un.org/depts/los/general_assembly/contributions_2016/New%20Zealand_Contribution_to_ICP_on_marine_debris.pdf
[33] Waste Minimisation Act
[34] Local Government Act
[35] Litter Act
[36] *Ibid*, para 10.
[37] Resource Management (Marine Pollution) Regulations
[38] Fisheries (Commercial Fishing) Regulations
[39] Marine Protection Rules-Part 180
[40] “Marine dumping,” at https://www.maritimenz.govt.nz/commercial/environment/marine-dumping.asp#types_of_dumping (2018 年 7 月 12 日アクセス)
[41] Plastic microbeads ban at http://www.mfe.govt.nz/waste/plastic-microbeads （2018 年 7 月 12 日アクセス）
[42] Cabinet paper “Prohibiting the sale and manufacture of wash-off products containing plastic microbeads” at http://www.mfe.govt.nz/sites/default/files/media/Legislation/cabinet-paper-microbeads-2017.pdf
[43] *Ibid*, para 37.

洋会議に際して、単独のもので計 22 件の自発的約束を登録している[44]。

たとえば、海洋環境に関する総合的な理解のための研究プログラムへの出資(#OceanAction21068)、南極ロス海における海洋保護区設置のための、ニュージーランド/米国の共同提案へ知見を提供するための調査プログラム(#OceanAction19804)などが登録されている。

（２）海洋保護区

２．①で扱った「生物多様性戦略 2000-2020」は、代表的な海洋保護区ネットワークを設置することにより、2010 年までにニュージーランドの海洋環境の 10%を保全するという目標を掲げている[45]。2005 年にはニュージーランド環境保全省と漁業省が、地域主導の計画作成、および生態系を代表する海洋保護区のネットワーク化を実現することを目標として「海洋保護区政策[46]」を策定し、続いて 2008 年に「海洋保護区：分類、保護基準および実施のためのガイドライン[47]」を共同で公表した。

ニュージーランドにおいて海洋保護区(以下、MPA)の設置根拠となっているのは、1971 年の海洋保護区法、1978 年の海洋哺乳類保護法、1996 年の漁業法、資源管理法である。このうち、海洋保護区法および資源管理法は領海、海洋哺乳類保護法および漁業法は管轄海域すべてを対象とする[48]。このように現在までニュージーランドの MPA の根拠法は個別の法律に基づいているが、2016 年には、MPA に関する統一法の制定のため、ニュージーランド政府により 1971 年の海洋保護区法に代わる新たな MPA 法に関する提案[49]が発表された。

同提案によれば、新たな海洋保護区は以下の４つのタイプに分類される。すなわち①海洋保護区(Marine reserves)、②種類別サンクチュアリ(Species-specific sanctuaries)、③海底保護区(Seabed sanctuaries)、④遊漁公園(Recreational fishing parks)である。現行の 2 段階の MPA の仕組み[50]と比較すれば、より活動目的に沿った柔軟な管理ができるよう設計されている。

同提案については、2016 年 1 月 12 日から 3 月 11 日まで公開協議のための意見案が募集されたが、2017 年の現政権への交代後、この統一法制定のためのプロセスは進展しておらず、各個別法のままである。

---

[44] https://oceanconference.un.org/commitments/# (2018 年 12 月 15 日アクセス).
[45] *Supra* note 19 (New Zealand Biodiversity Strategy), p. 67.
[46] Marine Protected Areas Policy and Implementation Plan, 2005.
[47] Marine Protected Areas: Classification, Protection Standard and Implementation Guidelines, 2008.
[48] 村上悠平「第 13 章 ニュージーランド」『2016 年度 総合的海洋政策の策定と推進に関する調査研究 各国および国際社会の海洋政策の動向 報告書』(2017 年)を参照。
[49] A new Marine Protected Areas Act: Consultation document. ME 1224, at http://www.mfe.govt.nz/node/21496 (2018 年 12 月 15 日アクセス)
[50] 現行の MPA はタイプ 1 とタイプ 2 の 2 種類に分類されており、タイプ 1 は有害な影響を及ぼしうるあらゆる活動を排除するもので、タイプ 2 はより段階的に様々な手法を採用するものである。at http://www.environmentguide.org.nz/issues/marine/marine-protected-areas/ (2019 年 1 月 31 日アクセス).

（３）海洋空間計画(MSP)

ニュージーランドは、統合的な海洋空間計画のために立法を行っていない。部分的には、沿岸の地域計画の準備を規定しているという意味において、資源管理法が法的な根拠を提供してはいるものの、ここに漁業や海洋保護区(marine reserves)、海洋哺乳類サンクチュアリは含まれない[51]ことから、統合的な計画のための根拠法としては不十分である。

一方で、法的拘束力をもたないものではあるが、ニュージーランドのハウラキ湾(チカッパ・モアナとも)では、2016 年 12 月に「海洋変化—Tai Timu Tai Pari」と題した初の海洋空間計画が完了した[52]。

「海洋変化—Tai Timu Tai Pari」は、オークランドのハウラキ湾における環境劣化や資源の減少を食い止めるため、2013 年に中央政府、地方政府、その他多くの業界からのステークホルダーが協働するガバナンスグループが立ち上げたものである。この海洋空間計画は、マオリの人々、農業、漁業、環境保全など、様々な分野を代表するメンバーから構成される、ステークホルダーワーキンググループの主導によって作成された。

図 4：計画対象海域(ハウラキ湾)

(出典：「海洋変化—Tai Timu Tai Pari」19 頁)

---

[51] http://www.environmentguide.org.nz/issues/marine/marine-spatial-planning/application-of-marine-spatial-planning/ (2018 年 12 月 15 日アクセス).

[52] Sea Change – Tai Timu Tai Pari (Hauraki Gulf Marine Spatial Plan). http://www.seachange.org.nz/assets/Sea-Change/5086-SCTTTP-Marine-Spatial-Plan-WR.pdf (2019 年 2 月 24 日アクセス).

第６章　中華人民共和国における海洋政策の動向

世界第 3 位の広さの国土面積（960 万 km^2）と第 1 位の人口数（13 億 9,538 万人）を有する中華人民共和国（以下、中国）は、海岸線の長さは約 1.8 万 km、管轄する海域の総面積は 300 万 km^2 に及ぶ。その中に、面積が 500 m^2 を超える海島は 6,500 あまりある。1996 年 5 月 15 日、「国連海洋法条約」（United Nations Convention on the Law of the Sea: UNCLOS）の批准が全国人民代表大会常務委員会にて決定され、6 月 7 日に批准、7 月 7 日より中国に対して効力を有することとなった。UNCLOS の規定に基づき発表された中国の内水・領海の面積は 38 万 km^2 である[1]（図 1）。

中国の政治体制は、中国憲法に規定されており、中央国家機構は、全国人民代表大会（全人代）とその常務委員会、国家主席、国務院、中央軍事委員会、最高人民法院、最高人民検察院の 6 つから構成される。国家主席、国務院、中央軍事委員会、最高人民法院、最高人民検察院の構成員は、いずれも全人代によって選出されるとともに、全人代及びその常務委員会に対して責任を負う。

中国では、「海洋強国の建設」が国家戦略の 1 つとして掲げられ、安全保障、政治、外交、経済、環境の分野を含む総合的な海洋政策が、国を挙げて全面的に推進されている。2012 年 11 月に開催された中国共産党第 18 回全国代表大会で行われた政府報告では、「海洋強国の建設」の 4 つの柱は、①海洋資源の開発能力を高めること、②海洋経済を発展させること、③海洋生態環境を保護すること、④国家海洋権益を守ることであると説明された。

2018 年は中国が改革開放政策に転換して 40 周年の節目の年であった。3 月 5 日に開催された全国人民代表大会第 1 回会議で李克強国務院総理によって、2017 年に政府が行ってきた施策が報告されたと同時に、2018 年に実施する主な業務内容が述べられた。2018 年の海洋分野に係る施策として、重点流域と海域の総合管理、海外からごみ輸入の禁止、生態保護レッドラインの画定、海浜埋め立ての制限等が取り上げられた[2]。

---

[1] 中国の概況にかかわる各基本指数は、「中国海洋アジェンダ 21」全国人民代表大会ウェブサイト <http://www.npc.gov.cn/huiyi/lfzt/hdbhf/2009-10/31/content_1525058.htm>（2019 年 3 月 8 日アクセス）を参照されたい。

中国の人口数は、2018 年末時点の統計データである。中国国家統計局ウェブサイト <http://www.stats.gov.cn/tjsj/sjjd/201901/t20190123_1646380.html>（2019 年 2 月 12 日アクセス）にある国家統計局人口と就業統計司長・李希如氏の署名記事「人口総量平穏増長　城鎮化水平穏歩提高」を参照されたい。

[2] 「政府工作報告」『人民日報』、2018 年 3 月 23 日付。

図 1：中華人民共和国領土概念図[3]

1.　海洋（基本）法令

現在、中国には包括的な海洋基本法はないが、2016 年 3 月に発表された「中華人民共和国国民経済・社会発展の第 13 次 5 カ年計画綱要（2016 年～2020 年）」（13 次 5 カ年計画）において、初めて「海洋基本法」を制定すると発表された。その後、2017 年 5 月 12 日に配布された「2017 年全国海洋立法作業計画（立法作業計画）」のなかで、海洋基本法の制定に関する言及があった[4]。

2018 年 9 月 7 日、2018 年にあった海洋分野に係る立法の状況について、全人代常務委員会が立法業務に関する会議を開き、今後 5 年間の立法計画と実施内容を可決した。同日に開かれた全人代による説明記者会見では、今回の計画を立案する際の原則は、重点問題を重ん

---

[3] 中華人民共和国中央人民政府ウェブサイト
< http://www.gov.cn/guoqing/index.htm >　（2018 年 3 月 1 日アクセス）
[4] 「国家海洋局関于印発 2017 年全国海洋立法工作計画的通知」、国家海洋局ウェブサイト
<http://www.soa.gov.cn/zwgk/zcgh/fzdy/201705/t20170517_56119.html>　（2017 年 5 月 23 日アクセス）。

じ、優先案件とそうでない案件をしっかり区分することであると紹介された。9 月 10 日、第 13 回全国人民代表大会常務委員会は立法計画の内容を公表した[5]。全体の内容は優先順位ごとに 3 種類に分けられた。第 1 種類に分類される立法計画は 69 件あり、提出条件が比較的適切で、任期内に法案を提出し審議を受ける案件である。その中で海洋分野の新規の立法案件は「南極における活動と環境保護法」、「長江保護法」の 2 件、改正とする案件は「海上交通安全法」の 1 件である。第 2 種類に分類される立法計画は 47 件あり、条件が整い次第、法案を提出し審議を受ける案件である。その中で海洋分野に関連する立法案件は「海洋基本法」、「国土空間開発保護法」の 2 件、改正とする案件は「海商法」、「環境影響評価法」と「漁業法」の 3 件である。第 3 種類に分類される立法計画は、現時点では立法条件が整っておらず、引き続き研究と論証が必要な案件である。第 3 種類に含まれる案件はリストアップされていないが、湿地保護、資源の総合利用や空間計画の分野にかかわる案件が含まれている。

2. 海洋（基本）政策[6]

UNCLOS とアジェンダ 21 に基づき、中国は「中国アジェンダ 21」（1994）を制定し、持続可能な発展戦略を実践していくことを表明した。その中で重要な行動分野の 1 つとして、海洋資源の持続可能な開発と保全が明記された。この「中国アジェンダ 21」の精神を貫くため、「中国海洋アジェンダ 21」（1996）が制定された。「中国海洋アジェンダ 2 1 」は海洋の持続可能な発展の基本戦略、戦略目標、基本政策および主な行動分野について記述している。

また、中国が 90 年代までに行ってきた海洋分野にかかわる基本政策の取組状況は、「中国海洋事業の発展」と題する白書（1998）でまとめられ、海洋環境保護、海洋資源と海洋環境に対する調査、人材育成等の進展状況が紹介されている。

さらに、中国は、「国民経済・社会発展の第 12 次 5 カ年計画（2011～2015）（12 次 5 カ年計画）」の方針のもと、海洋分野にかかわる「国家海洋事業発展 12 次 5 カ年計画」（2013）を制定した。その中身は 2020 年までを展望する内容となっている。

3. 海洋政策推進体制

2018 年に中国では国務院行政の機構改革が 5 年ぶりに行われた[7]。今回の行政機構改革の目的は、行政業務が複数の政府機関にまたがる状況をなくし、行政業務効率を引き上げるこ

---

[5] 「絵就五年立法規劃藍図」『人民日報』、2018 年 9 月 8 日付。
「全国人大常委会立法規画公布」『中国海洋報』、2018 年 9 月 12 日付。

[6] 2018 年度において、中国の海洋基本政策には、大きな変化がなかった。中国の海洋基本政策に関するまとめについて、笹川平和財団海洋政策研究所『2016 年度各国および国際社会の海洋政策の動向報告書』を参考されたい。

[7] 中国ではこれまでに、1982 年、1988 年、1993 年、1998 年、2003 年、2008 年、2013 年の 7 回に渡り、行政機構改革を行ってきた。今回の行政機構改革までの国務院に直属する行政機関の体制は 2013 年に改革を受けた体制であり、当時の行政体制について、笹川平和財団海洋政策研究所『2016 年度各国および国際社会の海洋政策の動向報告書』を参考されたい。

とにある。また、中央政府と地方政府の職責関係を整理し、省レベル以下の地方政府の機関により多くの自主決定権を付与する狙いもある。行政の数を全体的にみると、改革前の 25 から 26 となった。そのうち、廃止された行政の数が 6 で、新設が 7、再編が 2、機能調整が 2 と、半分以上の行政機関が改革された。その中で、海洋政策の推進にかかわる行政の体制は従来の国土資源部、外交部、環境保護部、農業部、交通運輸部と海関総署により構成された体制から、自然資源部（新設）、外交部、生態環境部（新設）、農業農村部（新設）、交通運輸部と海関総署という体制へと変化した（図 2）。自然資源部や生態環境部、農業農村部が新設されたことが海洋分野にかかわる行政の再編において大きな変化であると言えよう。この体制変化により各行政機関の間での職責の移管があった。例えば、国土資源部に所属していた国家海洋局は、その役割を自然資源部と生態環境部にその関連職責が移管されている。具体的な変化について、法案に基づき整理すると以下のようになっている。

2018 年 3 月 17 日に開催された第 13 期全国人民代表大会第 1 回会議で、「国務院機構改革案」が可決された[8]。その内容は、2018 年 2 月 26 日から 28 日まで開催された共産党中央委員会第 19 期第 3 回全体会議で可決された「党および国家の機構改革深化案」[9]（以下、方案）に基づくものである。法案全文は 3 月 21 日に公表され、全 8 章 59 条によって構成されている[10]。その中で海洋分野に係る条項は、第 1 章「党中央機構改革の深化」にある全方案の第 17 条「中央海洋権益保護維持小グループの廃止」、第 3 章「国務院機構改革の深化」にある全方案の第 24 条「自然資源部の設立」、第 25 条「生態環境部の設立」、第 26 条「農業農村部の設立」と第 6 章「軍の所在地を跨る改革の深化」にある全方案の第 58 条「海警部隊の武装警察部隊への編入」である。以下に、各条項に沿って中身をみていく。

第 17 条「中央海洋権益保護維持小グループの廃止」では、この小グループが廃止された後、同小グループの職責が中央外事工作委員会に継承され、その上、中央外事工作委員会の中で、新たに海洋権益工作弁公室を設立するとしている。

第 24 条「自然資源部の設立」では、従来の国土資源部を廃止し、同部の職責、国家発展改革委員会の主体機能区計画を編制する職責、住宅都市農村建設部の都市・農村計画管理の職責、水利部、農業部、国家林業局の資源調査と権利確認登記の管理の職責、国家海洋局、国家測量地理情報局の職責を、新設する自然資源部に統合するとしている。ここでは、国土資源部に所属していた国家海洋局が自然資源部に統合されるが、対外的に国家海洋局の名称を保留すると決めている。

第 25 条「生態環境部の設立」では、従来の環境保護部を廃止し、同部および国家発展改革委員会、国土資源部、水利部にまたがっていた大気、水、農業などの各種環境保護の職責を新設する生態環境部に統合するとしている。また、環境保護にかかわる取締りの専門性と

---

8 「国務院機構改革方案」『中国海洋報』、2018 年 3 月 19 日付。
「国民機構改革方案」の全文翻訳は、本報告書の参考資料編を参考されたい。
9 「中共中央関于深化党和国家機構改革的決定」『人民日報』、2018 年 3 月 5 日付。
10 「深化党和国家機構改革方案」『人民日報』、2018 年 3 月 22 日付。

効率の引上げを目的とし、生態環境部内で生態環境保護総合法執行隊が設立されている。

第 26 条「農業農村部の設立」では、従来の農業部を廃止し、農業・農村・農民の問題を集中的に取り組むため、同部の職責、中央農業工作リーダー小グループの弁公室の職責、国家発展改革委員会の農業投資プロジェクト、財政部の農業総合開発プロジェクト、国土資源部の農業地の整理プロジェクト、水利部の農業地建設プロジェクトを新設する農業農村部に統合するとしている。また、従来の農業部がもつ漁船船舶の検査と監督管理の職責を交通運輸部に移管する内容も含まれている。

第 58 条「海警部隊の武装警察部隊への編入」では、国家海洋局（海警局）が管理していた海警部隊の職責を武装警察部隊に移管することが決められ、武装警察部隊の再編がその後に行われている。

ここで、海警部隊が武装警察部隊へ編入された後には、2013 年に行われた機構改革の法案が海警部隊の法施行行為の法的根拠として機能しなくなる。また、現行の「刑事訴訟法」、「治安管理処罰法」、「漁業法」、「海関法」、「海域使用管理法」、「海洋環境保護法」、「海島保護法」、「野生動物保護法」等の法律の中で、海警部隊の法執行の内容に合わせて改正する必要があるが、これらの法律の改正に時間を要する。これらの理由から、2018 年 6 月 19 日に開催された第 13 期全人代第 3 回会議では、「中国海警局の海上維権法執行の職責に関する決定」（以下、決定）の草案が中央軍事委員会の委託で出され、前述の法律が改正されるまでに、海警部隊が従来通り法執行の活動ができるように、全人代常務員会に決定の草案の審議を付託した[11]。6 月 22 日、全人代憲法と法律委員会が審議の結果に基づき、決定の草案を承認した[12]。同日、第 13 期全人代第 3 回会議において、「中国海警局の海上維権法執行の職責に関する全国人民代表大会常務員会の決定」[13]が可決され、2018 年 7 月 1 日から施行されることとなった。決定のなかで海警局の職責は、海上維権法執行の職責を履行することであると明示された。その具体的な活動内容は海上犯罪の取締り、海上治安の維持、海洋資源の開発利用、海洋生態環境の保護、海洋漁業の管理、海上密輸の取締り等の法執行の任務と、地方の海上法執行への協力と指導業務である。また、関連法律の改正に関して、法的手順に従い、タイムリーに制定と改正の議案を提出することが求められた。

---

[11] 「対『関于中国海警局履行海上維権執法職権的決定（草案）』的説明」中国人代網ウェブサイト <http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2018-06/22/content_2056673.htm>（2018 年 7 月 1 日アクセス）

[12] 「全国人民代表大会憲法と法律委員会対『関于中国海警局履行海上維権執法職権的決定（草案）』審議結果的報告」中国人代網ウェブサイト <http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2018-06/22/content_2056667.htm>（2018 年 7 月 1 日アクセス）

[13] 「全国人民代表大会常務委員会関于中国海警局行使海上維権執法職権的決定」中国人代網ウェブサイト <http://ww.npc.gov.cn/npc/xinwen/2018-06/22/content_2056585.htm>（2018 年 7 月 1 日アクセス）

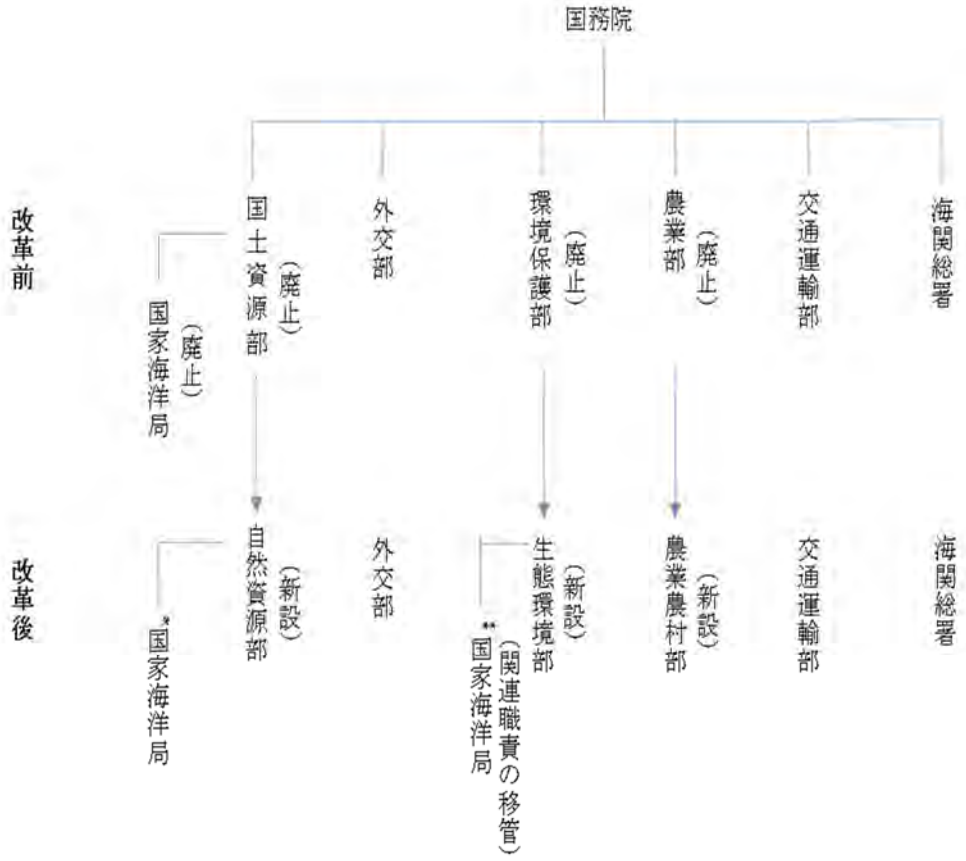

*国家海洋局が廃止され、自然資源部に統合されるが、対外的に国家海洋局の名称を保留する。
**国家海洋局が持っていた海洋生態環境保全の職責を生態環境部に移管する。

図 2：2018 年国務院機構改革後の中国海洋関連の行政図（筆者作成）

4. 領海等の管理（法令、計画等）[14]

中国の領海に係る法令および政府の公式見解について、主な政策文書は、以下 3 件がある。それは、1958 年 9 月に公表された「領海に関する中華人民共和国の声明」、1992 年 2 月に公布・施行された「領海に関する声明」、2012 年 9 月に発表された「釣魚島及びその付属島嶼の領海基線に関する中華人民共和国の政府声明」白書である。

5. 排他的経済水域（EEZ）等の管理（法令、計画等）[15]

中国の排他的経済水域（EEZ）の管理に係る法令と政策は、以下 3 件がある。それは、1998

[14] 2018 年度における中国の領海等の管理に係る法令等には、大きな変化がなかった。中国の領海等の管理に係る法令・政策等のまとめについては、笹川平和財団海洋政策研究所『2016 年度各国および国際社会の海洋政策の動向報告書』を参照されたい。
[15] 2018 年度における中国の排他的経済水域等の管理に係る法令・政策には、大きな変化がなかった。中国の排他的経済水域等の管理に係る法令・政策等のまとめについて、笹川平和財団海洋政策研究所『2016 年度各国および国際社会の海洋政策の動向報告書』を参照されたい。

年 6 月 26 日に、採択・施行された EEZ における主権的権利と管轄権を定める「排他的経済水域および大陸棚法」、2012 年 3 月に発表された海洋空間計画策定の根拠となる「全国海洋機能区画 2011-2020」、これに依拠し 2015 年 8 月に発表された「全国海洋主体機能区計画」である。

6. 海洋保護区に関する取組[16]

中国では、海洋保護区に係る国家レベルの法令がなく、国務院に属する国家行政機関（国家海洋局）が作成・公表した行政レベルの政策指導文書のみがある。主な政策文書は以下の 2 件である。

1995 年 5 月、国家海洋局より「海洋自然保護区管理弁法」が作成・公表された。管理方法は、海洋自然環境と資源を保護することを目的としている。また、2010 年 8 月、国家海洋局が「海洋特別保護区管理弁法」を作成・公表した。同管理方法は、特定の海洋区域の生態システムとその機能を保護・回復すること、科学的、合理的に海洋資源を利用すること、海洋経済と社会の持続的発展を促進することを目的とし、「海洋環境保護法」、「海島保護法」の規定に基づき作成された。

「海洋自然保護区管理弁法」では、海洋自然保護区を「海洋自然環境と資源を保護する目的で、法に基づき、保護対象を含む一定面積を有する海岸、汽水域、島嶼、湿地、海域を区分し、特殊な保護と管理を行う区域」と定義している。そして、海洋自然保護区を核心エリア、緩和エリア、実験エリアの 3 つのエリアに分けている。

一方、「海洋特別保護区管理弁法」では、海洋特別保護区を「特殊な地理的条件、特殊な生態システム、生物と非生物資源および海洋開発利用における特殊な要求を持ち、有効な保護措置と科学的な開発方法に基づく特別な管理が必要とされる区域」と定義している。海洋特別保護区は、特殊地理条件保護区、海洋生態保護区、海洋資源保護区、海洋公園の 4 つの類型を持つ。

全国の海洋特別保護区に対する監督管理の業務を行う行政機関は、国家海洋局である。国家海洋局は沿海省・自治区・直轄市の人民政府、国務院に直属する行政部門と共に、国家レベルの海洋特別保護区の建設発展計画を制定し、監督業務を行う。また、国家海洋局は地方レベルの海洋特別保護区の建設発展に対して指導業務も行う。

中国における海洋保護区の取組に関する数値目標の制定について「全国海洋機能区画計画 2011～2020」は、2020 年までに海洋保護区の総面積を中国の管轄海域面積の 5%以上にし、近海海洋保護区の面積は管轄海域面積の 11%以上にすることを目標として掲げている。

---

[16] 中国の海洋保護区の設置経緯、管理実態および本質と特徴の分析について、高翔・古川恵太「中国の海洋・沿岸域管理政策について-海洋保護区（MPA）の取組を中心に」『沿岸域学会誌』、Vol. 30, 2018 年を参照されたい。

7. 海洋ごみ問題に関する取組

中国の海洋ごみ問題に対する法制面の取り組みは2000年頃から開始した。沿岸地域海洋ごみの分布と量に対するモニタリング調査は、国家海洋局のリーダーシップの下、2007年から実施され、マイクロプラスチックのモニタリング調査は、2016年から実施するようになった。

2015年2月12日付で発表された米国の科学誌『Science』に掲載された論文[17]では、世界の海に毎年流れ込むごみの量が初めて示された。この調査結果では、ごみの中のプラスチックごみの主な出所が特定され、海に接している192か国の中で最も多くプラスチックごみを出している20か国が明らかにされ、中国はワースト1位と報告された。この頃から、中国における海洋ごみに対する調査が政府の研究機関だけでなく、独自の海洋プラスチックのモニタリング調査を行う大学でも行われるようになった[18]。

海洋ごみ問題にかかわる中国政府が行なっている取組について、大きく分けて4つに整理できる。第1に立法作業、第2にモニタリング調査の実施と結果の公表、第3にごみの輸入に対する管理、第4に国際協力への参加である。

1つ目の「立法作業」について、現在、中国では海洋ごみ問題を専門的に対処する法律がないが、海洋ごみにかかわる条項が含まれる法律と制度はいくつかある。これらの法制は、「中華人民共和国環境保護法」(2016改正)、「中華人民共和国海洋環境保護法」(2017改正)、「中華人民共和国水汚染防止法」(2017改正)、「中華人民共和国固体廃棄物環境汚染防止法」(1995)、「中華人民共和国陸源汚染物海洋環境汚染損害防止管理条例」(1990)、「中華人民共和国海洋廃棄管理条例」(2011改正)等である。また、プラスチックの管理にかかわる法制やプラスチックごみの管理にかかわる法制は、「中華人民共和国個体廃棄物環境汚染防止法」(1995)、「第一次性発泡スチール食器の生産を直ちに中止する緊急通知」(2001)、「国務院弁公庁のレジ袋の生産と販売を制限する通知」(2007)、「廃棄プラスチックの回収と再生利用 汚染のコントロール技術規範」(2007)がある。プラスチックごみの回収と利用にかかわる法律は「中華人民共和国清潔生産促進法」、「中華人民共和国循環経済促進法」がある。マイクロプラスチックにかかわる管理について、「環境保護総合目録2017」の中では、マイクロプラスチックが含まれる化粧品やクリーニング用品、マイクロプラスチックが含まれる添加剤が、「高汚染、高環境リスク」の産品目録に区分けされている。

2つ目の「モニタリング調査の実施」について、中国国家海洋局が毎年公表する「中国海洋環境状況公報」には海洋ごみに関するデータ項目が含まれているが、マイクロプラスチッ

---

[17] Jambeck J. R., Geyer R., Wilcox C., Siegler T. R., Perryman M., Andrady A., Narayan R. and Law K. L., "Plastic Waste Inputs from Land into the Ocean", Science, Vol.347, No. 6223, 2015, pp. 768-771.

[18] 例えば、華東師範大学河口海岸学国家重点ラボは中国において最も早く海洋マイクロプラスチックの調査研究を始めた学術機関である。また、中国科学技術大学の科学調査隊が学生団体として初めて独自の企画で南シナ海において、海洋マイクロプラスチックの分布状況をモニタリングし、調査データを一般公表した。

この2つの事例について、「応対海洋微塑料汚染的中国行動」『中国海洋報』、2018年7月13日付、「国内首次向公衆発布南海微塑料分布数据」『中国海洋報』2018年9月28日付の記事に参照されたい。

クの項目が含まれていない。中国政府は海水にあるマイクロプラスチックに対して、2016 年から観測のテスト拠点を設置し、観測を開始した。観測の結果報告では、重点海域および海洋生物体内のプラスチックの汚染状況を初歩的に把握することができたとの報告があった。また、世界のほかの海域で展開しているマイクロプラスチック観測の調査の結果と比較し、中国海洋のマイクロプラスチックの汚染状況は、世界水準の中あるいはその以下のレベルにあり、地中海の中西部や日本の瀬戸内海等の海域の状況と同じレベルにあることを明らかにした[19]。

3 つ目の「ごみの輸入に対する管理」について、中国政府は 2013 年から「グリーン・フェンス」（中国語：緑籬行動）プロジェクトの実施を開始した。目的は、質の悪い輸入ごみの管理、つまり最終的に埋め立て処理しか処置できないごみの輸入を抑止しようとすることである[20]。2017 年、中国政府はプラスチックを含む 24 種類のごみの受け入れを年内一杯で禁止すると発表した[21]。2018 年 4 月には、さらに 16 種類のごみの受け入れを 2019 年末まで禁止する方針を打ち出した。このなかには鉱滓（鉱石から金属を製錬する際に分離する鉱物成分、スラグ）やポリエチレンも含まれる[22]。

4 つ目の「国際協力への参加」について、多国間および 2 国間の枠組の中で、海洋汚染をめぐる協力を行っている。多国間の枠組における協力は、北西太平洋地域海行動計画（NOWPAP）と日中韓 3 か国環境大臣会合の下で推進されている。NOWPAP は 1994 年に中国、日本、韓国、ロシアの 4 か国により発足し、日中韓 3 か国の協力活動が行われる主要なプラットフォームである。日中韓 3 か国環境大臣会合は 2000 年からスタートし、環境分野における協調と協力を検討することが会合の中心内容である。また、NOWPAP における 3 か国の協力活動をサポートする立場にある。2 国間の協力について、2012 年に始めた「日中高級事務レベル海洋協議」において、2016 年 9 月に行われた第 5 回目の会合では、日中海洋ごみ協力に関する専門家による対話プラットフォームを早期に立ち上げることや、2017 年に日中共同海洋ごみ調査を実施することが合意された[23]。第 6 回目（2016 年 12 月）の会合では、海洋ごみモニタリングおよびマイクロプラスチックの毒性等の分野の協力研究について議論することが合意された[24]。その結果、2017 年 3 月に大連において日中海洋ご

---

[19] 「生態環境部：我国海洋微塑料汚染総体処于中低水平」、新華網ウェブサイト
http://www.xinhuanet.com/politics/2018-05/31/c_1122920546.htm （2018 年 12 月 20 日アクセス）
[20] John H. Tibbettes. *Managing Marine plastic Pollution* <https://ehp.niehs.nih.gov/doi/pdf/10.1289/ehp.123-A90>（2018 年 12 月 20 日アクセス）
[21] 「環保部：我国将禁止 24 類「洋垃圾」」、新華網ウェブサイト
< http://www.xinhuanet.com/politics/2017-07/21/c_1121355878.htm>（2018 年 12 月 20 日アクセス）
[22] 「四部委調整進口廃物管理目録　厳禁「洋垃圾」」、新華網ウェブサイト
< http://www.xinhuanet.com/legal/2018-04/19/c_1122707949.htm>（2018 年 12 月 20 日アクセス）
[23] 「日中高級事務レベル海洋協議第 5 回会議（結果）」
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_003708.html>（2018 年 12 月 21 日アクセス）
[24] 「日中高級事務レベル海洋協議第 6 回会議（結果）」
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_004043.html>（2018 年 12 月 21 日アクセス）

み協力に関する専門家による対話プラットフォームの第 1 回会合が開催された[25]。続いて、11 月に上海において日中海洋ごみ協力ワークショップが開催され、日中間の共同調査実施を通じて、海洋ごみ共同研究を推進することが決定された[26]。

その他、2018 年 1 月 9 日、国土資源部が「国土資源部による一部規定改正・廃棄に関する決定」を公表した。当該決定により、「国家海洋廃棄物捨管理条例実施弁法」の第 3 条、第 12 条、第 16 条に対する改正が行われた。同時に、「海洋への廃棄物捨許可証の委託発行に関する管理弁法」、「土地登記弁法」、「海洋基準化管理規定」を廃止されることが、明らかにされた。

8. その他 - 国務院「海浜・湿地保護の強化及び埋立の厳格な管理に関する国務院の通知」

7 月 25 日、国務院が「海浜・湿地保護の強化及び埋立の厳格な管理に関する国務院の通知」[27]（以下、通知、或いは 7 月 25 日の通知）を公布した。通知では、中国で長年にわたり行われてきた浜の埋立による海浜・湿地面積や自然海岸の著しい減少、海洋と陸地の生態系への破壊等の厳しい現状を言及し、海浜と湿地の保護レベルを高めるために、過去の埋立が原因とする問題への処置や、これからの埋立の活動を厳重に管理する内容が制定された。

通知が公布されるまでの政策策定の背景は、2017 年に行われた「埋立特別プロジェクト監督点検」調査（以下、埋立監督点検調査）である。2018 年 1 月 17 日、国家海洋局が埋立監督点検調査の状況を報告する記者会見を開き、沿岸各地は埋立に意欲的であり、非合理的または違法な埋立が存在するとの現状をまとめた[28]。海洋生態環境の管理と海洋開発の秩序を整理し、保護優先、集約利用という海利用の理念を確立し、海域の開発利用の持続可能な発展を実現するため、史上最も厳しい埋立管理措置を講じると予告した[29]。

7 月 25 日の通知では今後の埋立について、国家重大戦略にかかわるプロジェクトを除き、新たな埋立プロジェクトに対する審査を全面的に停止することや、省レベルの人民政府が遼東湾、渤海湾、莱州湾、膠州湾等の生態系が脆弱かつ自己浄化能力が弱い海域における埋立申請を受理しないことが決定された。また、今後の業務について、2018 年までに全国の埋立現状の調査を完了し、2019 年までに埋立による残留問題への措置案を制定するとの計画を示した。

---

25 「日中高級事務レベル海洋協議第 7 回会議（結果）」
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_004784.html>（2018 年 12 月 21 日アクセス）
26 同上。
27 「海浜・湿地保護の強化および埋立を厳重に管理する通知」の全文翻訳は、本報告書の参考資料編を参考されたい。
28 「海洋局採取史上最厳囲填海管控措施」、人民網ウェブサイト
http://finance.people.com.cn/n1/2018/0119/c1004-29775008.html （2018 年 12 月 28 日アクセス）
29 同上

第７章　韓国における海洋政策の動向

東、西、南の三面が海に接する韓国の海岸線の長さは 13,509 km である。領海面積は 86,891km²で、EEZ 面積の 17 %、国土面積の 87 %と同等の面積である。西海岸は潮の干満の差が大きいため、広い干潟面積を有する。

韓国の海洋政策は、最上位関連法である海洋水産発展基本法の下で策定された海洋水産発展基本計画を最上位計画とする。同計画の下で各分野の長期計画と中期計画、そして年度別の施行計画に基づき、海洋政策が実施されている。なお、海洋水産発展基本法第 7 条は、海洋に関する基本計画、海洋開発および海洋環境に関する重要政策を「海洋水産発展委員会[1]」の審議を経て策定するように定めている。

2018 年の主な海洋政策の動向として、海洋環境管理体制の強化が注目される。海洋環境管理政策は、海洋環境管理法に基づき行われている。近年、環境汚染に関する国民の意識が高まる中、マイクロプラスチック等の海洋ゴミに対する対策が懸案として浮き彫りになった。第四次海洋環境総合計画（2011-2020）を最上位計画として、海洋生態系保全・管理基本計画、海洋ゴミ管理基本計画等の細部計画が策定・実施されている。

とりわけ海洋水産部は 2019 年 1 月、「第二次海洋生態系保全・管理基本計画（2019−2028）」を策定し、海洋環境管理体制を再整備した。また、2018 年に終了した「第二次海洋ゴミ管理基本計画（2014−2018）」に続き、2019 年には第三次海洋ゴミ管理基本計画を策定する予定である。

１．海洋基本法令（海洋環境関連法令を中心に）

韓国の海洋政策は、海洋水産発展基本法を最上位法とする。2002 年に制定された同法は第 1 条で定めているように、海洋および海洋資源の合理的な管理・保全および開発・利用と海洋産業の育成のために必要な政府の基本政策と方向を定めることを目的とする。海洋水産に関する他の法律を制定または改定する際には、同法の目的と基本理念に従うことが規定されている。また同法の 第 6 条は、上記の目的を効率的に達成するため、海洋および海洋資源の合理的な管理・保全、開発・利用および海洋産業の育成に関する中長期的な政策目標と方向を設定し、大統領令の規定により 10 年ごとに海洋水産発展基本計画を策定し、施行することを明記している。2017 年 4 月 18 日に、海洋政策と水産政策の連携強化を目的とした一部改正が行われた（施行は同年 10 月 19 日）。

[1] 海洋水産発展委員会は、海洋水産部長官を委員長にし、関係中央行政機関の次官級公務員と海洋· 海洋水産資源· 海洋水産業又は海洋環境に関する専門知識や経験の豊かな人の中で海洋水産部長官が委嘱する人を委員にする。

海洋環境管理法

2007 年 1 月 19 日に制定、2008 年 1 月 20 日に施行された「海洋環境管理法」は、韓国の海洋環境に関する最上位法である。同法は環境親和的な海洋資源の持続可能な利用・開発を図るために策定された。同法は第 1 条で定めるように、船舶、海洋施設、海洋空間など海洋汚染物質を発生させる発生源を管理し、油および有害液体物質など海洋汚染物質の排出を規制するなど、海洋汚染を予防、改善、対応、復元するために必要な事項を定めることにより、国民の健康と財産を保護することに資することを目的とする。

同法では海洋環境の効果的な保全・管理のために、国家レベルの海洋環境総合計画が策定・施行され、海洋に流入される、または海洋で発生する各種汚染源を統合管理するためなどの、海洋分野における環境政策を総合的・体系的に推進するための法的根拠としてまとまっている。その他に、同法制定当時の韓国海洋汚染防除組合が、「海洋環境管理公団」へと拡大・改編され、油の防除事業および海洋環境事業を効果的に遂行できるようにするなど、海洋環境の悪化または汚染を防止し、清潔で安全な海洋環境を造成するのに寄与できるように、海洋環境管理体系が全面的に改編された。

2018 年施行された一部改正では、上記の海洋環境管理公団の「管理」を削除され、名称が「海洋環境公団」に変更された。これにより国内で唯一の海洋環境に関わる専門機関として、国民のための海洋環境関連の公的業務を遂行する機関となった。

他にも海洋環境に関する法律として「海洋水産生命資源の確保・管理及び利用などに関する法律(2012 年)」、「海洋環境保全及び活用に関する法律(2017 年)」、「海洋空間計画及び管理に関する法律(2018 年)」、「干潟及びその周辺地域の持続可能な管理と復元に関する法律(2019 年)」が制定された。また、第二次海洋ゴミ管理基本計画（2014−2018）の期間が終了し、2019 年から新規の海洋ゴミ管理基本計画が策定される予定である。

２．海洋政策推進体制（海洋環境管理体制を中心に）

海洋水産発展基本法の下で韓国の海洋政策を推進するための最上位計画として、海洋水産発展基本法第 6 条に定めた「第二次海洋水産発展基本計画（2011～2021）」がある。同計画は 10 年ごとに政策方針と目標を策定する中長期計画であり、通称「OCEAN KOREA 21」と呼ばれる。同計画は、韓国の領海および管轄海域、そしてグローバルな海洋開発の先端として、必要によっては沿岸地域までを計画の対象範囲にする。同計画は、計画策定に関連する全ての政府組織[2]が参画し、海洋水産発展委員会と国務会議の審議を経て策定した海洋水産分野における国家総合計画である。毎年、海洋水産発展委員会は、海洋水産発展施行計画を策定し、その施行成果を一年ごとに分析・評価する。

[2] 参画組織は企画財政部、教育科学技術部、外交通商部、統一部、国防部、行政安全部、文化体育観光部、農林水産食品部、知識経済部、環境部、雇用労働部、国土海洋部、気象庁、海洋警察庁。組織名は計画策定時であった 2010 年 12 月のものであり、その後一部変更があった。とりわけ、海洋水産業務を担当してきた農林水産食品部と国土海洋部は、2013 年の政府組織改編により海洋水産部として統合された。

海洋環境に関わる政策体制は、図１が示すように、海洋水産発展基本計画の下で「海洋環境総合計画」、「海洋生態系保全・管理基本計画」順の体制に従って、各細部計画が策定され、実行されている。

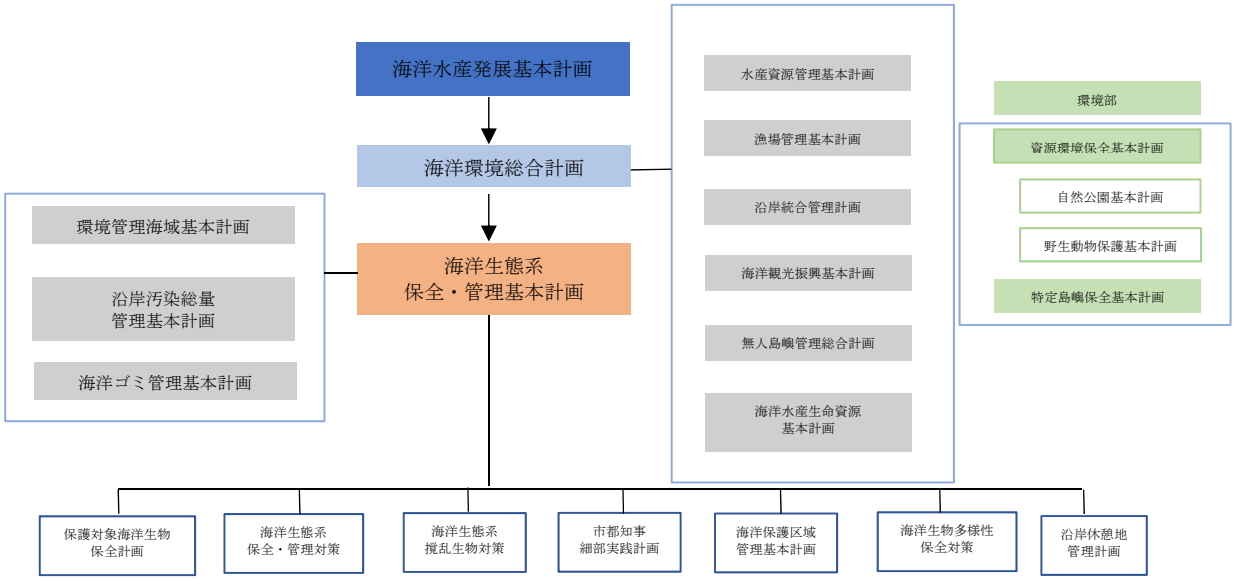

図１：韓国の海洋環境関連政策体系

（１）第4次海洋環境総合計画（2011-2020）

海洋環境総合計画は、1996 年 3 月に関係省庁合同で全政府レベルの総合的な海洋汚染源の管理策として策定された「海洋汚染防止 5 ヵ年計画(1996-2000)」を起源とする。2001 年 4 月に、国務総理室が主管し、海洋水産部が主務省庁となって「第一次海洋環境保全総合計画(2001-2005)」を策定、施行した。第一次計画では、基本政策方針を汚染物質の事後処理から事前に抑制する「事前予防的管理体制実現」へと転換し、陸上汚染源の海洋流入防止など、5 大政策分野における 83 の実践課題に計 5 兆 4,328 億ウォンが投資された。2006 年 7 月に策定された「第三次海洋環境保全総合計画(2006-2010)」からは、海洋水産部が主管となり、全省庁合同計画へと拡大された。第三次計画では、海洋生態系中心の管理、人間や海洋環境の共存・調和の追求を基本方向として海洋生態系保全・管理、陸上の汚染源管理、海洋環境改善や汚染源の予防的管理、海洋環境管理政策インフラの強化など 4 分野 58 の事業に計 6 兆 3,793 億ウォン投資されることとなった。その後、2007 年に制定された海洋環境管理基本法により、同計画の名称は海洋環境保全総合計画から「海洋環境管理総合計画」へ変更された。

2011 年策定された「第四次海洋環境管理総合計画（2011-2020）」は、第二次海洋水産発展基本計画(2011-2020)の中で定められている「健康で安全な海洋利用・管理の実現」分野の実施計画である。同計画は、海洋環境関連分野に関する政府の横断的な総合計画であり、

その他の国家計画と連動する 10 年間の政策計画である。そのため、沿岸統合管理計画、海洋生態系保全管理基本計画、国家環境総合計画、無人島嶼総合管理計画など、他の国家計画と調和してシナジー効果を生み出すことを規定した。同計画では、生態系基盤管理体制が導入された成果に基づき、生態系基盤管理体制の定着が図られている。そのために海洋保護区域指定の拡大および管理プログラムを強化する一方で、地域経済の発展と連係性の強化、「保護区域管理プログラム定着事業」、「海洋生物の多様性管理契約」など地域経済の発展と連携事業および認識増進のための事業が計画された。他にも管理対象の拡大および統合管理体制の確立、 地域や民間参加型の政策推進、全地球的環境変化への対応等が基本方向として提示された。＜表２＞は実践目標と重点推進戦略をまとめたものである。

表２：第四次海洋環境総合計画の実践目標と推進戦略＞

実践目標	重点推進戦略
陸上起因の汚染源に対する国家管理体系の確立	陸上起因汚染源の管理体制を先進化
	海域別の特性に合わせた管理強化
	沿岸流入の汚染物質および海洋ゴミの管理強化
	協力管理体制および能力強化
海洋起因汚染への対応能力の拡充	海洋事故の予防的な管理強化
	油および HNS 汚染対策・対応制度整備および拡充
	海洋汚染への科学的な対応
	船舶起因の海洋環境規制に積極的に対応
	漁場環境の保全および環境有害性の低減
海洋生態系の健康性を維持・保全	海洋生態系の調査拡大および政策活用の強化
	主要海洋生態系の保全および復元措置の強化
	海洋生態観光の活性化
	海洋環境・生態系に対する認識増進のための教育・広報
気候親和的な海洋環境の管理化	温室効果ガスの低減能力強化
	気候変化への適応能力強化
	気候変化に対応する推進基盤の強化
	気候変化に対応する国際協力の活性化
海洋環境政策のインフラ強化	海洋環境法制の体系的な整備
	科学的な政策基盤の強化
	海洋環境へのガバナンスの活性化
	海洋環境の民間専門人材の養成
	国際海洋環境協力の強化

（２）第二次海洋生態系保全・管理基本計画（2019−2028）

2019 年 1 月 29 日、韓国海洋水産部は、海洋水産発展委員会の審議を経て「第二次海洋生態系保全・管理基本計画（2019−2028）」を策定した。今回の基本計画は「海洋生態系の保全および管理に関する法律」第 9 条によって 10 年ごとに策定する海洋生態系保全・管理政策の最上位計画である。同法は関連専門家、市民社会団体、関係機関等の意見を反映して策定された。海洋水産部はこれまで第 1 次計画を通じて、海洋保護生物 34 種と海洋保護区域約 1,576 平方メートル(19 か所)を指定、海洋空間計画法・干潟法の制定など、海洋生態系を保全・管理するための基盤を用意してきた。

第二次基本計画は、前回の計画が中央政府と専門家が中心になって策定されたため、地域社会の参加がやや不足したという評価の意識の下、策定された。そのため第二次基本計画では市民の専門家の参加を拡大して地域住民・自治体とともに保全政策を策定するなど、協力強化案を作成した。同計画は事前予防と積極的な復元に重点を置き、統合的・連携的管理体系を強化した。 また、「みんなが享受する豊かな海洋生態系の恩恵」というビジョンの下、①海洋生物や海洋生態系生息地の保全、②海洋生態系サービスの増進、③海洋生態系のガバナンス構築や運営の強化という大目標の達成に向けた五大推進戦略、16 の重点推進課題を提示している。

第二次基本計画では、沿岸地域を中心に現在の海洋環境において産業化、都市化が進み、海洋生態系の破壊がより深刻になったと評価されている。また、埋め立てや自然海岸線の損失により、河口域や湾などの海洋生物の産卵・棲息地が損傷を受け、海洋生態系が悪化しつつあると診断された。さらに化学物質、マイクロプラスチックによる海洋汚染は、海洋生態系と人体の健康の脅威となっていることが指摘されている。韓国は、ここ 10 年間に「海洋空間計画法」の制定をはじめ、海洋生態系保全・管理のための制度作りと「国立海洋生物資源館」の設立など、インフラ構築にも力を注いできた。当該計画では、

下記の 5 つの戦略の下で管理体制の進展を試みている。

[戦略 1] 海洋生態系生息地の保護

海洋生物保護に関する政策間の連携を強化するために、海洋生物の主要産卵地・棲息地と移動経路などを連結して海域別に「海洋生態軸」を設定した。これを基盤に、海洋保護区域を指定し海洋生態系を復元する。また、海洋生物保護に関する政策間の連携を推進することによりシナジー効果を高めることを目指す。また、2019 年 1 月の「干潟法」制定を契機に、海洋生態系の特性を反映して復元事業が体系的・専門的に行われるよう、海洋生態系復元関連専門業種と専門家養成のための資格制度を新設し、復元事業の実効性を高める予定である。

[戦略 2] 海洋生物の保護および復元

韓国固有種や、復元の必要性の高い海洋生物の増殖と復元事業を専門的に行う「海洋生物種復元センター」の設置を推進する。また、法的保護種である海洋保護生物の管理等級を細分化して管理集中度を高め、対象種の特性を反映した保護政策を推進する計画である。これまでの「野生生物保護及び管理に関する法律」では、絶滅危機に瀕している野生生物を絶滅危機の野生生物1級、絶滅危機が憂慮されている種は2級に分けて管理されている。

海洋生態系の安全性を高めるため、海洋水産関連遺伝子組換え生物と外来・有害・撹乱生物の危害性を正確に監視・診断し、被害予防のための政策を持続的に推進し、残留性汚染物質や海洋ゴミなど海洋生態系に深刻な影響を及ぼす恐れがある汚染源に対する監視・管理体系を強化する。

[戦略 3] 海洋生態系サービスの恩恵増進

海洋生態系保全・管理政策に「海洋生態系サービス」概念を導入し、周期的な評価を通じて継続的に管理し、海洋生態系に恵まれた恩恵を国民みなが安定的に享受できるようにする。海洋生態系サービスとは、海洋生態系で得られる食糧、汚染源浄化機能、観光・文化コンテンツなど、生態系要素の財貨価値を意味する。また、海に対する前計画・後利用体制を構築し、海洋空間の特性と生態的価値、利用・開発の需要などを総合的に反映し、2021 年までに韓国全体の海域に対する海洋空間管理計画を策定する。

[戦略 4]海洋生態系保全・管理基盤の先進化

海洋生態系関連政策の根幹となる「国家海洋生態系総合調査」が、海洋生態系保全・管理事業を科学的に十分に支えるため、海洋保護区域モニタリングシステムの構築など、調査体系を強化し、調査結果の信頼度と客観性を高めることを目的として「市民専門家」の調査参加を拡大する。また、海洋生態系健康度などを総合的に評価するため、「海洋生態系地図[3]」を高度化・精密化し、干潟については等級制[4]を導入する。

[戦略 5] 海洋生態系ガバナンスの体系化

地域住民・自治体・政府がともに歩む政策開発の活性化、近隣諸国や国際機関との協力強化などを通じて、海洋生態系保全・管理政策の実効性を高める。

（３）第二次海洋ゴミ管理基本計画（2014−2018）

2007 年に制定した「海洋環境管理法」は、海洋ごみの効果的管理のために「廃器物海洋収集・処理計画」の策定根拠となっている。これに基づき、国家レベルの基本計画として「第一次海洋ごみ管理基本計画(2009-2013)」が策定、施行された。第一次計画では、海洋

[3] 海洋生態系を生態的· 景観的価値等によって等級化して作成された地図
[4] 干潟等級制−干潟を定期的にモニタリング· 評価し,最優秀,優秀,普通に等級付与

ゴミ発生の最小化および処理能力の強化、管理基盤の構築、民間参加および国際協力強化を 4 大戦略として提示し、28 重点推進課題を施行した。

「第二次海洋ゴミ管理基本計画(2014ー2018)」は海洋ごみの予防、収集、管理基盤の構築、教育広報など総合的戦略としての事業計画を盛り込んでいる。海洋環境管理法に従って海洋水産部をはじめ、関連省庁が共同で作成した。

第二次計画は、第一次海洋ゴミ管理基本計画の策定後 5 年間の環境変化を反映して策定された。とりわけ国際的に 2011 年に国連環境計画(UNEP)と米国海洋大気庁(NOAA)が共同開催した海洋ゴミ国際カンファレンス以降、海洋ゴミに対する関心が高まった。

第二次計画の策定当時、韓国の海洋ゴミの比率は国際基準より高いことが指摘された。「国家海洋ごみモニタリング(2008—2009 年)」によると、陸上起因の海岸ごみの比重は 44 %だ、海洋起因のごみは 51 %で相対的に高いことが明らかになった。特に、海辺のごみの中で廃スチロールのブイズの比重が 10 %で最も多い量を占めていた。「国際沿岸浄化行事(2001 年−2011 年)」の調査結果でも、海上ごみの割合が世界平均(5%前後)に比べ、3~5 倍高い水準を維持していた。海岸海洋ごみの堆積率は欧州の 1.3 倍高く、マイクロプラスチックによる汚染は世界中で最も高い水準を記録した。海洋ごみの堆積率(deposition rate)は 480.9 個/100 m/2 ヶ月、86.5 kg/100 m/2 ヶ月、0.48 m3/100 m/2 ヶ月で、個数ベースではヨーロッパの 1.3 倍の水準に達していた。洛東江河口および巨済島沿岸におけるマイクロプラスチック汚染調査では、海岸浮遊、堆積物のすべてで世界最高水準の汚染度を示した。

しかも、最近の大雨や台風による災害性ごみの量が毎年増加する傾向が見られた。済州島の場合、災害ごみが 2009 年 7,345 t、2010 年 7,976 t、2011 年 8,072 t、2012 年 9,654 t という増加傾向を示した。2012 年の台風 14 号“ボラベン”による災害ごみが 4.2 万トン発生、台風 16 号“サンバ”で発生した災害ごみは 1.1 万 t で回収・処理費用として 100 億ウォンが支出されるなど、海洋ごみの被害が年々増大していた。

このような状況から、第二次計画は「海洋ごみがない、快適で安全、そして生産的な海洋」というビジョンを掲げている。同ビジョンの下でも引き続き①海洋ごみの発生を最小化し、国民共感型の回収事業を強化する、②科学的で積極的な海洋ごみ政策のインフラを構築する、という目標を明示している。＜表３＞はこれらの目標を達成するための戦略と推進課題をまとめたものである。

表３：第二次海洋ごみ管理基本計画の戦略と推進課題

戦略	推進課題
海洋ごみ発生源の集中管理	（重点）廃棄発泡スチロール浮標の管理強化
	（重点）河川・河口ごみの海洋流入の事前管理
	分解性の漁具普及
	クリーンな漁村作りキャンペーン
	海洋ごみの船上集荷場の設置と運営
生活密着型の回収事業強化	（重点）海洋廃棄物の浄化事業
	（重点）海洋ごみ回収事業
	漁場ごみの回収事業
	港湾浮流ごみの回収事業
	釣場の環境改善事業
	災害ごみの回収と処理
海洋ごみ管理基盤の高度化	（重点）漁具管理システムおよび漁具預かり金制度の導入
	（重点）海洋ごみ対応センターの活性化
	海洋ごみの調査指針および通計構築方策の開発
	国家海洋ごみのモニタリング事業拡大
	海洋ごみの政策能力および協力的なガバナンスの強化
	貝殻の再活用の拡大・推進
対象者に合わせた教育・広報	（重点）海洋ごみ政策の国民向け広報の展開
	（重点）沿岸浄化への市民参画の活性化
	対象別の教育・広報
	地域の海洋をめぐる国際協力へ積極参加

３．その他

（１）第一次海洋水産生命資源の管理基本計画（2019−2023）

海洋水産部は、2019 年 1 月に第一次海洋水産生命資源の管理基本計画（2019−2023）を策定した。近年、明らかになっている遺伝資源への接近に対する国際規制の強化を踏まえ、体系的な対応が求められている。また、生命資源への主権の強化に向けて、資源の確保や生息環境改善戦略の調達の必要性も指摘されている。このような背景から、海洋水産生命資源の確保・管理および利用等に関する法律第 8 条に基づき、海洋水産生命資源に対する 5 年ごとの管理基本計画が策定された。

同計画は、「2030 年までに海洋水産生命資源の主権強国を実現」をビジョンとし、政策目標として、①記録種対比の生殖地確認率を 2019 年の 57 %から 2023 年には 60 %まで引

き上げる、②遺伝資源の情報拡大体制の構築により、2019 年の 4,200 件の情報を 2023 年までに、7,500 件へ引き上げる、③海洋バイオの世界市場に占める比率を 2019 年の 10.7 %から 2023 年までに 12.4 %まで引き上げることなどを明記した。そのため、計画には海洋水産生命資源の確保・保護・管理および利用現況、将来予測、施策方向、また海洋水産生命資源の調査・研究・登載および開発に関する事項も含まれている。海洋水産生命資源関連科学技術の開発および国際協力を強化するとともに、海外海洋水産生命資源の研究・開発および確保のための投資を拡大することも定められている。

（２）2050極地ビジョンの発表

海洋水産部は、2018 年 12 月に「2050 極地ビジョン」を発表した。これは南極の世宗科学基地の竣工 30 周年を契機に、今後 30 年の政策的な方向性を導き出し、極地を拠点として大洋進出を拡大する国政基調を公表するものである。2050 極地ビジョンの策定のために、海洋水産部はこれまで科学・技術、経済・産業などの分野別専門家を招集し 7 機関 18 人が参加するタスクフォースを構成・運営し、極地展望分析および推進課題を導き出した。主な内容として、極地で展望される機会を活用し、極地活動における七大先導国に跳躍するための七大推進戦略および細部挑戦課題の推進が含まれている。同ビジョンは、これから策定する 5 年単位の「南極研究活動振興基本計画」と「北極活動振興基本計画」の指針として活用される。七大推進戦略別の主要挑戦課題は、＜表 4＞の通りである。

表 4：2050 極地ビジョンにおける七大推進戦略および主要挑戦課題

七大推進戦略	主要挑戦課題
気候変化に先制的に対応する 極地政策の推進	気候変化の統合観測システムの構築、国際共同研究の推進や海水面の上昇警報など、国民へのサービスの提供
極地からの新しいエネルギー資源確保への取組	北極資源協力による国家エネルギー・資源需給の新構築網を確保
新しい成長動力として 極地未来新産業の活性化	環ユーラシア物流イニシアチブの推進、極地観光、水産進出など成長動力の育成
極地研究の革新および実用化の成果創出	第四次産業革命技術の極地研究導入、極限地目、バイオ新薬開発および極限技術テストベッドの支援
国際社会の極地環境保全努力への積極的参加	極地の環境変化への対応と生態系保全のための研究および国際ルール作りの主導
交流拡大による 北極進出の橋頭堡を確保	北極圏との人文・社会交流、先住民文化の保全および生活改善のための社会的インフラ投資協力
研究インフラの拡充や人材養成などの政策力量の強化	南極第 3 基地、北極第 2 基地、最先端砕氷研究船など研究インフラの拡充、「Polar100 プログラム」など人材養成

第８章　インドにおける海洋政策の動向

インドは南アジアに位置する連邦共和制国家である。人口は 2018 年現在 13 億 5,000 万に上り[1]、世界第 2 位の規模を誇るとともに、国土面積は 328.7 万 km^2 に及ぶ（中国、パキスタンとの係争地を含む）。インドの陸地は、そのほとんどがインド洋に突き出した半島上にあり、南西をアラビア海に、南東をベンガル湾に面する約 7,000 km の海岸線を有する（島嶼部を含めた海岸線は約 7,500 km）。また、その排他的経済水域（EEZ）は 237 万 km^2、大陸棚面積は 50 万km^2に及ぶ。現在インドは 29 の州および中央政府が管轄する 7 つの連邦直轄領から構成され、うち 9 州と 5 連邦直轄領が海洋に面している（図 1）。ただし、ジャンムー・カシミール州はその全域をめぐってパキスタンとの間で[2]、またジャンムー・カシミール州の一部とアルナンチャル・プラデシュ州の大部分をめぐって中国との間で[3]、それぞれ領有権に係る論争が外交・国際政治の場で行われている。このような領土紛争は、後述するインドの海洋政策、とりわけ海洋安全保障政策に大きな影響を及ぼしてきた[4]。

インドの初代首相ジャワハルラル・ネルー氏が「インド洋を制する者はインドの貿易を制する」と発言したように、インドの海洋に対する重要性は古くから認識されてきた[5]。一方で海洋の諸問題に対するインド中央政府の関心は、周辺国との陸域における国境紛争が優先事項となってきたことから、長らく低いものに留まっていた[6]。また、1971 年の第三次印パ戦争を機に、政府の海洋に対する危機意識が高まるものの、それへの関心は 1990 年代の経済発展を迎えるまで、顕著なものとはならなかった。しかし、経済発展に伴うインドの国際的地位の向上は新興国として、また、南アジア地域における大国としての海洋における大きな政策転換を迫った[7]。現在はナレンドラ・モディ首相の主導のもと、インド洋の中心に位置するという「地の利」を再認識し、より包括的な枠組のもと、国家政策における海洋の位置づけをより高めようとする動きが活発化しつつある。また、貿易量の約 95 %、貿易額の約 70 %を海洋に依存し[8]、水産物の漁獲量は過去 50 年の間に 7 倍に膨れ上がる等（2014 年時点でおよそ 340 万 t）[9] [10]、インドにおける海洋の重要性は極めて高い。

---

[1] The World Bank. (2018). India. https://data.worldbank.org/country/india
[2] Schofield, V. (2010). Kashmir in conflict: India, Pakistan and the unending war. IB Tauris.
[3] Malone, D. M., & Mukherjee, R. (2010). India and China: conflict and cooperation. Survival, 52 (1), 137-158.
[4] Mann, B. S. (2017). Changing Dynamics of India's Indian Ocean Policy. Maritime Affairs: Journal of the National Maritime Foundation of India, 13 (2), 11-22.
[5] Jawaharlal Nehru, Prime Minister of India, stated on March 28, 1958, while standing on the quarterdeck of INS Mysore, the second cruiser to be acquired by India's independent navy, 1958. Quoted in Satyindra Singh, Blueprint to Bluewater: The Indian Navy, 1951-65, New Delhi: Lancers International, 1992, p.1.
[6] 脚注 5 と同じ
[7] Vijay, A. (2018). India's Trade and Maritime Policy in the Indian Ocean Region.
[8] National Transport Development Policy Committee. (2014). India Transport Report: Moving India to 2032, Volume 1.
[9] Hornby, C. (2015). Reconstruction of India's marine fish catch from 1950-2010.
[10] Food and Agricultural Organization. (2016). The state of world fisheries and aquaculture.

海洋国家として台頭しつつあるインドであるが、近年は日本との繋がりを強めてきている[11]。特に、日本が提唱する「自由で開かれたインド太平洋戦略」、またインドが提唱する「アクト・イースト政策」のもと、安全保障と経済分野での連携強化が日印間で進められている[12]。両国の外交方針は、太平洋とインド洋の二つの海洋地域の繁栄をもたらすうえで必要不可欠であり、また、二国間だけでなく、多国間の協力を必要不可欠としている。

これらのようなインドの歴史的背景、特徴を踏まえ、以下本稿においては、海洋分野における最近のインドの動向を含め、現在のインドにおける海洋政策について概観する。

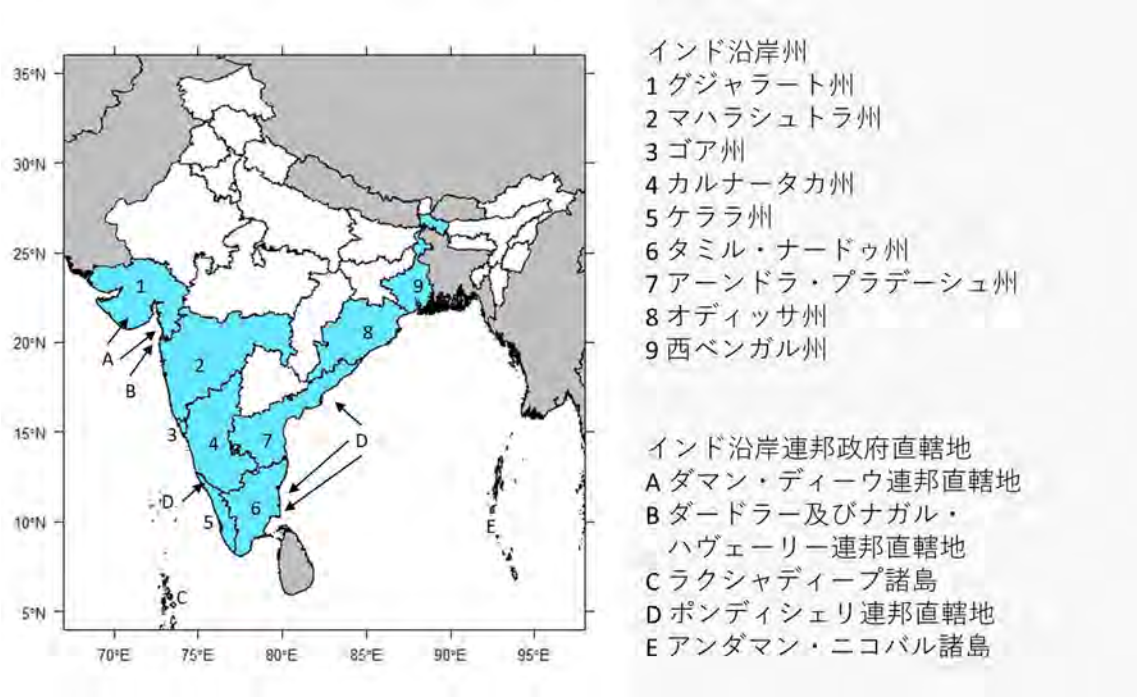

図 1：インド沿岸州（青色）（インド環境森林気候変動省資料をもとに筆者作成）

1. 海洋基本法令

現在のインドにおいては、インド憲法が海洋に係る法令の基礎となっており、個別の法はインド憲法が根拠となっている。インド憲法は 1949 年 11 月に議会で成立し、1950 年 1 月に施行された。また、「海洋」に関する条文は 1976 年 5 月に第 40 次改正法により設けられた[13] [14]。インド憲法第 297 条は、「インドの領海、大陸棚及び EEZ の内外の土地及びそこに賦存する資源は、連邦（the Union）に賦与されたものであり、連邦の目的のために留保される」と定めている。また、同憲法第 246 条および別表 7（Seventh Schedule）は、公海における海賊、海運、港湾（検疫等を含む）、領海以遠の漁業については連邦が、領海内の漁業に

[11] 産経新聞. (2018). https://www.sankei.com/politics/news/181029/plt1810290037-n1.html
[12] 日本国外務省. (2017). 外交青書 2017.
[13] Ministry of Law and Justice (Legislative Department), Government of India. Constitution of India (as of 9 November, 2015)
[14] The Constitution (Fortieth Amendment) Act, 1976 (came into force: 27 May 1976)

ついては州が、そして野生生物の保護や内水の航行については連邦と州（the State）が等しく権限を有することを定めている。その後の 1976 年 8 月、インドは「領海、大陸棚、排他的経済水域及びその他の海域法」を制定し、これらの海域における船舶の航行や天然資源の調査、開発、保存および管理等の活動の規制を包括的に定めた。なお、以上のインドにおける海洋基本法令の詳細に関しては、2016 年度総合的海洋政策の策定と推進に関する調査研究：各国および国際社会の海洋政策の動向報告書第 7 章 1 を参照されたい。

2. 海洋基本政策

インドの海洋基本政策には、その骨子となる「海洋政策声明（Ocean Policy Statement）[15]」が 1982 年 7 月に、当時の海洋開発局（Department of Ocean Development）（現地球科学省：Ministry of Earth Sciences）により作成されている。海洋政策声明は、海洋科学技術の研究および発展や、海洋資源の開発を中心に、海洋開発における戦略的な方向性を示しており、海洋資源の持続可能な開発、国民の生活水準向上、迅速な沿岸域災害の警告発動に向けての海洋、とりわけインド洋に対する理解を向上させるために策定された[16]。同声明は、以下の必要性を明示している。

- 海洋資源を利用するための適切な技術、これを支えるための産業基盤構築の必要性
- 水産生物資源および海洋鉱物資源の地図化および目録作成の必要性
- 海洋開発を推進するための、あらゆる側面からの海洋調査実施の必要性
- 排他的経済水域・近隣海域における海洋鉱物資源開発のための詳細な調査の必要性
- 深海域における水産資源開発のための、固有技術強化の必要性
- 海洋開発を推進するための、既存の社会基盤強化の必要性
- 海洋調査と海洋保全の連携・適合性を図るための法整備の必要性
- 各政府組織・機関を取りまとめるためのデータベース構築の必要性
- 独自に技術を構築するための若い科学者・技術者育成の必要性
- 海洋開発の進歩に対応するための既存の政府組織・機関の能力構築強化の必要性

2002 年に海洋開発局は「海洋開発構想– 2015（Vision for Ocean Development – Year 2015）」を策定した。これもまた、海洋政策声明と同様の目的を達成するために策定されたものであるが、内容は同年 8 月に開催された持続可能な開発に関する世界首脳会議（ヨハネスブルグ・サミット）の成果文章における海洋、沿岸、島嶼に関する部分と整合性がとれるよう更新された[17]。同開発局が 2006 年に地球科学省（Ministry of Earth Sciences）として再編された後、同省は「海洋科学とサービスにおける今後 10 年の未来構想計画（Vision and Prospective

---

[15] Department of Ocean Policy, Government of India. (1982). Ocean Policy Statement
[16] Radhakrishnan, K. (2005). Ocean Observation Systems—The Emerging Indian Scenario. Oceanology, 39.
[17] Gupta, H. K. Problems and Opportunities in the Implementation of WSSD Commitments: The Indian Perspective.

Plan for 10 years in Ocean Sciences & Services)」および「2030 年構想（Vision for 2030)」をそれぞれ 2010 年、2016 年に発表した[18] [19]。これらはいずれもインドの海洋科学の発展を促進するために作成された長期計画であり、とりわけ前者は海洋学の専門教育機関設立を提案している。しかし、漁業政策や海洋安全保障を含めた包括的な海洋政策がインドには存在せず、これらは各担当省庁が個別に政策を策定・実施していることに留意する必要がある。

3. 海洋政策推進体制

インドの海洋政策推進体制は前述のとおり、各担当省庁が分野ごとに政策を策定し実施している（表 1)。地球科学省は海洋に関して最も広く権限を有しており、これには海洋科学技術開発、海洋観測、海洋資源探査、海洋開発が含まれる。同省は 1981 年 7 月に首相直属の海洋開発局として設立された後、翌年 3 月に独立の部局として発足した。同開発局は 2006 年 2 月に海洋開発省と名称を改め、同年 6 月にはインド気象局（India Meteorological Department)、インド熱帯気象研究所（Indian Institute of Tropical Meteorology）および国立中期気象予報センター（National Centre for Medium Range Weather Forecasting）を下部機関として組織編成した後、地球科学省として新たに発足した[20]。現在は地球委員会（Earth Commission）および地球システム科学機構（Earth System Science Organization）を中心に 2 つの付属機関[21]、1 つのプロジェクト総局[22]および 2 つの下部組織[23]を有している。さらに、その所掌の下に 5 つの独立機関[24]および 2 つの付属機関[25]（インド熱帯気象研究所に付属）を有している（図 2)。特に、地球システム科学機構は、各部局に対して全体的な指示を行うとともに、各プログラムの実施評価を行う、同省における中核的な機能を果たす。

---

[18] Department of Earth Sciences, Government of India. (2010). Vision and Prospective Plan for 10 years in Ocean Sciences & Services.

[19] Earth System Science Organization, Department of Earth Sciences, Government of India. (2016). Vision for 2030.

[20] Ministry of Earth Sciences, Government of India. (2017). Retrieved from http://www.moes.gov.in/content/about-ministry-0

[21] 海洋生物資源・生態系センター（Centre for Marin Living Resources and Ecology)、国立地震学センター（National Centre for Seismology）

[22] 統合沿岸海域管理プロジェクト総局（Integrated Coastal and Marine Area Management Project Directorate）

[23] インド気象局（India Meteorological Department)、国立中期気象予報センター（National Centre for Medium Range Weather Forecasting）

[24] 国立南極海洋センター（National Centre for Antarctic and Ocean Research)、インド国立海洋情報サービスセンター（Indian National Centre for Ocean Information Service)、インド熱帯気象研究所（Indian Institute of Tropical Meteorology)、国立海洋技術研究所（National Institute of Ocean Technology)、国立地球科学センター（National Centre for Earth Science Studies）

[25] 地球システム科学機構アドバンス研修センター（Centre for Advanced Training in Earth System Science and Climate)、気候変動研究センター（Centre for Climate Change Research Centre）

表 1：海洋政策に関連する中央省庁および各省庁の権限事項（一部）

省庁	権限事項
農業農民厚生省 Ministry of Agriculture and Farmers' Welfare	水産業
地球科学省 Ministry of Earth Sciences	海洋科学技術、海洋観測、 海洋資源探査、海洋開発
環境森林気候変動省 Ministry of Environment, Forest and Climate Change	海洋環境保全、沿岸域管理
国防省 Ministry of Defense	海洋安全保障
鉱業省 Ministry of Mines	沿岸域の採鉱活動
石油・天然ガス省 Ministry of Petroleum and Natural Gas	海洋構築物、沿岸精錬施設
海運省 Ministry of Shipping	海運、船舶、港湾
観光省 Ministry of Tourism	沿岸域の観光

その他の分野では農業農民厚生省（Ministry of Agriculture and Farmers' Welfare）が漁業政策を、環境森林気候変動省（Ministry of Environment, Forest and Climate Change）が海洋環境保護を、国防省（Ministry of Defense）が海洋安全保障を担当している。農業農民厚生省は 3 つの部局から構成されており、その中でも家畜飼育・酪農業・漁業局（Department of Animal Husbandry, Dairying and Fisheries）が主に漁業政策を担当している。同省は 2015 年 7 月から「国家海洋漁業政策（National Policy on Marine Fisheries）[26]」の策定に着手し、2017 年 4 月に発表をした。本政策は「現在および未来の世代の需要を満たす、健全かつ活気のある海洋漁業セクター」をビジョンとして、持続可能な開発、漁業者・漁業従事者の社会・経済的側面の底上げ、補助金の規定、パートナーシップ、世代間の公平性、男女間の公平性、予防アプローチを 7 つの柱とする政策を打ち出している。また、同省は 2016 年 6 月に「ブルー・レボリューション[27]」というスキームを、2020 年までの 5 ヵ年計画として打ち出した。同スキームは主に海洋・内水面漁業および養殖業を含む水産業全般の生産量を向上させるとともに、生産性を強化し、水産業従事者の所得等を向上させること等を目的としている。

[26] Ministry of Agriculture and Farmers' Welfare, Government of India. (2017). National Policy on Marine Fisheries.
[27] Ministry of Agriculture and Farmers' Welfare, Government of India. (2017). Guidelines. Central Sector Scheme on Blue Revolution: Integrated Development and Management of Fisheries.

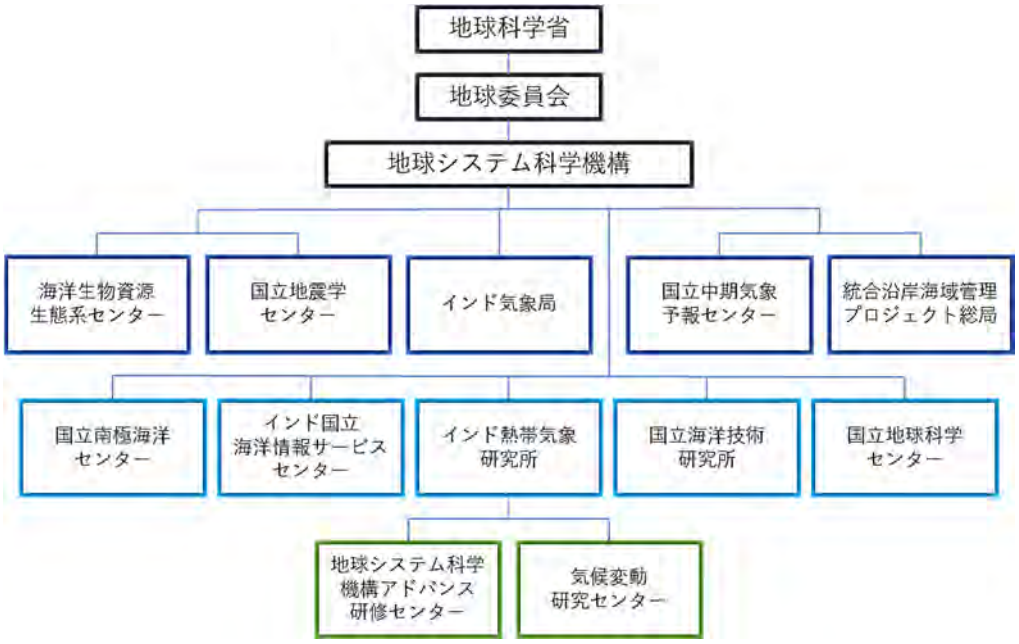

図 2：インド地球科学省の組織図（出典：インド地球科学省資料をもとに筆者翻訳）

環境森林気候変動省は海洋・沿岸域の生態系保全に対して中心的な役割を果たす省庁である。同省の前身である環境森林省は 1986 年の「環境（保護）法（Environment (Protection) Act）」のもと、1991 年 2 月に「沿岸域規制区域に係る通告（Coastal Regulation Zone Notification）」を発表した[28]。これは、高潮線から 500 m の沿岸域および低潮線高潮線間の沿岸域における埋め立てや産業活動を規制するものである。環境森林気候変動省は現在、沿岸域規制区域に係る通告 2018 年版を策定しており、関連する各ステークホルダーに助言を求めている。また、同省は 1972 年の「野生生物（保護）法（Wildlife (Protection) Act, 1972）」および 2002 年の修正法に基づき、海洋国立公園等の各種海洋保護区海域の指定、管理を行っている[29]。

国防省の管轄下には陸軍、海軍、空軍、沿岸警備隊の各組織があり、とりわけ海軍はインドの海洋安全保障に係る中心的な役割を果たす[30]。2009 年に海軍は、領海と接続水域から成る沿岸域および排他的経済水域を含む、インドが管轄する全ての海域における安全保障を担うと規定された。また、沿岸域に関しては沿岸警備隊を主として密接に連携し、同海域の治安維持等の任務にあたる。同省は 2015 年に「インド海洋安全保障戦略 2015（Indian Maritime Security Strategy 2015）」を発表し、同国の海洋安全保障に対する包括的な方向性を示した[31]。この戦略書では、近隣諸国との緊張を鑑み、国連の海洋法条約に基づく法の遵守が強調されている。また、2015 年以降、インド海軍とアメリカ海軍との共同軍事演習「マラバール演

[28] Ministry of Environment, Forest and Climate Change. (2005). Report of the Expert Committee on Coastal Regulation Zone Notification, 1991.
[29] Chapter IV “Sanctuaries, National Parks and Closed Areas” (Article 18~38), Wild Life (Protection) Act, 1972; The Wild Life (Protection) Amendment Act, 2002, No. 16 of 2003.
[30] Ministry of Defence, Government of India. (2017). Annual Report 2016-17.
[31] Ministry of Defence, Government of India. (2015). Indian Maritime Security Strategy 2015.

習（Exercise Malabar）[32]」に海上自衛隊が定期参加国として参加する等（日本は 2007 年から参加）、海軍の他国との連携が強化されつつある。

なお、以上のインドにおける海洋政策推進体制の詳細に関しては、前述の各国および国際社会の海洋政策の動向報告書における第 7 章 3 を参照されたい。

4. 領海の管理

インドの領海は、1976 年 8 月に制定された「領海、大陸棚、排他的経済水域及びその他の海域法（以下、領海・大陸棚・EEZ 法）」により管理されている[33]。同法は国連海洋法条約（UNCLOS）が採択される 1982 年 12 月より以前に制定されたものであるが、領海、大陸棚、排他的経済水域（EEZ）の規定に関しては、現在の UNCLOS に準じている[34]。領海・大陸棚・EEZ 法の第 3 条では、インドの領海内では同国の主権が及ぶとし、領海の幅員は基線から 12 海里と定めている。また、第 4 条では、外国船舶の領海内の無害通航権について定めているが、潜水艦を含む外国籍の軍艦に関しては中央政府への事前通知を義務付けていると同時に、通行する際には軍旗の掲揚を求めている。また前述の通り、領海および接続水域を含む沿岸域は沿岸警備隊および海軍により、その安全保障が管理されている。沿岸警備隊はその他に、海洋構築物の安全確保、漁民保護、海洋環境保護および海洋汚染防止、密輸取締り、海上法執行、その他海難救助や科学的データの収集等を任務としている。

5. 排他的経済水域（EEZ）の管理

インドは 1997 年までに UNCLOS に批准した後[35]、図 3 に示す範囲を自国の EEZ と定めた[36]。しかし、隣接するパキスタンとの EEZ 境界線をめぐり、その範囲は完全なものではない[37]。なお、EEZ および大陸棚においても、領海・大陸棚・EEZ 法により、それらの管理が定められてる。同法 7 条は、領海基線から 200 海里までの区域を EEZ と定め、当該区域における中央政府の排他的権限を明記している。同法における排他的権利には、1) 海洋エネルギー生産を含む天然資源（生物および非生物資源）の探査、開発、保全および管理、2) EEZ の資源探査・開発等のための人工島、海上ターミナル、施設その他構築物の建設、3) 海洋の科学的調査の許可、規制、監視、4) 海洋環境の保全および保護、5) その他国際法によって確認されている権利が含まれる。また、EEZ における資源の探査および開発に関して、イ

---

[32] The Diplomat. (2018). Retrieved from https://thediplomat.com/2018/06/india-us-and-japan-to-hold-malabar-naval-war-games-this-week/

[33] Legislative Department, Ministry of Law and Justice, Government of India. (1976). Retrieved from http://legislative.gov.in/sites/default/files/A1976-80.pdf

[34] 本田悠介. (2017). 第 1 部各国の海洋政策と法制に関する研究 第 7 章インド (pp. 85-105). 2016 年度総合的海洋政策の策定と推進に関する調査研究：各国および国際社会の海洋政策の動向報告書. 東京.

[35] Roy□Chaudhury, R. (1998). Maritime surveillance of the Indian EEZ. Strategic Analysis, 22(1), 49-59.

[36] Ministry of Defence, Government of India. (2007). Indian Maritime Security Strategy 2007.

[37] Smith, R. W. (1986). Exclusive Economic Zone Claims: An Analysis and Primary Documents. Martinus Nijhoff Publishers.

ンド市民による漁業を除き中央政府による許可がない限り、外国政府を含むいかなる者も従事することができないと定めている。大陸棚に関して同法第 6 条は、領土の自然の延長をたどって大陸縁辺部の外縁に至るまでのものまたは、基線から 200 海里を超えない範囲と定めており、EEZ と同様に中央政府が排他的権利を有するとしている。

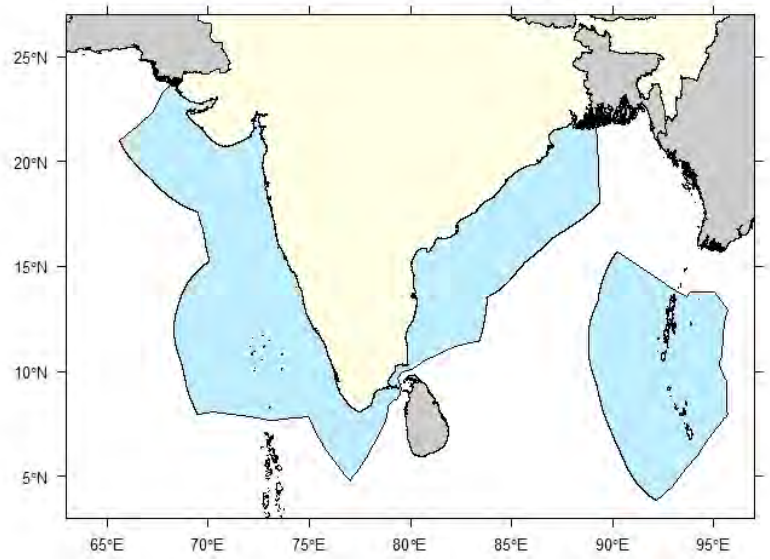

図 3：インドの EEZ 概念図（インド国防相資料をもとに筆者作成）

6. インドにおける海洋ごみおよびプラスチックごみに対する対策と規制

（1）インドにおける海洋ごみとその対策

2010 年時点では、インド国内におけるプラスチック由来の海洋ごみ排出量は 9 万トンから 24 万トンと推定されており、これは世界で 12 番目に多い[38]。さらに、海洋ごみとなり得る管理が及ばないプラスチックごみ排出量に関しては、60 万トンと推定されており、2025 年までにその量はおよそ 5 倍に膨れ上がるとされている。しかし現在、インドにおいて海洋ごみにおける特別な対策や法的な措置は取られていない。このような現状を受け、インド政府は 2018 年 6 月 5 日の世界環境デーに際し、「国家海洋ごみ行動運動（National Marine Litter Action Campaign）」を宣言した[39] [40]。これは 2022 年までに使い捨てプラスチックを国内の全州で廃止する計画である。さらに、同国のモディ首相は国連環境計画の海洋ごみ削減のためのクリーン・シー・キャンペーンへの参加も表明し、この一環として国家・地域レベルの海洋ごみ対策を実施するとともに、沿岸水域における海洋ごみの量を測定する。なお、2018 年

[38] Jambeck, J. R., Geyer, R., Wilcox, C., Siegler, T. R., Perryman, M., Andrady, A., ... & Law, K. L. (2015). Plastic waste inputs from land into the ocean. Science, 347 (6223), 768-771.
[39] Government of India. (2018). PM's address on the occasion of World Environment Day 2018 at Vigyan Bhawan. http://www.pmindia.gov.in/en/news_updates/pms-address-on-the-occasion-of-world-environment-day-2018-at-vigyanbhawan/
[40] The Guardian. (2018). India will abolish all single-use plastic by 2022, vows Narendra Modi. https://www.theguardian.com/environment/2018/jun/05/india-will-abolish-all-single-use-plastic-by-2022-vows-narendra-modi

の世界環境デーではインドが開催国となり、首都デリーにて国際会議が開催された[41]。

本稿では、海洋ごみの主要な原因であるプラスチック、特にビニール袋を中心に、インド国内におけるその利用と規制、またプラスチックごみ問題の現状について述べる。

(2) インドにおけるプラスチックの製造と需要

1957 年の開始以来、インド国内におけるプラスチック産業は大きな成長を遂げ、2010 年代にはおよそ 400 万人もの雇用を創出するまでに発展した[42]。また、インドのプラスチック産業では 30,000 を超える生産ラインが稼働しており、その 9 割近くを小規模・中規模生産者が占めている。インド国内における正確なプラスチック総生産量は明らかにされていないものの、2014 年時点では 1 日当たり 15,342 トン、年間でおよそ 560 万トンものプラスチックが生産されていたと推定されている[43]。

インド商工会議所連合会（Associated Chambers of Commerce and Industry of India）の 2013 年時点の推定では、プラスチックの需要が 1000 万トンから 2015 年までに 2000 万トンに増加すると見込まれた[44]。また、2013 年のプラスチック総消費量は 400 万トンであり、それから生じるごみ排出量は 200 万トンに上ったと推定された。

(3) インドにおけるプラスチックに対する規制

インド政府は 1986 年に定められた「環境保護法（The Environment Protection Act, 1986）」のもと、1999 年にリサイクルプラスチックの製造と使用に関する規則を制定した[45]。2003 年にはこれらの規則を改訂し、新品・リサイクル問わず、全てのプラスチックを規制の対象とした。新規則では幅 8 インチ×長さ 12 インチ（約 20 cm × 30 cm）、厚さ 20 ミクロン以下のビニール袋の製造、仕入れ、配布および販売が禁止されている。さらに、リサイクルビニール袋および容器による食品類の保存、運搬、分配および梱包が禁止されている。この規則のもと、中央政府は各州政府に、州内の全てのプラスチック生産者に対して州汚染制御委員会（State Pollution Control Boards または Pollution Control Committees）に生産登録を促し、プラスチック製造に対する規制を実施するよう求めている。

2011 年にはプラスチックごみの管理を改善すべく、2003 年に改訂されたプラスチックの製造と使用に関する規則に代わり、新たにプラスチックごみに関する規則「プラスチックごみ規則（Plastic Waste Rules）」が制定された[46]。新規則は規制対象のビニール袋を厚さ 40 ミクロン以下とし、廃棄可能なプラスチックにより作られたリサイクルキャリーバッグはイ

---

[41] World Environment Day. (2018). World Environment Day. http://wedindia2018.in/

[42] Toxics link. (2014). Plastics and the environment assessing the impact of the complete ban on plastic carry bag. Central Pollution Control Board (CPCB New Delhi India).

[43] Central Pollution Control Board (CPCB), India.

[44] The Associated Chambers of Commerce & Industry of India. (2018). Turnover of plastics industry to cross Rs 1.7 lakh crore by 2015: ASSOCHAM. http://www.assocham.org/newsdetail-print.php?id=4139

[45] 脚注 42 と同じ

[46] PLASTIC WASTE (MANAGEMENT AND HANDLING) RULES, 2011 Press Note

ンド当局の基準に沿ったものでなければならないとしている。本規則は 2016 年にさらに改訂され、規制対象のビニール袋の厚さが 50 ミクロン以下に引き上げられた[47]。また、プラスチックごみ管理のため、地方自治体にごみ収集者やごみ管理機関・団体と密に連携することを求めている。さらに、地方行政官は規則の適用に対して責任を負うとともに、各委員会はプラスチック製造の管理をするものとしている[48]。

(4) インドにおけるプラスチックごみのリサイクル

プラスチックごみ規則では、プラスチックごみをリサイクルする際、「プラスチックのリサイクルガイドライン（Guidelines for Recycling of Plastics）」に則ることが義務付けられている[49]。インド国内において、新品・リサイクル問わず全てのプラスチック製品は、米国プラスチック産業協会（Society of Plastics Industry）材質識別マークを表示しなければならない（図 3）[50]。また、リサイクル製品に関しては、その再利用率を表示しなければならない。なお、プラスチックのリサイクルは以下の通り 4 つに分類されて行われている。

1. リサイクル前のプラスチックから同様の性質を有するプラスチックの生産
2. リサイクル前のプラスチックから異なる性質を有するプラスチックの生産
3. リサイクル前のプラスチックからの化学物質や燃料の抽出
4. リサイクル前のプラスチックの焼却によるエネルギーの抽出

図 3：米国プラスチック産業協会材質識別マーク（出典：米国プラスチック産業協会）

(5) インド各州におけるプラスチックに対する規制

ヒマーチャル・プラデシュ、マハラシュトラ、ケララ、西ベンガル各州およびデリー連邦直轄地等では、プラスチックの製造と使用に関して独自の措置がとられている（表 2 および図 4）[51] [52]。例えばヒマーチャル・プラデシュ州では州非生物分解性廃棄物規制法（the Himachal Pradesh Non-Biodegradable Garbage Control Act）のもと、非生物分解性で幅 12 インチ×長さ 18 インチ（約 30 cm × 46 cm）、厚さ 70 ミクロン以下のビニール袋の製造・使用が禁止されている。また、この規則の下では、違反者は最高 10 万ルピーの罰金あるいは懲役 7 年の刑が課せられる。西ベンガル州では、幅 12 インチ×長さ 16 インチ（約 30 cm × 41 cm）、厚さ 40 ミクロン以下のビニール袋の製造、販売の他、使用、保管も禁止されている。環境

---

[47] The Gazette of India, Part-II, Section-3, Sub-section (i)
[48] State of Environment Report, Chandigarh 2012
[49] 脚注 46 と同じ
[50] IS 14534: 1998 Indian Standard GUIDELINES FOR RECICLING OF PLASTICS
[51] 脚注 42 と同じ
[52] 脚注 43 と同じ

保護法制定後、マハラシュトラ、ケララ、メガラヤ、ゴア各州では、ビニール袋の規制対象が最大厚さ 50 ミクロン以下とされていた。しかし、プラスチックごみ規則によりプラスチックごみに対する規制が強化された後は、マハラシュトラ州等でビニール袋使用全面禁止のような、より厳しい規制が検討されている。

アルナンチャル・プラデシュ、グジャラート、マディヤ・プラデシュ、オディッサ、ゴア各州では特定の都市や観光地等（グジャラート州ではアンバジ、ダコール、ソムナス、マディヤ・プラデシュ州ではグワリオール、オディッサ州ではプリ都市圏およびコナーク）におけるビニール袋使用が全面的に禁止されている（表 2 および図 4）[53] [54]。チャンディーガル連邦直轄地では 2008 年からビニール袋の製造、使用、保管および販売が全域で禁止されている。また、2010 年にはラジャスタン州で、2011 年にはハリヤナ州で全ての用途におけるビニール袋の使用が禁止されたとともに、首都デリーでも 2009 年 1 月に、商業区域におけるビニール袋の使用が全面的に禁止された。

ビニール袋の使用やそれらによる環境悪化に対する行政の規制にも関わらず、各州や連邦直轄地では未だ効果的なビニール袋使用禁止措置がなされてない[55]。インド国内では、緩い法規制やビニール袋に代わる費用対効果の高い代替品が存在しないこと等が、プラスチックの使用に歯止めがかからない要因となっている。

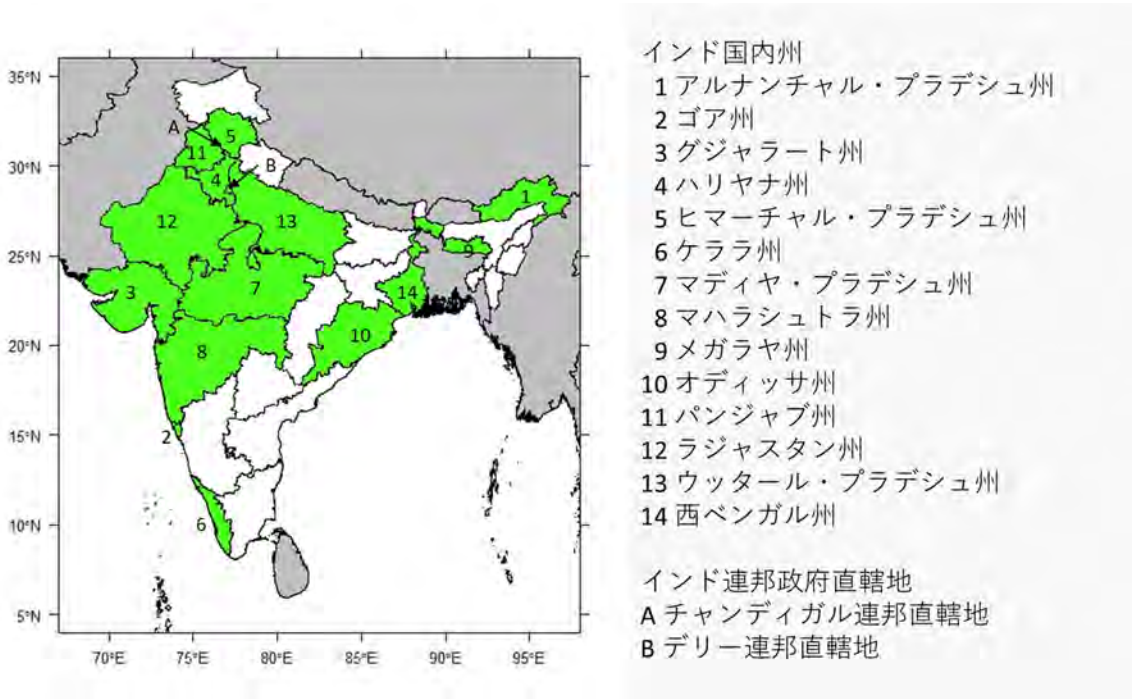

図 4：プラスチックに対する独自の規制制定が確認されるインド国内の州
（緑色：白抜きはその他の州）
（Toxics link、Central Pollution Control Board をもとに筆者作成）

[53] 脚注 42 と同じ
[54] 脚注 43 と同じ
[55] 脚注 42 と同じ

表 2：プラスチックに対する独自の規制制定が確認されるインド国内の州と規制内容
（Toxics link、Central Pollution Control Board をもとに筆者作成）

州・連邦直轄地	規制内容
西ベンガル州	幅 12 インチ×長さ 16 インチ、厚さ 40 ミクロン以下のビニール袋製造・販売・使用・保管禁止
アルナンチャル・プラデシュ州 グジャラート州、オディッサ州 マディヤ・プラデシュ州	一部地域のビニール袋使用禁止
ゴア州	
マハラシュトラ州、メガラヤ州 パンジャブ州	最大厚さ 50 ミクロン以下のビニール袋製造・使用禁止
ケララ州	
	一部地域のビニール袋使用・販売禁止
ハリヤナ州、ラジャスタン州	全ての用途におけるビニール袋使用禁止
ヒマーチャル・プラデシュ州	幅 12 インチ×長さ 18 インチ、厚さ 70 ミクロン以下のビニール袋製造・使用禁止
ウッタール・プラデシュ州	ガンジス川 2 km 圏内のビニール袋使用禁止
チャンディーガル連邦直轄地	ビニール袋製造・販売・使用・保管禁止
デリー連邦直轄地	商業区域におけるビニール袋使用禁止

（6）海洋ごみ削減に向けた市民活動

インド国内では、海洋ごみ削減に向けて様々な活動が取り組まれている。毎年 9 月は国際沿岸域清掃日が行われる月として、市民が各地で海岸清掃を行っている[56]。また、インド南西部の都市、ムンバイのベルソバビーチでは、2015 年以来市民による大規模な海岸清掃が行われてきている[57]。これは世界で最も大規模な海岸清掃プロジェクトとして知られ、海岸線に沿って 3 km のビーチが定期的に清掃される。その他の特色のある取組として、漁業者による海洋ごみを原材料とした道路整備（道路表面に使用）など挙げられる[58]。この取組では、10 ヵ月の間におよそ 25　t の廃プラスチックが利用された（2018 年 5 月時点）。

[56] Kripa, V., Kaladharan, P., Prema, D., Jeyabaskaran, R., Anilkumar, P. S., Shylaja, G., ... & Dhanya, A. M. (2016). National Marine Debris Management Strategy to conserve marine ecosystems. Marine Fisheries Information Service; Technical and Extension Series, (228), 3-10.
[57] The Guardian. (2018). Mumbai beach goes from dump to turtle hatchery in two years. https://www.theguardian.com/world/2018/mar/30/mumbai-beach-goes-from-dump-to-turtle-hatchery-in-two-years
[58] UN Environment. (2018). Fishing for plastic from the sea. https://www.unenvironment.org/news-and-stories/story/fishing-plastic-sea

第９章　インドネシアにおける海洋政策の動向

インドネシア（正式名称インドネシア共和国）は 13,000 を超える島嶼群からなり、海岸線総延長が 54,716 ㎞で世界第 3 位[1]、領海と排他的経済水域（EEZ）を合算した面積が 541 万 km^2 で世界第 3 位[2]、サンゴ礁面積、マングローブ林面積[3]がそれぞれ 51,000 km^2、42,550 km^2、海草藻場面積[4]が 30,000 km^2 と、広大な海と豊かな生態系を有する海洋国家・群島国である。人口は 2017 年時点で 2 億 6399 万人[5]であり、その約 65%が海岸から 50 km 圏内に住む[6]。インドネシアの中央から東側海域はコーラル・トライアングル[7]と呼ばれる、世界で最も造礁サンゴ種数が多い海域に属し[8]、またインドネシアは 2 つの大洋（太平洋・インド洋）、2 つの大陸（ユーラシア大陸・オーストラリア大陸）を結ぶ稀有な国でもある。なおインドネシアは 10 か国（インド、タイ、マレーシア、シンガポール、ベトナム、フィリピン、パラオ、パプアニューギニア、オーストラリア、東ティモール）と海の境界を有しており、この数は世界で 1 番多い[9]（図１）。

インドネシアは 1957 年に、世界で初めて群島国家宣言[10]を発している。これが契機となり、「群島水域」制度が国連海洋法条約（UNCLOS）で導入された。公海と公海、あるいは EEZ と EEZ にまたがる移動に際し、外国船籍がインドネシアの領海・群島水域を通過する場合、インドネシアの定める群島航路帯を通過しなければならない。インドネシアの群島航路帯は図 1 に示す 3 か所にある。1 つ目はスンダ海峡を通りインド洋と南シナ海やシンガポール海峡を結ぶ航路、2 つ目はロンボク海峡とマカッサル海峡を通りインド洋とセレベス海を結ぶ航路、3 つ目はインド洋からサブ海、ティモール海、アラフラ海を通りバンダ海に接続し、マルク海にでてセレベス海や太平洋に抜ける航路である。インドネシアは 1986 年 2 月 3 日に UNCLOS を議会で批准し、締約国となった。

---

[1] CIA The World Factbook: https://www.cia.gov/library/publications/the-world-factbook/fields/2060.html　(2019 年 1 月 21 日アクセス)

[2] 1972 年米国国務省資料" Limits in the Sea- Theoretical Areal Allocations of Seabed to Coastal States"より。

[3] Burke, L., E. Selig and M. Spalding, 2002 Reefs At Risk in Southeast Asia. World Resources Institute, 72p

[4] Alongi, D.M., Murdiyarso, D., Fourqurean, J.W. et al. Wetlands Ecol Manage (2016) 24: 3. https://doi.org/10.1007/s11273-015-9446-y

[5] The World Bank - World Development Indicators - Population, total（2017）

[6] http://www.fao.org/docrep/010/ag124e/AG124E07.htm　(2019 年 3 月 7 日アクセス)

[7] Coral Triangle

[8] 脚注 4 に同じ。

[9] 本名純『インドネシアの海洋安全保障政策カントリー・プロファイル』http://www2.jiia.or.jp/pdf/research/H27_Indo-Pacific_country_profile/05-honna.pdf　（2019 年 1 月 21 日アクセス）

[10] Djuanda Doctrine（ジュアンダ・ドクトリン）

2014 年 10 月に第 7 代インドネシア大統領に就任したジョコ・ウィドド（通称ジョコウィ）氏は、海洋国家構想を掲げ海洋政策を進めてきた。ジョコ政権下では省庁再編により、海洋政策に関連する運輸省[11]、海洋水産省[12]、観光省[13]、エネルギー鉱物資源省[14]の 4 省を調整する海事担当調整省[15]が新設されたが、このことも海洋国家構想を推進する一環と考えられる。海洋国家構想に関し、ジョコ政権は①海洋文化構築、②海洋資源管理、③海洋インフラ強化、④海洋外交、⑤海洋防衛を 5 つの政策の柱とする、国際的な海洋軸（Global Maritime Fulcrum：GMF）ドクトリンを発表した。太平洋とインド洋の結節点として益々重要性を増すインドネシア海域であるが、GMF はそのことを反映するコンセプトでもある。本章では 2014 年 10 月に発足し 5 年の任期終了まで 1 年を切ったジョコ政権が、現在までに実施してきた海洋政策の動向や、近年世界中で注目を集める海洋ごみに関連するインドネシアにおける政策や取組を中心にまとめる。

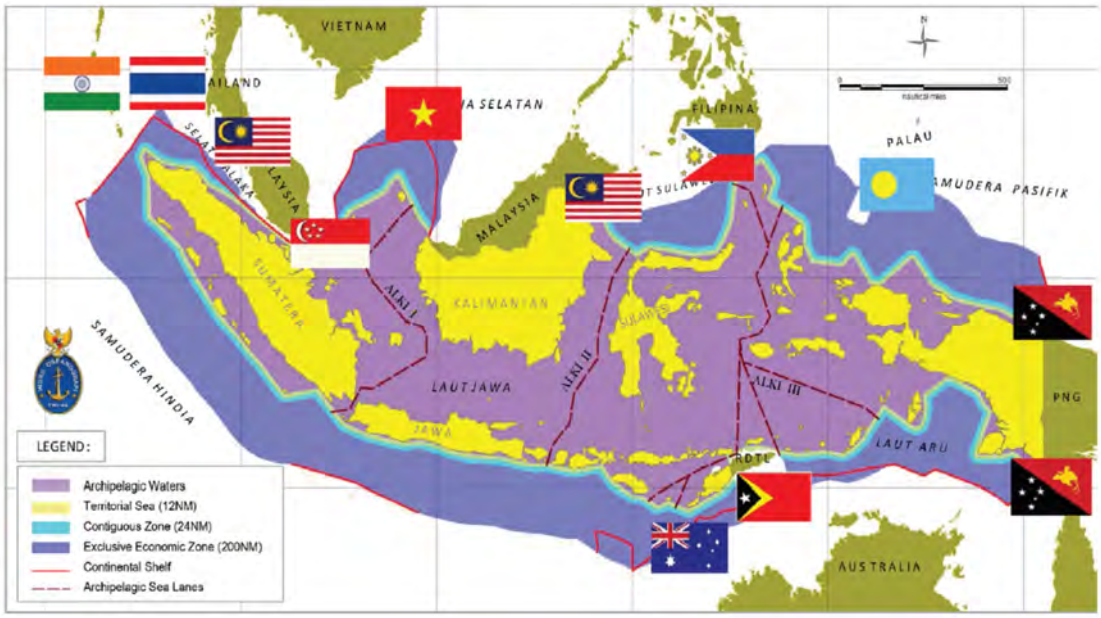

図 1：インドネシアの群島水域（Archipelagic Waters）、領海（Territorial Sea）、接続水域（Contiguous Zone）、排他的経済水域（Exclusive Economic Zone）、群島航路帯（Archipelagic Sea Lanes）、大陸棚（Continental Shelf）。群島水域の外縁が群島基線となる。
出典：Dhiana Puspitawati (2017) [16]

[11] Kementerian Perhubungan / Ministry of Transportation
[12] Kementerian Kelautan dan Perikanan / Ministry of Marine Affairs and Fisheries
[13] Kementerian Pariwisata / Ministry of Tourism
[14] Kementerian Energi dan Sumber Daya Mineral / Ministry of Energy and Mireral Resources
[15] Kementerian Koordinator Bidang Kemaritiman / Coordinating Minister for Maritime Affairs
[16] Dhiana Puspitawati (2017) Urgent need for national maritime security arrangement in Indonesia: Towards global maritime fulcrum. Indonesian Journal of International Law, 14, 3, 321-347.

1. 海洋基本法令

インドネシアでは、2014 年 10 月に海洋基本法としての性格を持つ「海事に関するインドネシア共和国法律 2014 年第 32 号」[17]（以下、海洋法）が制定された[18]。同法は、海洋国であり群島国家であるインドネシアにとっての海洋政策の重要性を謳うのみならず、同国における領海、接続水域、EEZ、大陸棚といった海洋権益に関する諸概念の定義や根拠、その管理及び利用について国際連合条約及び関係する国際法の規定に従い定めている。同法には、海事分野において国家レベルにおける協力とともに、国際レベルでの二国間、地域、又は多国間の協力を行うことができると定められているとともに、公海における海洋資源の探査、利用、及び管理の活動が奨励されている[19]。

またインドネシアの海洋政策に関連する法令として、空間計画法（法律 1992 年第 24 号、改正後は法律 2007 年第 26 号）および国家空間計画（政令 2008 年第 26 号）が挙げられる。空間計画法は国家レベルの空間計画に法的根拠を与えるもので、2007 年の改正では地方分権化や都市化の進行等を重視した内容になった。

２．海洋政策

GMF の実現を主要政策の一つに据えたジョコ政権は、2017 年 2 月 20 日に大統領令 2017 年 16 号として、6 つの原則、7 つの柱、76 の主要政策からなるインドネシア海洋政策[20]を海事担当調整省から発表した（図 2）。海洋政策には 2014 年に制定された海洋法や後述の中期国家開発計画、ウィドド大統領が提出した選挙公約である優先的 9 項目 Nawa Cita[21]が結びつけられている。なお 6 つの原則には持続可能な開発やブルーエコノミーも含まれており、国際社会の動向も反映したものとなっている。海洋政策ロードマップにもあるように、ジョコ政権の目指すものは国内格差是正を視野に入れた経済振興および地域の海洋安全保障の強化である。これらの詳細については次節で説明する。

---

[17] インドネシア語で Undang Pepublik Indonesia Nomor 32 Tahun 2014 Tentang Kelautan

[18] 同法の全訳は公益財団法人笹川平和財団海洋政策研究所 2016 年度「総合的海洋政策の策定と推進に関する調査報告　各国および国際社会の海洋政策の動向」報告書参照のこと。https://www.spf.org/_opri_media/publication/pdf/ISBN978-4-88404-341-4.pdf　（2019 年 1 月 21 日アクセス）

[19] 詳しくは公益財団法人笹川平和財団海洋政策研究所 2016 年度「総合的海洋政策の策定と推進に関する調査報告　各国および国際社会の海洋政策の動向」報告書第 11 章を参照のこと。

[20] Presidential Decree Number 16 of 2017, Indonesian Ocean Policy（2017 年 2 月 20 日）

[21] サンスクリット語で 9 つのプログラムを意味する

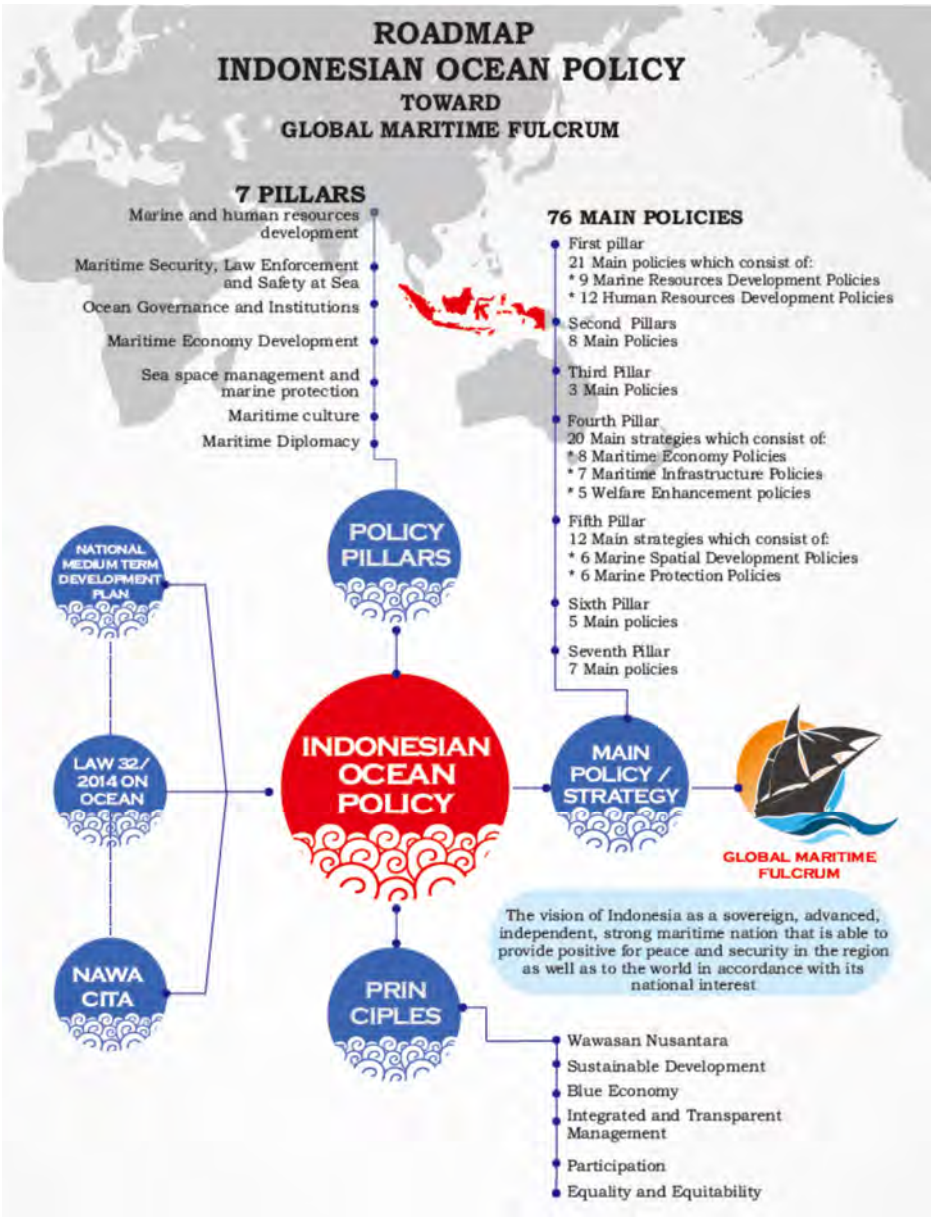

図 2：インドネシアの海洋政策ロードマップ（2017 年 2 月発表）

出典：インドネシア海事担当調整省ウェッブサイト[22]

３．海洋政策推進体制

インドネシアでは国家開発企画省（BAPPENAS）[23,24]が国家中長期開発計画を策定して

---

[22] https://maritim.go.id/konten/unggahan/2017/07/offset_lengkap_KKI_eng-vers.pdf （2019 年 3 月 7 日アクセス）

[23] Kementerian Perencanaan Pembangunan Nasional/Badan Perencanaan Pembangunan Nasional/ Ministry of National Development Planning/National Development Planning Agency

[24] ジョコ政権下で BAPPENAS は庁（Agency）から省（Ministry）に格上げされた。https://www.jst.go.jp/crds/report/report10/ID20161130.html（2019 年 2 月 25 日アクセス）

いる。この BAPPENAS および国家官房（SEKNEG）[25]が調整・統括する下で、海事担当調整省、海上保安機構（BAKAMLA、2014 年 12 月新設）[26]が海洋政策立案、推進に関係している（インドネシアの国家機構に関しては図 3 参照）。海事担当調整省は、海洋国家構想を推進するジョコ政権下で 2014 年 10 月に新たに設置された新省で、広範な海洋政策にあたる海洋水産省・運輸省・観光省・エネルギー鉱物資源省の 4 省が進める政策の調整機能を期待されている。一方、BAKAMLA は海上安保の国家政策の策定や、パトロールと法執行の役割を果たす、実質インドネシアのコーストガードであると言われている[27]。BAKAMLA は非省庁政府機関であり、政治・法務・治安担当調整省[28]を通して大統領の直轄となっている。BAKAMLA に対し、インドネシア海軍は初代長官を輩出するなど一定の影響力を保持しているものの、インドネシアの海上保安を担う機関であると位置づけられている。現在、運輸省海運総局警備救難局（KPLP）[29]、国家捜索救助庁（BASARNAS）[30]、海上航空警察（IMAP）、海洋水産省などに分散している海洋法執行の権限を、長期的には BAKAMLA に一元化していこうという動きもみられる。

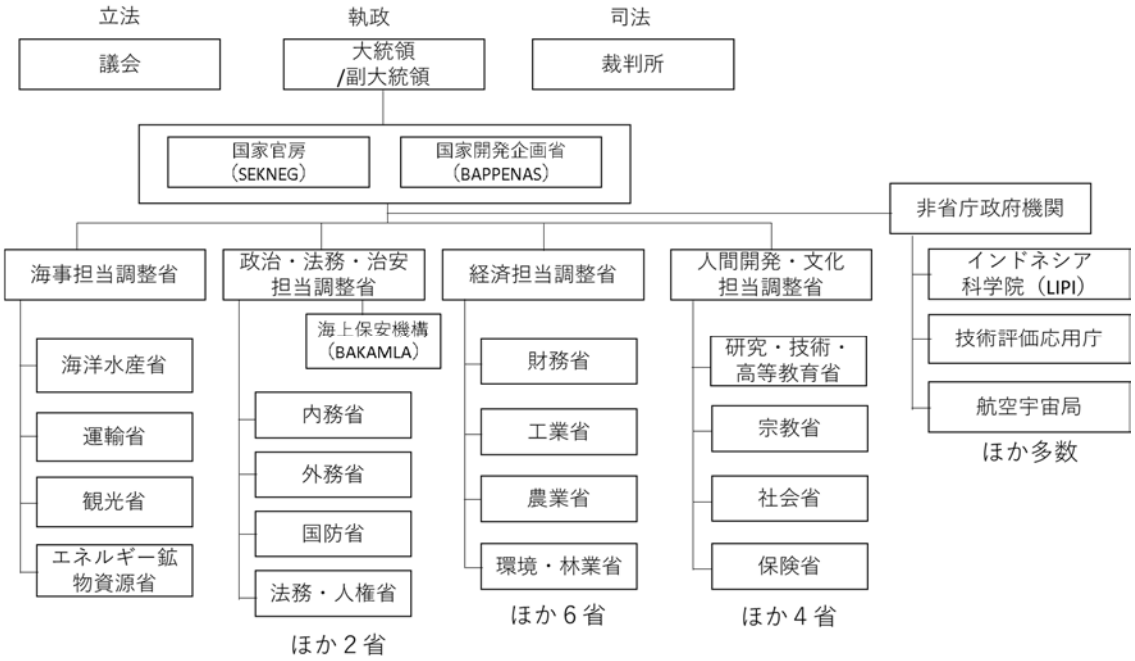

図 3：インドネシアの国家機構図[31]

[25] Kementerian Sekretariat Negara / Ministry of State Secretariat
[26] Badan Keamanan Laut/ Indonesia Coast Guard
[27] 6 に同じ
[28] Kementerian Koordinator Bidang Politik, Hukum, dan Keamanan / Coordinating Ministry for Political, Legal and Security Affairs
[29] Kesatuan Penjagaan Laut dan Pantai/ Indonesian Sea and Coast Guard
[30] Badan Nasional Pencarian dan Pertolongan/ National Search and Rescue Agency
[31] 複数の資料を参照して筆者作成

４．海洋政策における最近の動向

BAPPENAS は、2015 年 1 月に 2015-2019 年の 5 ヵ年の中期国家開発計画[32]を発表し、その中で海洋インフラに特化した経済振興策として、マリン・ハイウェイ計画を発表している。マリン・ハイウェイ計画は運輸省管轄の下、多くの島を海運でつなぐことでインドネシアを 1 つの塊とし､インドネシア東西地域の経済格差を解消することを目的としている。この計画では Sea Toll ロード構想[33]のもと、国内 111 か所の商業港のうち 24 の港湾を拡張し､ネットワークを強化することで､海の回廊を作り流通を促進することを目指している。マリン・ハイウェイ計画では現在、ジャカルタのタンジュンプリオク港、スラバヤのタンジュンペラック港、パダンのトゥルックバユル港の 3 か所の基地港と、全国の 58 港を結ぶ定期航路で貨物船が運航している[34]。ただし採算が取れない路線への補助金投入が必要であることや､老朽化が進んだ船舶が大半を占め新船造船のための更なる投資が必要なこと、土地の収用など、課題が多いのが現状である。

図 4：マリン・ハイウェイ計画（赤色の 5 つの主要港を含む、
全 24 港を戦略的に結ぶ計画である。出典：The Jakarta Post[35]）

インドネシアは造船業の振興策として、造船振興ロードマップを発表している。ただし 2009 年に 2010～2014 年のロードマップが発表されて以来、新たなロードマップは発表さ

---

32 RPJMN（Rencana Pembangunan Jangka Menengah Nasional）
33 インドネシア語で Tol Laut
34 https://www.nna.jp/news/show/1817113　（2019 年 2 月 25 日アクセス）
35 https://www.thejakartapost.com/news/2016/09/09/jokowis-maritime-highway--to-be-rerouted.html（2019 年 3 月 7 日アクセス）

れていない[36]。BAPPENAS のインフラ 5 ヵ年計画では、インドネシア国内 12 か所の造船所への再投資による造船業の活性化が政策の 1 つに掲げられている。工業省[37]もマリン・ハイウェイ計画を支援するためには造船所の建造能力アップが重要であるとしているが、現状では船の修繕をマレーシアやシンガポールなどに委託しており外貨が流出している。造船能力の向上が課題であり、日本も JICA によるプロジェクト等を通し、国営及び民間造船所の能力向上支援をおこなっている。

ジョコ政権下で海洋水産省の大臣に就任したスシ・プジアストゥティ氏は、違法操業する他国漁船を爆破するパフォーマンスで有名になった。2014 年から 2017 年にかけ、インドネシア海域においてカタクチイワシやバナメイエビ、キハダマグロといった魚介類の現存量が倍増したと報告され、スシ氏の手腕が評価されている[38]。西パプア州にある Crac 社は、キハダマグロおよびカツオの一本釣り漁業に対し MSC 認証をインドネシアで初めて取得した[39]。こうしたインドネシアの漁業政策は国際的にも注目を集めており、今後も注視していく必要がある。

５．管轄海域の管理

インドネシア領海の約 4 割は境界未確定であり、シンガポール、マレーシア、東ティモールと交渉中である。排他的経済水域の境界に関しても、東ティモール、パラオ、フィリピン、ベトナム、タイ、インドとの間で合意に至っていない。大陸棚に関してもフィリピン、東ティモール、パラオとの間で境界が定まっていない[40]。

ナトゥナ諸島周辺を九段線の中にある自国の領土と主張する中国は、2016 年 3 月にはインドネシア EEZ 内、南シナ海南端に位置するナトゥナ諸島[41]周辺での伝統的漁場利用を主張し、インドネシアでは緊張が高まった。こうした情勢を受け、インドネシアは 2018 年末までにナトゥナ諸島に軍事基地を開設し、軍港や病院などの軍用施設を整備した[42]。

---

36 「インドネシアにおける海洋国家構想と海事政策及び海事産業の動向に関する調査」報告書、一般社団法人　日本中小型造船工業会・一般財団法人　日本船舶技術研究協会　2017 年 3 月

37 Kementerian Perindustrian / The Ministry of Industry

38 https://www.bangkokpost.com/news/asean/1248922/meet-indonesias-enforcer-of-the-seas（2019 年 2 月 25 日アクセス）

39 https://www.msc.org/jp/media-centre/press-releases/%E3%82%A4%E3%83%B3%E3%83%89%E3%83%8D%E3%82%B7%E3%82%A2%E3%81%AE%E3%82%AB%E3%83%84%E3%82%AA-%E3%83%9E%E3%82%B0%E3%83%AD%E4%B8%80%E6%9C%AC%E9%87%A3%E3%82%8A%E6%BC%81%E6%A5%AD%E3%81%8C%E5%90%8C%E5%9B%BD%E5%88%9D%E3%81%AEmsc%E8%AA%8D%E8%A8%BC%E3%82%92%E5%8F%96%E5%BE%97　（2019 年 2 月 25 日アクセス）

40 6 に同じ

41 Natuna Islands

42 https://www.sankei.com/world/news/181221/wor1812210012-n1.html（2019 年 2 月 25 日アクセス）

６．海洋ごみ・廃棄物関連の法令および取組

インドネシアにおける廃棄物に関連する法令としては、廃棄物管理法（法律 2008 年第 18 号）、家庭及び関連部門の廃棄物管理（政令 2012 年第 81 号）、ごみ銀行を通した 3R[43] の促進（大臣令 2012 年第 13 号）がある。また海洋プラスチック汚染の世界的な動向を受け、大統領規則2017年第97号として廃棄物に関する国家政策および戦略が打ち出された。この中で、2025 年までに、3R の促進や製造者責任において廃棄物の排出を 30%減少させること、廃棄物の適切な埋め立てやエネルギーへの転換により 70%を適切に管理することを目標にしている[44]。

インドネシアの陸起源の海洋プラスチックごみ（以下、プラごみ）排出量は、2010 年の見積で世界 2 位（48−129 万メートルトン）となっている[45]。この量には、漁業活動や海洋船舶からの投棄、自然災害による流出は含まれない。インドネシアのプラごみ排出量が多い原因は、沿岸人口比率が高いこと、適切に管理されていないごみの割合が高いこと（83%）に起因すると考えられている。なおインドネシアでは、ごみ排出の 11%がプラごみと見積もられている。

こうした状況を受け、インドネシア政府は 10 億 US ドルを投じ、プラごみ排出量を 2017 年から 2025 年末までに 70%削減する国家行動計画を宣言した[46]。この行動計画は海事担当調整省が中心となり、環境・林業省[47]や海洋水産省がパートナーとなって進められている。行動計画は以下の 5 つの柱からなる：①ステークホルダーの意識向上、②陸域および沿岸域での適切なごみ管理、③海洋ごみ管理、④プラスチックの生産・利用を減らす、⑤経済援助メカニズムの構築。また計画は 5 つの戦略的プログラムを含む：①国際レベルの協力（国境を越える海洋ごみ対策、海上輸送からの海洋ごみ対策、国際的な財政支援）、②国内での取組（教育・普及啓発活動、ゴミのエネルギー転化、プラスチック袋の有料化政策、プラゴミを混ぜたプラスチック道路、港湾・海運・漁業からのプラゴミ管理強化）、③地方行政における取組（人間および財政資源の強化、インフラ管理、生活様式の見直し）、④産業セクター（生分解性プラスチックの利用、生分解性プラスチックへの海外からの投資、3R に基づく循環型社会の導入）、⑤効率的な新技術（研究開発の促進、キャンペーン、ごみ銀行）。以下に、いくつか具体的な動きをみてみる。

インドネシア国内で注目すべきユニークな活動は、プラスチック道路とごみ銀行の 2 つである。プラスチック道路はもともともとインドで開発された技術で、破砕したプラスチックをタールに混ぜ道路を作る材料とするものである。2017 年 7 月には、バリにあるウダ

---

[43] Reduce, Reuse, Recycle

[44] https://papersmart.unon.org/resolution/uploads/position_paper_indonesia_rev2.pdf（2019 年 2 月 25 日アクセス）

[45] Jambeck J.R., Geyer R., Wilcox C., et al. (2015): Plastic waste inputs from land into the ocean. Science, 347, 768-771. DOI: 10.1126/science.1260352

[46] https://oceanconference.un.org/commitments/?id=14387（2019 年 2 月 25 日アクセス）

[47] Kementerian Lingkungan Hidup dan Kehutanan / Ministry of Environment and Forestry

ヤナ大学で 700 m のプラスチック道路が敷設され話題となった。プラスチック道路は通常の道路より耐久性があり安価であると言われるが、その環境への恩恵には懐疑的な意見もみられる[48]。ごみ銀行はインドネシアの地域住民によるごみの回収システムで、ごみの量に応じ金銭がごみ通帳に記載される[49]。2017 年時点で国内に 5,244 か所のごみ銀行があるとされ、住民の意識改革やリサイクルを通じた環境中へのごみ排出量の減少、地域における雇用の創出、収入増による循環型社会の創出に役立っていると言われている[50]。

国際的レベルの協力例も見てみよう。ノルウェーはインドネシアの海洋ごみ削減計画への協力に乗り出し、世界銀行が管理するインドネシア海洋トラストファンド[51]に対し 140 万 US ドルを援助した[52]。まずはごみのホットスポットを把握するために、インドネシア、ノルウェーに加え、デンマークも協力して緊急アセスメントを実施し 2018 年 4 月に報告している。この報告ではジャカルタ、スラバヤ、デンパサール等の主要都市を含む 15 の都市や島嶼を対象に調査を行っている。この調査報告によると、インドネシアでは固形廃棄物の回収率が 2001 年には 40%だったものが、最近では 45‐50%と微増しているが、未だに低い水準や地域間格差の大きさが問題になっている[53]。

海洋に流出する（マイクロ）プラスチック量の把握については、インドネシア科学院（LIPI）が中心となり調査を開始している。2018 年に実施された調査によると、年間 10 万～40 万トンのプラスチックごみが海洋に流出している[54]。また調査したカタクチイワシの 89%は、マイクロプラスチックを 1 グラムあたり 1.5 個含んでいた。こうした魚類を人間が摂取した際の人体への影響については、未だ不明としている。陸域のごみ回収率の増加、ごみの削減、リサイクルの増加を通じた発生源での削減対策に加え、海洋に流出するプラごみのモニタリングを通じ、施策の効果を評価できるようにすることがインドネシアにとって喫緊の課題と考えられる。

---

48 https://news.mongabay.com/2017/08/plastic-fantastic-indonesia-plans-to-turn-waste-into-road-tar/ （2019 年 2 月 25 日アクセス）

49 http://www-cycle.nies.go.jp/magazine/mame/201703.html （2019 年 2 月 25 日アクセス）

50 http://ec.europa.eu/environment/international_issues/cem_presentations/Presentatie%20Herman%20EU%20CE%20Missie%20261018%20final.pdf （2019 年 2 月 25 日アクセス）

51 the Indonesia Ocean Trust Fund

52 https://www.norway.no/en/indonesia/norway-indonesia/news-events/news2/norway-and-indonesia-are-fighting-marine-debris-together/ （2019 年 2 月 25 日アクセス）

53 http://documents.worldbank.org/curated/en/983771527663689822/Indonesia-Marine-debris-hotspot-rapid-assessment-synthesis-report （2019 年 2 月 25 日アクセス）

54 https://www.thejakartapost.com/news/2019/01/17/microplastics-have-entered-our-bodies-via-food-chain-scientist.html （2019 年 2 月 25 日アクセス）

７．持続可能な開発目標 14（SDG14）

インドネシア政府は、持続可能な開発目標（以下 SDGs）の達成に大きなコミットメントを示している。前出の BAPPENAS が中心になり、国家開発計画に SDGs を統合するよう調整している[55]。これはインドネシアがミレニアム開発目標（MDGs）の達成に大きな成果を収めていて、SDGs の目指す方向性にも賛同していることが大きな要因と言われている。しかし他方では、地方分権化が進むインドネシアで、中央政権の目指す政策と地方行政の政策との整合性を保つために、SDGs を利用しているという考え方もある。SDGs へのコミットメントを国全体の大きな方針ととらえ、それを各地方に求めることで地方行政の統一性を保つというものである。なお同国では国家開発企画省が主管となり、ジョコ・ウィドド大統領が提出した選挙公約である優先的 9 項目 Nawa Cita に SDGs を統合し、実施を進めている。

SDG14 に関連して、インドネシアでは持続可能な小規模漁業とプラスチックを中心とする海洋ごみの減少が、特に着目されている。水産資源の持続可能な利用に関し、インドネシアは 11 の漁業管理地域を設置し、また違法な漁獲を根絶するための法的基盤整備、モニタリング・管理システムを構築した。さらに小規模漁業者を保護する施策として、漁業者への資金アクセスの改善を続けている[56]。SDG14 の目標 1 に関連するプラスチックに関する取組については、上述の通りである。

８．海洋保護区（MPA）

インドネシアの海洋保護区は 166 か所、面積にして 187,221km^2 で、 EEZ 総面積の 3.1%とされている[57]。中央および東部インドネシアは Coral Triangle と呼ばれる地球上でもっとも生物多様性が高い海域に属しており、世界の造礁サンゴの 70%以上が見られ、またサンゴ礁魚類も 1,111 種と世界でもっとも多様性が高いとされている。しかし過剰漁獲や破壊的漁業によるサンゴ礁の劣化が顕著になっているため、サンゴ礁をはじめとする沿岸環境の保全が急務となっている。

インドネシアの MPA の多くは陸域・海洋公園が統合されたもので、その管理は森林省によってなされてきた。しかし 2004 年以降、海事水産省が海洋保護区、とくに国立海洋公園の管理を引き継いでいる。インドネシアの MPA は法律 2004 年第 31 号（漁業法）あるいは法律 2007 年第 27 号（沿岸域および小島嶼総合管理法）に従い、国家、州、あるいは地域行政によって制定される。インドネシアの MPA の特徴は生物多様性の保護のみが主

---

[55] H30 年度 JICA 報告書「インドネシア国持続可能な開発目標（SDGs）の計画・運営推進に関する情報収集・確認調査　ファイナル・レポート」
http://open_jicareport.jica.go.jp/pdf/12307195.pdf　（2019 年 2 月 25 日アクセス）

[56] http://idcj.jp/sdgs/img/SDGs_Indonesia_20180305.pdf　（2019 年 2 月 25 日アクセス）

[57] Gade et al. (2016) Using SAR data for a numerical assessment of the Indonesian coastal environment. Proc. ‘Living Planet Symposium 2016’, Prague, Czech Republic,9–13 May 2016 (ESA SP-7 40, August 2016)

眼にあるのではなく、地域住民の便益のため持続可能な海洋資源利用を可能にしようという視点が含まれる点である。

図 5：インドネシアの海洋保護区　出典：Gade et al. (2016)[58]

９．その他（特筆すべき事項）

2018 年 9 月 28 日に発生したスラウェシ島地震による津波では、パル市等で大きな被害が生じた[59]。この津波は、地震動による海底地すべりが原因とみられている。また同年 12 月 22 日にインドネシア西部のスンダ海峡で発生した津波でも多くの犠牲が見られたが、この津波も火山活動に伴う海底地すべりが原因と考えられている[60]。

インドネシアは 2018 年 10 月 29-30 日にバリで、第 5 回目となる「我々の海洋」会議[61]を主催した。インドネシア政府による 23 の誓約は 8,000 万 US ドル以上に上り、世界銀行や NGO 等との協働による誓約も合わせると 5 億 US ドルに達する[62]。

---

[58] 57 に同じ
[59] http://irides.tohoku.ac.jp/topics_disaster/2018sulawesi-eq.html　（2019 年 3 月 8 日アクセス）
[60] https://www.bbc.com/japanese/46669840　（2019 年 3 月 8 日アクセス）
[61] Our Ocean Conference、海洋を保全し、持続可能な利用を実現するため、各国、国際機関、NGO 等の誓約（Commitments）を集めることを目指し 2014 年に始まった国際会議
[62] https://ourocean2018.org/?l=our-ocean-commitments　（2019 年 3 月 8 日アクセス）

図 6：バリで開催された第 5 回「我々の海洋」会議。前列左から 6 人目がインドネシア大統領のジョコ・ウィドド氏。右から 2 人目は第 1 回同会議の開催を提唱したアメリカ元国務長官のジョン・ケリー氏。右から 3 人目がインドネシア海洋水産大臣のスシ・プジアストゥティ氏。　出典：Our Ocean 2018 ウェッブサイト[63]

2019 年 4 月 17 日には、次期大統領選挙の投票が控えていて、ジョコ氏は再選を目指している。選挙戦の結果も含め、今後のインドネシアの海洋政策推進の展開からは目が離せない。

[63] https://ourocean2018.org/　（2019 年 3 月 7 日アクセス）

第１０章　フィリピンにおける海洋政策の動向

フィリピンは 7,100 を超える島嶼地域および約 1 万 8 千 km におよぶ海岸線を有する島嶼国家である。また、領海や排他的経済水域の面積（220 万 km^2）は国土（30 万 km^2）の約 7 倍に相当し、人口 9600 万人のうち約 6 割が沿岸域に居住する[1]。海域は海上交通にとり重要なだけでなく、水産食料供給や多様な海洋生物の生息地として重要である。フィリピンは、国連海洋法条約（UNCLOS）の締約国であり（1984 年 6 月批准）、国際海洋法秩序や法の支配の維持を重視する。フィリピンの海洋政策の概要は昨年度の報告書（2017 年度総合的海洋政策の策定と推進に関する調査研究：各国および国際社会の海洋政策の動向報告書第 9 章）に詳述していることから、本章では重要事項や進展について補足するとともに、海洋ごみといった新たな問題への対応について記述する。

1.　海洋基本法令

フィリピンの領海は、1935 年の憲法[2]第 1 部でアメリカとスペインの間で締結された 1898 年のパリ条約および 1900 年のワシントン条約、ならびに 1930 年の米英条約に基づきフィリピン政府が主権を行使する地域と規定されている。その後の 1973 年および 1987 年の改正憲法では、こうした条約への直接的な言及はないが、憲法の解釈では、こうした国際条約を根拠にフィリピンの領土・領海が規定されていると考えられている[3]。この他、フィリピンはスカボロ環礁（Scarborough Shoals）、カラヤン諸島（Kalayaan Island Group）、サバ（Sabah）において主権を行使する。領海基線は基線法[4]という国内法（共和国法[5]）により規定され、1961 年の基線法は、1968 年、2009 年と改正されてきた。排他的経済水域については、1978 年に大統領令で規定している[6]。

2.　海洋基本政策

1994 年にフィリピン政府は国家海洋政策（NMP[7]）を採択している。この NMP は、沿岸および海洋の統合的管理および持続可能な開発を目指すもので、管轄権や海洋経済、海洋生

---

[1] Department of Environment and Natural Resources (DENR). 2014. The Fifth National Report to the Convention on Biological Diversity. https://www.cbd.int/doc/world/ph/ph-nr-05-en.pdf. 2018 年 2 月 10 日参照
[2] 1935 Constitution of the Philippines
[3] Palma, M.A., 2009. The Philippines as an Archipelagic and Maritime Nation: Interests, Challenges, and Perspectives. http://www.rsis.edu.sg/wp-content/uploads/2014/07/WP1825.pdf. 2018 年 2 月 10 日参照
[4] Republic Act No 3046, An Act to Define the Baselines of the Territorial Sea of the Philippines, 17 June 1961
[5] Republic Act (RA)3046 of 1961 amended by RA5446 of 1968.
[6] Presidential Decree No.1599. Establishing an Exclusive Economic Zone and for Other Purposes. 11 June 1978
[7] National Marine Policy

態系保全などを規定し、国連海洋法条約の条項に沿うものとなっている。具体的には、① 政策と管轄権、② 海域開発と保全、③ 海洋安全保障、④ 海域規制と履行確保を中心的課題と位置付けている。

大陸棚について、フィリピンは 2008 年にその北東部のベンハム・ライズ（Benham Rise）と呼ばれる海域に関し、大陸棚延伸申請を行い、申請は 2012 年に承認されている。2017 年 5 月には、この海域を「食料供給排他的区域」と指定した他、鉱物や石油探査を禁止する保護区としている。

沿岸域管理については、フィリピン環境天然資源省がアメリカ開発援助庁の支援を受け、1996～2004 年に「沿岸資源管理プロジェクト」を実施し、その制度整備の基盤が形成された。2016 年 7 月に提出された沿岸域総合管理法（ICM Bill[8]）は、天然資源委員会が継続して審議を行っている。2017 年 2 月に国家経済開発庁（NEDA[9]）理事会で承認された「フィリピン開発計画 2017-2022」は、沿岸・海洋分野について① 自治体管理水域境界の徹底履行、② 沿岸・海洋域の法執行と管理強化、③ 海洋保護区の特定とネットワークの合理化、④ 沿岸・海洋生息地と資源に関する調査推進を規定している。

3. 海洋政策推進体制

国家海洋政策は外務省が所管する。当初は、ハイレベルの政府横断組織である海事・海洋閣僚委員会（CCMOA）[10]が存在したが、2001 年に廃止された。しかしその後、外務省内の海事・海洋センター（MOAC）[11]として再構築された。2007 年には、大統領室直轄の海事海洋委員会（CMOA）[12]が設置されたが、これは、2011 年に廃止されている。海事・海洋分野では 20 を超える組織[13]が関与している。

4. 沿岸域管理

世界有数の生物多様性の宝庫であるフィリピンの海域・沿岸の生物資源の保全は、フィリピンにとり重要な政策課題である。環境天然資源省（DENR[14]）がマングローブ林やサンゴ礁の保全を図る施策を実施しているが、こうした自然資源は開発や汚染、海水温上昇など様々な要因で減少し、危機にさらされている。

---

[8] An Act to Adopt Integrated Coastal Management as a National Strategy to Ensure the Sustainable Development of the Coastal and Marine Environment and to Establish Supporting Mechanisms for Its Implementation. https://www.senate.gov.ph/lis/bill_res.aspx?congress=17&q=SBN-423. 2018 年 2 月 10 日参照。

[9] The National Economic and Development Authority

[10] The Cabinet Committee on Maritime and Ocean Affairs (CCMOA)

[11] The Maritime and Ocean Affairs Center (MOAC)

[12] The Commission on Maritime and Ocean Affairs (CMOA)

[13] The Department of Environment and Natural Resources (DENR), National Coast Watch System (NCWS), Department of Agriculture (DOA), Department of Transportation and Communication (DOTC), Department of National Defense (DND)等多様な政府機関が関与している。

[14] The Department of Environment and Natural Resources (DENR)

魚種の保全については、1998 年の漁業法により自治体管轄沿岸水域の 15 %を禁漁区とすることが義務付けられる一方、2004 年の海洋禁漁区戦略では、2020 年までにサンゴ礁のある海域の 10 %を禁漁区[15]とする目標が掲げられた。しかし、現段階では海洋保護区は自治体管轄沿岸域の 5 %にとどまり、海洋保護区内の禁漁区は自治体管轄沿岸域の 0.5 %となっている。国家総合保護区システム（NIPAS）の下で 29 の海洋保護区が設定されており、自治体が管轄する沿岸域では 1,000 を超える小規模な海洋保護区が設定されている。各自治体が沿岸資源総合管理計画を策定し、80 の自治体のうち、63 が海洋保護区管理計画や生物多様性保全プロジェクトを実施している。

フィリピンには自然保護区を含む多くの海洋保護区が存在する（図 1）。海洋保護区は国家統合保護区システム（NIPAS）法および自治体指定の保護区の 2 類型に分類される。海洋保護区の海域に占める割合は 2000 年時点では 10 ~ 15 %であったものが、2007 年には 20 ~ 30 %に増大している。さらに海洋保護区は (i) 禁漁区、(ii) 海洋保護区（採取および非採取行動の規制）、(iii) 海洋公園（ゾーンといった海洋空間区域区分を利用するもの）、(iv) 陸域・海域景観保全（非海洋資源保護をふくむ）の 4 つの形態に分類される。自治体指定の海洋保護区は 2011 年時点で 1,620 か所に上る。

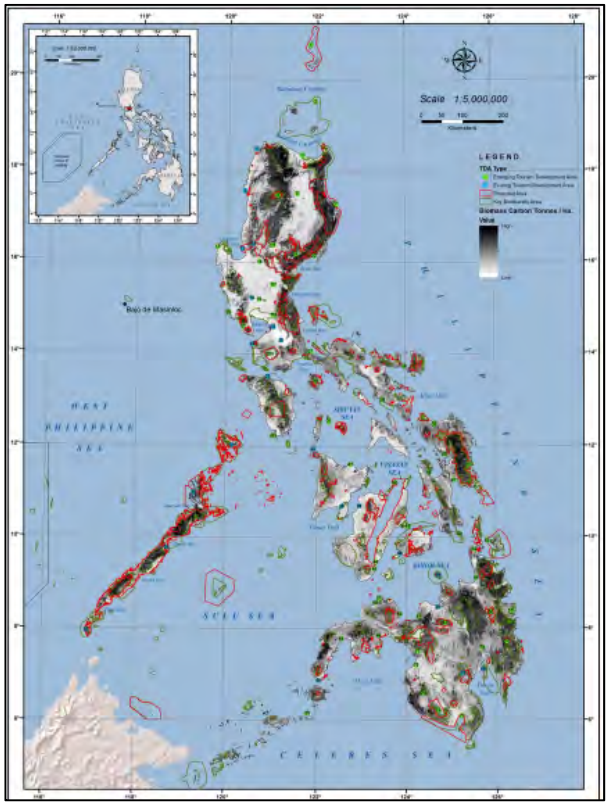

図 1：フィリピンの自然保護区

フィリピンはコーラル・トライアングル プロジェクトの当事国として、サンゴ礁および海草保全の取組を隣国のインドネシア、マレーシア、パプア・ニューギニア、ソロモン諸島、東チモールと連携して実施している[16]。マングローブ林は海洋生物の生息地として重要で、藻場やサンゴ礁とならび重要な沿岸・海洋生態系として、20 %を保護区化することを政策目標として掲げている。マングローブ林の保全や再生に向けた取組の成果が見られ、フィリピンのマングローブの被緑面積は 2003 年から 2012 年の 10 年の間に 6 万 4 千 ha 増加している。

[15] The Philippines Marine Sanctuary Strategy (2004).
[16] Department of Environment and Natural Resources, Philippines. n.d. Philippine Biodiversity Strategy and Action Plan 2015 – 2028. https://www.cbd.int/doc/world/ph/ph-nbsap-v3-en.pdf.

5. 海洋ごみ対策

フィリピンにおける海洋ごみの問題は長らく政策課題として掲げられている。2005 年に国際海岸清掃キャンペイン（International Clean-up Campaign）がとりまとめた報告によれば、海洋ごみの発生源の 59 %が沿岸や沿岸におけるレジャーから発生しており、続いて、海洋や海路交通（17 %）、喫煙（17 %）と続いている。

当時、課題として指摘されたのが、(1) 海洋ごみに関する体系的なデータの欠如、(2) 油濁事故の際の影響に関するデータの欠如、(3) 1997 年に国際協力機構（JICA）が行ったマニラおよび近郊の廃棄物調査報告の検証などがあげられた。

海洋ごみの内訳については、最新のデータでは食品包装が最も多く 32 %、次いでたばこの吸い殻（13 %）、プラスチック袋（10 %）、ストロー・かきまぜ棒（10 %）、レジ袋（8 %）、ペットボトルキャップ（7 %）、弁当カラ（7 %）、ペットボトル（ 5%）、プラスチックカップ・トレイ（4 %）となっている。（図 2）。

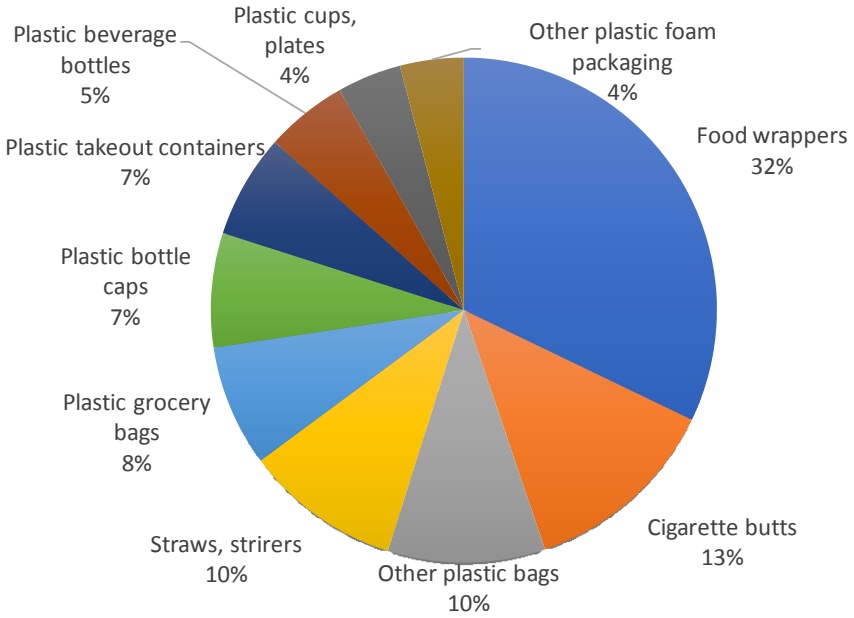

図 2：海洋ごみの内訳 2017 年（出典：DENR (2018)、http://eascongress2018.pemsea.org）

海洋ごみ対策の主管官庁としては、環境天然資源省（Department of Environment and Natural Resources, DENR）が環境管理局（Environmental Management Bureau, EMB）を中心に政策、規則、規制立案を行い、交通・コミュニケーション省（Department of Transportation and Communication、DOTC）が海上保安庁（Philippine Coast Guard, PCG）を通じて、規則・規制の実施を所管している。

海洋ごみに関する主要な法制度としては、下記のものがあげられる。

(1) 生態学的固形廃棄物管理法（2000 年、Ecological Solid Waste Management Act of 2000、RA No. 9003）
(2) 海洋汚染大統領令（1976 年、Marine Pollution Degree of 1976、PD No. 979）
(3) フィリピン清浄水資源法（2004 年、Philippine Clean Water Act of 2004、RA No 9275）
(4) フィリピン国家海洋政策（1994 年、Philippines' National Marine Policy of 1994）
(5) フィリピン環境規制 42 章（1988 年、Section 42 of the Philippine Environment Code、PD No. 1152）
(6) 有害物質、危険及び核廃棄物管理法（1990 年、Toxic Substances, Hazardous and Nuclear Waste Control Act of 1990、RA No. 69696）

フィリピンでは下記の取組を進めている。

(1) フィリピンは国連環境計画（UNEP）の陸域起因汚染対策プログラムへの参加、陸域起因の海洋汚染源対策の推進
(2) 化学・危険物質について、輸出入前の書類審査
(3) マニラ湾環境管理プロジェクト（MBEMP）
(4) 沿岸・海洋環境のための統合的情報管理システム（IIMS）

課題として次の諸点があげられている。

(1) 海洋ごみの防止と規制について、特定の省庁に対策のための権限が付与されていない。
(2) 海洋ごみ管理防止、収集、処理等を支援する実質的な予算配分がない。
(3) 海洋ごみに関する体系的なデータ収集や研究の取組がない。
(4) 沿岸域における海洋ごみ削減に向けた情報発信や啓発活動がない。
(5) 海洋ごみ不法投棄の履行確保が弱い。

今後の課題としては、下記の諸点があげられている。

(1) 国家行動計画の策定
(2) 海洋ごみに関する国家行動計画立案のための技術的・資金的支援
(3) ステークホルダー間の責務の明確化や調整
(4) ステークホルダー別の海洋ごみに関するガイドライン、基準、規則、規制の策定
(5) 海洋ごみの収集、処理、最終処分のためのインフラ整備
(6) 情報発信や啓発プログラムの実施
(7) 海洋ごみ収集活動
(8) 調査・研究

6. その他の重要な施策・動向

2016 年 7 月 12 日にハーグの常設仲裁裁判所が下した判決では、中国が主張する九段線には国際法上の根拠がないとして、実質的にフィリピン側の勝訴となる判決が下された。2017 年 11 月 11 日、APEC 首脳会議に合わせて開催された比中首脳会談では、南シナ海の平和を保つよう両国で協力することが確認されている。2 国間政策対話は「二国間協議メカニズム（BCM[17]）」として、第 1 回会合が 2017 年 5 月に貴州省貴陽市で、第 2 回会合が 2018 年 2 月 13 日にマニラにて開催された。2018 年 10 月 18 日に北京で開催された第 3 回会合では、両国が航行の自由、紛争の平和裏の解決、国連海洋法条約を含む国際法の遵守を規定する声明を発表している[18]。2018 年 11 月 14 日にシンガポールで開催された ASEAN-中国首脳会談では声明が採択され、声明の中で「行動規範（CoC）」の 2019 年までの採択へ期待が表明されたほか、南シナ海の平和、安全保障、安定、安全、航行の自由の維持と推進の重要性が再確認された[19]。

---

[17] The Meeting of China-Philippines Bilateral Consultation Mechanism on the South China Sea (BCM)

[18] Xinhua. Joint Press Release for the Third Meeting of the China-Philippines Bilateral Consultation Mechanism on the South China Sea. 18 Oct. 2018. http://www.xinhuanet.com/english/2018-10/18/c_137542390.htm.

[19] ASEAN. Chairman's Statement of the 21st ASEAN-China Summit to Commemorate the 15th Anniversary of ASEAN-China Strategic Partnership. 14 Nov. 2018. https://asean.org/storage/2018/11/ASEANChinaSummitChairmansStatementFinal1.pdf.

第１１章　パラオにおける海洋政策の動向

パラオは太平洋中西部に位置し、約 340 の環礁および火山島により構成される島嶼国である。10 の島には約 2 万人が居住し、人口の約 8 割は 2006 年まで首都であったコロールのあるコロール島、隣接するアラカベサン島、政府が移転したンゲルルムッドがあり首都となっているマルキョクが所在するバベルダオブ島およびその周辺に全人口の約 9 割が居住する。領海を含む EEZ は約 62 万 9 千 km^2 で領海・EEZ を含めた管轄海域の大きさは 14 の太平洋小島嶼開発途上国の中では 11 番目となっている。GDP は 2017 年実績で 2 億 890 万 US ドル、一人あたりの国民所得は 1 万 2700 US ドルで、経済は観光などのサービス業が中心を占める[1]。パラオは国連海洋法条約に 1996 年 9 月に加入している。

第 1 次世界大戦開始以降、日本はパラオを含む南洋群島を占領し、1920 年から 1945 年の終戦まで、国際連盟から認められ委任統治を行った。終戦後の 1947 年から国連の信託統治領としてアメリカが統治し、住民投票によるミクロネシア統一国家からの離脱、自治政府発足、アメリカとの自由連合盟約（コンパクト）の締結を経て、1994 年に独立し、同年国連に加盟している。

パラオは環礁の他、隆起する火山島などが海に点在し、特異な景観を生み出している他、陸海に多様かつ希少な生物が存在するなど、自然豊かで温暖な島嶼国として外国人観光客の人気が高く、2014～2015 年にかけ、1 年間で約 16 万 8 千人の外国人観光客が来訪するなど、近年は観光が重要な産業となっている[2]。こうしたことから、パラオは海洋保護区の設定などを含め、海洋を含む環境保全の分野で先進的な政策を進めてきている。

1.　海洋基本法令

1979 年に採択され、1981 年に公布されたパラオ憲法[3]では、海洋および海洋資源について具体的な規定を設けている。国家管轄域（領域）を規定する第 1 条 1 項では、パラオが島嶼陸域、内水、領海、200 海里海域および、その範囲内の海底、海底土壌、海水層、島棚および、これら陸海域の上空域全てに対し、管轄権および主権を有すると規定している。海域の基線は島嶼・リーフを結んだ直線基線が採用されている。同条第 2 項では、伝統的基線から 12 海里以内の生物および非生物資源について 16 の州がそれぞれ排他的な所有権を有し、ただし、高度回遊魚は除き、また、伝統的漁業権や慣習行為は損なわれないと規定している。伝統的基線の運用については、国連海洋法条約第 4 条の低潮線を基線とする条項との整合性を勘案する必要がある。同条第 4 項は、無害通航権および国際的に認められた公海自由の原則を尊重すると規定している。

---

[1] World Bank (n.d.) Palau. https://data.worldbank.org/country/palau （2019 年 2 月 26 日アクセス）

[2] Government of Palau (n.d.) Visitor Arrivals https://www.palaugov.pw/visitor-arrivals/ （2019 年 2 月 26 日アクセス）

[3] Constitution of the Republic of Palau

憲法で規定されている資源管理については、パラオ国家法[4]がより具体的な規定を設けている。海洋資源については、同法 24 節 2 部で野生生物の保護を規定し、ウミガメ、ジュゴンをはじめとする海洋生物の保護および捕獲や移送等の禁止行為を定めている。27 節 1 部では、外国漁船による漁業について操業区域等を規定している。同節 2 部では、国内漁業について海洋資源開発の地区組織やパラオ漁業庁について規定している。

2. 海洋基本政策

（1）海洋関連条約

パラオは国連海洋法条約に 1996 年 9 月に加入している。加入に先立ち、パラオは同条約 298 条に基づき、海域境界線画定に関する義務的管轄権を受け入れない旨の宣言を行っている。これ以外にも、国連公海漁業協定やナウル協定など、パラオは海洋関連の主要条約の当事国となっている。

EEZ 境界画定について、パラオはミクロネシア連邦と 2006 年に海事境界条約[5]を締結し、200 海里の境界を示す測地系を特定している。大陸棚については、2009 年 5 月に大陸棚境界に関する情報を大陸棚限界委員会に提出している。このパラオの申請に先立ち 2008 年に日本が提出した 200 海里以遠の大陸棚に関する情報について、2012 年 4 月に大陸棚限界委員会は九州・パラオ海嶺南部海域を除いて延長を認める勧告を行った[6]。 パラオは、2017 年 10 月 12 日に大陸棚限界委員会に修正情報の提出を行っている。パラオの修正情報では、パラオが申請する大陸棚が九州・パラオ海嶺に沿いパラオ主要島嶼地域から地形学的（geomorphological）、地球物理学的（geophysical）、地質学的（geological）に連続している実質的な確証を示す、新規で追加的なデータと分析を提示すると述べられている[7]。 パラオの延長申請は、日本の延伸が認められた大陸棚と交錯する可能性があり、現在、パラオと日本との間で協議が進められている一方、この修正情報の提出は、大陸棚境界画定に関するパラオと日本の協議の行方に予断を与えるものではないとも記述されている。このパラオの修正情報は全ての国連加盟国および海洋法条約締約国に周知されており、2018 年 1 月 12 日時点で国連海事・海洋法課は、修正提案の検討が完了した後に、大陸棚限界委員会は海洋法条

---

[4] Palau National Code

[5] Treaty between the Federated States of Micronesia and the Republic of Palau Concerning Maritime Boundaries and Cooperation on Related Matters

[6] 外務省（2018 年）「延長大陸棚と日本の取り組み」 https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/pr/wakaru/topics/vol172/index.html （2019 年 2 月 26 日アクセス）

[7] The Republic of Palau (2017) Submission to the Commission on the Limits of the Continental Shelf pursuant to Article 76 of the United Nations Convention on the Law of the Sea. http://www.un.org/depts/los/clcs_new/submissions_files/plw41_09/plw2017executivesummary.pdf （2019 年 2 月 26 日アクセス）

約第76条に従い勧告を出す予定との情報を示している[8]。

パラオ政府による海洋政策は大統領府の下、関連省庁や州政府が実施する。海洋政策の主な執行体制を図 1 に示す。その中で海洋に関連した幅広い所管を有するのは、自然資源・環境・観光省（Ministry of Natural Resources, Environment & Tourism：MNRET）である。MNERT は農業局、海洋資源局、観光局、保護区ネットワーク部により構成され、海洋や水産業、農業、林業、鉱業を管轄し規制や指導等を行っている。このうち海洋資源局には、海洋漁業管理課、海洋資源開発課、情報データ管理課があり、漁業資源管理を所管する。観光局は 2014 年に新設され、国家観光総合計画を作成し、観光業界に対する規制の頒布を主な職務とする。保護区ネットワーク部は、2003 年より施行されている保護区ネットワーク法の実施を所管する。また、法執行は法務省の所管となり、違法漁業船の監視や拿捕を含む海洋関連法規執行は海洋法執行課が行う。

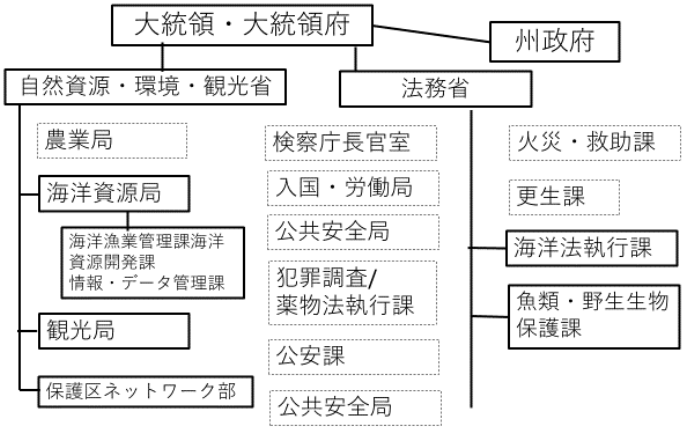

図 1 ：パラオ海洋政策の主な執行体制

（パラオ政府資料 https://www.palaugov.pw/executive-branch/より著者作成）

（2） サメ聖域法

パラオでは保護区ネットワーク法[9]が 2003 年に施行され、40 を超える保護区が設定されるなど、自然保護に関し先進的な取り組みが多面的に進められている（図 2）。保護区ネットワーク法は一般的な自然保護を規定しているが、このうち、海洋生物の保護に関しては、2009 年に施行された「サメ聖域法（禁漁法）[10]」が世界初のサメに特化した保護法として当時注目された。このサメ聖域法は 135 種類にもおよぶ西太平洋のサメやエイなど板鰓類（以下、サメと総称する）の保護を目的とし、これらの商業漁業を禁止し、その他の魚種の捕獲に際して混獲されたサメは生かしたまま海に放さなければならないといった規制を導入することによって、サメの保護を図ることを目的としている。

高級食材であるフカヒレの需要の高まりなどからサメが乱獲され、個体数が激減していたことから、生物多様性の観点からサメの保護が重視された。また、サメの個体数の減少が

[8] UN Division for Ocean Affairs and the Law of the Sea (2018) Commission on the Limits of the Continental Shelf (CLCS) Outer limits of the continental shelf beyond 200 nautical miles from the baselines: Submission to the Commission: submission by the Republic of Palau. http://www.un.org/depts/los/clcs_new/submissions_files/submission_plw_41_2009.htm （2019 年 2 月 26 日アクセス）

[9] Protected Area Network Act

[10] Shark Haven Act

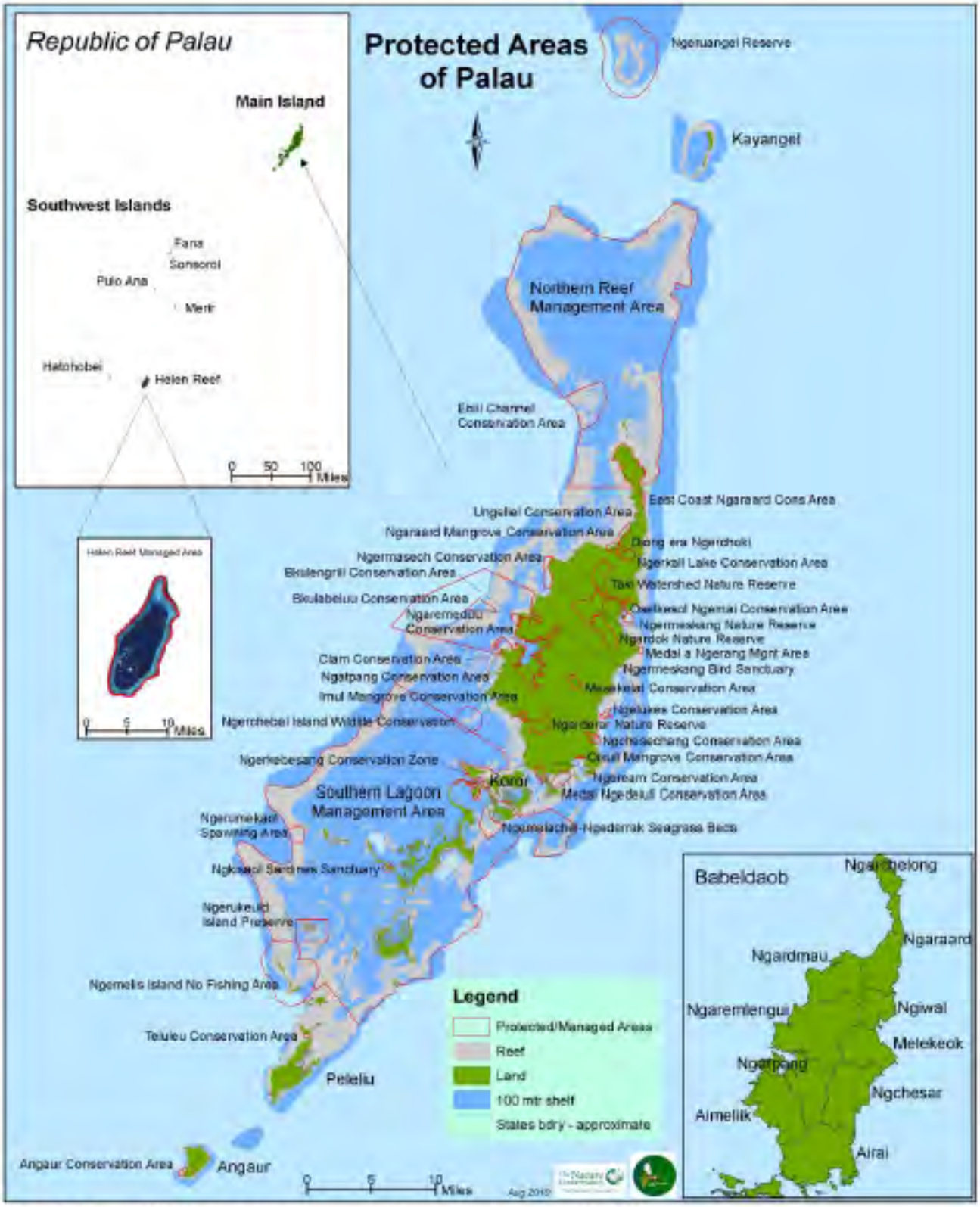

Republic of Palau (2016) Revised national Biodiversity Strategies and Action Plan 2015-2025.
https://www.cbd.int/doc/world/pw/pw-nbsap-v2-en.pdf.

図２：パラオ保護区ネットワーク地図

クラゲの大量発生やサンゴ礁生態系の劣化を引き起こすこと、捕食により沿岸小型魚類の増加を制限している機能が失われることなど、生態系のバランスを崩す要因になっているとの指摘もなされた[11]。サメが観光業にもたらす経済効果を評価する報告も発表されている。オーストラリア海洋科学研究所の報告では、サメ 1 匹がその 10〜25 年におよぶ生命史の中でパラオ観光にもたらす経済価値は 19 億 US ドルに相当する一方、サメの漁獲と消費は 1 匹あたり 108 US ドルの利益しかもたらさないとの試算を示し、サメ保護の経済的利益はサメ漁獲により得られる利益の 1 千 700 万倍に相当すると報告している[12]。

サメ聖域法の特徴としていくつかの点があげられる。まず、サメの漁獲から加工、販売に至るまでの全ての生産・消費過程を禁止対象としたことである。第 181 条第 1 項でサメの意図的な捕獲・漁獲、第 2 項でサメの意図的な尾の除去、解体、損傷、第 3 項でサメを意図的に惹き付ける行為、第 4 項でサメおよびその一部を所有、受領販売、移転、備蓄、水揚げ、積み替えがそれぞれ禁止された。また、刑事罰が規定されており、罰金刑は 25 万ドルを上限とすることが規定され、個々の違反行為がそれぞれに課せられると規定している。183 条では民事罰を規定し、上限 50 万ドルの罰金をパラオ政府に支払うと規定している。

サメ聖域法は、2009 年のニューヨークの国連総会に当時のジョンソン・トリビオング大統領が出席した際に記者会見を行ったことで世界的に知られることとなった。その後、バハマ、イギリス領バージン諸島、カリブ・オランダ領、クック諸島、仏領ポリネシア、ホンジュラス、モルディブ、マーシャル諸島、ミクロネシア連邦、仏領ニューカレドニアといった 10 の国と地域が同様のサメを保護するための法制化を行っている。

---

[11] World Future Council (n.d.) Palau's Shark Haven Act. https://www.futurepolicy.org/oceans/palaus-shark-haven-act/ （2019 年 2 月 26 日アクセス）

[12] Mangabay (2011) Left alive and wild, a single shark worth $1.9 million. https://news.mongabay.com/2011/05/left-alive-and-wild-a-single-shark-worth-1-9-million/ （2019 年 2 月 26 日アクセス）

（3） 海洋資源の保護を強化するための施策および資金調達 ― パラオ国家海洋聖域法、環境保護費およびパラオプレッジ

パラオは海洋資源の保護をより強化するために、2015 年に「パラオ国家海洋聖域法（禁漁法）[13]」を制定した。この法律はパラオ国家法を改正したうえでパラオの排他的経済水域の 80%を禁漁区にし、残りの 20%は国内漁業者の漁業および水産物の輸出を認めるというものである。ただし、国内漁業者であっても巻き網漁は禁止されている。なお、12 海里以内の領海にはこの聖域法は適応されないと規定されている。同法成立を支援した PEW 財団は、この聖域法は地域社会の漁獲を増大させ、漁業者の収入を増やす経済的効果を強調している。観光面でも、パラオを訪れるダイバーは団体旅行者の 8 倍の出費をパラオ国内で行い、年間 9 千万ドル、GDP の約 4 割に相当する経済効果を生んでいると指摘する[14]。この他、パラオでの禁漁は魚類がパラオ海域から隣国へ流れるいわゆる波及効果（Spillover Effect）が見込まれる他、違法漁業者の取り締まりも容易になると PEW 財団は指摘する。この聖域法は、2015 年 10 月 28 日に制定された。同法における禁漁の実施は、2015～2020 年の 5 年間にわたって段階的に実施されることとなっており、禁漁が即座に実施されたわけではない。具体的には、入漁許可の数を段階的に減少させることを想定している。161 条は移行期間の規定を設け、同法施行時に有効であるはえ縄漁業の入漁協定についてはこれを 2019 年末まで認めることとし、2020 年 1 月 1 日に漁業を禁止すると規定する。一方、161 条 b(3)項では、はえ縄および巻き網漁船の操業日数を 2015 年末より 20 %の割合で、また(4)項以降では 2016 年末より 2018 年末の 3 年にわたって毎年 10 %ずつ追加的に削減すると規定している。

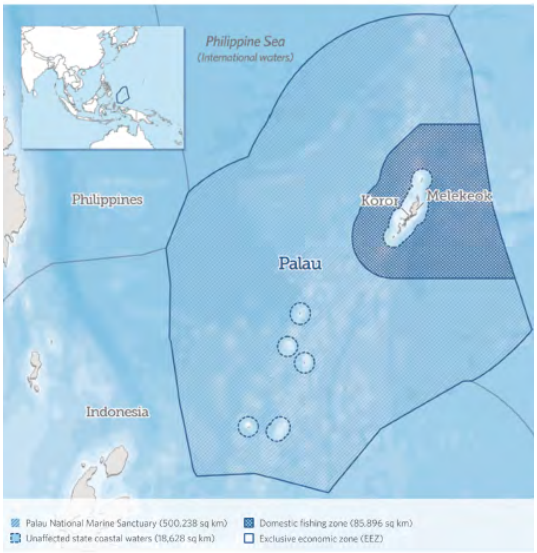

図 3 ：パラオ国家海洋聖域法地図

The PEW Charitable Trust (2015) Palau National Marine Sanctuary. https://www.pewtrusts.org/-/media/assets/2017/07/palau_update2017_v6.pdf?la=en&hash=4743F4F5

罰則も 182 条以降で詳細に規定されており、50 万から 100 万 US ドルの罰金の他、207 条で違反漁船の拿捕、拘留、2 年以下の禁固刑が規定されている。また、207 条(c)項では、違反漁船の所有者等も違反者と同様に処罰の対象となることが規定されている。

パラオ EEZ 内では、台湾、日本、ベトナム等との漁船がマグロ漁を行っており、パラオ

[13] Palau National Marine Sanctuary Act
[14] The PEW Charitable Trusts (2015) Palau National Marine Sanctuary. https://www.pewtrusts.org/-/media/assets/2017/07/palau_update2017_v6.pdf?la=en&hash=4743F4F5B5593533FA12DB9E24FAFAF1F598802F （2019 年 2 月 26 日アクセス）

国家海洋聖域法による外国船商業漁業の 2020 年 1 月の完全停止は、日本にとっても大きな影響を受ける。パラオで 2020 年初頭の禁漁が実施されれば、小規模はえ縄漁業を営む沖縄の漁船約 20 隻が漁場を失うとして、日本の水産庁幹部はパラオ政府に対し、沖縄漁船が漁業を継続できるよう要請している旨明かしている[15]。

パラオ国内でも外国漁船完全禁漁の延期を提案する法案がパラオ上院で 2018 年 12 月に提案された[16]。完全禁漁期限の延長を求める法案は 2030 年までの 10 年延長を求めるものと 2025 年までの 5 年延長を求めるものの 2 つが提出されている。これらの法案では、完全禁漁の実施延期の理由に財政収入の減少をあげている。

パラオでは 2009 年に外国人旅行者の入国者に環境税の支払いを求める制度が導入された。2009 年に 15 US ドルで徴収が開始され、その後、2012 年には 30US ドルに、2018 年には 100 US ドルに引き上げられた。2017 年の外国人来訪者数は約 12 万 2 千人で、前年比で約 2 万 4 千人、16.7%減少している。パラオの税収は 2017 年実績で 5,600 万 US ドルでとなっており、2017 年の環境税収入は 1,220 万 US ドル、税収の約 21 %を占めると推定される。国家収入の重要な割合を占める環境税収入が約 240 万 US ドル減少している計算になる。

こうした観光客の減少による環境税収入の低下に対する対策の一つとして、外国漁船の商業漁業禁止を先延ばしにし、入漁料を確保することで、環境税収入減を補うことを狙っているという[17]。

パラオの観光客の減少は、持続可能な観光を志向するパラオ政府が中国からのチャーター便を減らしたり、日本人観光客の半数が利用していたデルタ航空が 2018 年 5 月でパラオへの成田からの直行便を運休したりするなど、パラオ政府の施策や航空会社の経営戦略とも関連している。

レメンゲサウ大統領の下で聖域法により領海・EEZ の 80 %を禁漁とするとの施策は、世界で最も高い海洋保護区率を目指す先進的な施策として世界のとりわけ環境保護団体から賞賛された経緯があり、完全実施の 2019 年末を前に例外を設けることは、保護政策を後退させるとして環境保護団体から批判される可能性がある。こうし状況の中、レメンゲサウ大統領には厳しい判断が求められている。環境保護に関わる関係者からは、禁漁を実施し、海洋生物資源の保護を進めることが長期的には観光客招致促進に繋がるとの指摘がなされており、今年、2019 年の上半期の観光客の動向も注視される。一方でパラオ議会は、入漁料の確保により環境税の税収減を補うとの視点も含め禁漁完全実施の延期を提案している[18]。

---

[15] Pacific Note (2018) Japan seeks to continue fishing in Palau waters. 14 Dec. 2018. http://www.tunapacific.org/2018/12/14/japan-seeks-to-continue-fishing-in-palau-waters/ （2019 年 2 月 26 日アクセス）

[16] Island Times (2018) Measures eyed to delay implementation of famed Palau Marine Sanctuary. 7 Dec. 2018. http://islandtimes.us/measure-eyed-to-delay-implementation-of-famed-palau-marine-sanctuary/ （2019 年 2 月 26 日アクセス）

[17] Island times (2018) Push to delay fishing ban within 80% of Palau's waters decried. 14 Dec. 2018. http://islandtimes.us/push-to-delay-fishing-ban-within-80-of-palaus-waters-decried/ （2019 年 2 月 26 日アクセス）

[18] Island Times (2019) Move to delay PNMS implementation to impact international status: PICRC.

3. 海洋汚染・プラスチック廃棄物対策

パラオの廃棄物対策は 1981 年に施行された「環境基準保護法[19]」および 2006 年に施行された「リサイクル法[20]」などにより推進されている。公共インフラ・産業・商業省が同法実施を進め、環境基準保護評議会が法執行を所管している[21]。パラオは日本の国際協力機構（JICA）が進める「大洋州地域廃棄物管理改善支援プロジェクト（Japanese Technical Cooperation Project for Promotion of Regional Initiative on Solid Waste Management in Pacific Island Countries：J-PRISM)）」を 2011 年より実施してきており、2017 年からは第二期プロジェクト（J-Prism II）に参加し、適正な廃棄物管理を進めている[22]。同国政府は 2018 年 8 月、使い捨てプラスチックを政府系機関で利用することを禁止対応[23]。リサイクルについては、コロール州のリサイクルセンターが先進的な取り組みを進めている。元 JICA シニアボランティアが廃棄物管理アドバイザーを務め、プラスチックについては、これを油化し、生成される混合油を使って発電している[24]。 発電された熱源は政府系機関の電力に利用される他、リサイクルセンターで「ベラウ・エコ・ガラス」と称して、日本人ガラス職人の指導を受けたパラオ人の職人たちがガラス製品の製作に取り組んでいる[25]。

また、パラオでは 2018 年 10 月に有害物質を含む日焼け止めクリームを禁止する法律が署名され、オキシベンゾンなど 10 の有害物質を含む日焼け止めクリームの持ち込みや販売が 2020 年 1 月 1 日より禁止される。そうしたクリームのパラオへの持ち込みは空港で没収され、輸入や販売は 1,000 US ドルの罰金の対象となる。世界的に 1 万 4 千トンの日焼け止めクリームが海洋に混出しているとの推計もあり、海水温上昇などにより生存が危うくなるサンゴや海洋生物を保護するため、7 月に同様の禁止法令を立法化したハワイに次いで、海洋環境保全のために特定日焼け止めクリームに関する規制を導入している[26]。 2020 年の方施行に向けた今後の動きが注目されている。

---

25 Jan. 2019. https://www.theguardian.com/global-development/2018/sep/08/palau-against-china-the-tiny-island-defying-the-worlds-biggest-country （2019 年 2 月 26 日アクセス）

[19] Environmental Quality Protection Act

[20] Recycling Act

[21] Asian Development Bank (2014) Solid Wate management in the Pacific – Palau Country Snapshot.

[22] JICA (n.d.) J-PRISM II. https://www.sprep.org/j-prism-2/home （2019 年 2 月 26 日アクセス）

[23] RNZ (2018) Palau bans plastic from govt buildings. https://www.plasticpollutioncoalition.org/pft/2018/11/16/exploring-solutions-to-plastic-pollution-in-palau （2019 年 2 月 26 日アクセス）

[24] 国際協力機構（2015）国民一人ひとりの手で守るパラオの環境（2015 年 3 月 23 日） https://www.jica.go.jp/topics/news/2014/20150323_01.html （2019 年 2 月 26 日アクセス）

[25] 外務省（2016 年）目指せ！自主独立のリサイクル パラオ・コロール州廃棄物事務所の挑戦 https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/about/hanashi/page23_000953.html （2019 年 2 月 26 日アクセス）

[26] Time (2018) Why a Sunny Pacific Island is Banning Sunscreen. Nov. 7, 2018. http://time.com/5447739/palau-sunscreen-ban-coral/ （2019 年 2 月 26 日アクセス）

4.　私たちの海洋会議（Our Ocean Conference）2020

パラオのレメンゲサウ大統領は、2017 年のマルタで開催された海洋問題に関する国際会議である「私たちの海洋会議（Our Ocean Conference）」の 2020 年の会合をパラオにて開催することを発表した。私たちの海洋会議は 2014 年、アメリカ民主党オバマ政権時代に、当時のジョン・ケリー国務長官のイニシアチブで海洋を巡る問題を世界の指導者や国際機関の長、ハイレベルな実務家や有識者と共に議論を行うという目的で第 1 回会合がワシントン DC で開催され、昨年 2018 年 10 月には第 5 回となる会合がインドネシアのバリで開催された。特徴としては、各国首脳や国際機関および NGO や研究機関の代表が海洋問題について意見を交わす対話が行われる一方で、そうした海洋問題に対処するための取り組みを約束する「コミットメント（誓約）」が発表されてきている。2018 年のバリの会議では、305 件、107 億 US ドル相当のコミットメントが発表さている。海洋保護区設立に関するコミットメントも多く、バリ会議では総計 1,400 万 km^2 の追加的な海洋保護区の設立が発表された。

2020 年にパラオが開催する会議は、太平洋島嶼国で開催される初めての「私たちの海洋会議」となる。パラオ政府関係者は過去 5 回開催されてきた「私たちの海洋会議」の特にコミットメントの部分について、それらがどのように実施されどのような成果を上げてきているのか追跡および評価する作業を行うことが望ましいとの見解を示しており、そうした政策実績の評価と見直しという作業を行うことで、より効果的な海洋分野における施策の実施と国際連携が可能となると考えている。パラオには、海洋に関する政策研究機関が存在しないことから、国際連携により「私たちの海洋会議 2020 年会合」の準備とそのプロセスの実効性の向上を図りたいと考えており、笹川平和財団海洋政策研究所に対しても協力要請がなされている。

また、2018 年 9 月にノルウェー政府の主導の下で設立された「持続可能な海洋経済ハイレベルパネル」において、ノルウェーのエルナ・ソルベルグ首相と共に、パラオのレメンゲサウ大統領は共同議長を務めている。パネルには、12 ヵ国の首脳およびピーター・トムソン国連海洋大使の 13 名がメンバーとなっており、日本の安倍総理もメンバーとなっている。ノルウェー、パラオ、日本の他に、メンバーとして首脳が参加している国は、オーストラリア、チリ、フィジー、ガーナ、インドネシア、ジャマイカ、メキシコ、ナミビア、ポルトガルがある。

また、2020 年は 6 月に第 2 回国連海洋会議がポルトガルとケニア政府の共催によりリスボンで開催される。この第 2 回国連海洋会議の開催を踏まえ、各国政府関係者が中心となり国連が主導する国連海洋会議と政府関係者の他に NGO や民間企業など多様なステークホルダーが参加する「私たちの海洋会議」をどのように相乗効果を高めながら推進していくかについては、今後議論が行われていくものと想定されている。

パラオが国際的な海洋分野で存在感を高めている背景には、海洋環境保全において先進的な政策を牽引しているためで、パラオが 2020 年の会議でどのように会議を掌るのか、今年 10 月にノルウェーで開催される「私たちの海洋会議 2019 年会合」の行方と共に注目されている。更には、パラオが海洋環境や資源保護、観光振興や外国漁船の入漁などをどのように取り扱いながら国家運営を担い、海洋保全と持続可能な利用に向け国際的に牽引的な役割を果たしていくのかについても注視されている。

第１２章　海洋保護区をめぐる動向

この章では、代表的な区域型管理ツールである「海洋保護区[1]」の最新動向につき、各国の動向、地域レベルの動向、そして国際レベルの動向を中心に整理をする。

陸域か海洋かにかかわらず、「保護区域」については、国際自然保護連合（IUCN）のカテゴリーがしばしば引用され（表 1）[2]、このいずれかに該当するものが（海洋）保護区と呼ばれている。もっとも、下記の分類はあくまでもガイドライン・指標であり、条約等によって統一された（海洋）保護区の国際的な定義や基準というものがあるわけではない。そのため、特にその数値等のデータに関しては出典によって大きな差があり、政府公式データと齟齬がある場合もある。本章では、最も包括的かつ直近のデータを含む、国連環境計画世界自然保全モニタリングセンター（UNEP-WCMC）と IUCN が共同で管理をしているデータベース[3]の情報を元に海洋保護区の最新動向を整理する。

表 1：IUCN 保護区管理カテゴリー

カテゴリー	名称	主な管理目的
Ia	厳正自然保護区 Strict nature reserve	可能な限りの利用を排除。主に、科学調査やモニタリング、環境教育。
Ib	原生自然保護区 Wilderness area	原生地域の生物学的完全性の保護。最小限の教育・科学調査活動のみ。
II	国立公園 National park	大規模な生態系の保護。環境上可能な範囲で、精神的、教育的、文化的、レクリエーション、観光機会を提供。
III	天然記念物 Natural monument or feature	特定の自然の特徴の保護。通常、面積は小規模。観光的価値が高い。
IV	生息地・種の管理区域 Habitat / species management area	特定の種や生息地の保護。定期的かつ積極的な介入が必要な場合が多い。
V	陸上・海洋景観保護区域 Protected landscape / seascape	人間と自然の相互作用により作り出された、景観的価値の保護。
VI	持続的資源利用保護区 Protected Area with sustainable use of natural resources	関連する文化的価値と天然資源の管理。生態系の保護と天然資源の持続的利用の促進。

【出典：Nigel Dudley (ed.), *Guidelines for Applying Protected Area Management Categories*, IUCN, 2008】

[1] Marine Protected Areas
[2] Protected Area Categories: https://www.iucn.org/theme/protected-areas/about/protected-area-categories（なお、本稿で引用したウェブサイトは全て最終閲覧 2019 年 2 月 10 日である。）
[3] World Database on Protected Areas: https://www.protectedplanet.net/marine

１．海洋保護区をめぐる数値の現状

(1) 概要

地球表面の約 71%を占める海の面積は約 3 億 6300 万 km^2 であり、その海洋の約 61%は、公海や深海底といったいずれの国家の管轄権も及ばない区域である。海洋保護区をめぐっては、現在、2010 年 10 月に生物多様性条約第 10 回締約国会議（CBD-COP10）で採択された「愛知目標[4]」や、2015 年 9 月に国連で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）[5]」で掲げられた「2020 年までに、少なくとも海洋・沿岸域の 10%を保護区とする」という数値目標の達成に向けて、各国および国際的な取組がなされている。

2019 年 2 月 10 日現在（データベース上は、2018 年末現在）、海洋保護区の数値上の達成状況として、海洋全体に対して 7.47%[6]（面積にして約 2706 万 km^2、数にして 1 万 4841 か所）が何らかの保護区として指定されている[7]（図 1）。これを国家の管轄権内水域（排他的経済水域まで）と管轄権外水域（公海・深海底）で比べてみると、管轄権内が 17.4%（約 2,444 万 km^2）、管轄権外が 1.18%（約 262 万 km^2）と、国家管轄権内の水域に関しては愛知目標の数値が達成されている。

2000 年には約 200 万 km^2（海洋の 1%未満）だった海洋保護区であるが、今日、その 10 倍以上にまで範囲を拡大している。特に、2010 年および 2015 年以降の拡大は著しい（図 2）。これには、アメリカが 2006 年に設置し、その後拡大をした 150 万 km^2 を超えるパパハナウモクアケア海洋ナショナル・モニュメントや[8]、イギリスが 2016 年に設置した 83 万 km^2 を超えるピトケアン諸島海洋保護区[9]、そして、クック諸島による 2017 年の EEZ 内ほぼ全域・約 200 万 km^2 の海洋保護区指定[10]といった、大規模海洋保護区[11]の設置が影響している。このような傾向の背景には、前述の愛知目標（2010 年）や SDGs（2015 年）の採択が影響しているものと考えられるが、特に近年設置された巨大海洋保護区のほとんどはその大部分をいわゆる「禁漁区」（No-take ゾーン）としていることから、漁業資源の保護または囲い込みが大きな動機となっていると考えられる[12]。

---

[4] Target 11, Strategic Plan for Biodiversity 2011-2020 and the Aichi Biodiversity Targets: https://www.cbd.int/sp/targets/default.shtml

[5] Target 14.5, The 2030 Agenda for Sustainable Development, A/RES/70/1 (25 September 2015).

[6] なお、別の NGO による統計では、2019 年 2 月 10 日現在で、海洋全体の 4.8%という数字が挙げられている。Marine Conservation Institute: http://www.mpatlas.org/ また、国連による 2016 年 SDGs 年次報告では、2014 年時点の海洋保護区の割合として 8.4%という数字が挙げられている。 UN, *The Sustainable Development Goals Report 2016*, Department of Economic and Social Affairs (DESA), 2016, p.39.

[7] World Database on Protected Areas（脚注 3 のリンク参照）なお、この統計には 2018 年 12 月にアルゼンチンが南太平洋に設置した大規模海洋保護区 2 か所・約 9 万 8,000km^2 が含まれていないため、現在はこの数値よりも若干大きいと思われる。

[8] 2006 年に当時のブッシュ大統領が大統領令 8031 に基づき設置、当初、約 36 万 2,000km^2 が指定された。その後 2016 年にオバマ大統領が約 150 万 km^2 まで拡大する大統領令に署名。

[9] Pitcairn Islands Marine Protected Area Ordinance 2016: http://www.government.pn/Laws/Cap%2048%20-%20Pitcairn%20Islands%20Marine%20Protected%20Area%202017%20Rev%20Ed.pdf

[10] Marae Moana Act 2017: http://www.paclii.org/ck/legis/num_act/mma201793.pdf

[11] 一般的に、10 万 km^2 を超える海洋保護区のことを指す。

[12] http://www.mpatlas.org/protection-dashboard/very-large-mpas/参照

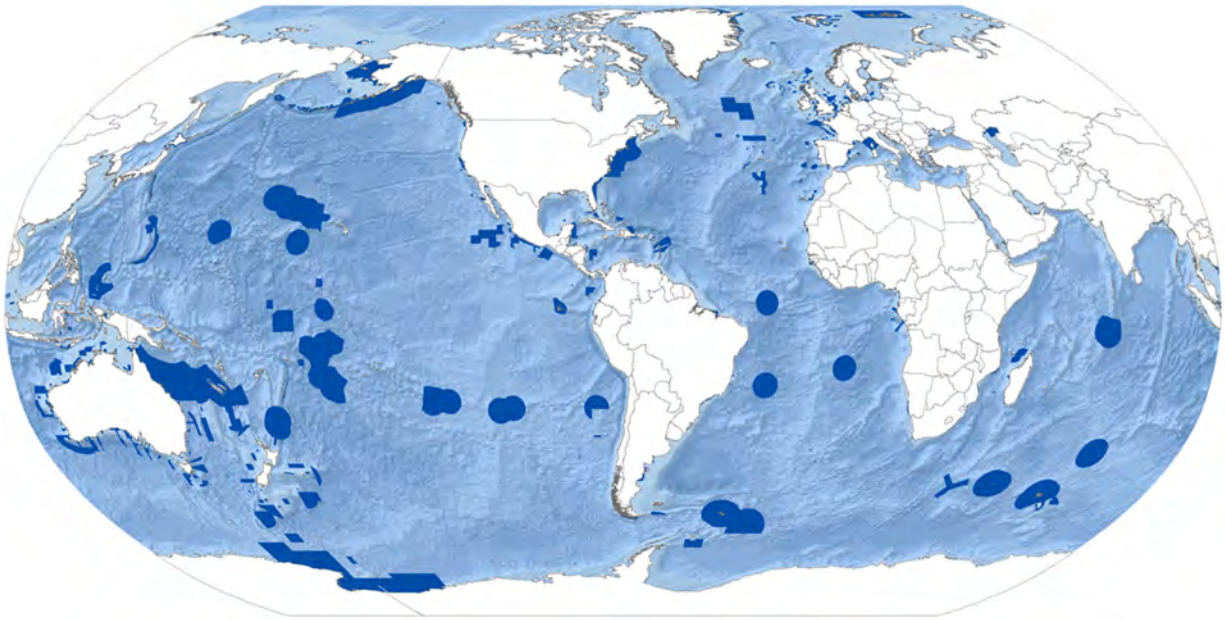

図 1：世界の海洋保護区の分布

【出典：UNEP-WCMC and IUCN (2018)】

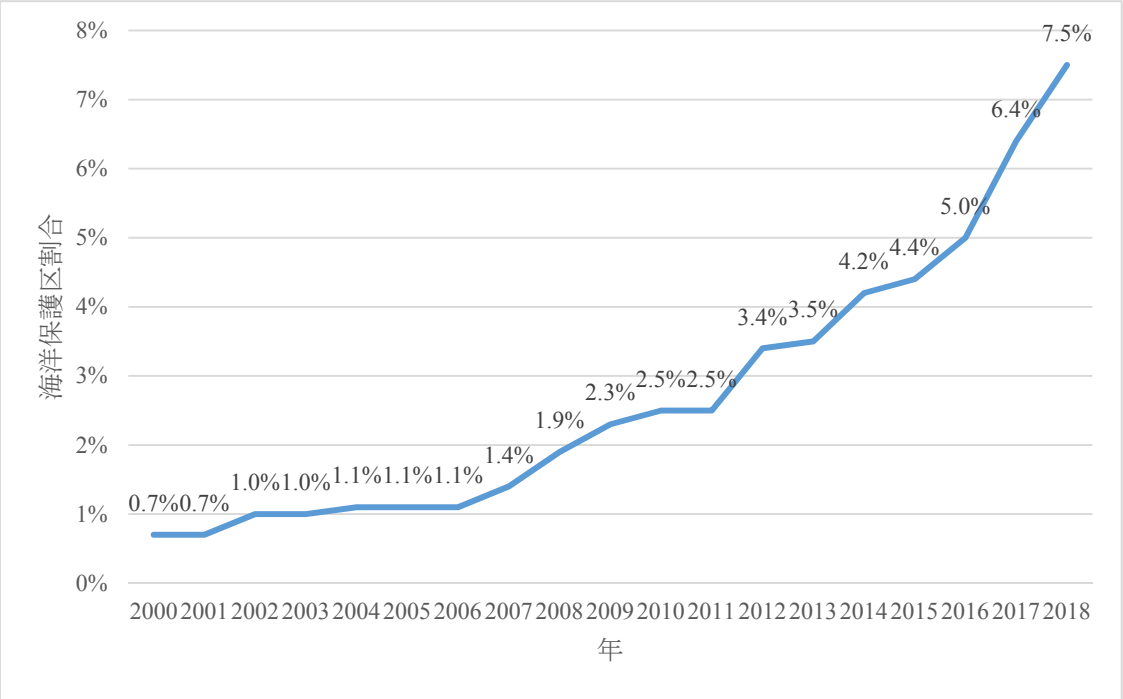

図 2：世界の海洋保護区の割合の推移（2018 年末時点）

【World Database on Protected Areas のデータを元に筆者作成】

(2) 国家管轄権内の水域における海洋保護区

UNEP-WCMC のデータベースによれば、ほとんどの沿岸国が国家管轄権内の水域において何らかの海洋保護区を設置しており、その種類（目的）も多様なものとなっているとされている。また近年の海洋保護区の設置の傾向としては、海外領土を含め、大規模海洋保護区を設置する国が増えてきており、そのような一部の国で海洋保護区のかなりの割合が占められているという。たとえば、アメリカ、フランス、イギリスの 3 か国およびその海外領土における海洋保護区のみで、全海域の海洋保護区の 50%以上を占めることが示されている。またこれにオーストラリア、クック諸島、ニュージーランド、メキシコを加えると 80%を超えるとされており、わずか 7 か国によって世界の海洋保護区の 80%以上を占めるとされている。特に、これらの国では海外領土における海洋保護区が大きな割合を占めており、たとえば、アメリカ、フランス、イギリスに至っては数値の半分近くが海外領土における海洋保護区である。フランスとイギリスに至っては海外領土の海洋保護区が領域内の 10 倍以上にもなっている（詳細は後述の２．を参照）。

他方で地域別の傾向をまとめると、一部の地域を除き海洋保護区の割合についてはほとんど差がない。UNEP-WCMC のデータベースは UNEP 管理地域別に、①アフリカ、②アジア・太平洋、③ヨーロッパ、④ラテンアメリカ・カリブ、⑤北米、⑥極域（北極・南極域）、⑦西アジアの 7 地域に分けて整理をしており、地域毎の海洋保護区の割合としては、アフリカおよび西アジアが約 4%であるのに対して、アジア・太平洋、ヨーロッパ、ラテンアメリカ・カリブが約 12%、北米が 15%、極域が 34%となっている[13]（表 2）。

表 2：地域別の海洋保護区の割合と面積

地域（対象国数）	割合(%)	面積(km^2)	海洋総面積(km^2)
アフリカ（58 か国）	4.03	858,294	14,150,703
アジア・太平洋（56 か国）	12.25	11,111,961	61,037,206
ヨーロッパ（62 か国）	12.15	1,277,999	17,542,704
ラテンアメリカ・カリブ（52 か国）	12.6	4,656,863	22,902,090
北米（3 か国）	15	3,788,793	14,301,943
極域（5 か国）	34.2	2,941,274	6,844,122
西アジア（12 か国）	4.42	15,796	1,443,770

【World Database on Protected Areas のデータを元に筆者作成】

なお、地域別の海洋保護区の種別（IUCN カテゴリー別）の特徴については、UNEP-WCMC のデータベースが陸域の保護区のデータも含めて統合しており、海洋保護区のみについての正確な分析を出すことはできないためここでは割愛する。

[13] https://www.protectedplanet.net/c/unep-regions

(3) 国家管轄権外の水域における海洋保護区

国家管轄権外区域における海洋保護区の現状であるが、前述のとおり、全海洋保護区に占める割合は 1.18%（約 262 万 km^2）と非常に少なく、またその場所も少ない。現状、国家管轄権外区域に設置された海洋保護区の例としては、北東大西洋の海洋環境保全に関する委員会（OSPAR 委員会）によって設置されたもの、南極海洋生物資源保存委員会（CCAMLR）によって南極海に設置されたもの、そして、上記 2 例とはやや異なるが、フランス・イタリア・モナコの 3 国が地中海に設定した隣接する公海域を含む海洋保護区の 3 例が挙げられる（詳細は後述の３．を参照）。

OSPAR 委員会によって承認された国家管轄権外区域における海洋保護区は、計 10 か所の合計約 48.2 万 km^2 であり、これは OSPAR 委員会の下で設置された海洋保護区・約 80.6 万 km^2 の半分以上を占める[14]。このうち 3 か所についてはポルトガルとイギリスが延長大陸棚上に設置した海洋保護区・約 1.7 万 km^2 であり、これらの区域の海底部分は保護の対象であるが、上部水域（公海部分）については対象外となっている[15]。したがって厳密に言えば、OSPAR 条約加盟国すべてによって合意された国家管轄権外区域の海洋保護区は 7 か所の約 46.5 万 km^2 となる。

CCAMLR によって国家管轄権外区域である南極海に設置された海洋保護区は 2 か所であり、一つは 2009 年にイギリスによって提案され、サウス・オークニー諸島南陸棚域に設置された海洋保護区（9.4 万 km^2）と、もう一つは 2012 年にアメリカとニュージーランドによって提案、2017 年 12 月に設置・施行されたロス海の海洋保護区（155 万 km^2）である。

フランス・イタリア・モナコの 3 国が 1999 年に合意した協定（「地中海における海洋哺乳類のための保護区の設置に関する三か国協定」、2002 年 2 月発効）[16]に基づき設定した、地中海のリグリア海哺乳類保護区（通称、「ペラゴス・サンクチュアリ」と呼ばれている。）は約 9 万 km^2 の大きさであり、その約半分が公海域である[17]。

このように、現状、国家管轄権外区域における海洋保護区は地域的枠組により設置されたものしかなく、原則、当該枠組の非締約国（第三国）に対して枠組上の規制を直接課すことはできない[18]。したがって、厳密に言えば国際的枠組によって設置された国家管轄権外区域における海洋保護区というものはまだ存在しない。この点については、現在国連で交渉が続けられている「国家管轄権外区域の海洋生物多様性（BBNJ）の保全と持続可能な利用に関する法的拘束力ある国際文書」（BBNJ 新協定）の交渉において争点となっている（詳細は

---

[14] OSPAR Commission, *2016 Status Report on the OSPAR Network of Marine Protected Areas*, 2017, pp. 6, 13-16.
[15] Ibid., p.15.
[16] “Tripartite Agreement pertaining to the creation of a sanctuary for marine mammals in the Mediterranean” (25 November 1999). 寄託国はモナコ。正文はフランス語とイタリア語。モナコ政府ホームページ：https://www.legimonaco.mc/305/legismclois.nsf/db3b0488a44ebcf9c12574c7002a8e84/2103a746cf9ffcf1c125773f003cbbfd!OpenDocument. 英語については IUCN の ECOLEX を参照：https://www.ecolex.org/details/treaty/international-agreement-on-the-creation-of-a-marine-mammal-sanctuary-in-the-mediterranean-tre-001399/
[17] https://www.tethys.org/activities-overview/conservation/pelagos-sanctuary/
[18] ただし、CCAMLR のように当該枠組に加入しなければその区域での活動ができない場合もある。

後述の４．を参照)。

２．海洋保護区をめぐる各国の動向

ここでは、１．で言及した 7 か国に中国と日本を加えた 9 か国の海洋保護区の状況に関して整理をする。

(1) アメリカ

【海洋総面積】　約 1215 万 km^2　(海外領土含む)
【MPA 面積】　約 520 万 km^2（内、アメリカ本土：約 362 万 km^2、海外領土：約 157 万 km^2）
【MPA の割合】　約 43％（本土における割合は 42％）
【根拠法令】　大統領令、国家海洋サンクチュアリ法、国立野生生物保護区法等

アメリカの海洋保護区は、2018 年末時点で、海外領土 6 地域（北マリアナ諸島、グアム、プエルトリコ、合衆国領有小離島、アメリカンサモア、アメリカ領ヴァージン諸島）を含めて約 520 万 km^2 と、1 か国で世界の海洋保護区の約 20%を占める[19]。内訳は、アメリカ本土については約 362 万 km^2、海外領土は約 157 万 km^2 であり、いずれの管轄水域においても 40%以上が海洋保護区に指定されている。

アメリカにおける最も象徴的な海洋保護区は、北西ハワイ諸島全域に 2006 年に設置され、2016 年に 150 万 km^2 まで拡大をしたパパハナウモクアケア海洋ナショナル・モニュメントである。パパハナウモクアケア海洋ナショナル・モニュメントは、IUCN カテゴリーIa に指定されており、最も厳格な海洋保護区となっている（図 3)。

次いで、太平洋僻地島嶼海洋ナショナル・モニュメントが約 127 万 km^2 と、単独の海洋保護区としては 2 番目に大きい[20]。太平洋僻地島嶼海洋ナショナル・モニュメントは、2009 年の大統領令 8334 によって設置され、その後 2014 年の大統領令 9173 によって現在の範囲まで拡大された[21]。太平洋僻地島嶼海洋ナショナル・モニュメントは、UNEP-WCMC のデータベース上は IUCN カテゴリーV に位置づけられているが、商業漁業の禁止やそのほか科学的調査活動の規制などについて定められている（図 4)。

---

[19] アメリカにおける海洋保護区に関する制度の概要については、笹川平和財団海洋政策研究所『2017 年度総合的海洋政策の策定と推進に関する調査研究：各国および国際社会の海洋政策の動向報告書』(2018 年)、15-17 頁を参照。
[20] https://www.fws.gov/refuge/pacific_remote_islands_marine_national_monument/
[21] https://www.pifsc.noaa.gov/monuments_science/pacific_remote_islands_marine_national_monument.php

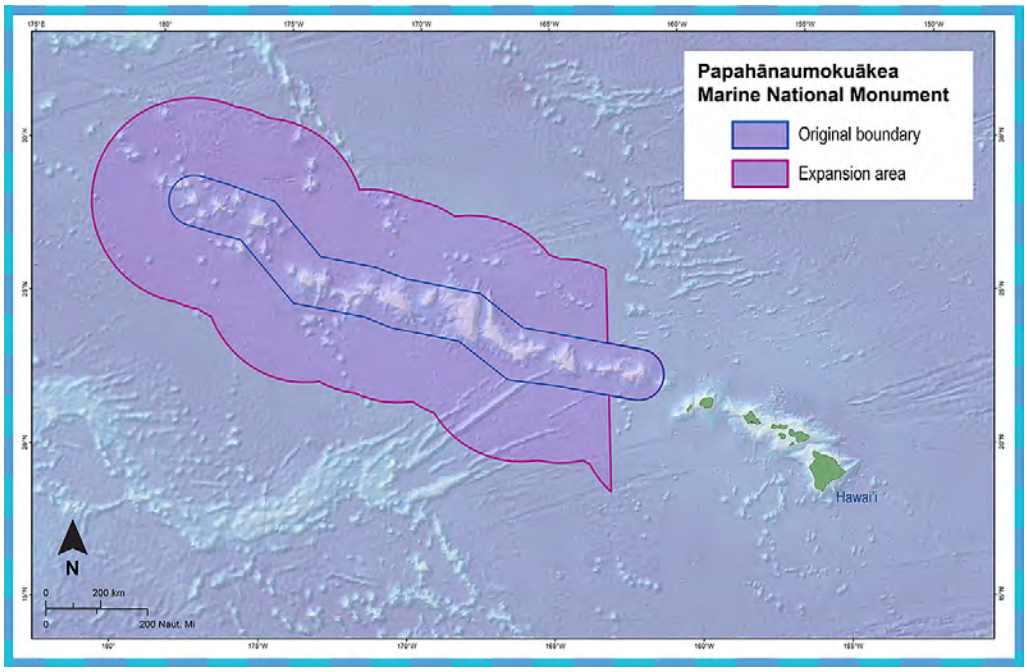

図 3：パパハナウモクアケア海洋ナショナル・モニュメント

【出典：NOAA National Marine Sanctuaries】

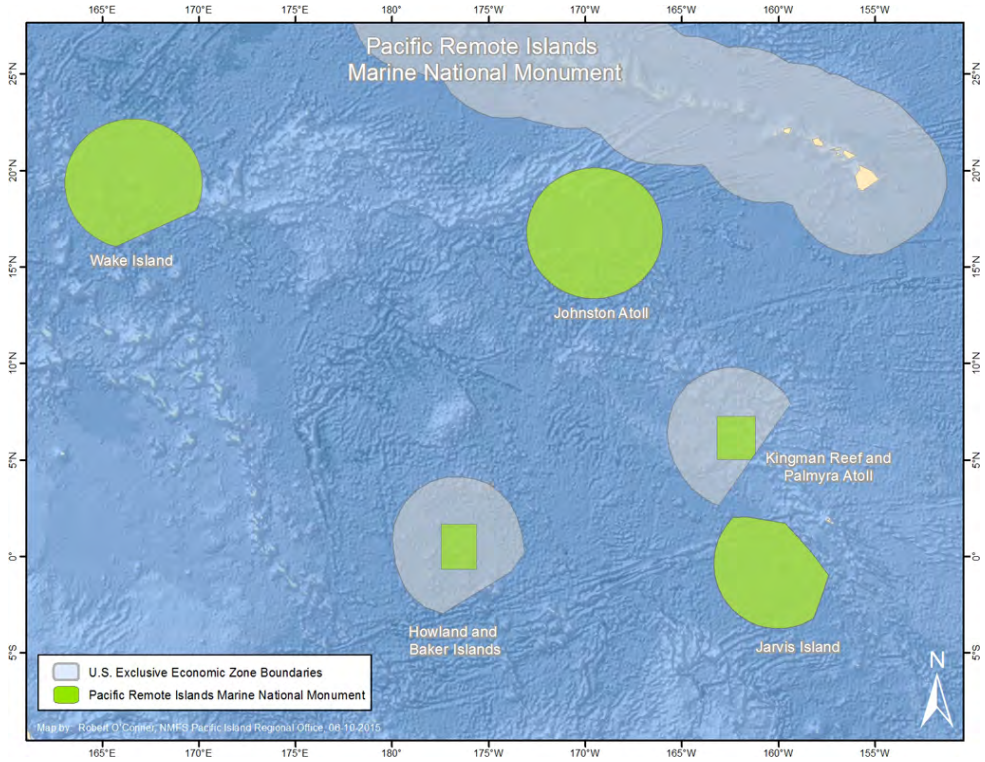

図 4：太平洋僻地島嶼海洋ナショナル・モニュメント

【出典：NOAA Fisheries Pacific Islands Science Centers[22]】

[22] Ibid.

(2) フランス

【海洋総面積】　約 972 万 km^2　（海外領土含む）

【MPA 面積】　約 339 万 km^2（内、フランス本土：約 15.5 万 km^2、海外領土：約 324 万 km^2）

【MPA の割合】　約 35％（本土における割合は 45％）

【根拠法令】　大統領令、省令、県条例、環境法典等

フランスの海洋保護区は、2018 年末時点で、海外領土 12 地域を含めて約 339 万 km^2 となっている[23]。このうち、海外領土における海洋保護区の面積が約 324 万 km^2 であり、フランス本土の占める割合は約 15.5 万 km^2 と 1 割にも満たない。海外領土の海洋保護区を見てみると、フランス領南方・南極地域（ケレルゲン諸島等）の約 170 万 km^2 やニューカレドニアの約 132 万 km^2 などの大規模海洋保護区や、グアドループ（カリブ海）の約 9 万 km^2 やマヨット（インド洋）の約 6.8 万 km^2、マルティニーク（カリブ海）の約 4.8 万 km^2 といった比較的大きな海洋保護区が多く、フランス領南方・南極地域（約 75%）を除き、ほぼその管轄水域内全域が海洋保護区となっている。これに対して、サンピエール・ミクロン（セントローレンス湾）やレユニオン（インド洋）、ウォリス・フツナ（南太平洋）といった一部の海域においては、極小の海洋保護区か全く設置されていないという区域もあり、海域毎の状況にはかなりの差がある。それでも、フランス本土における海洋保護区の割合は 45％に達しており、海外領土を含めても、フランスの管轄水域の約 35%が何らかの海洋保護区に指定されている。

このうち、フランス領南方・南極地域の海洋保護区については、「2006 年の自然保護区設置に関する大統領令 2006-1211」の修正に関する大統領令 2016-1700[24]の採択によって、商業漁業を含む一切の産業活動が禁止される保護区が約 67.3 万 km^2 まで拡大された[25]。また 2017 年 3 月には、セゴレーヌ・ロワイヤル環境大臣（当時）の要請に基づき、大統領令 2006-1211 の特定条項をフランス領南方・南極地域の排他的経済水域全域まで拡大する県条例[26]が制定された[27]。これによって、フランス領南方・南極地域における海洋保護区は約 167 万 km^2 となった（図 5）。

また、2014 年 4 月にはフランス領ニューカレドニア政府が珊瑚礁保護のための海洋公園の設置に関する政令[28]を発布し、ニューカレドニアの排他的経済水域のほぼ全域の約 129 万 km^2 が保護区となっている[29]（図 6）。

---

[23] フランスにおける海洋保護区に関する制度の概要については、笹川平和財団海洋政策研究所『2017 年度総合的海洋政策の策定と推進に関する調査研究：各国および国際社会の海洋政策の動向報告書』（2018 年）、45 頁を参照。

[24] Décret no 2016-1700 du 12 décembre 2016 portant extension et modification de la réglementation de la réserve naturelle nationale des Terres australes françaises.

[25] http://www.taaf.fr/Pourquoi-une-reserve-naturelle-dans-les-Terres-australes-francaises-417

[26] Arrêté n° 2017-28 du 31 mars 2017 instituant un périmètre de protection autour de la réserve naturelle nationale des Terres australes françaises.

[27] 詳細は http://www.taaf.fr/Perimetre-et-statuts-de-protection および http://www.taaf.fr/IMG/pdf/-154.pdf を参照。

[28] https://mer-de-corail.gouv.nc/sites/default/files/atoms/files/arrete_de_creation_du_parc_naturel_de_la_mer_de_corail.pdf

[29] http://www.aires-marines.fr/L-Agence/Organisation/Antennes/Antenne-Nouvelle-Caledonie

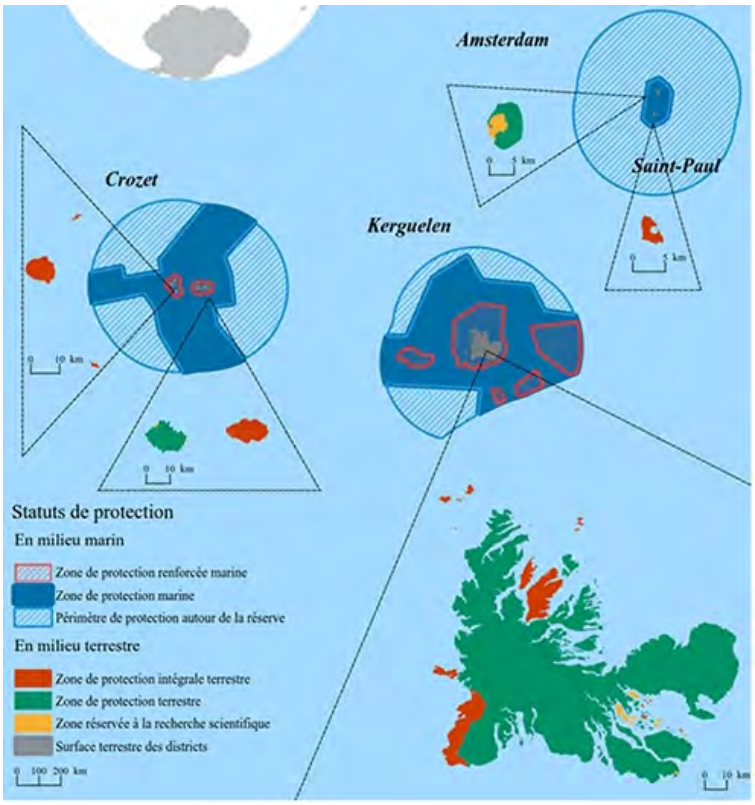

図 5：フランス領南方・南極地域の海洋保護区

【出典：http://www.taaf.fr/Perimetre-et-statuts-de-protection】

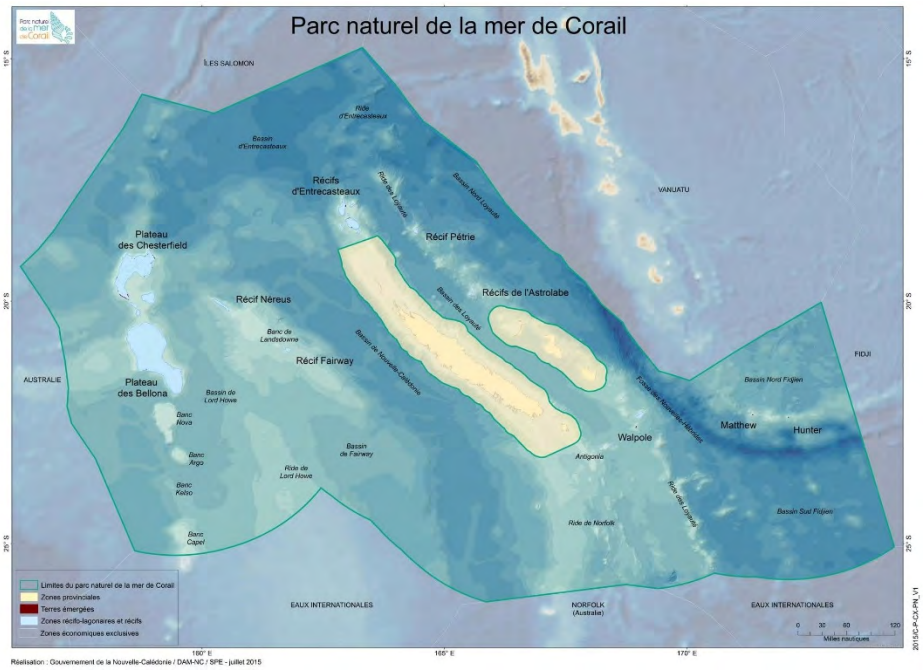

図 6：フランス領ニューカレドニアの海洋保護区

【出典：https://mer-de-corail.gouv.nc/fr/presentation-du-parc/le-perimetre-du-parc】

(3) イギリス

【海洋総面積】　約 677 万 km^2　（海外領土含む）

【MPA 面積】　約 321 万 km^2（内、イギリス本土：約 21 万 km^2、海外領土：約 300 万 km^2）

【MPA の割合】　約 47％（本土における割合は 29％）

【根拠法令】　沖合海洋保全規則（2007 年）[30]、海洋・沿岸アクセス法（2009 年）[31]、各地域条例、各種布令等

イギリスの海洋保護区は、2018 年末時点で、海外領土 15 地域を含めて約 321 万 km^2 となっており、内イギリス本土は約 21 万 km^2、海外領土は約 300 万 km^2 となっている。

イギリス本土に関しては、2018 年 6 月の世界海洋の日に合わせて、新規 40 か所の海洋保全区域[32]を含む、海洋保護区ネットワークの拡大構想を打ち出している[33]。これによって、イギリス本土（沿岸部分）における保護区は現在の約 21 万 km^2 から約 22 万 km^2 に拡大するとされている（図 7）。

またイギリスは、2010 年にイギリス領インド洋地域（BIOT）・チャゴス島における約 64 万 km^2 の巨大禁漁区（No-take ゾーン）の設置をはじめとして[34]、2012 年には南大西洋のサウスジョージア・サウスサンドウィッチ諸島における約 107 万 km^2 の海洋保護区（漁業制限区域、一部 No-take ゾーン含む）[35]、2016 年には太平洋に位置するピトケアン諸島の周辺海域約 84 万 km^2 と、アフリカ沖大西洋に位置するセントヘレナ島の周辺海域約 45 万 km^2 の禁漁区と、主に商業漁業を禁止する大規模海洋保護区の設置を積極的に進めている[36]。この背景には、2016 年 9 月の Our Ocean 会議におけるコミットメントの宣言が関係しており、イギリスは、2020 年までに海外領土における海洋保護区を約 400 万 km^2 まで拡大するという構想を打ち出している[37]。この宣言に基づきイギリスは「ブルー・ベルト」プログラム[38]を策定し、2016 年から 2020 年までの 5 年間で 2,000 万ポンドの予算を付け、特に海外領土における海洋保護区の設置・拡大に取り組んでいる。イギリスの海外領土における海洋保護区の特徴は、前述のとおり、ほとんどが商業漁業の禁止区域となっている点であり、これは主に当該海域で横行している違法・無報告・無規制漁業（IUU 漁業）の取締りが目的である[39]。

---

30 Offshore Marine Conservation (Natural Habitats, &c.) Regulations 2007
31 Marine and Coastal Access Act 2009
32 Marine Conservation Zones
33 https://www.gov.uk/government/news/world-leading-blue-belt-expands-as-new-marine-protections-revealed
34 https://biot.gov.io/environment/marine-protected-area/：British Indian Ocean Territory Proclamation No. 1 of 2010 により設置。
35 http://www.gov.gs/environment/marine-protected-area/
36 https://www.gov.uk/government/news/uk-set-to-protect-four-million-square-kilometres-of-ocean
37 http://ourocean2016.org/s/2016-Our-Ocean-Commitments-Final-1014.pdf
38 https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/662392/27_OCT_Introducing_Blue_Belt_FINAL-_updated1.pdf
39 各海洋保護区の特徴や取組については、年次報告書を参照。*Blue Belt Programme - Annual update financial year 2017/18*: https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/729608/Blue_Belt_Annual_report_2018_Update_ONLINE.pdf

他方で、海外領土におけるいわゆるNo-takeゾーンである海洋保護区の設置をめぐっては、チャゴス島の例のように、島の帰属・植民地返還の問題と関連し、旧植民地であるモーリシャスとの間で国際紛争にまで発展する事例も発生している[40]。

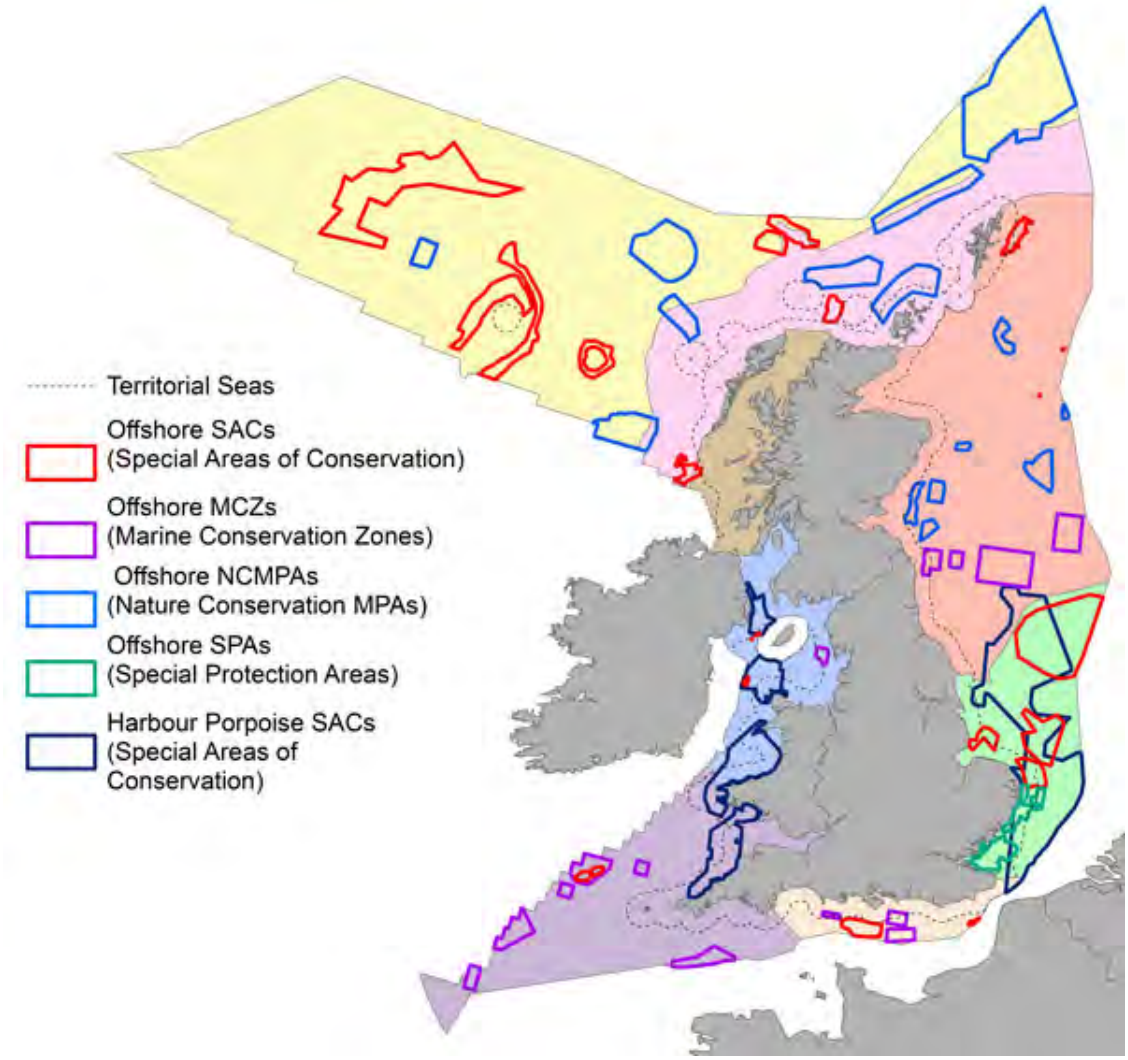

図 7：イギリスの海洋保護区

【出典：イギリス自然保護委員会（JNCC）[41]】

[40] Chagos Marine Protected Area Arbitration (Mauritius v. United Kingdom), Award of 18 March 2015, Permanent Court of Arbitration: https://pca-cpa.org/en/cases/11/
事件概要については、吉田千枝子「海洋保護区の国際法上の位置づけについて ： チャゴス諸島海洋保護区に関する仲裁裁判(モーリシャス対英国)を題材に」『上智法学論集』第 58 巻 3・4 号（2015 年）、79-118 頁を参照。仲裁判断の解説については、西元宏治「チャゴス諸島海洋保護区に関する国連海洋法条約付属書 VII に基づく仲裁判断（モーリシャス vs.イギリス、2015 年 3 月 15 日）」『インド太平洋における法の支配の課題と海洋安全保障『カントリー・プロファイル』』（2017 年）、155-169 頁を参照。
[41] http://jncc.defra.gov.uk/page-4524

(4) オーストラリア

【海洋総面積】　約 908 万 km^2　（海外領土含む）

【MPA 面積】　約 327 万 km^2（内、オーストラリア本土：約 301 万 km^2、海外領土：約 26 万 km^2）

【MPA の割合】　約 36％（本土における割合は 41％）

【根拠法令】　環境保護・生物多様性保全法（1999 年）、環境保護・生物多様性保全規則（2000 年）、国立公園・野生生物保全法（1975 年）等

オーストラリアの海洋保護区は、2018 年末時点で、海外領土 4 地域を含めて約 327 万 km^2 となっており、オーストラリア本土が約 301 万 km^2、海外領土が約 26 万 km^2 となっている。オーストラリアにおける海洋保護区は、2017 年 10 月の環境保護・生物多様性保全法（1999 年）修正に関する布告に基づき名称を「連邦海洋保全区域[42]」から「海洋公園[43]」に改称し[44]、オーストラリア連邦環境・エネルギー省の国立公園局[45]の元で一元管理されることになった[46]。

オーストラリアでは、国立公園局の下、6 つの地域[47]（北部、北西部、南西部、南東部、温帯東部、珊瑚海）に分けた海洋保護区ネットワークが作られており、それぞれの海域ごとに策定された管理計画[48]に基づいた運用が行われている。その管理計画は、1999 年の環境保護・生物多様性保全法第 367 条に基づき、保護・保全の目的の他、細かな海域区分（ゾーニング）とその IUCN カテゴリーの指定が含まれることになっており、それぞれの海域ごとに細かな規制が設けられている（図 8）。

図 8 を見ても分かるように、オーストラリアにおける海洋保護区の多くが IUCN カテゴリーの IV（図 8：黄色部分）または VI（図 8：青色部分）であり生息域保護または資源保護などの特定目的のための保護区となっているが、同じゾーニングでも海域ごとに規制内容は若干異なる。例えば、商業漁業に関して、カテゴリーIV の生息域保護区における海底接触のない底曳網漁業[49]については、南西部[50]、温帯東部[51]、珊瑚海[52]では許可制になっているのに対して、その他の海域においては禁止となっている。また、カテゴリーVI である特別目的保護区における延縄漁業[53]については、沖合[54]はいずれの海域においても許可制となっ

---

42 Commonwealth Marine Reserve
43 Marine Park
44 Environment Protection and Biodiversity Conservation Amendment (Commonwealth Marine Reserves Renaming) Proclamation 2017
45 Parks Australia
46 オーストラリアにおける海洋保護区に関する制度の概要については、笹川平和財団海洋政策研究所『2017 年度総合的海洋政策の策定と推進に関する調査研究：各国および国際社会の海洋政策の動向報告書』（2018 年）、51－52 頁を参照。
47 必ずしも州の範囲に合致しない。例えば、北部海洋公園については北部準州と西オーストラリア州の一部を含み、温帯東部海洋公園についてはニューサウスウェールズ州とクイーンズランド州の一部を含む。
48 https://parksaustralia.gov.au/marine/management/plans/
49 Trawl (midwater)
50 https://parksaustralia.gov.au/marine/pub/factsheets/factsheet-south-west-management-plan.pdf
51 https://parksaustralia.gov.au/marine/pub/factsheets/factsheet-temperate-east-management-plan.pdf
52 https://parksaustralia.gov.au/marine/pub/factsheets/factsheet-coral-sea-management-plan.pdf
53 Longline fishing
54 Longline (pelagic)

ているが、底生魚や自動餌付け延縄[55]については、南西部、珊瑚海を除く海域では禁止されている。

なお、グレートバリアリーフとインド洋南極周辺に位置するハード島とマクドナルド諸島は連邦管轄の海洋保護区であり（図 8 の灰色の部分）、国立公園局とは異なる主体が管理を行っている。グレートバリアリーフに関しては、グレートバリアリーフ海洋公園管理局が、1975 年のグレートバリアリーフ海洋公園法に基づき、国立公園局とは異なるゾーニング、戦略計画を実施している[56]。ハード島とマクドナルド諸島の海洋保護区は、2002 年に 1999 年の環境保護・生物多様性保全法に基づき設置された保護区域であり、オーストラリア環境エネルギー省の南極局が管理をしている[57]。なお、ハード島とマクドナルド諸島の海洋保護区は、IUCN のカテゴリー上は Ia の厳正自然保護区に該当し、世界遺産（自然遺産）にも登録されている[58]。

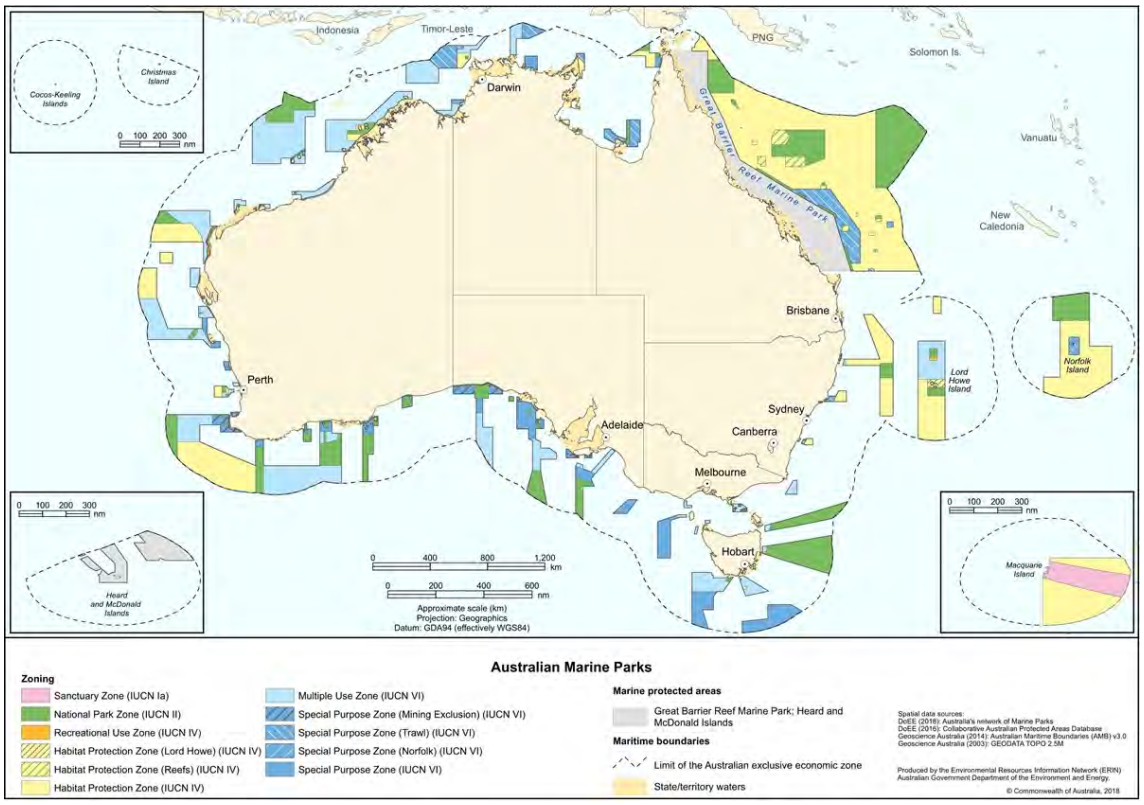

図 8：オーストラリアの海洋保護区

【出典：オーストラリア連邦国立公園局[59]】

55 Longline (demersal, auto-longline)
56 http://www.gbrmpa.gov.au/access-and-use/zoning/zoning-maps
57 http://heardisland.antarctica.gov.au/protection-and-management/marine-reserve
58 http://heardisland.antarctica.gov.au/protection-and-management/world-heritage
59 https://parksaustralia.gov.au/marine/pub/maps/National-Full-zoning-incl-SE.pdf

(5) ニュージーランド

【海洋総面積】　約 443 万 km^2　（自治領のトケラウを含む）

【MPA 面積】　約 125 万 km^2（ニュージーランド本土面積約 125 万 km^2 とほぼ同面積）

【MPA の割合】　約 28％（本土における割合は 30％）

【根拠法令】　海洋保護区法（1971 年）[60]、海洋哺乳類保護法（1978 年）[61]、漁業法（1996 年）[62]、関連規則[63]、その他特別法（亜南極諸島海洋保護区法）等

ニュージーランドの海洋保護区は、2018 年末時点で、約 125 万 km^2 となっている。また、UNEP-WCMC のデータベース上は、ニュージーランド自治領のトケラウが約 10 km^2 の海洋保護区を設置していることになっているが、詳細情報不明かつ 1%に満たないのでここではニュージーランド本土の海洋保護区についてのみ整理する。

ニュージーランドの海洋保護区は、主に自然保護局[64]と一次産業省[65]の漁業局[66]によって管理されており、現在の制度上、海洋保護区はタイプ 1、タイプ 2、その他の 3 つに分類される。タイプ 1（IUCN カテゴリーIa）の海洋保護区は、1971 年の海洋保護区法によって設定された保護区であり、自然保護局の管理の下[67]、2015 年末の時点で領海内に約 17,430 km^2 が設置されている[68]。タイプ 2 の海洋保護区は、1971 年の海洋保護区法以外の法令に基づき設置された保護区であり[69]、基本的に自然保護局の管理の下、2015 年末の時点で領海内に 4,685 km^2 が設置されている[70]。その他に分類される海洋保護区は、主に排他的経済水域に設置されており[71]、特に底引き網漁業の規制を目的として設置された「海底保護区[72]」や「海山保護区[73]」など、約 124 万 km^2 が設置されている[74]（図 9）。

ニュージーランドでは、2016 年に、海洋保護区の管理をより効率的に進めるべく、新たに 4 つのカテゴリー（「海洋保護区[75]」、「特定種サンクチュアリ[76]」、「海底保護区[77]」、「遊漁

---

60 Marine Reserves Act 1971: http://www.legislation.govt.nz/act/public/1971/0015/22.0/DLM397838.html
61 Marine Mammals Protection Act 1978: http://www.legislation.govt.nz/act/public/1978/0080/25.0/DLM25111.html
62 Fisheries Act 1996: http://www.legislation.govt.nz/act/public/1996/0088/181.0/DLM394192.html
63 Fisheries (Benthic Protection Areas) Regulations 2007: http://www.legislation.govt.nz/regulation/public/2007/0308/latest/DLM973968.html
64 Department of Conservation
65 Ministry for Primary Industries
66 Fisheries New Zealand
67 https://www.doc.govt.nz/nature/habitats/marine/type-1-marine-protected-areas-marine-reserves/
68 https://www.doc.govt.nz/about-us/science-publications/conservation-publications/marine-and-coastal/marine-protected-areas/marine-protected-areas-tier-1-statistic/marine-protected-areas-tier-1-statistic-2015/
69 https://www.doc.govt.nz/nature/habitats/marine/type-2-marine-protected-areas/
70 *Supra* note 53.
71 https://www.doc.govt.nz/nature/habitats/marine/other-marine-protection/
72 Benthic Protection Areas. Fact sheet – Benthic protection areas and seamount closures: https://www.fisheries.govt.nz/dmsdocument/7242-compliance-fact-sheet-7-benthic-protection-areas-and-seamount-closures
73 Seamount Closures. Fact sheet – Protecting New Zealand's seabed from bottom trawling: https://www.fisheries.govt.nz/dmsdocument/3575-protecting-new-zealands-seabed-from-the-impacts-of-bottom-trawling
74 http://archive.stats.govt.nz/browse_for_stats/environment/environmental-reporting-series/environmental-indicators/Home/Marine/marine-protected-ares.aspx
75 Marine reserves.
76 Species-specific sanctuaries.
77 Seabed reserves.

公園[78]」）を創設する「新海洋保護区法」が提案された[79]。この改正案については、自然保護局、一次産業省、環境省の下で協議が続けられていたが[80]、2016 年 8 月以降の進展はない。

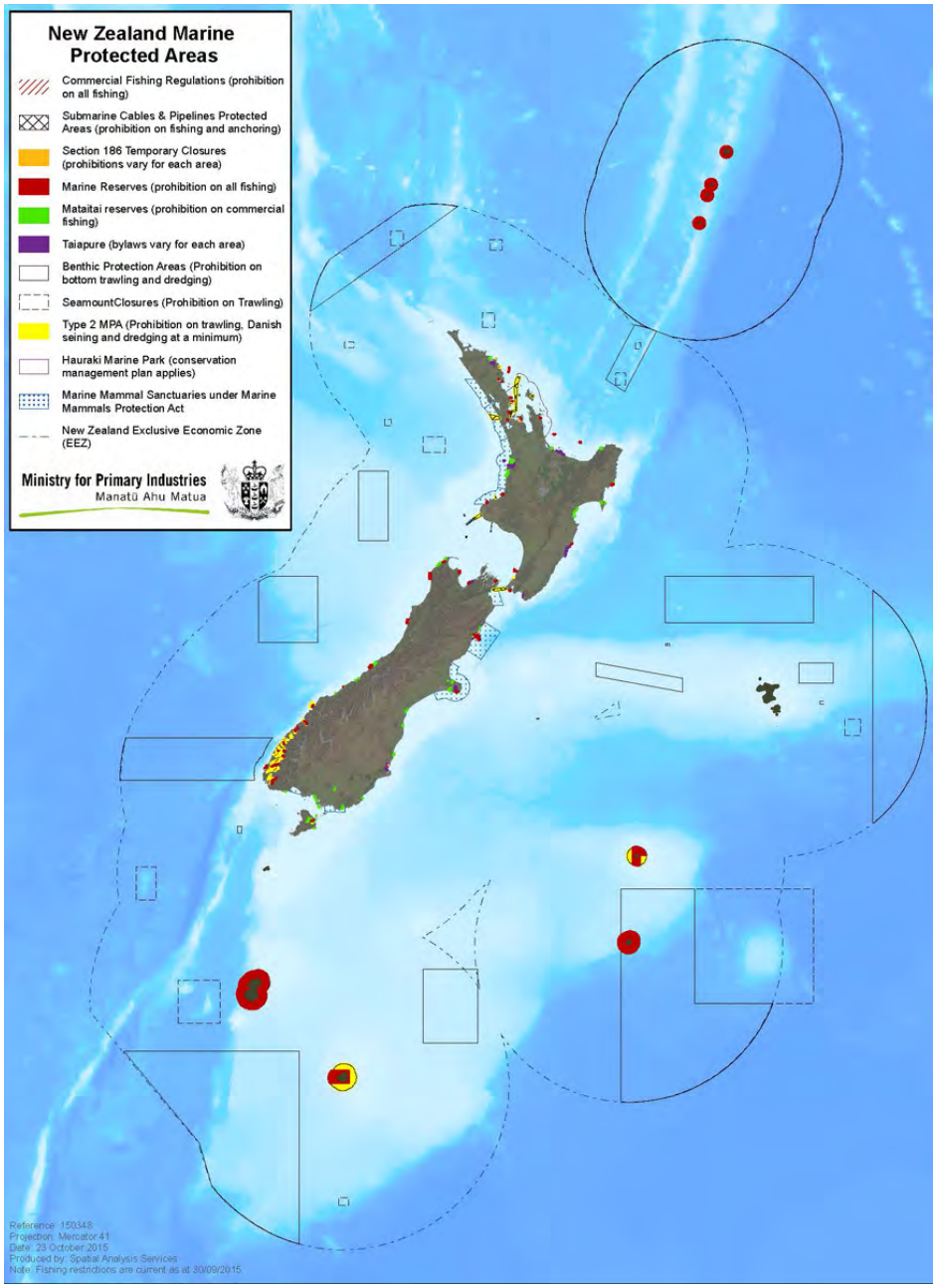

図 9：ニュージーランドの海洋保護区

【出典：ニュージーランド漁業省[81]】

[78] Recreational fishing parks.
[79] http://www.mfe.govt.nz/marine/reforms/marine-protected-areas
[80] 協議文書：http://www.mfe.govt.nz/sites/default/files/media/Marine/mpa-consultation-doc.pdf
[81] https://www.mpi.govt.nz/dmsdocument/9866-new-zealand-marine-protected-areas

(6) クック諸島

【海洋総面積】　約 197 万 km^2

【MPA 面積】　約 198 万 km^2（重複海域を含むことから海洋総面積よりも大きくなっている。）

【MPA の割合】　100%

【根拠法令】　保全法（1975 年）、マラエモアナ法（2017 年）等

クック諸島政府は、2017 年 7 月に、マラエモアナ多目的海洋公園を排他的経済水域全域に拡大する法案（マラエモアナ法（2017 年）[82]）を可決し、一か国による単一のものとしては世界最大となる 190 万 km^2 を超える海洋保護区が設置された[83]（図 10）。この法によって、クック諸島を構成する 15 の島の周囲 50 海里が大規模商業漁業や採鉱活動を禁止する「海洋保護区」に設定され、それ以遠の排他的経済水域内では延縄と巻き網漁業のみ許可されており、2005 年の海洋資源法に基づく規制を受けている[84]。マラエモアナ多目的海洋公園は、マラエモアナ法によって設置された首相等を構成員とする「マラエモアナ委員会」によって管理されている。

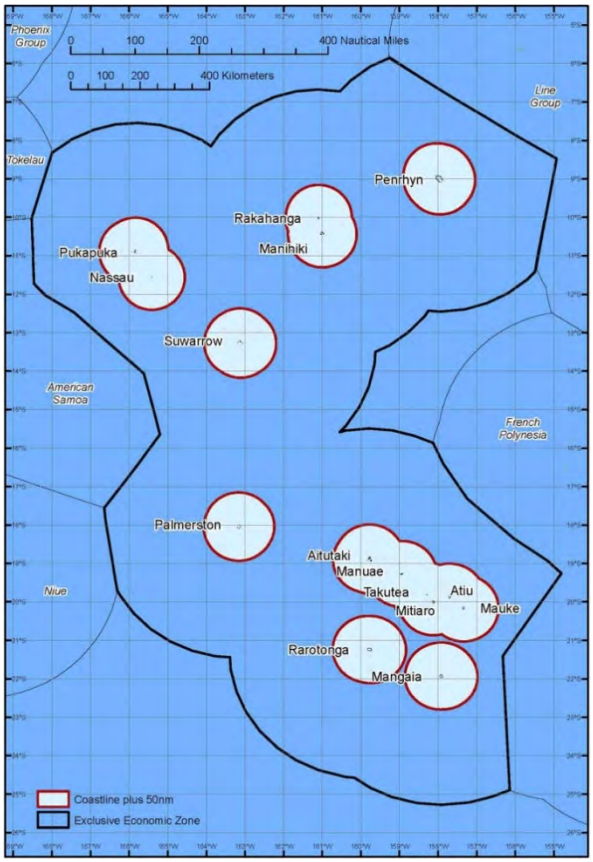

図 10：クック諸島の海洋保護区

【出典：https://www.maraemoana.gov.ck/】

[82] http://extwprlegs1.fao.org/docs/pdf/cok170527.pdf
[83] https://www.maraemoana.gov.ck/index.php/about-marae-moana/what-is-marae-moana
[84] https://www.maraemoana.gov.ck/index.php/about-marae-moana/eez-and-fishing

(7) メキシコ

【海洋総面積】　約 328 万 km^2

【MPA 面積】　約 71 万 km^2

【MPA の割合】　約 22%

【根拠法令】　海域ごとの保護区設置に関する大統領令（2016 年）[85]、エコロジー均衡および環境保護に関する一般法（LGEEPA）[86]

メキシコは、UNEP-WCMC のデータベース上、約 71 万 km^2 が海洋保護区に指定されているが、2018 年のメキシコ政府（国家自然保護区委員会（CONANP））の発表では、愛知目標に該当する海洋保護区としては約 65 万 km^2 となっており、メキシコの海洋の約 22.3%を達成したことが発表されている[87]（図 11）。

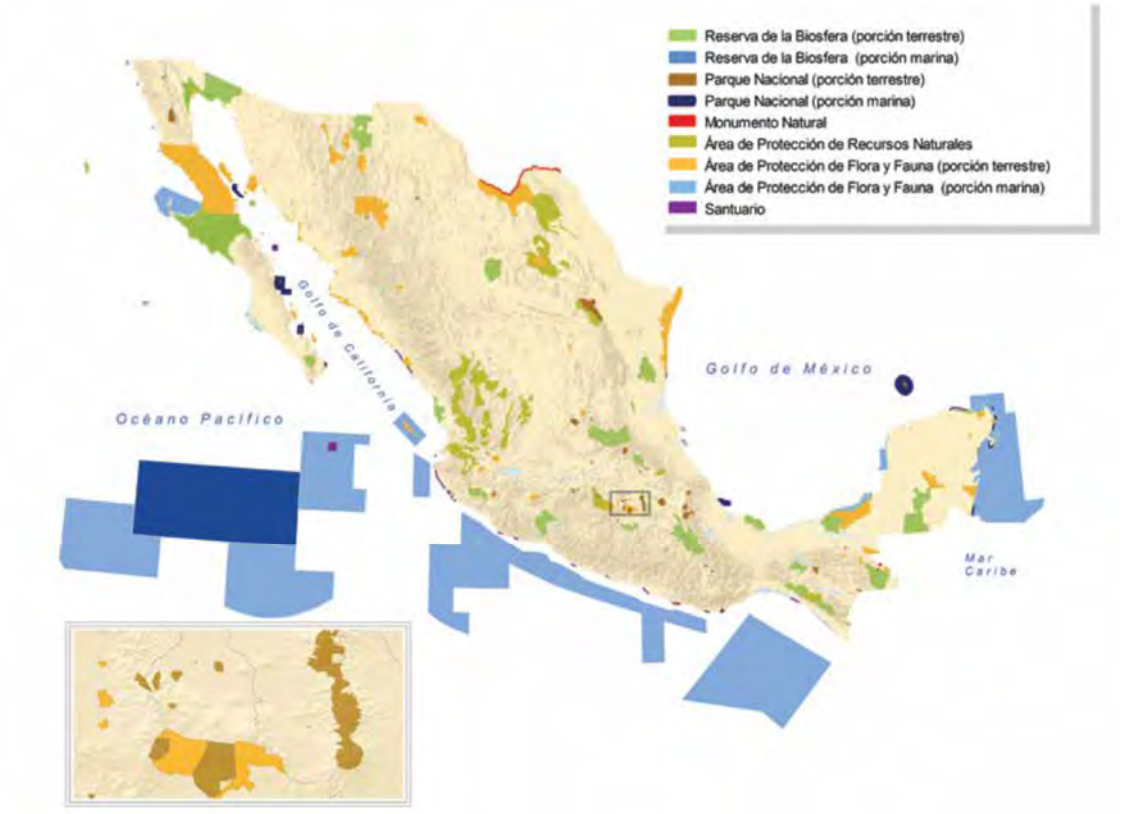

図 11：メキシコの海洋保護区

【出典：100 años de conservación en México: Áreas Naturales Protegidas de México (2018), p.39】

[85] 例えば Decreto por el que se declara Área Natural Protegida, con el carácter de parque nacional, la región conocida como Revillagigedo, localizada en el Pacífico Mexicano.

[86] Ley General del Equilibrio Ecológico y la Protección al AmbienteLey General del Equilibrio Ecológico y la Protección al Ambiente.

[87] https://www.gob.mx/conanp/prensa/mexico-es-lider-mundial-en-la-proteccion-de-areas-marinas

(8) 中国

【海洋総面積】　約 88 万 km^2

【MPA 面積】　約 4.7 万 km^2

【MPA の割合】　約 5%

【根拠法令】　中華人民共和国海洋環境保護法[88]、国家海洋局の通知（行政措置）

中国における海洋保護区は、中華人民共和国海洋環境保護法（中华人民共和国海洋环境保护法）に基づき国務院に権限が与えられており[89]、政府発表では、2011 年の時点で、国家レベルでは 33 か所の海洋自然保護区、21 か所の海洋特別保護区、7 か所の海洋公園（計約 2.2 万 km^2）が、省レベルでは 26 か所の海洋自然保護区と 10 か所の海洋特別保護区が設置されており、計約 5 万 km^2 が海洋保護区の対象となっている[90]（図 12）。海洋自然保護区と海洋特別保護区との最も明白な区別は、「管理」の方向性の違いにある。海洋自然保護区は、特定の区域において自然環境と資源を保護することが主目的であり、人間による余計な活動を制限することを目的としている。これに対して、海洋特別保護区は、特定の区域において、自然資源に対する保護をしながらも、人間による持続可能な利用を前提として、多様な利用手法を容認し、その利用方法を管理することを目的としている[91]。中国はその後、国家レベルの海洋保護区として、2014 年に 11 か所の海洋特別保護区を新規創設[92]、2016 年にはさらに 9 か所の海洋公園を創設しており、現在では 5 万 km^2 以上が海洋保護区になっていると思われるが、最新の数値等に関する公式発表がないため、正確な数値は不明である。

---

[88] http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2017-11/28/content_2032721.htm

[89] 中国における海洋保護区に関する制度の概要については、笹川平和財団海洋政策研究所『2017 年度総合的海洋政策の策定と推進に関する調査研究：各国および国際社会の海洋政策の動向報告書』（2018 年）、56－57 頁を参照

[90] http://www.gov.cn/gzdt/2011-05/19/content_1866854.htm

[91] 高翔・古川恵太「中国の海洋・沿岸域管理政策について：海洋保護区（MPA）の取組を中心に」『沿岸域学会誌』第 30 巻 4 号（2018 年）、67-72 頁参照。

[92] http://politics.people.com.cn/n/2014/0423/c1001-24930331.html

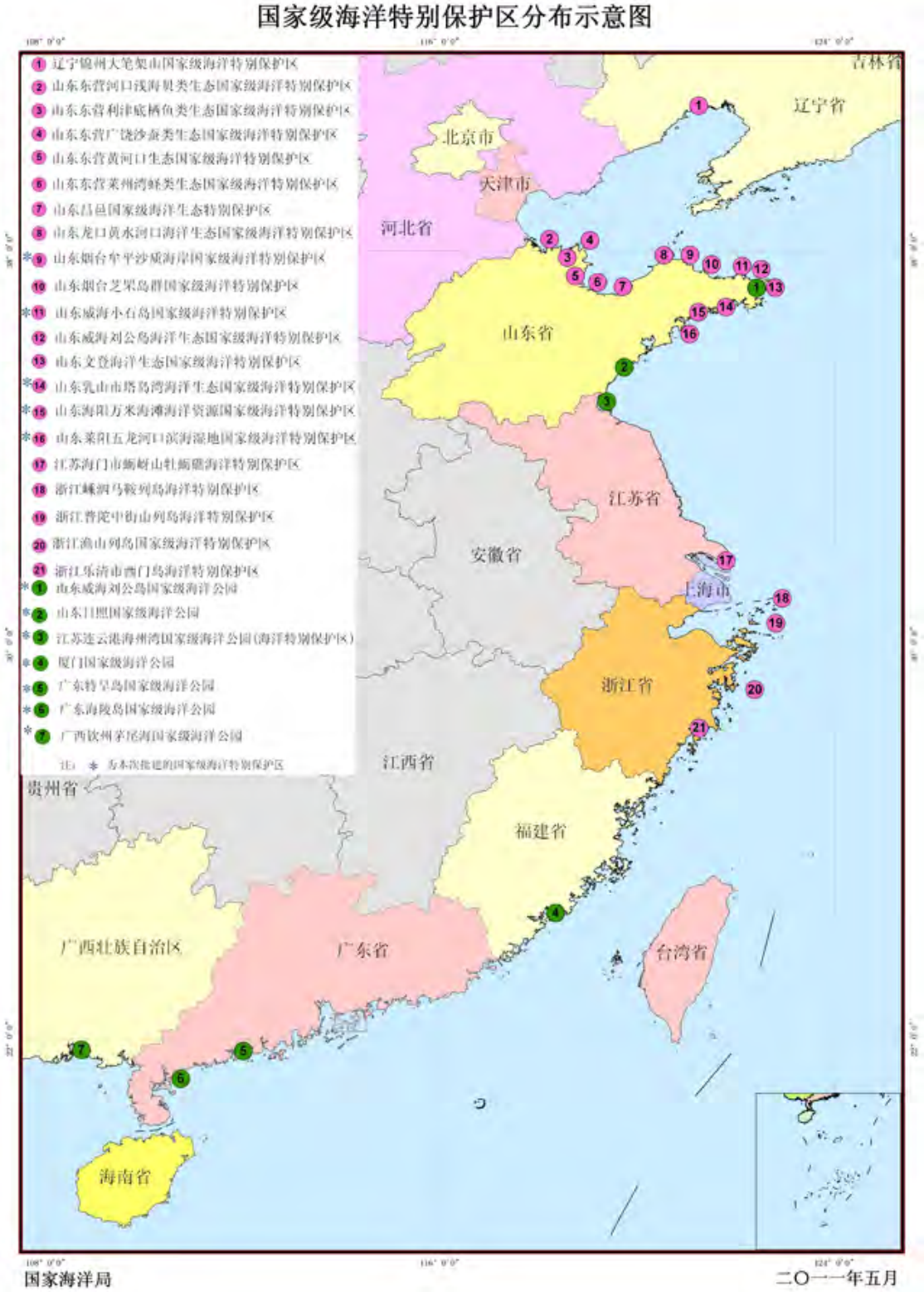

図 12：中国の海洋保護区（国家レベル）

【出典：http://www.gov.cn/gzdt/2011-05/19/content_1866854.htm】

(9) 日本

【海洋総面積】　約 404 万 km^2

【MPA 面積】　約 33 万 km^2

【MPA の割合】　約 8%

【根拠法令】　自然公園法、瀬戸内海環境保全特別措置法、自然環境保全法、種の保存法、文化財保護法、水産資源保護法、漁業法等

日本の海洋保護区は、UNEP-WCMC のデータベース上は、約 33 万 km^2 とされているが、政府公式発表では約 36.9 万 km^2 であり海域の 8.3%を占めるとされている[93]。日本の管轄水域内の海洋保護区は、半分以上が領海内に設置されており、沖合域（排他的経済水域）における海洋保護区の設置は限られている状況にある[94]。

日本には「海洋保護区の設置・認定」を直接定める国内法はないが、2011 年 5 月の「我が国における海洋保護区の設定のあり方について[95]」にあるように、「海洋生物多様性保全戦略」の定義[96]に合致する各種規制区域が海洋保護区とされている。この定義に該当する海洋保護区としては、①自然景観の保護等を目的とした海洋保護区、②自然環境又は生物の生息・生育場の保護等を目的とした海洋保護区、③水産生物の保護培養等を目的とした海洋保護区が挙げられており、90%以上が漁業管理区域という特徴がある[97]。

なお日本では、2018 年 5 月の環境大臣による「海洋環境をはじめとする自然環境の保全につき講ずべき措置について（諮問）」を受け、中央環境審議会自然環境部会による、沖合域における海洋保護区の設定のあり方に関する検討が行われた[98]。これまで 2 回の検討会が行われており、11 月には答申案の審議が、11 月から 12 月にかけてパブリックコメントが行われ、2019 年 1 月には、「生物多様性保全のための沖合域における海洋保護区の設定について」の答申が出された[99]。答申では、沖合域[100]の海底における海洋保護区の管理方針として、ゾーニングによる保全措置、海底の保全に必要な措置、そうした保全措置の実効性確保、罰則などが必要であると指摘するとともに、沖合域の生物多様性の保全にあたっては、それに関する科学的情報の充実を図ることが極めて重要であるとし、関係省庁、研究機関、事業者等の連携を求めている。

---

93 「関連資料 1　我が国の海洋保護区の設定状況」（第 2 回 沖合域における海洋保護区の設定に向けた検討会資料、2018 年 8 月 17 日）：http://www.env.go.jp/nature/2_Shiryou2-2.pdf

94 同上。

95 http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/dai8/siryou3.pdf

96 「海洋生態系の健全な構造と機能を支える生物多様性の保全および生態系サービスの持続可能な利用を目的として、利用形態を考慮し、法律又はその他の効果的な手法により管理される明確に特定された区域」。海洋生物多様性保全戦略（2011 年 3 月環境省策定）、4 ページ参照。

97 「参考資料 2 重要海域の抽出を踏まえた海洋保護区の設定に向けた課題と今後の取組」（第 1 回 沖合域における海洋保護区の設定に向けた検討会、2018 年 6 月 20 日）：http://www.env.go.jp/nature/Sankou-Shiryou2.pdf

98 https://www.env.go.jp/nature/naturebiodic/kaiyo-hogoku.html

99 https://www.env.go.jp/press/files/jp/110591.pdf

100 ここでいう「沖合域」とは、領海及び排他的経済水域のうち、沿岸域を除いた場所のことを指す。「沖合域における海洋保護区の設定のあり方（とりまとめ）」https://www.env.go.jp/nature/summary.pdf

①自然景観の保護等を目的とした海洋保護区（約 1.9 万 km^2）

区域	根拠法令	目的
自然公園	自然公園法	優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図る
自然海浜保全地区	瀬戸内海環境保全特別措置法	自然の状態が維持され、将来にわたり海水浴や潮干狩り等に利用される海浜地等 を保全する

②自然環境又は生物の生息・生育場の保護等を目的とした海洋保護区（0.2 万 km^2）

区域	根拠法令	目的
自然環境保全地域	自然環境保全法	保全が特に必要な優れた自然環境を保全する
鳥獣保護区	鳥獣保護管理法	鳥獣の保護
生息地等保護区	種の保存法	国内希少野生動植物種を保存する
天然記念物	文化財保護法	学術的価値の高い動物、植物、地質鉱物を保護する

③水産生物の保護培養等を目的とした海洋保護区（36.4 万 km^2）

区域	根拠法令	目的
保護水面	水産資源保護法	水産動植物の保護培養
沿岸水産資源開発区域、指定海域	海洋水産資源開発促進法	水産動植物の増殖及び養殖を計画的に推進するための措置等により海洋水産資源の開発及び利用の合理化を促進
都道府県、漁業者団体等による各種指定区域	採捕規制区域（漁業法及び水産資源保護法）、資源管理規程の対象水面及び組合等の自主的取組（水産業協同組合法）等	水産動植物の保護培養、持続可能な利用の確保等
共同漁業権区域	漁業法	漁業生産力の発展（水産動植物の保護培養、持続的な利用の確保等）等

３．海洋保護区をめぐる地域レベルの動向

(1) 北東大西洋

1992 年に採択された「北東大西洋の海洋環境保全に関する条約（OSPAR 条約）」は、現在、15 か国が加盟しており、内ルクセンブルグ、フィンランド、スイスを除く 12 か国が北東大西洋に面している[101]。

OSPAR 条約の対象海域における海洋保護区は、2016 年時点で、公海域を含め計 448 か所の約 80.6 万 km^2 となっており、北東大西洋に面している 12 か国全てが何らかの海洋保護区を設置している[102]（図 13）。このうち、国家管轄権外区域に関しては、前述１．（３）のとおり、2010 年の閣僚会議の決定により 6 か所の海洋保護区が設定され、その後 2012 年にさらに 7 か所が設定された[103]。現在、指定された海域を統合し、計 10 か所の約 48.2 万 km^2 が国家管轄権外区域の海洋保護区として指定されている（図 15）。

OSPAR 条約の下における海洋保護区とは、2003 年の閣僚会合で採択された OSPAR 委員会の勧告「海洋保護区ネットワークに関する勧告 2003/3」が定める「種、生息域、生態系または海洋環境の生態系プロセスの保護および保全を目的とする、国際法と合致した、保護、保全、回復または予防措置に関する海域内のある区域」のことをいい[104]、OSPAR 委員会の採択する選定ガイドライン[105]および管理ガイドライン[106]基づき、各締約国が自国の管轄水域内に設置・管理する海洋保護区のことをいう。その措置は、1998 年に採択された OSPAR 条約の「海域の生態系および生物多様性の保護および保全に関する付属書 V」第 3 条 1 項(b)(ii)に基づくものであるが、OSPAR 条約・付属書そのものに「海洋保護区」の定義や規制措置に関する規定はなく、具体的な規制措置は各国の裁量に委ねられている。

なお、OSPAR 条約付属書 V 第 4 条は、海洋保護区を含む当該措置においては漁業管理に関する規制を採用してはならないと定めており、したがって、OSPAR 海洋保護区は漁業管理を目的とするものではない。このため、漁業管理上の規制については、一部の海洋保護区において、北東大西洋漁業委員会（NEAFC）と OSPAR 委員会との間の協力・調整に関する共同協定[107]に基づき、NEAFC による漁業規制措置（底引き網漁業等）を通じて保全目的の達成を図っている[108]。

---

[101] ベルギー、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、アイスランド、アイルランド、ルクセンブルグ、オランダ、ノルウェー、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、イギリス。
[102] OSPAR Commission, *2016 Status Report on the OSPAR Network of Marine Protected Areas*, 2017, pp. 6-7.
[103] https://www.ospar.org/work-areas/bdc/marine-protected-areas/mpas-in-areas-beyond-national-jurisdiction
[104] OSPAR Recommendation 2003/3 on a Network of Marine Protected Areas (Amended by OSPAR Recommendation 2010/2), para.1 Definitions.
[105] Guidelines for the Identification and Selection of Marine Protected Areas in the OSPAR Maritime Area (OSPAR Agreement: 2003-17).
[106] Guidelines for the Management of Marine Protected Areas in the OSPAR Maritime Area (OSPAR Agreement: 2003-18).
[107] Collective arrangement between competent international organisations on cooperation and coordination regarding selected areas in areas beyond national jurisdiction in the North‐East Atlantic (OSPAR Agreement 2014‐09 (Update 2018)).
[108] *2016 Status Report on the OSPAR Network of Marine Protected Areas*, 2017, pp. 42-43 参照.

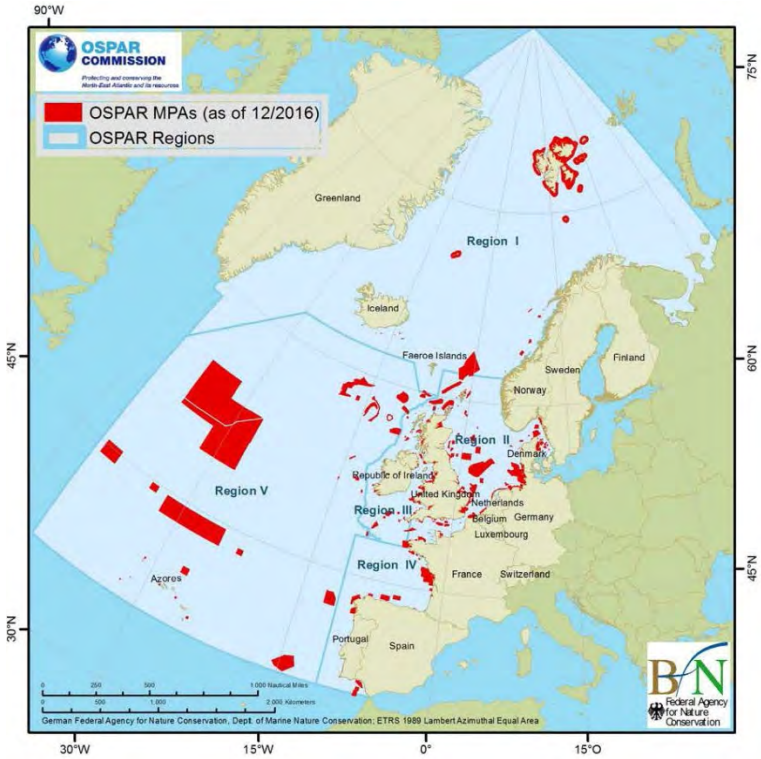

図 13：OSPAR 海洋保護区

【出典：*2016 Status Report on the OSPAR Network of Marine Protected Areas*, p.11】

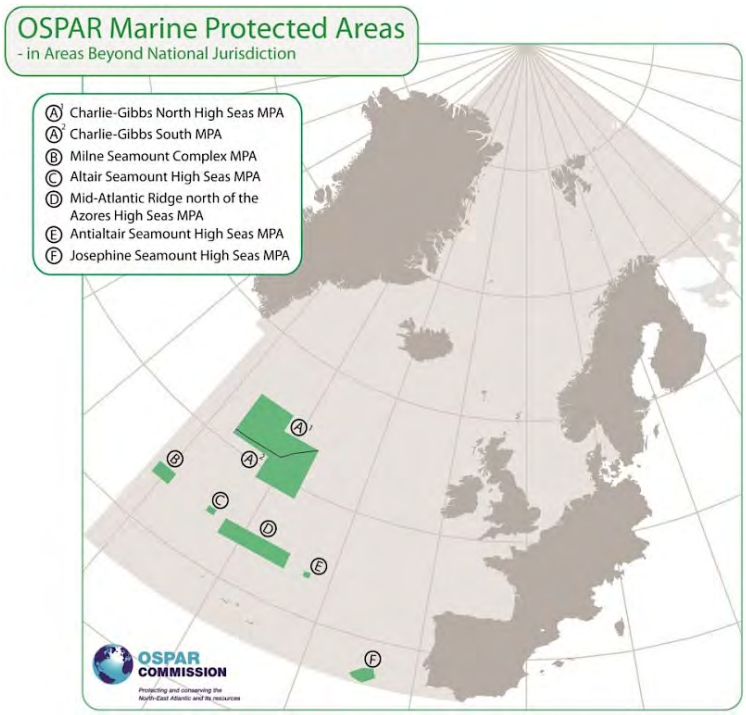

図 14：国家管轄権外区域の OSPAR 海洋保護区

【出典：https://www.ospar.org/work-areas/bdc/marine-protected-areas/mpas-in-areas-beyond-national-jurisdiction】

(2) 南極海

1980 年に採択された地域漁業管理条約である「南極海洋生物資源保存条約」は、現在、日本を含む 24 か国および EU が加盟をしている。

南極海洋生物資源保存条約は、南緯 60 度以南およびそこから南極収束線の間の地域の海洋生物資源を対象としている。その南極海洋生物資源保存条約における海洋保護区は、条約第 7 条により設置された「南極海洋生物資源保存委員会（CCAMLR）」が採択する保全措置の一環として設置されている。現在までに CCAMLR によって設置された海洋保護区は、前述１.（３）のとおり、2009 年にサウス・オークニー諸島南陸棚域に設置された海洋保護区（9.4 万 km^2）（図 15）と 2017 年にされたロス海の海洋保護区（155 万 km^2）（図 16）の 2 か所であり、いずれも国家管轄権外区域の海洋保護区である。

これら海洋保護区は、いずれも商業漁業を禁止する区域を含むものの、保護区の全体が完全な漁業禁止区域（No-take ゾーン）というわけではなく、科学的調査や保全措置に適う特定の調査漁業については許可されている[109]。また、漁業禁止区域を設置する代替措置として、海洋保護区の外側の新たな漁場が開放されるなど、生態系の保全と管理の調整を図っている[110]。さらに興味深い点は、特に、ロス海海洋保護区については、「35 年間」という期限付きの海洋保護区となっている点が挙げられる[111]。また、10 年ごとの海洋保護区における保全措置の有効性のレビューについても定めており、設置が目的となりがちな海洋保護区の実行において、高い有効性の確保を意識した制度となっている[112]。

---

[109] 例えば、CAMLR, Conservation Measure 91-05 (2016), paras.8-9.
[110] 森下丈二「南極ロス海、世界最大の海洋保護区に―その本当の意味」『Ocean Newsletter』（第 403 号、2017 年 5 月 20 日）：https://www.spf.org/_opri/newsletter/2017/403_1.html
[111] Ibid., para.20.
[112] Ibid., para. 18.

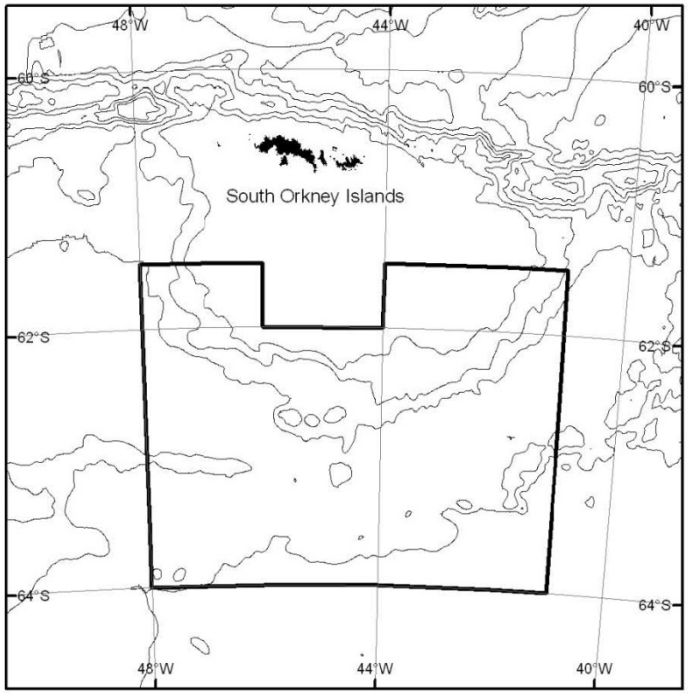

図 15：サウス・オークニー諸島南陸棚域海洋保護区

【出典：CCAMLR, Conservation Measure 91-03 (2009)】

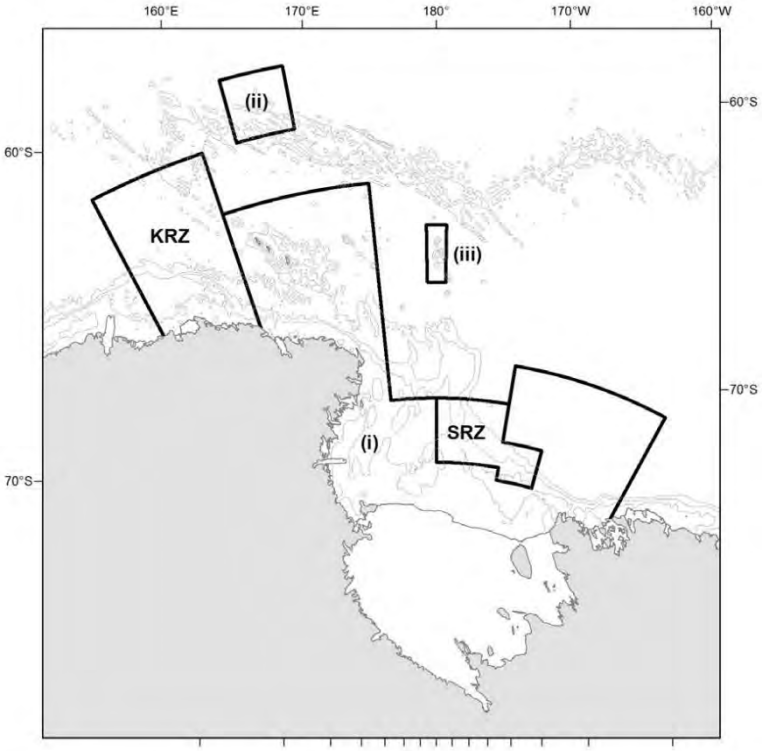

図 16：ロス海海洋保護区

【出典：CCAMLR, Conservation Measure 91-05 (2016)】

（補足）

(i)～(iii)：一般保護区域

KRZ (Krill Research Zone)：オキアミ調査海域

SRZ (Special Research Zone)：特別調査海域

(3) 地中海（フランス・イタリア・モナコ）

地中海に設置されたリグリア海哺乳類保護区（ペラゴス・サンクチュアリ）は、フランス・イタリア・モナコの 3 国によって 1999 年の「地中海における海洋哺乳類のための保護区の設置に関する三か国協定」に基づいて設置された海洋保護区であり、その大きさは約 9 万 km^2、半分の海域が公海域となっている[113]（図 17）。

当該海洋保護区は海洋哺乳類の保護を目的としており、海洋哺乳類の捕獲・捕殺の禁止（科学的調査は非致死的手法のみ）、流し網漁の規制、情報交換などについて定めている（三か国協定第 7 条参照）。この海洋保護区は、協定が発効する前の 2001 年に、地中海汚染防止条約（バルセロナ条約）体制の下の「地中海で重要性を有する特別保護区（SPAMI）」[114]に位置づけられており、海洋保護区の目的に反する活動の禁止が締約国に課されている[115]。

図 17：リグリア海哺乳類保護区（ペラゴス・サンクチュアリ）

【出典：Tethys Research Institute[116]】

---

113 https://www.sanctuaire-pelagos.org/en/about-us/area-of-application-and-coastal-municipalities

114 “Specially Protected Areas of Mediterranean Importance”

115 2001 年の「地中海における特別保護区と生物多様性に関する議定書」（”Protocol concerning Specially Protected Areas and Biological Diversity in the Mediterranean”）第 8 条 3 項参照。

116 Ibid.

４．海洋保護区をめぐる国際レベルの動向

(1) 国家管轄権外区域の海洋生物多様性（BBNJ）交渉

2015 年 6 月に採択された国連総会決議 69/292 において「国家管轄権外区域の海洋生物多様性（BBNJ）の保全と持続可能な利用に関する法的拘束力ある国際文書」（BBNJ 新協定）の策定が決定された[117]。海洋保護区は、この BBNJ 新協定をめぐる交渉における主要論点の一つとなっており、その他の論点とパッケージ[118]で交渉が行われている。2019 年 2 月現在は、国連総会決議 72/249 により設置された「政府間会議[119]」の下で、BBNJ 新協定の条文案の策定のための交渉が行われている最中である[120]。しかしながら、2019 年 2 月の時点において、政府間会議は未だ条文案のたたき台（zero draft）さえ作成できておらず、BBNJ 新協定において海洋保護区がどのような枠組・位置づけになるのかは不明確なままである。したがってここでは、2017 年 7 月に議論を終えた BBNJ 準備委員会[121]が作成した国連に対する勧告を中心に整理をする。

2016 年から 2017 年にかけて 4 回行われた BBNJ 準備委員会では、海洋保護区を含む BBNJ 新協定の主要論点について意見の収斂を図り、BBNJ 新協定の条文案の要素を特定するという作業が行われた。しかしながら、準備委員会では全ての論点についてコンセンサスを得ることができなかったため、最終的に採択された勧告は最小限の要素につき両論併記という内容になっている[122]。その勧告における海洋保護区（区域型管理ツール）に関する要素では、①目的、②既存の関連枠組の下で設置された海洋保護区との関係性、③プロセス（区域指定の基準、意思決定等）、⑤実施措置、⑥監視・見直し、という事項が挙げられている[123]。

海洋保護区をめぐっては、特に②と③の点について意見が対立した。すなわち、海洋保護区の設定や実施について、BBNJ 新協定が主導的な役割を果たすという考え（地域機関による海洋保護区の提案も BBNJ 新協定による承認が必要）＝「グローバル・アプローチ」と、当該海域における海洋保護区の設置はあくまでもそれぞれの地域機関による決定により最終的に決定され、BBNJ 新協定は指針や評価等における助言程度の関与に留めるという考え＝「地域別アプローチ」、それと BBNJ 新協定における基準や指針に従った海洋保護区を、最終的に地域機関によって採択するという手法＝「ハイブリッド・アプローチ」の 3 つの考えである。このうち、グローバル・アプローチは主に G77+中国（特にアフリカグループ）や EU が支持をしており、地域別アプローチはロシアやアイスランド等の地域的漁業機関による管理を好む国が支持をしている。ハイブリッド・アプローチは、日本やアメリカ、カナダの他、一部カリブ諸国が支持をしている。

2019 年 3 月から 4 月に開催される政府間会議の第 2 回会合では、BBNJ 新協定のたたき

---

117 A/RES/69/292 (19 June 2015): https://undocs.org/en/a/res/69/292
118 ①海洋遺伝資源（利益配分を含む）、②区域型管理ツール措置（海洋保護区を含む）、③環境影響評価、④能力構築および海洋技術移転。
119 Intergovernmental Conference. https://www.un.org/bbnj/
120 A/RES/72/249 (n 24 December 2017): https://undocs.org/en/a/res/72/249
121 Preparatory Committee. http://www.un.org/depts/los/biodiversity/prepcom.htm
122 A/AC.287/2017/PC.4/2, para.38 (a) : http://www.un.org/ga/search/view_doc.asp?symbol=A/AC.287/2017/PC.4/2
123 A/AC.287/2017/PC.4/2, pp. 11-12.

台の素案が議長から提示される見通しとなっており、BBNJ 新協定における海洋保護区の制度については、これから本格化する予定である。

５　総括

以上、海洋保護区をめぐる世界の動向としては、各国とも海洋保護区の設定については積極的であり、アフリカや西アジアの一部地域を除き、海域面積当たりの海洋保護区は既に愛知目標や SDGs で設定された 10%の目標を達成している。世界の海洋面積に対する割合としてもほぼ 8%となっており順調に推移しているように見える。しかしながら、個別の状況を見てみると、世界の海洋保護区の約 50%が、僅か 10 か所のいわゆる 100 万 km^2 を超えるような大規模海洋保護区によって構成されており、それも CCAMLR の地域機関を除くと僅か 5 か国によって占められている[124]。実際、UNEP-WCMC のデータベースによれば、世界の海洋保護区の 80%以上がわずか 7 か国によって占められており、そのほとんどが、本国から遠方の海外領土の海域になっている（１．（２）参照）。これらの海洋保護区の管理状況については、UNEP-WCMC のデータベースにはほとんど報告がされておらず、実質的に「ペーパー海洋保護区」となっているものも多々あると考えられる[125]。このような状況を総合的に評価すると、海洋保護区は数値的には愛知目標・SDGs を達成しつつあるが、海洋生態系の保存と管理という目的を実現する有効な手段として評価できるかについては未だ未知数であるといえよう。この点、現在進められている海洋保護区を含む国際的な枠組である BBNJ 新協定の交渉においても十分に考慮される必要がある。

---

[124] マラエモアナ（クック諸島）、フランス領南方・南極地域海洋保護区（フランス）、パパハナウモクアケア海洋ナショナル・モニュメント（アメリカ）、ニューカレドニア珊瑚海洋公園（フランス）、太平洋僻地島嶼海洋ナショナル・モニュメント（アメリカ）、サウスジョージア・サウスサンドウィッチ諸島禁漁区（イギリス）、珊瑚海海洋公園（オーストラリア）、アラスカトド（Steller's sea lion）保護区（アメリカ）、ピトケアン諸島海洋保護区（イギリス）の 10 か所。https://www.protectedplanet.net/marine 参照

[125] 実際、この点は国連による 2016 年の SDGs 進捗報告でも指摘されている。UN, *The Sustainable Development Goals Report 2016*, Department of Economic and Social Affairs (DESA), 2016, p.39.

第２部

国際社会における海洋問題への対応

第１章　国家管轄権外区域の海洋生物多様性（BBNJ）に係る政府間会議の組織的事項を取り決める会合

1. 国家管轄権外区域の海洋生物多様性（BBNJ）に係る政府間会議の組織的事項を取り決める会合への参加

（1）　開催概要

期　間：2018 年 4 月 16 日～18 日

場　所：国連本部（事務局：UN Division for Ocean Affairs and the Law of the Sea）

出張者：前川美湖（笹川平和財団海洋政策研究所海洋政策研究部 主任研究員）

　　藤井　巌（笹川平和財団海洋政策研究所海洋政策研究部 研究員）

（2）　議題

1) 開会
2) 議長の選出
3) 議題の採択
4) 会議の組織建て
5) 信任状委員会委員指名
6) 一般演説
7) 組織的事項の取決
   a) 第 1 回政府間会議暫定協議事項
   b) 第 1 回政府間会議の組織建て
   c) 政府間会議の暫定ルール
   d) 新条約のゼロ・ドラフト[1]作成に向けたプロセス
8) その他
9) 閉会

（3）議論概要

本会合は 9 月に開催される国家管轄権外区域の海洋生物多様性（以下、BBNJ）に係る政府間会議に向けての組織的事項を議論するため、各国の代表が一堂に会し開催された。本会合で決定された事項は以下のとおりである。

（a）2018 年 4 月以降の BBNJ に関連する政府間会議の議長として、シンガポールのレナ・リー氏が選出された。

（b）同政府間会議の信任状委員会メンバー国は、2017 年 9 月の第 72 回国連総会にて選出された 9 か国（カーボベルデ、中華人民共和国、ドミニカ、インドネシア、アイルランド、

[1] BBNJ の保全と持続可能な利用に係る法的文書の素案

ロシア連邦、ウガンダ、アメリカ合衆国、ウルグアイ）に決定された。

（c）議長の支援組織が設立されることが採択されたとともに、組織は議長および 15 人の副議長からなること、副議長は国連加盟国 5 地域（アフリカ、アジア・太平洋、東ヨーロッパ、ラテンアメリカ・カリブ、西ヨーロッパ・その他）からそれぞれ 3 名選出することが決定された。さらに、支援組織の任務は会議の進行関連に限られること、副議長の任務は個人の裁量によるものではなく、選出国の裁量によるものであること、副議長は BBNJ の政府間での交渉中、必要な場合を除き会議を跨いで同じメンバーが務めることが決定された。

（d）BBNJ における政府間での交渉開始に向けて、必要に応じて補助機関や作業部会が設立されることが同意された。また、複数の会議が同時並行で開催されることを避けるべきであること（小規模の外交団で編成される政府代表団に配慮するため）が確認された。

（e）9 月に開催される第 1 回政府間会議では組織的事項に関する議論は最低限にとどめ、BBNJ に関する具体的な議論を進めることが同意された。また、2019 年の第 2 回会議の日程に関して話し合われることが決定された。さらに、政府間交渉の 4 つの議題（海洋遺伝資源（利益配分の問題を含む）、区域型管理ツール（海洋保護区を含む）、環境影響評価、能力構築・海洋技術移転）に関して、柔軟性をもって各議題の時間配分を行うことが決定された。

（f）9 月の政府間交渉に向けての準備の一環として、議長は 2016 年から 2017 年にかけて開催された準備委員会での決定事項をもとに、さらに議論されるべき議題に関して取りまとめた報告書を作成することが決定された。

図 1：4 月の政府間会議の組織的事項を取り決める会合

2.　能力構築・海洋技術移転に関するサイドイベントの開催

海洋政策研究所は国連トンガ王国政府代表部、国連食糧農業機関、ユネスコ政府間海洋学委員会およびグローバル・オーシャン・フォーラムとの共催で「BBNJ の能力開発における重要な側面および取組、様態、戦略における選択肢（Capacity Building as a Key Aspect of a New International Agreement on Marine Biodiversity Beyond National Jurisdiction and Options on Approaches, Modalities and Strategies）」と題するサイドイベントを開催した（4 月 17 日に開

催)。サイドイベントでは国連トンガ王国政府代表部のスカ・マンギシ氏およびグローバル・オーシャン・フォーラム代表のビリアナ・シシンセイン氏による共同進行のもと、同研究所の前川美湖主任研究員をはじめ、共催した各機関の代表らが発表を行った。同研究所の発表内容として、日本財団および笹川平和財団が過去 30 年にわたり取り組んできた海洋人材育成に関する概要を説明したとともに、とりわけ力を入れてきた世界海事大学における奨学金プログラムの取組を発表し、その成果および今後の課題等に関して論じた。

図 2：海洋政策研究所が共催したサイドイベントの様子

3.　その他のサイドイベント

4 月 16 日には国連ベルギー政府代表部および国連バルバドス政府代表部主催のサイドイベントが開催された。また、翌々日 18 日には国連モルディブ政府代表部および国連ベリーズ政府代表部主催のサイドイベントが開催された。16 日のサイドイベントでは、これまでの海洋科学技術の発展が BBNJ 政府間会議における 4 つの議題（海洋遺伝資源、区域型管理ツール、環境影響評価、能力構築・技術移転）に対してどのように対応しうるかに焦点が置かれ、発表が行われた。また、18 日のサイドイベントでは、海洋技術移転によって世界各地、とりわけ小島嶼国における遠洋海洋保護区において、どのように効率よく違法漁業のモニタリング調査を行うかに関して焦点が置かれ、発表が行われた。

【関連 URL】

以下の URL から、海洋政策研究所が共催したサイドイベントの資料を閲覧可能

https://globaloceanforumdotcom.files.wordpress.com/2018/04/side-event-bbnj-april-17-ppt-final.pdf

第２章　国家管轄権外区域の海洋生物多様性（BBNJ）の保全と持続可能な利用に係る第 1 回政府間会議

1. 国家管轄権外区域の海洋生物多様性（BBNJ）の保全と持続可能な利用に係る第 1 回政府間会議（IGC1）参加

（1）　開催概要

期　間：2018 年 9 月 4 日～17 日

場　所：国連本部（事務局：UN Division for Ocean Affairs and the Law of the Sea）

出張者：角南　篤（笹川平和財団海洋政策研究所 所長）
前川美湖（笹川平和財団海洋政策研究所海洋政策研究部 主任研究員）
小林正典（笹川平和財団海洋政策研究所海洋政策研究部 主任研究員）
藤井　巌（笹川平和財団海洋政策研究所海洋政策研究部 研究員）
樋口恵佳（東北公益文科大学公益学部政策コース 講師）

（2）　議題

1) 開会
2) 議題の採択
3) 副議長の選出
4) 作業確認
5) 信任状委員会委員指名
6) 一般意見交換
7) 国連総会決議 72/249 内文章第 1 および第 2 段落に示された議題
8) その他
9) 閉会

（3）議論概要

国家管轄権外区域の海洋生物多様性（以下、BBNJ）の保全と持続可能な利用に係る第 1 回政府間会議（以下、IGC1）では、2018 年 4 月 16 日から 18 日に開催された「組織的事項を取り決める会合」における決定事項に従い開催された。また、会議の開催形式は 2016 年から 2017 年に開催された準備委員会と同様、全体会議および非公式作業部会（の 2 部形式が採用された。IGC1 では、会議に先立ち議長による議論の指針（president's aid to discussions）が準備され、これをもとに議論が進められた。IGC1 におけるはじめの全体会議では、各国から BBNJ の保全と持続可能な利用に係る法的文書の素案（ゼロ・ドラフト）をもとにした交渉のいち早い開始（可能であれば翌年 3~4 月の IGC2 までに）を求める声が多く上がった。それに続く非公式作業部会では 4 つのテーマに関して、以下のような議論が行われた。

① 海洋遺伝資源（利益配分の問題を含む）

【適用範囲】

BBNJ の保全と持続可能な利用に関する新条約（以下、新条約）の地理的な適用範囲に関して、深海底および公海の両方が対象となるべきとする途上国と、深海底のみが対象となるべきとする先進国とで、意見の対立が浮き彫りとなった。また、新条約の遺伝資源に対する適用範囲に関して、生息場所の遺伝資源（in situ）のみを新条約に含めるべきとする先進国と、全て（in situ 遺伝資源、実験室の遺伝資源（ex situ）、コンピューター上の遺伝資源（in silico）、電子配列データおよび派生物）を含めるべきとする途上国とで、意見の対立が鮮明となった。

【アクセスおよび利益配分】

海洋遺伝資源へのアクセスに関して、海洋科学調査は規制の対象となるべきでないとの方向で、概ね意見が収束した。しかし、商業目的のアクセスに関しては、主に途上国から許可制または通知制をもとにした規制が敷かれるべきであるとの主張がなされた。また、利益配分に関しては、途上国の多くから「人類共同の財産」の概念を遺伝資源の利用・開発・アクセスに適用し、遺伝資源の全面的な規制をするべきだとの声が上がった。一方で先進国は「公海自由の原則」の概念のもと、遺伝資源に対する規制および新条約に人類共同の財産の概念を盛り込むことに反対した。この対立の中、人類共同の財産を遺伝資源の利用・開発に、公海自由の原則を遺伝資源のアクセスに適用するという折衷案も提案された。

② 区域型管理ツール（海洋保護区を含む）

【目的】

海洋保護区を含め、区域型管理ツールは BBNJ の保全と持続可能な利用を目的に利用されるべきであるとの見解で、各国が一致した。さらに、海洋保護区においてはそのネットワークを構築し、長期的かつ持続可能な保全を目指すべきであるとの見解で一致した。

【既存の条約・取決・国際機関との関係】

新条約は既存の条約・取決・国際機関との協力を図るべきであるとの見解で、各国が一致した。また、新条約はそれら既存の枠組を最大限に活用するべきであるとの提案がなされた。さらに、区域型管理ツールの設立にあたっては、隣接する沿岸国の利権を尊重するため、沿岸国との協議が必要であるとの意見が各国から示された。

【プロセス】

区域型管理ツールの設立、適用過程では、包括性、透明性、他の枠組との整合性が維持されるべきであるとの見解で、各国が一致した。しかし、設立過程においては、「国際的アプローチ」、「地域的アプローチ」、「ハイブリッド型アプローチ」がそれぞれ提案された。国際的アプローチに関しては、新条約の下一元的に区域型管理ツールを管理すべきであるとし、主に途上国から多くの支持を得た。一方、地域的アプローチに関しては、既存の枠組を活用するべきであるとし、主に先進国の一部から支持を得た。

③ 環境影響評価

【義務】

環境影響評価を義務付けるうえで、国連海洋法条約第 12 部第 204~206 条[1]がその根拠となるべきであるとして、各国の意見が収束した。また、環境影響評価は海洋環境に対して著しい汚染や悪影響を及ぼす変化がもたらされる際に適応されるべきだとの意見で一致した。

【既存の環境影響評価との関係】

新条約のもとで行われる環境影響評価は、既存の環境影響評価と重複すべきでないとの意見で、各国がほぼ一致した。また、1) 環境影響評価の実施に関して新条約は必要最低限の閾値を設定するに留まる、2) 既存の枠組で実施された活動に関しては環境影響評価の実施を求めない、3) 既存の環境影響評価が存在する場合、新条約における環境影響評価は適用されない、4) 既存の枠組で実施された環境影響評価は、新条約のもとで実施される環境影響評価の実施条件を満たすとする、という 4 案がそれぞれ提案された。

【環境影響評価を必要とする活動】

環境影響評価を必要とする活動内容の一覧作成に関して、完全に網羅的でないものの、その内容を直接明記しつつ、かつ更新可能なものが各国から求められた。また、累積的影響の考慮、生態学的・生物学的に顕著で脆弱な海域の保全に対する必要性が各国により認識されるとともに、それを達成するための案が議論された。

④ 能力構築・海洋技術移転

【目的】

BBNJ の保全と持続可能な利用を達成するために、能力構築・海洋技術移転が必要不可欠であることが、各国により認識された。しかし、能力構築の目的設定に関して、上記 3 つのテーマごとに設定するか、あるいは、新条約全体を包括するものを設定するかに関して、異なる見解が示された。また、多くの途上国から、能力構築・海洋技術移転の実施に対して義務化するべきであるとの意見が上る一方、多くの先進国からは任意の実施が支持された。

【様態（在り方）】

能力構築・海洋技術移転の様態に関して、その活動内容の一覧を作成する際、完全に網羅的でないものの、その内容を直接明記しつつ、更新可能なものが支持された。また、一覧に盛り込むべき内容には、UNESCO 海洋学委員会、生物多様性条約、国連気候変動枠組条約等がその基礎として参考になることが議論された。新条約では途上国の能力構築・海洋技術移転に対する需要が需要評価において把握されるべきだとの声が、多くの途上国により上

---

[1] 第 12 部 海洋環境の保護及び保全
第 204 条 汚染の危険又は影響の監視（Monitoring of the risks of effects of pollution）
第 205 条 報告の公表（Publication of reports）
第 206 条 活動による滞在的な影響評価（Assessment of potential effects of activities）

がった。しかし、様態は国連海洋法条約第 14 部[2]、UNESCO 海洋学委員会の基準および指針が参考されるべきであるとの認識が、各国でなされた。さらに、クリアリングハウスメカニズムを通じた情報共有システムの必要性が各国により支持された。

【資金】

能力構築・海洋技術移転にあたり、資金および資金提供メカニズムの必要性が各国により認識された。また、途上国の多くから資金提供の義務化を新条約に盛り込むことが主張された一方、先進国の多くから資金提供の義務化に対して難色が示された。

今回の政府間会議では、海洋遺伝資源を中心に議論が収斂しない議題が多く、ゼロ・ドラフト完成は困難とされた。しかし、非公式作業部会後の全体会議では議長により、IGC2 までに、次回の会議における交渉のベースとなるゼロ・ドラフト“未満”の文章が用意されることが発表された。また、IGC2 は 2019 年 3 月 25 日から 4 月 5 日、IGC3 は 2019 年 8 月 19 日から 30 日にかけて開催されることが議長により提案され、各国による承認を得た。

2. 能力構築・海洋技術移転に関するサイドイベントおよびフォローアップ会議の開催

IGC1 の 3 日目（9 月 6 日）には、海洋政策研究所が国連食糧農業機関、ユネスコ政府間海洋学委員会およびグローバル・オーシャン・フォーラムとともに BBNJ の能力構築・海洋技術移転に関するサイドイベントを開催した。サイドイベントは Serge Segura（フランス外務省）、Juliette Babb-Riley（国連バルバドス政府代表部）両氏の進行により進められ、当研究所からは角南篤所長が登壇した他、Mehdi Remaoun 氏（国連アルジェリア政府代表部）、Alice Revell 氏（ニュージーランド外務貿易省）、Arni Mathiesen（国連食糧農業機関）、Gabriele Goettsche-Wanli（国連海洋法局）の各代表ら、多くの登壇者が議論に参加した。

サイドイベントでは各国政府・国際機関代表を交え、能力構築・海洋技術移転に関するあり方が活発に議論された。はじめに、グローバル・オーシャン・フォーラムのビリアナ・シシンセイン代表により、当研究所が共著者として執筆した能力構築・海洋技術移転に関するポリシーブリーフをもとに、資金提供メカニズムの脆弱な現状を議論した。また、角南所長は日本のパラオにおける地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム（SATREPS：JICA および琉球大学が主導）を例に、組織を対象とした長期的な能力構築の実施に対する重要性を議論した。続いて、各国政府・国際機関代表が途上国、とりわけ小島嶼開発途上国が技術援助にアクセスしやすい仕組みづくりの必要性、柔軟なクリアリングハウスメカニズムを国・地域・世界の各レベルで構築することの必要性、途上国に対する義務的・任意的資金提供メカニズムを確立することの必要性が強調された。

IGC1 の 5 日目（9 月 10 日）には、サイドイベントのフォローアップ会議を開催し、BBNJ の能力構築・海洋技術移転に関する非公式の議論を行った。会議では、サイドイベントにお

[2] 第 14 部 海洋技術の発展及び移転

いて取り上げられたポリシーブリーフに関して、さらに踏み込んだ議論が展開された。議論では、先進国と途上国の能力構築に対する認識の隔たりが強調されたうえで、それらをBBNJの議題ごと（海洋遺伝資源、区域型管理ツール、環境影響評価）に実施すべきか、個人レベルで実施されてきた能力構築をどのように組織レベル・社会レベルに拡大するか、クリアリングハウスメカニズムはどのようにあるべきか等の討論が行われた。

図 1：サイドイベントで登壇する角南篤海洋政策研究所長

図 2：議長を務めた Juliette Babb-Riley 氏（中）および Serge Segura 氏（右）

3.　その他のサイドイベント

IGC1 会期中は上記のものも含め、計 24 のサイドイベントが開催された。サイドイベントの主催者は政府代表や国際機関のみならず、大学・研究機関や NGO と多岐にわたり、BBNJ に関連する様々な発表、情報交換が行われた。IGC1 の第 1 週目には、日本財団の助成を受けているネレウスプログラムにより、BBNJ の新しい枠組が既存の漁業資源管理の仕組みを阻害することなく、どのように効果的に利用し得るか等が議論された。また、第 2 週目にはモルディブ政府により、科学に基づいた公海域の生物多様性保全を行うための、海洋技術移転の在り方について議論が行われた。

第３章　第５回「私たちの海洋」（Our Ocean）会議

１．第５回「私たちの海洋」（Our Ocean）の概要

開催期間：2018 年 10 月 29（月）～30 日（火）
場所：インドネシア政府主催（インドネシア海洋水産省）
出張者：海洋政策研究所 角南篤所長、前川美湖主任研究員、小林正典主任研究員

「私たちの海洋」会議は、オバマ政権下の米国ジョン・ケリー国務長官（当時）が主導し、2014 年 6 月にワシントン DC において、海洋汚染、海洋酸性化、持続可能な漁業の 3 つを主要テーマとして第 1 回会議が開催された。その後、第 2 回は、2015 年 10 月にチリ、第 3 回は 2016 年 9 月にワシントン DC、第 4 回目は欧州連合主催で 2017 年 10 月 5 日から 6 日までマルタ共和国にて開催された。以後は、ノルウェー（2019 年）、パラオ（2020 年）、パナマ（2021 年）が開催国として名乗りをあげている。

２．会議の概要と成果

この会議の特徴は、海洋に携わる国際的なリーダーが招待され、参加者は定量的な目標を掲げたコミットメントを携えて会議に出席する形式にある。今年のテーマは、①海洋汚染、②海洋保全、③海洋の安全保障、④ブルーエコノミー、⑤持続可能な漁業、⑥気候変動であった。これらのテーマを掲げたパネル・セッションでは有識者によるパネル討論が行われ、会場の参加者からの具体的なコミットメントが特設ステージから発表された。本会議ではパネル討論方式、それ以外に、自主的コミットメントの発表、若者フォーラム、サイドイベント、展示が実施された。

本会議の成果としては、305 の具体的かつ測定可能な活動、上記六つの領域に関わる 107 億米ドル相当のコミットメント、1,400 万 km^2 の海洋保護区 の新たな設置が発表されたことが挙げられる。政府によるコミットメントが半部以上を占め、次いで NGO、企業、国連機関、学界、科学界および慈善団体によるものが増加傾向にあった。また、これらのコミットメントを総合すると、ほぼ全ての海域をカバーしていることになる。本会議にはモナコ公国アルベルト皇太子や各国首脳をはじめ、各国政府や国際機関、研究機関、NGO の代表ら約 3000 人が参加した。

図 1：「私たちの海洋」に参加した首脳ら（インドネシア政府「私たちの会議」ウェブサイトより[1]）

[1] https://ourocean2018.org/ （2019 年 3 月 3 日アクセス）

図 2：私たちの海洋会議場外観（左）　　会議場内の様子（右）

図 3：ジョコ・ウィドド インドネシア大統領（左上）

スシ・プジアストゥティ インドネシア海洋水産大臣（右上）

チャールズ英皇太子（左下）

ジョン・ケリー元米国務長官（右下）

基調講演では、インドネシアのジョコ・ウィドド大統領、スシ・プジアストゥティ海洋水産大臣らから、インドネシアの漁業および外交政策としての海洋安全保障の重要性について講演があった。また、翌日の貴重講演では、ピーター・トムソン国連海洋特使、A.S.モンドレイン モザンビーク海洋・内水・漁業大臣、高橋康夫環境省地球環境審議官らが登壇した。

図 4：高橋康夫環境省地球環境審議官（左）、角南篤海洋政策研究所長（右）

第一日目の「海洋保護区（MPA）」のパネルでは、まず登壇者からの自らの問題意識および関連するコミットメントについて報告があった。欧州連合（EU）が、海洋生態系を保護し、大西洋と東南アジア地域間の海洋保護区（MPA）の効果的な管理に関する知識の交換を促進するために、9 百万ユーロ（US＄10.2M）のプロジェクトを発表した。インドネシアは、10 の国家 MPA と 24 の州 MPA の管理の有効性を改善するために 230 万米ドルを配分することを約束した。ペルーは 2019 年の実施を目指して、1,156 km^2の Reserva Nacional Mar Tropical Grau を指定するプロセスを進めることを約束した。オマーンは 13 の新しい MPA を指定することを約束し、地球環境ファシリティ（GEF）は今後 4 年間に 80,000 km^2の MPA の創設、拡大するうえ、その有効性向上のために 5,000 万ドルの拠出を開始するとのことであった。また、後方からも多くの参加者が自身のコミットメントを会場で発表した。

「気候変動」のパネルでは、以下のコミットメントが報告された。アイルランドは、2019～2024 年の 5 年間に、100 万ポンドの海洋と気候に関する新規の研究事業をアイルランド高等教育機関で実施。日本の JAMSTEC は、2017～18 年に「総合的海洋観測網の構築」事業に 630 万米ドル（約 6 億 3,000 万円）を拠出することを約束した。アクサ XL は、保険会社によるリスクアセスメントとレジリエンス強化に貢献するとのこと。

第二日目の「持続可能なブルーエコノミー」のパネルでは、角南篤海洋政策研究所長がパネリストとして登壇し、海洋政策研究所が 2018～2020 年に 2,500 万ドル相当の「持続可能なブルーエコノミーの推進に向けた研究」を実施することを表明した。ステークホルダー連携や多業種連携の重要性を強調し、岡山県・日生のアマモの再生に向けた漁協と中学校の協働などを例示した。海洋状況把握（Marine Domain Awareness）改善に向けた海洋と宇宙・衛星情報の連携の有用性、国際的に活動する研究機関、国際機関、NGO との連携について言及した。また海洋の保全と持続可能な利用に向けた政策対話（中国、フランス、米国等）を実施することにも紹介した。

なお、日本政府からの自主的コミットメントは、政府のものを中心に、25 件が提出され、基調講演を行った高橋康夫環境省地球環境審議官から、日本政府による水産物トレイサビリティ工場支援（FAO に約 38 万ドル）、海洋ゴミ監視技術利用に 1 億 6700 万ドル、インドネシアの漁港・水産市場整備に 25 億円、東アジアのサンゴ礁モニタリングネットワークに

27 万 6 千ドルの支援、その他政府、JICA、海上保安庁、JAMSTEC 等のコミットメントが紹介された。

３．サイドイベント「ブルーエコノミー推進に向けた戦略」の実施

海洋政策研究所は、11 月 29 日午後 3～4 時半にパラオおよびインドネシア政府と連携してサイドイベント「ブルーエコノミー推進に向けた戦略」を実施した。パラオのトミー・レメンゲサウ大統領、ウミイチ・センゲバウ自然資源・環境・観光大臣、総合海洋政策推進事務局 佐竹洋一次長、外務省 鈴木秀生地球規模課題審議官・大使、インドネシア海洋水産省局長等が参加した。

日本の第 3 次海洋基本計画、海洋保全に向けた国際協力・政策対話、日本の海洋・沿岸資源の保全と持続可能な利用を通じた地域振興について紹介があった。パラオからは、当該国の海域 80%の禁漁措置を 2020 年に完全実施すること、また、優良事例の地域的展開について発表があった。質疑応答では、特に、海洋汚染・ゴミの費用の内部化・費用負担実現のための施策改善の重要性等について活発な議論が行われた。

図 5：左から Ngedikes Olai Uludong パラオ大使、角南篤 海洋政策研究所長、
トミー・E・レメンゲサウ・Jr. パラオ共和国大統領、鈴木秀生 外務省地球規模課題審議官・大使、
Brahmantya S. Poerwadi インドネシア海洋水産省局長

４．今後の展望

「私たちの海洋」会議では、各国政府がイニシアチブをとり会議を開催、2 日間の短い期間で集中的議論が行われた。政府、NGO、民間など海洋に関わる多様なステークホルダーが一堂に会し、海洋と人類が直面する重要課題についてパネル討論を展開したことにより、政策、学術、現場での取組等について参加者の理解が深まると同時に、世界に向けての格好の発信の機会となった。王族や国家元首、政府や企業のトップクラスの登壇者による発信は効

果的であったと思う。今年の会議でも、昨年同様、海ごみ・マイクロプラスチックの問題についての言及やコミットメントの発表が非常に多かったのが印象的である。当該会議が、国際的な海洋に関わるアジェンダ・セッティングの役割をより一層果たしていくことが期待される。

またプレナリと併行して、活発な2国間会談やネットワーキングが行われ、「私たちの海洋」会議そのものが、新しいコミットメントの種を植えるフォーラムとしても機能しているといえる。今後は、コミットメントのトラッキングとフォローアップが課題となる。コミットメントがどのように実施され、どのような成果を上げているのかについても体系的な検証、そして優良事例の共有が有効と考えられる。当財団としても引き続き、日本のプレゼンスを発揮する一端を担うとともに会議の企画や開催にも積極的な役割を果たすことが有益と思われる。

第４章　生物多様性条約第 14 回締約国会議

現在、笹川平和財団海洋政策研究所では「公海域における生物多様性に係る新条約（以下、BBNJ 新条約）」に関する研究を実施している。本研究所は本年度、途上国が BBNJ 新条約を履行するうえで必要となる能力構築・海洋技術移転に関する情報を収集・分析し、これをもとに関連機関と共同で政策提言書を作成した。生物多様性条約のもと議論される能力構築は BBNJ 新条約のそれに大きく影響し得る。そのため、本条約における能力構築の最新の議論を、前章と併せて報告する。また、BBNJ 新条約が議論されている現在、既存の生物多様性条約および新条約がそれぞれどのような役割を果たし得るのか、それらの内容を整理すべく、空間計画・保護区および海洋・沿岸生物多様性に関する議論も報告する。

（1）　開催概要

期　間：2018 年 11 月 17 日～29 日

場　所：シャルム・エル・シェイク国際会議センター（エジプト）

出張者：渡邉　敦（笹川平和財団 海洋政策研究所 海洋政策研究部 主任研究員）
小林正典（笹川平和財団 海洋政策研究所 海洋政策研究部 主任研究員）
藤井　巌（笹川平和財団 海洋政策研究所 海洋政策研究部 研究員）

（2）　議題

1) 開会
2) 組織的事項
3) 生物多様性条約第 14 回締約国会議代表者の信任に関する報告
4) 懸案事項
5) 今後開催される締約国会議の日程および開催場所
6) 会期間および地域間準備会議に関する報告
7) 締約国会議の運営および信託基金への予算
8) 生物多様性条約および生物多様性戦略 2011-2020 実施状況に関する報告
9) 資源動員および資金メカニズム
10) 能力構築および技術・科学協力
11) 知識管理およびコミュニケーション
12) 国による報告・評価・レビューメカニズム
13) 遺伝資源の取得の機会およびその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分、バイオセーフティおよび第 8 条（j）項・関連条項に関する統合の強化
14) 他の条約、国際機関および構想との連携
15) 生物多様性条約およびその議定書におけるプロセスの効果に関するレビュー
16) 第 2 回生物多様性および生態系サービスにおける政府間プラットフォームのワーク・プ

ログラム

17) 生物多様性 2050 ビジョンに対する長期戦略の方向性－自然と調和する生き方へのアプローチとポスト 2020 世界生物多様性枠組への準備
18) 遺伝資源におけるデジタル配列情報
19) 第 8 条（j）項および関連条項
20) 持続可能な野生生物管理
21) 生物多様性と気候変動
22) セクター内およびセクター間の生物多様性の主流化
23) 受粉媒介生物の保全および持続可能な利用
24) 空間計画、保護地域およびその他の効果的な地域をベースとする保全手段
25) 海洋および沿岸生物多様性
26) 外来生物
27) 合成生物学
28) 第 14 条段落 2 に係る義務および補正
29) その他
30) 報告書の採択
31) 閉会

（3）議論概要

生物多様性条約第 14 回締約国会議（以下、CBD-COP14）では、生物多様性条約に関連する事務的な議題を含め、31 にわたる内容が議論された。また、カルタヘナ議定書第 9 回締約国会合[1]および名古屋議定書第 3 回締約国会合[2]が CBD-COP14 と並行し開催された。本会議で焦点となった議論は、生物多様性の主流化[3]、2020 年を期限とする生物多様性関連目標（愛知目標）達成に向けての今後の動き、また、2020 年以降の取決（2030 年までの中期目標・2050 年までの長期目標）、生物多様性と気候変動、合成生物学、空間計画、保護地域およびその他の効果的な地域をベースとする保全手段[4]等である。各国は愛知目標達成に向けたこれまでの取組、成果を公表するとともに、目標到達が遅れている分野に関しては何をす

[1] 正式名称は生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書。遺伝子組換え生物等による生物多様性への悪影響を防ぐための枠組。
[2] 正式名称は生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会およびその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書。
[3] 生物多様性の保全と持続可能な利用の重要性が、国、地方自治体、事業者、NPO・NGO、国民等のさまざまな主体に広く認識され、それぞれの行動に反映されること。
[4] 保護地域と並び、生物多様性、およびこれに関連した生態系の機能とサービス、ならびに適当な場合には文化的、精神的、社会経済的およびその他の地域関連の価値の域内保全に対し、継続的に正の成果をもたらすような方法で運営・管理される、保護地域以外の地理的に画定された地域と定義された区域。

べきか、また、何が求められているかを議論した。途上国からはとりわけ、2020 年までの時間が僅かであることが強調されたうえで、先進国からの一層の支援を求める声が相次いだ。また、2020 年後の道筋について、生物多様性保全に向けたこれまでの取組を継続していくことが確認された。なお、締約国会議は 2 段階の議論を踏んで交渉が進められた。はじめに、予め取り決められた仮の決定事項[5]に対して、各国が修正や新たな追加事項を求め、次に Review of Conference Room Papers として、各意見がまとめられた。議論が収束しない議題に関しては Contact Group を開催し、その場で意見の調整を図った。同様の手順は各議題で踏まれ、2 週間の会期で 2020 年までの、またその先の方向性が議論された。

図 1：（左）生物多様性条約第 14 回締約国会議会場　　（右）エジプト大統領の開会演説

本報告書では、とりわけ能力構築、および海洋に関連する保護区および海洋・沿岸生物多様性に関する議論の概要を、以下の通り報告する。

能力構築および技術・科学協力

能力構築の議論では、途上国が生物多様性条約を効果的に履行すべく、これらの国々に対する能力構築の必要性が確認された。特に、2020 年以降の取決を鑑み、能力構築に対する需要の優先付けの重要性が強調された。また、セクター間での体系だった能力構築の実施の必要性が認識された。能力構築を実施するにあたり、能力構築の長期目標を達成するための

[5] CBD-COP14 に先立ち、条約の実施状況について科学技術的な見地から検討を行う第 22 回科学技術助言補助機関会合（SBSTTA22）および条約の構造とプロセスを効率化するための検討を行う第 2 回条約実施補助機関会合（SBI2）が、それぞれ 7 月 2 日～7 日と 7 月 9 日～13 日に、モントリオール（カナダ）で開催された。SBSTTA22 では保護地域以外の地域をベースとする生物多様性保全手段の定義が採択されたとともに、生態系を活用した気候変動への適応策や防災・減災対策、2019 年に開催される第 7 回生物多様性および生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォームに関して議論された。また、SBI2 では生物多様性の主流化や 2020 年以降の新たな生物多様性の世界目標に関して議論された。議論の結果は CBD-COP14 の決定案に反映される基礎的な部分を形成する。

基礎的情報の収集、現在実施されている能力構築事業の評価、特定の地域または利害関係者を対象としたワークショップやオンライン議論の実施が取り決められた。また、2020 年以降の長期的戦略枠組を作成するためにも、各国政府や国際機関がワークショップやオンライン議論に対して経済的支援を行うこと、生物多様性に関連する他の条約との協同分野を模索することが確認された。

能力構築のセッションでは、並行して科学技術協力に焦点が置かれた。これは BBNJ 新条約の能力構築における議論と同様の流れである。科学技術協力の議論では、生物多様性の保全に向けて、分類学、リモートセンシング、シナリオ分析、生態系モデルの構築に対する重要性が再認識された。また、利害関係者間の知識の共有に向けた取組が歓迎された。そのうえで、各先進国や国際機関が技術協力者情報を共有データベース登録すること、各国政府が生物多様性関連データを公開すること、各途上国が科学技術協力における需要と優先事項を議論すること、技術協力者が提供し得る各種サービスを議論することが求められた。また、非公式諮問委員会を再度開催し、生物多様性条約事務局長は同委員会から助言を受けること、包含的な科学技術協力を推進することが求められた。

空間計画、保護地域およびその他の効果的な地域をベースとする保全手段

保護区の議論では、保護地域およびその他の効果的な地域をベースとする保全手段（Other effective area-based conservation measures: 以下、OECM）両者を併用することによって、生物多様性の効果的な保全を行うことで、各国の見解が一致した。これらの効果的な併用を目指すべく、各国政府・関係機関は先住民および地元コミュニティーの協力を仰ぎつつ、有識者の科学技術的助言を保護区および OECM に適応させていくことが奨励された。さらに、各国政府・関係機関には海域・沿岸域に係る保全目標達成に向けた取決の提示や、OECM に係る経験・知識の共有が求められたとともに、国際自然保護連合や国連食糧農業機関には各国政府に対する協力が求めれた。保護区の議論においては能力構築も触れられ、各先進国や関係機関が保護区および OECM の効果的な運用を目指し、先住民や地元コミュニティー等を含む多様な利害関係者との協力のもと、ワークショップ等を開催することが求められた。公海域に関しては、滞在的に異なる法的措置が必要であると触れられる程度に留まった。

海洋および沿岸生物多様性

海洋沿岸生物多様性の議論では、BBNJ 新条約の議論を考慮することが確認された。そのうえで、科学技術助言補助機関（Subsidiary Body for Scientific and Technological Advice ：以下、SBSTA）によって指定された生態学的・生物学的に重要な区域（Ecologically or Biologically Significant Marine Areas：以下、EBSA）の記述において、追加や変更点が生じた場合の規定が議論された。この規定ではどのような場合に EBSA の記述に変更が生じるか、EBSA が領海・排他的経済水域にある場合、公海にある場合、または両方の海域にまたがる場合に、誰が当事者として対応し得るかが、EBSA の記述変更の過程とともに議論された（表 1 および

2)。また、生物多様性事務局長は各国政府・関係機関と共同で同規定を履行すること、各国政府は関連する国際機関と EBSA に関する情報共有を行うことが求められた。さらに重要な点として、EBSA の指定は各国の主権を害するべきでないことが、改めて確認された。

表 1：EBSA の記述変更を要する事由

1.	新たな科学情報・技術情報が利用可能となった場合
2.	既存の EBSA に関する情報に変更があった場合
3.	EBSA 内で生態学的、生物学的な変化が起きた場合
4.	EBSA に関する情報に誤りがあった場合
5.	EBSA を設定する際のテンプレートに変更があった場合
6.	科学情報、技術情報に基づいてその他の理由が発生した場合

表 2：EBSA の記述に変更する必要性が生じた場合の、海域ごとの対応すべき当事者

EBSA 設置海域	対応すべき当事者（括弧内は協議中の未決定事項）
管轄権内	管轄国
管轄権内（複数国に跨る場合）	全ての管轄国［他国との協同・協議または生物多様性事務局長による他国への通知のうえ］
管轄権外	［生物多様性事務局長による全ての国への通知のうえ、いずれの国および/または政府間機関］
管轄権内・外に跨る場合	管轄権内：管轄国［関心のある国との協同・協議または生物多様性事務局長による各国への通知のうえ］ 管轄権外：必要に応じて全ての国への通知のうえ、いずれの国および/または政府間機関

※ 表 1、2 はいずれも生物多様性条約において採択された決定事項報告書をもとに作成。

図 2：（左）海洋生物多様性に富む会議開催地の浅海域（会議場近辺の前浜にて）
（右）会議場周辺の沿岸環境（乾燥地から生物が豊かなマングローブ林へと続く）

（4）サイドイベント

CBD-COP14 会期中は様々なサイドイベントが開催され、会議参加者による発表、情報交換が行われた。また、日本からの機関も多数サイドイベントを開催した。主なものには「国連生物多様性の 10 年の日（UNDB-DAY）」（主催：国連生物多様性の 10 年日本委員会および生物多様性事務局）、「生物多様性と人々の暮らしのための社会生態学的生産ランドスケープ・シースケープ：ポスト 2020 世界生物多様性枠組における役割」（主催：コンサベーション・インターナショナル日本他）、「生物多様性の保全と人々の暮らしのための効果的なランドスケープ・アプローチに関するまとめと普及」（主催：国連大学サステイナビリティ高等研究所）等がある。また、「OECM を利用した保護区のネットワーク強化、また、それによる効果的な海洋生物多様性保全の実施」（主催：国際自然保護連合他）、「観光業を利用した小島嶼国における海洋生物多様性保全の促進」（主催：パラオ政府他）等、海に関連するサイドイベントも多く開催され、海洋生物多様性への関心が多く寄せられた。

第５章　東アジア海域環境計画パートナーシップ（PEMSEA）

東アジア海域環境計画パートナーシップ（以下、PEMSEA[1]とする）においては、本年度、パートナーシップ会合（2018 年 7 月 24 日～26 日）がフィリピン・マニラで開催されるとともに、第 6 回東アジア海洋会議（East Asian Sea Congress: 以下 EAS Congress とする、2018 年 11 月 25 日～30 日）がフィリピン・イロイロ市において開催された。

PEMSEA は、1992 年のリオ・サミットを契機として 1993 年に国連プロジェクトとして発足した地域国際機関であり、第 1 期（1993 年～1999 年）にプロジェクトとして、沿岸域総合管理のデモンストレーション・サイトの設置などを行った。また第 2 期（1999 年～2007 年）で「東アジア海域環境管理パートナーシップ（PEMSEA）」として、2003 年にマレーシアのプトラジャヤで第 1 回東アジア海洋会議 2003 を開催し、12 か国が参加した閣僚級会合で東アジア海域の持続可能な開発戦略（SDS-SEA）を採択した。第 3 期（2007 年～2017 年）には SDS-SEA の実施に向けたプロジェクトが推進され、2015 年にベトナム・ダナンで開催された第 5 回東アジア海洋会議において、改訂版である SDS-SEA2015 を発表し、取組の強化が図られている[2]。

現在の PEMSEA は 2 つのファンディングパートナー[3]、11 の政府パートナー[4]、21 の非政府パートナー[5]、17 の協力機関[6]によって構成されており、図 1 に示すような、沿岸域総合管理のプロジェクトが推進されている。また、PEMSEA の事務、SDS-SEA の推進に係る技術的支援は、PEMSEA Resource Facility (PRF)により実施されており、意思決定機関として、政府間部会、技術部会を擁する EAS Partnership Council が設置されている。EAS Congress は 2003 年に第 1 回が開催された後、3 年毎に開催されている東アジアにおける海洋会議で、

---

[1] http://www.pemsea.org/ （2019 年 1 月 14 日アクセス）

[2] 詳しくは、海洋白書 2013、第 1 部第 2 章第 3 節「東アジア海域の持続可能な開発への取組」や、海洋白書 2016、第 1 部第 1 章第 2 節（2）「東アジアにおける沿岸域総合管理の取組」参照

[3] United Nations Development Programme (UNDP), the Global Environment Facility (GEF)

[4] Cambodia, PR China, Indonesia, Japan, DPR Korea, Lao PDR, Philippines, RO Korea, Singapore, Timor-Leste, Viet Nam

[5] Asean Center for Biodiversity (ACB), Coastal Management Center (CMC), Conservation International (CI) Philippines, International Environmental Management of Enclosed Coastal Seas Center (EMECS), UNEP Global Programme of Action (UNEP/GPA), IOC Sub-Commission for the Western Pacific (IOC-WESTPAC), International Ocean Institute (IOI), IPIECA, International Union for Conservation of Nature – Asia Regional Office, Korea Environment Institute (KEI), Korea Institute of Ocean Science and Technology (KIOST), Korea Maritime Institute (KMI), Korea Marine Environment Corporation (KOEM), Marine Biodiversity Institute of Korea (MABIK), The Ocean Policy Research Institute (OPRI), Northwest Pacific Action Plan (NOWPAP), Oil Spill Response (OSR), Plymouth Marine Laboratory (PML), PNLG for Sustainable Coastal Development, UNDP/GEF Small Grants Programme (SGP), UNDP/GEF Yellow Sea LME Project (YSLME)

[6] ASEAN Ports Assosication, ANCORS, CCRES, Center for the Blue Economy, CI, CTI, GIZ, IMO, International Partnership for Blue Carbon, Laguna Lake Development Authority, Mangroves for the Future, MIMA, Ocean Impact Alliance, West Pacific East Asia Project, World Ocean Council, World Resources Institute, WorldFish

閣僚級会合や PEMSEA 地方自治体ネットワーク（PNLG）会合などが併設され、東アジア地域における多様な関係者の情報共有、意思決定の場となっている。なお、PEMSEA の関連ネットワークとして、前出の PNLG の他、ICM（Integrated Coastal Management）Learning Center ネットワーク（PNLC）、Regional Centers of Excellence、2018 年の EAS Congress で新設されたユース・フォーラム（Young Leaders）ネットワーク（PNYL）などが活動している。

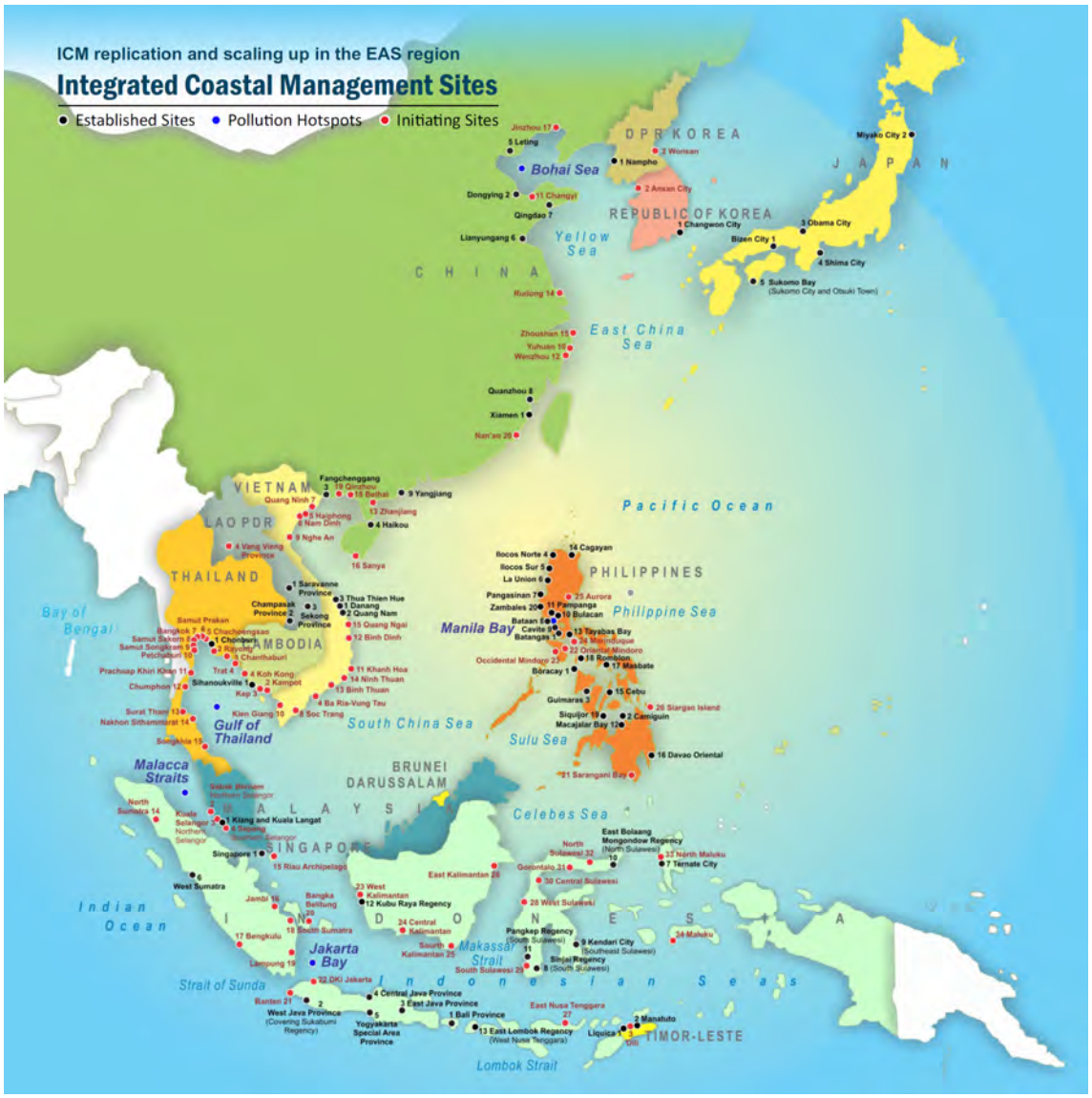

図 1：PEMSEA の加盟国と主なプロジェクト[7]

[7] http://pemsea.org/ Brochure “Local Solutions to Globas Sustainable Development Agenda”（2019 年 1 月 14 日アクセス）

１．PEMSEA パートナーシップ会合

開催期間：2018 年 7 月 22 日～23 日[8]、24 日～30 日[9]
場所：フィリピン・マニラ
笹川平和財団からの参加者：海洋政策研究所 古川恵太部長、小林正典主任研究員

(1) 事前調査

PEMSEA パートナーシップ会合に先だち、2018 年 7 月 22 日、23 日に PEMSEA 地方自治体ネットワーク（PLNG）のメンバーであるバターン市の情報収集、パンビラオ市への訪問を行った。

① バターン市情報収集

7 月 22 日、マニラ到着後、予報では晴れ時々夕立（スコール）とのことだったが、到着時にマニラ周辺で豪雨の警戒警報が発令されており、視察予定のバターン近郊では浸水被害も出ているとの情報が入り、訪問を中止した。

フィリピン大学の Dalton Baltazar 氏から、漁業政策についての市民感情や、政治動向について情報提供を受けた。いずれの地方でも養殖漁業が盛んであり、現地においては比較的安価に流通している一方で、都市に出荷されることにより高価なシーフードとして消費されているとのことであった。しかし、地方にその利潤が還元されているわけではなく、問題であるとの認識であった。

養殖を含む漁業に関する問題点として、環境の悪化があるが、水域・海域の主管官庁が複数あること、州や県をまたがった水域・海域に対する協議会などの調整組織が存在せず、包括的な対策が取られていないことが挙げられた。

② パンビラオ市訪問

7 月 23 日、フィリピン大学の Dalton Baltazar 氏、同大再生可能自然学部 Keishia Tingson 准教授の案内により、フィリピン大学再生可能自然学部、ASEAN 生物多様性センター、国際米類研究所、クゾン県パンビラオ市、を訪問した。

パンビラオ市は 7 万 5 千人の人口、27 の自治区（バランガイ）を持ち、8 割方の収入を農業・漁業養殖により得ている地方都市である。観光や自然保全に積極的に取り組んでおり、クゾン県とも連携してマングローブ林の再生プロジェクトを実施している。現在、沿岸域の総合管理計画を策定し実施しており、ごみなどの集積についても分別収集の取組が行われている。養殖に関する問題点としては、市場への流通が確立されておらず、地元での消費が大部分を占めるために、生産と消費のバランスが悪いことが挙げら

[8] 事前調査
[9] PEMSEA パートナーシップ会合

れる。具体的な生産量に関するデータは、市の天然資源部で集計中であるが、公開情報は無いとのことであった。さらに、石炭火力発電所が立地しており、その計画・運用にあたって第三者による環境影響評価が行われており、市の天然資源部に報告がなされている。市庁舎で市長、担当部局にヒアリングした後、改修中のマングローブ林保全区域と、国立汽水域研究センターを見学した。

(2) PEMSEA パートナーシップ会合

2018 年 7 月 24 日～26 日、フィリピン・マニラ市のペニンシュラマニラホテルにおいて、PEMSEA パートナーシップ会合（以下、PC 会合）が開催された。PC 会合には、PEMSEA 政府パートナー（カンボジア、中国、インドネシア、日本、朝鮮民主主義人民共和国、ラオス、フィリピン、韓国、シンガポール、東ティモール、ベトナム）および非政府パートナー（ACB[10]、CI Philippines[11]、IPIECA[12]、KOEM[13]、NOWPAP[14]、UNEP-GPA[15]、PML[16]、笹川平和財団海洋政策研究所）が参加し、24 日午後の Council Session、25 日の Technical Session、25 日午前の Ocean Leaders Meeting に参加した。

① Council Session

Agenda 1.0：Antonio La ViñaL PC 会合議長が進行し、議題の確認が行われた。

Agenda 2.0：Aimee T. Gonzales 新事務局長から、第 9 回 PC 会合、第 20、21 回運営会議の報告

Agenda 3.0：PC 会合議長からの活動報告、EAS Congress2018 の準備状況や、成果文書作成の考え方などが示された。出張者から、非政府パートナーの役割について質問し、会議の成果文書作成にあたって配慮されることとなった。

Agenda 4.0：事務局長からの活動報告、1. PEMSEA の独自性、2. ICM に替わる PEMSEA の次の目玉、3. 今後の PEMSEA の機構改革、4. PEMSEA の持続性についての考え方が示された。

主な審議：各国から新事務局長就任への歓迎の意が評されるとともに、PEMSEA における新たな展開（安全保障、海洋汚染問題への対策、海洋ガバナンスの構築、市民活動の評価、SDS-SEA の拡大、共同プロジェクトの推進）に向けた期待などが示された。

---

[10] Asia Center for Biodiversity
[11] Conservation International Philippines
[12] The global oil and gas industry association for advancing environmental and social performance
[13] Korea Marine Environment Management Corporation
[14] The Action Plan for the Protection, Management and Development of the Marine and Coastal Environment of the Northwest Pacific Region
[15] UNEP Global Programme of Action
[16] Plymouth Marine Laboratory

② Technical Session

Agenda 1.0：春成誠技術議長が進行、議題の確認

Agenda 2.0 : SDS-SEA 実行計画 2018-2022 に関する審議を通して、パートナー（各国・各機関）の実施状況の発表がなされた。

Agenda 3.0：EAS Congress2018 に関して、準備状況、予定されているパートナーシップ HUB の概要（トラック 1 : 気候変動・ブルーカーボン、2 : 海洋汚染、3 : 生物多様性と沿岸管理、4 : ガバナンス、5 : 科学技術、6 : 海洋産業、7（特別）: ブルーエコノミー）などが紹介された。

Agenda 4.0：会議事務局より、国・地域の海域状況報告（SOC）の準備状況が紹介され、ブルーエコノミーに関する統計諸量が披露された。持続可能な観光への取組、港湾開発、ブルーエコノミーfor SDG14、廃棄物処理、生態系保全、違法・無規制・無報告（IUU）漁業阻止など、具体的な取組についても紹介された。

SOC のチャレンジと必要性として、1）海洋が各国政策の中心になっていないこと、2）必要なデータの不足などがクリティカルであると説明された。その中で、7 月に暫定版の提出が強く促された。

Agenda 5.0：事務局より、PNLC の運用、ICM 研修マニュアル作成に関する実施状況が報告され、各大学での研修コースの確立の必要性や、カリキュラムの充実（生態系アプローチの意識決定への活用など）が指摘された。

Agenda 6.0 : 以下の 4 つの部会に分かれて今後の PEMSEA での活動の方向性に関するワークショップが行われ、PC 会合で成果が発表された。

(1) 地域の海洋ガバナンス：地域や科学研究のプラットフォームとしての機能強化

(2) 総合的管理のスケールアップ：事例整理、能力構築、主流化、パートナー連携

(3) ブルーエコノミー：共通理解の醸成、地域の取組の展開、意識改革

(4) SDS-SEA 実施に向けた投資：セクター間連携の相乗効果、環境影響の最小化

Agenda 7.0：総括

③ Ocean Leaders Meeting（OLR）

PC 会合議長が進行し、EAS Congress 2015 に始まった OLR について紹介した。また、今年は東アジアの海の将来について取り上げ、継続実施の要請に応え開催するものであるとの趣旨説明の後、3 名のプレゼンターによる発表が行われた。

(1) Dr. Laura T. David, Prof. University of the Philippines Marine Science Institute

気候変動と漁獲量の長期的減少、ICM の目的や進展について概説した後、高頻度のモニタリングを実現するための水中ビデオカメラによるモニタリング技術開発や、管理のための予測モデル（ReefBayBe）について発表した。

(2) Ms. Deborah Robertson, Asian Development Bank

社会経済的な視点からのアジア域の発展の歴史について概説し、海洋産業の発展傾向、

ブルーエコノミーへの展開について発表した。

(3) Dr. Chua Thia-Eng, Chair emeritus of council

ICM の過去、現在、未来として、世界の潮流や ICM の発展過程を概説し、基本となる ICM サイクルと、ICM フレームワークについて、多くの分野の人の動的な関与が大切であることを強調した。持続可能な開発概念が自然・社会を対象とする活動（Infrastructure、pollution control、economy development）から人間を対象とする活動（capacity building）に発展し、ブルーエコノミーとして統合されてきていると発表した。

総合討論において、次世代への教育、行動様式（ライフスタイル）の変革、民間の関与、自治体ネットワークの将来など広範な議論がなされた。まとめの一つとして「人口増加はコントロールできないが、その消費・生産構造は変えられる。そのための教育が必要である」という見解が示された。

２．EAS Congress 2018

開催期間：2018 年 11 月 27 日～30 日[17]、12 月 1 日[18]
場所：フィリピン国・イロイロ州
笹川平和財団からの参加者：海洋政策研究所 古川恵太部長、田中元研究員、加藤温課員

2018 年 1 月 27 日～30 日、フィリピン・イロイロ州のイロイロ国際会議場において、第 6 回東アジア海洋会議（EAS Congress 2018）が行われた。今回のテーマは「健康な海、人々、経済のパートナーシップの 25 周年、グローバルな海洋目標に共に歩む」と設定された。日本からの参加者は海洋政策研究所の他、国際エメックスセンター、ユース・フォーラムへの参加者（東京大学・藤田香澄氏、東海大学・倉澤寛氏）、日本政府を含む 10 名であり、全体の参加者は 19 か国、延べ 1,000 人超と発表された。

2003 年に始まった EAS Congress は、2018 年で 6 回目を迎える。本会議は 25 周年を迎える東アジア海域環境パートナーシップの 3 年毎に開かれる海洋会議である。第 6 回会議では最新の海洋の問題を共有する基調講演（Ocean Talk）と、それに対するパートナーとの対話（SEA Exchange）および国際会議（Partner Ship HUB）が実施された。また、政府パートナーによる閣僚級会合では大会宣言に署名がされた後、若者たちや地方自治体のフォーラム（Youth Forum, PNLG Forum）が同時に実施された。

また、この機を捉え、ロンドン動物学会による住民参加型のマングローブ林再生プロジェクトの視察も行った。

[17] EAS Congress 2018：古川・田中・加藤が参加
[18] ZSL-CMRP サイト視察：古川・田中が参加

① 概要

基調講演では、SDGs と海洋、海洋と気候変動、環境再生・持続可能な漁業のための財政、海洋汚染とプラスチック問題、水の安全保障に関する 5 つの話題が提供された。特に注目された話題として、ジョージア大学の Dr. Jenna Jambeck は、プラスチック問題を概説するとともに、廃棄物管理において施設と共にコミュニティ（人々）の関与の大切さを強調した。また、全ての関係者の関与の大切さにも言及されたが、廃棄物管理は線形（リニア）な繋がりであるので、関係者相互のインタラクションは必ずしも必要でないと説明された。また、複数の話題提供者から「西洋式の細分化する議論と包括的・俯瞰的な議論」、「グローバルとローカルをつなぐこと」の大切さが強調された。

国際会議では、7 つのテーマ[19]、28 のセッションが実施された。後述するように海洋政策研究所はブルーエコノミーのセッションを主催するとともに、海洋エネルギーのセッションでパネリストを務めた。国際会議のまとめとして、地域の戦略計画である SDS-SEA と SDGs との密接な関係、地方政府によるブルーエコノミーの推進、沿岸域総合管理（ICM）による主体的参加の推進、海洋状況報告（SOC）の重要性などが提示された。

閣僚級会合では、2003 年からのコングレスで採択されてきた宣言の振り返りがあり、各国がコミットメントを発表した後、イロイロ宣言が採択され、署名された。宣言の中では、東アジアの海の現状や地域戦略計画（SDS-SEA）についての共通認識の醸成、ダナン・コンパクトで約束された 2018-2022 コミットメント、パートナーシップの強化が記載された。

第 3 回目となるユース・フォーラムでは、今回から PEMSEA のフォーラムのひとつとして PNYL（PEMSEA Network of Young Leaders）が結成され、フィリピンから隊長（Captain）が選出されるとともに、日本からの参加した藤田氏がコミッティーメンバーに選出された。ユースの宣言では、未来に向けた問題認識が共有された。特に、地域計画と SDGs、ICM の推進、プラスチック問題、環境教育、科学的議論に基づく連携などが大切なこととして列挙された。

② Partnership Hub (Track 7 Session 1)

海洋政策研究所が主催し、11 月 27 日 13:30-17:30、第 7 会議室において、Partnership Hub のトラック 7、セッション 1「テーマ：SDG14 を達成するためのブルーエコノミーへの投資（Capitalizing upon Blue Economy Potentials for Achieving SDG 14）」が開催された。

本プログラムのテーマであるブルーエコノミーは、PEMSEA の戦略計画の中心課題でもあり、以前の閣僚級会合の宣言にも、その推進が記されているなど、今回の会議全体の主要テーマのひとつでもあった。そのこともあり、定員 53 人の会場は、60 名超の人が詰めかけ、一部立ち見状態となった。全体で前半、後半に分けて述べ 4 時間の長丁場のセッションであ

[19] 気候とブルーカーボン、海洋汚染と清浄な水、生物多様性と沿岸域管理、ガバナンスとパートナーシップ、研究と手法、海洋産業とファイナンス、ブルーエコノミー

ったが、多くの参加者がセッション全体を通して熱心に聴講、意見交換を行った。

本セッションの議長として、アテネオ・デ・マニラ大学の Cielito F. Habito 教授を配し、開会・基調講演の後、ブルーエコノミーの政策面の発表を中心としたパネル 1 と、各地での取組の実例から学ぶパネル 1、そして総合討論を行った。

まず、Habito 教授の挨拶の後、古川（本稿著者）からの趣旨説明、角南海洋政策研究所長のビデオメッセージに続いて、UNSCAP の Ms. Caridad Canales が、Outcome of the Asia – Pacific Ocean Day and Future Prospects として基調講演を行い、2018 年 2 月 22 日に開催された Asia–Pacific Ocean Day の概要、成果、その意義について丁寧に説明いただいた。

図 2：議長を務めた Habito 教授

パネル 1 では、古川がブルーエコノミー（BE）の定義として、基盤・産業・サービスを包括する全体像を提示した。また、国内における経済分析の結果から、基盤への投資が全体に 2 倍程度の波及効果を生むこと等を説明した。他には、タイの Sakanan Plathong 教授からは、生態系の保全からみた BE について、インドネシアの Luky Adrianto 教授からは、低排出社会の実現としての BE について、食料農業研究所の林健太郎氏からは、窒素循環から見た BE について発表いただいた。マレーシアの海事研究所（MIMA）の Cheryl Rita Kurl 氏からは PEMSEA の BE の定義に基づくマレーシアでの取組が紹介された。セッションの最後にユース・フォーラムから藤田氏が The Effectiveness of Japan’s Regional Community-led Marine Education and its Youth’s Role と題する発表をした。葉山のオーシャンファミリー、鹿島建設の葉山研究所などを訪問した成果を発表し、若者の関与の拡大の必要性が訴えられた。

パネル 2 では、国際エメックスセンターの松田治氏から「里海」の考え方、日本国内での取組事例が紹介された。小林海洋政策研究所主任研究員がビデオメッセージで、久米島や恩納村での取組や竹富町の海洋基本計画、バヌアツでのシャコガイ養殖などを例にとり、BE 概念の広がりを提示した。志摩市の前田氏は、志摩市が取り組む SDG 未来都市の取組を BE と SDGs の連携の具体例として紹介した。シンガポール大学の Chou Loke Ming 教授は都市

型の BE として、埋め立てや護岸築造、漁礁投入などの事例を紹介し、開発と保全を両立させるための技術について論じた。フィリピンのマングローブ林の現状を発表する予定であったフィリピン大学の Nelson M. Pampolina 教授は、急きょ参加できなくなったため、古川からペナイ島で行われているコミュニティ参加型のマングローブ林再生事業の紹介を行った。最後に、ユース・フォーラムの倉澤氏が Integrated action towards Blue Economy: Status and challenges for Osaka Bay regenerating action plan using Zostera marina と題して、大阪湾での取組を紹介し、自然再生が BE を推進する様相を示すとともに、それを加速する刺激を若者が作り出すという構図を提示した。

図 3：熱心に聴講する参加者

パネル後、全体の発表で提示されたキーワードを古川がまとめ、グローバルとローカルをつなぐメカニズムや若者のエンハンスメントなどの必要性を示した。Habito 教授がそれに加えて、科学的な取組の重要性を指摘した。

③ Partnership Hub (Track 6 Session 4)

韓国海洋科学技術研究所（KIOST）と PEMSEA の共催により、11 月 28 日 13:30-15:30、第 3 会議室において、Partnership Hub のトラック 6、セッション 4「海洋エネルギー　ブルーエコノミーの将来（Ocean Energy – the Future of Blue Economy）」が開催された。

ブルーエコノミーの重要な要素である海洋エネルギーの各国での展開について共有され、海洋政策研究所からパネル討論者として、海洋エネルギーの共益の重要性について日本の事例を紹介しながら指摘した。

海洋エネルギーは、海洋で展開されるエネルギー開発の中で、潮汐や海流、波、温度差など海洋に存在するエネルギーを転換するものを指し、潮流発電、海洋温度差発電などが特に注目され、開発が進んでいる状況が紹介されていた。

④　閣僚級会合

11 月 29 日午後、マリオットホテルにおいて 11 か国の政府パートナーによる閣僚級会合が行われた。海洋政策研究所はオブザーバとして会合に参加し、聴講した。会合においては、地域・国における SOC レポートの報告がなされるとともに、SDS-SEA の実施向けたイロイロ閣僚宣言の原案が提示された。その骨子は、2021 年までにダナン宣言を完全実施すること、SOC を定期的に改定していくこと、2019 年以降も各国が PEMSEA の運営に協力すること、ブルーエコノミーへの移行を支援すること、全ての種類の海洋汚染を減ずること、持続可能な沿岸観光の施策を推進すること、気候変動を緩和しそれに適応する戦略を実施することなどである。

図 4：オブザーバとして聴講した閣僚級会合

⑤　ユース・フォーラム

今回、日本から初めての参加となった東京大学海洋アライアンス修士 2 年生の藤田香澄氏、東海大学海洋学部学部 4 年生の倉澤寛氏は、関係大学での募集に応募してきた参加者である。選考の後、藤田氏には神奈川県葉山町で行われている海洋体験教室・生物研究所を、倉澤氏には大阪湾の阪南市で行われた全国アマモサミットを視察してもらい、ユース・フォーラムや後述するセッションでの発表をお願いした。

参加期間中、ユース・フォーラム参加者は、指定ホテルに宿泊する必要があるとともに、常に EAS Congress と並行して別プログラムで行動していたので、朝食時に出張者のホテルに出向いてもらい、状況の報告と、当日の動きに関するミーティングを行った。そのため、相互に動きを把握しながら、円滑にセッションへの参加（ユース・フォーラムプログラムを一時退出して参加）もスムーズに実施することができた。

2 人とも事前学習を含め自発的に熱心に取組、セッションでも立派に発表でき、セッション参加者からも絶賛されていた。ユース・フォーラムプログラムへの参加についても、他の参加者との意思疎通も良く、溶け込んでいた。

図 5：開会式で国旗入場を担当した倉澤氏

図 6：ユース・フォーラムで発表する藤田氏

⑥　サイトビジット

11 月 30 日、EAS Congress 参加者はグループに分かれ、現地見学に出かけた。以下は、イロイロ市内の視察グループの報告である。

フィリピンの行政区は、国-プロヴィンス（県）-市-地区-バランガイ（村）と階層的になっており、国の行政府（天然資源省）は、市・地区単位に出張所を持ち、きめ細やかな連絡・協働体制を持っている。なお、イロイロ市内には、5 つの地区がある。ハロ地区は、イロイロ川の支流の名前から付けられた商業の中心地、ラパス地区は、ラパス・スープで有名であるなど、地区ごとに特色がある。

Iloilo City Hall イロイロ市庁舎：1 階にビジターホールがあり、歴史や景観を紹介している。屋上は四方を眺望できる作りで、中心のタワーには、「イロイロの女神」像がある。その基盤の四面には、4 つのイロイロの基盤産業が刻まれている。お米、サトウキビ、漁業（帆掛け船）、教育（多くの大学が存在する）である。市庁舎は、ソーラー発電が設置されており、空調などにその電源を利用している。

図 7：市庁舎屋上

図 8：市庁舎屋上からイロイロ川を望む

イロイロ港は、イロイロ川沿いに発展した河口港。フィリピン初めての外航港で、初めは砂糖の出荷でにぎわっていた。

Casa Mariquit：此の地の名士（フィリピン副大統領になった）ロペス氏の私邸のひとつ。伝統的建造物として保存されている。ブロックを基盤に木製の床、窓枠、柱などがあり、窓ガラスは貝殻、屋根はトタンが葺かれている。

Jaro Cathedral（ハロ聖堂）：男の聖堂であり、川から見つけられた聖母像がご神体である。発見された時は 1 フィートしかなかったが、6 人の漁師が持ち上げようとしても動かなかった。神父が「教会に安置しますから」と告げると簡単に持ってくることができた。その後、聖母像は 6 フィートまで成長し、協会の窓枠に安置されていた場所に収まりきらなくなり、

外に囲いを作って安置した。ある時、その聖母像が見えなくなったと思ったら、川で子供の禊をさせる美しい女性が居て、彼女がいなくなったら、聖母像が戻ったという話もある。ローソクを持つ聖母にあやかり、白は清純、緑はお金、ピンクは愛を願うローソクとしてささげられる。聖母像を動かそうとするも、クレーンでも移設できなかったと言う。この聖堂は、男の教会として、妻をめとりたい男性が祈りをささげるという。

図 9：ハロ聖堂

モロ地区にある John B. Lacson Foundation Maritime University (JBLFMU)：世界に３つしかない海事大学の内のひとつ。5 つの分校と 1 つの訓練所を持ち、5,000 人の訓練生が在籍する。

Molo Mansion：観光化されたお土産屋さん兼ギャラリーになっており、その正面に Anna 聖人を祀る女性聖堂がある。砦として子女をかくまったこと、バロックの建築様式が女性的であること、16 人の女性の聖人が祀られていることなどから女性聖堂と呼ばれ、夫を迎えたい女性が祈りをささげるという。

Iloilo Esplanade：新たにつくられた 1.2 km の河岸のウォーク。多くの市民、観光客が訪れている。

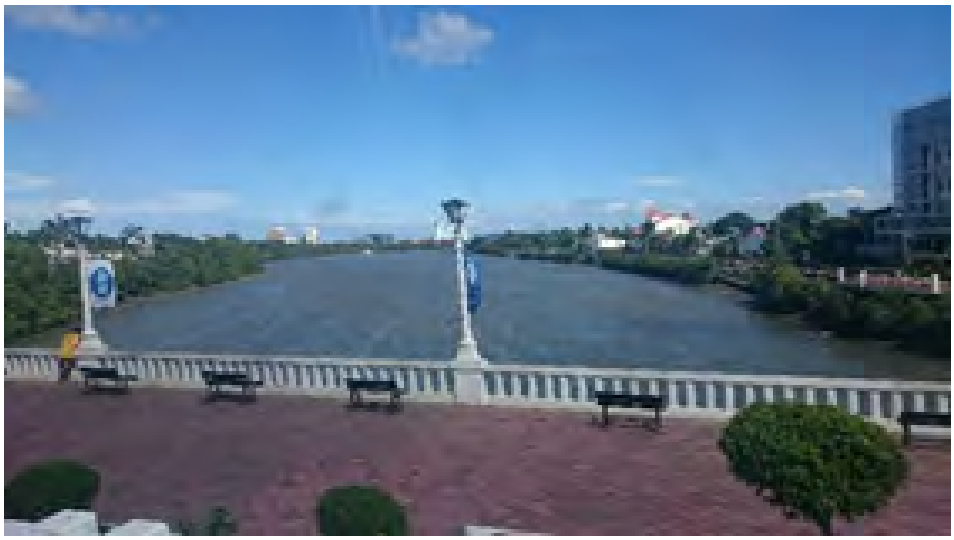

図 10：Esplanade がある河岸

図 11：早朝市民が行きかう Esplanade

⑦　ロンドン動物学会、コミュニティベースのマングローブ林再生プロジェクト（ZSL-CMRP）の視察

EAS Congress に引き続いて、会議でも取り上げられたブルーカーボンにも寄与しているロンドン動物学会、コミュニティベースのマングローブ林再生プロジェクトが実施されているペナイ島内の Pedada 湾、Katunggan Ecopark 等を視察した。

Pedada 湾では、2009 年に計画・施工されたマングローブ林の再生プロジェクト（ZSL-CMRP プロジェクト）のその後の状況を視察するとともに、現地の担当者、地域住民と共に地形測量を行い、防波堤による静音域の創出、堆積の進行状況を把握した。防波堤の背後に約 50 ㎝の堆積が認められ、その広がりは、防波堤背後だけでなく、広く影響が広がってい

ることが推察されるデータが取得できた。

現地では、ZSL が主催するマングローブ林再生のための研修の機会や、地元住民により、海側のパイオニア種であるアビセニア、ソネラチアといったマングローブを中心に植林がされている。これらの種は、ケーブル根により広い範囲に「ひげ根」を発生させるので、土砂の維持機能、風波への耐性が高い。

隣接する海岸でも同様の防波堤による再生策が講じられたが、事前の十分な調査がなされなかったために、台風により防波堤が崩壊してしまったとのことであった。今後、成功した事例として紹介し、各地での適用を考えるうえで、事前検討すべき事項の整理、ガイドライン化が必要と感じた。

図 12：造成された防波堤背後に再生したマンブローブ林

図 13：観測に参加した村人と共に

Katunggan Ecopark は、Pedada 湾のプロジェクト同様、ZSL-CMRP プロジェクトの一環として、2009 年から地方政府が管理していた放棄された養殖池（9.5 ha）への植林許可を受けて、大規模な植林事業が展開している。まず、86,000 本の苗木の採取を行い、83,000 本の移植を行った。こうした作業はすべてボランティアにより実施されており、事業を始めてから約 80 の団体が作業に参加してきた。地元住民らは、間引きをした苗木をイロイロ市内の植林のために供給することで、財政的な利益も得ているとのことであった。なお海側では、背後のマングローブ林を守るために竹柵が地方政府により設置されていた。防災・減災、自然再生、地域経済振興などの複数の目的のため、こうした海側のグリーンベルトを整備するモデルケースとしての成功事例である。

こうした事業を推進するためにイロイロ市内に ZSL-CMRP 事務所がある。マングローブ林の再生事業、地域住民組織との連携・連絡、地方政府との折衝、研修コースの実施、そのための教材作成など幅広い事業を展開している。

図 14：Katunggan Ecopark

第６章　持続可能なブルーエコノミー会議
（Sustainable Blue Economy Conference）

（１） 開催概要

期間：2018 年 11 月 26 日～28 日

場所：ケニヤッタ国際会議センター及びナイロビ大学チャンダリア・ホール（ケニア・ナイロビ）

出張者：小林正典（笹川平和財団 海洋政策研究所 海洋政策研究部　主任研究員）
　　渡邉敦（笹川平和財団 海洋政策研究所 海洋政策研究部　主任研究員）

図 1：会場となったケニヤッタ国際会議センター

（２）会議内容

2018 年 11 月 26-28 日に、ケニア政府、カナダ政府および日本政府の共催で、持続可能なブルーエコノミー会議がナイロビで開催された。この会議には世界 184 か国から、首脳や要人を含む 16,000 人以上が参加し、モザンビーク、セーシェル、ソマリア、ウ

ガンダ、タンザニア、ナミビアからは大統領や首相が参加するなど、7 名の元首および 84 名の大臣が参加するハイレベルで大規模な会議となった。会議の主題は、「ブルーエコノミーと持続可能な開発のための 2030 年アジェンダ」で、包括的な 9 つの小議題が設けられた。そのキーワードは、①海運・港湾、②雇用、③都市・観光、④エネルギー・鉱物資源、⑤海洋生物保全、⑥食料安全保障・持続可能な漁業、⑦気候変動・海洋汚染、⑧海洋安全保障、⑨文化・社会となっている。

ケニア政府が主導してケニヤッタ国際会議センターで開催されたこの会議では、ケニアのウフル・ケニヤッタ大統領が開会式や閉会式で熱弁を奮ったほか、精力的に二者会談等を行うなど、会議成功に向けて取り組んでいる姿勢が示された。また、こうした首脳の参加だけでなく、自治体の首長や民間企業、研究者、NGO、若者が主体的に参加するセッションや多様な関係者が主催する 64 のサイドイベントが開催されるなど、マルチ・ステークホルダー参加型の会議運営がなされたことも特徴的である。日本からは、佐藤正久外務副大臣が政府代表として参加した。

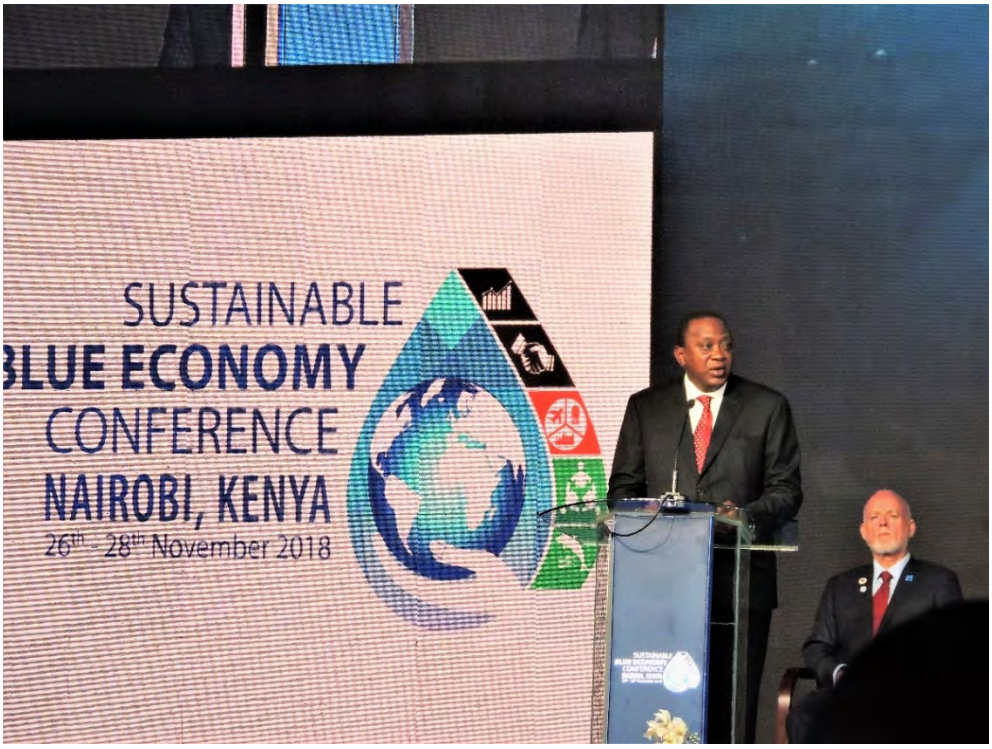

図 2：演説するケニアのウフル・ケニヤッタ大統領

このナイロビ会議のもうひとつの特徴は、参加者がハイレベルなだけでなく、ブルーエコノミー推進に向けた施策についての声明を発表し、これを記録にして最終的に「持続可能なブルーエコノミー推進を目指すナイロビ声明」という形でとりまとめ、成果としたことにある。そうした声明に盛り込まれた取組の予算規模を定量化し、ケニア政府

はその総額は 1,722 億ドルに達するとの推計値を示した[1]。

今回のナイロビの会議では、アフリカ大陸の国々が参加しているということもあって、沿岸のみならず、内陸の湖や河川など淡水魚養殖までも含めた水資源や生物資源の持続可能な利用と保全が取り上げられていたことも特徴的であった[2]。アフリカ沿岸や沖合での持続可能な漁業の推進や IUU 漁業の取締りについても議論がなされ、アフリカ諸国が乱獲や IUU 漁業対策を強化するとともに、国際社会がこうした取組に協力していく機運が高められた。このほか、独立行政法人国際協力機構（JICA）は本会議およびサイドイベントでブルーエコノミーの推進のカギとなる養殖等を含む水産分野のプロジェクトを紹介した。地域社会の協働を促す仕組みづくりや人材育成の重要性を強調し、地域密着型の技術協力に対し参加者から高い関心が示された。

図 3：JICA によるサイドイベント

[1] Government of Kenya. 2018. Report of the Global Sustainable Blue Economy Conference 26 - 28 November 2018. http://www.blueeconomyconference.go.ke/wp-content/uploads/2018/12/SBEC-FINAL-REPORT-8-DECEMBER-2018-rev-2-1-2-PDF2-3-compressed.pdf （2019 年 2 月 26 日アクセス）

[2] 食料安全保障の課題別セッションでは、大規模な淡水養殖施設の整備などが提言される一方で、そうした設備整備に伴う環境リスクを評価する制度の不備や農業用水との競合についての懸念が示されるなど、対象面積が大きいだけに、大規模化に伴う環境リスクや社会経済的リスクの評価を行う制度や人材育成の必要性などが指摘された。

ナイロビ大学チャンダリア・ホールで開催された科学研究シンポジウムでは、アフリカや西欧、米国の大学や研究機関に所属する研究者が集まり、ブルーエコノミーの定義、ブルーエコノミー研究への投資、海洋産業インフラ、能力構築、養殖、汚染防止、安全保障、漁業、気候変動といったテーマについてパネルによる発表と討論がおこなわれた。

図 4：科学研究フォーラム

笹川平和財団海洋政策研究所からは、小林正典主任研究員と渡邉敦主任研究員が会議に参加した。小林はケニヤッタ国際会議センターで開催されたテーマ別セッションの持続可能な漁業に関するセッションでモデレーターを務め、アフリカ周辺海域を含む国際漁業政策についての現状や課題についてパネリストと議論をおこなった。渡邉はナイロビ大学で開催された科学研究フォーラムの気候変動のセッションにパネリストとして参加し、アマモ場やサンゴ礁が持続可能なブルーエコノミーの基盤として果たす役割について発表し、他のパネル達と議論した。ブルーエコノミーは、2019 年 8 月に横浜市で開催される第 7 回アフリカ開発会議（TICAD7）においても主要課題として取り上げられる可能性があり、来年度もアフリカを含む世界のブルーエコノミーの動向に注目が集まる。

第 7 章　国連気候変動枠組条約第 23 回締約国会議（UNFCCC COP24）

2018 年 12 月 3 日から 15 日まで、ポーランド・カトヴィツェで気候変動枠組条約第 24 回締約国会議（UNFCCC COP24）が開催された。COP24 は、2020 年の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組である「パリ協定」の実施ルールの策定を議論する場として締約国政府をはじめ国際機関、NGO 等から約 2 万 8000 人が参加した。2 週間に及ぶ交渉の結果、パリ協定のルールブック（実施指針）となる「カトヴィツェ・パッケージ」が採択された。画期的だったのは、すべての国に共通したルールの適用が原則とされた点である。これまで通念となっていた先進国、途上国の二分論から転換し、各国の気候変動対策を世界全体で後押ししていくためのパリ協定実施のための基盤が整ったといえる。

2018 年 10 月に発表された気候変動に関する政府間パネル（IPCC）による「1.5 度特別報告書」の内容は今回の COP24 においても重要な判断材料となった。現在のペースで温室効果ガスの排出量が増加し続けると、2030～2052 年の間に世界平均気温が 1.5 度に達する見込みであり、そのことにより相当程度の悪影響が及ぶことが科学的に示されている。また、パリ協定によって世界の平均気温の上昇を産業革命以前と比較して 2.0 度以内に抑えることが合意されているが、現在、パリ協定の下で提出された締約国の削減目標では 2.0 度はおろか、3.0 度の気温上昇が避けられないことが指摘されている。こうした背景を踏まえ、各国の削減目標をいかに引き上げていくかが喫緊の課題となっている。COP24 では各国の温室効果ガス削減目標の上積みを促すための促進的対話（「タラノア対話」）が実施され、各国に対して世界全体の野心を 2020 年までに引き上げることが呼びかけられた。今回の COP 決定においても、促進的対話の結果を各国の削減目標の準備や 2020 年までの削減努力の引き上げの際に考慮に入れることが盛り込まれるなど、気候変動の悪影響を最小限に食い止めるための国際協調の重要性を改めて確認する機会となった。

図 1：会議場の外観（左）、COP 本会場の様子（右）

1.「オーシャンズ・アクション・デイ」(Oceans Action Day at COP24 in Katowice)」開催

【開催概要】
日程：2018 年 12 月 8 日（土）10:00-18:30
場所：COP24 会議場サイドイベントゾーン（マラケシュ・パートナーシップスペース、日本パビリオン、太平洋パビリオン）
主催：笹川平和財団海洋政策研究所、グローバル・オーシャン・フォーラム（GOF）、ユネスコ政府間海洋学員会（IOC-UNESCO）、オセアノ・アズール財団
協力：海洋・気候行動計画（ROCA）、フィジー政府、スウェーデン政府、国連食糧農業機関（FAO）、世界自然保護連合（IUCN）、未来の海洋連合（Future Ocean Alliance）、海洋・気候プラットフォーム（Ocean & Climate Platform）、プリマス海洋研究所

【参加者・登壇者】
・（登壇者）Peter Thomson 国連海洋特別大使、Tomasz Chruszczow COP24 気候変動特別大使兼ハイレベル気候チャンピオン、そのほか各国の政府機関、国際機関、学術関係者等 60 名以上

・（参加者）政府機関、国際機関、学術機関、NGO 関係者等、400 名以上
海洋政策研究所からは角南篤海洋政策研究所長、前川美湖主任研究員、角田智彦主任研究員、小林正典主任研究員、高原聡子研究員、吉岡渚研究員の計 6 名が参加。

【内容】
笹川平和財団海洋政策研究所は、2018 年 12 月 8 日（土）に、ポーランド・カトヴィツェにて開催された国連気候変動枠組条約第 24 回締約国会議（COP24）の会期中に、グローバル・オーシャン・フォーラム（GOF）、オセアノ・アズール財団、ユネスコ政府間海洋学委員会（IOC）等とともに、政策提言イベント「Oceans Action Day」（オーシャンズ・アクション・デイ）を約 400 名の参加者のもと開催した。当イベントは、海洋と気候変動の課題について議論するサイドイベントとして 2015 年より毎年開催しており、2016 年からは、「グローバルな気候行動のためのマラケシュ・パートナーシップ（GCA: The Marrakech Partnership for Global Climate Action）」の取組の一環として開催されている。

「海洋と気候変動の連鎖」を主要テーマとした今回は、気候変動と海洋に関わる国際機関、政府、研究者、NGO などから約 60 名が登壇し、海洋の観点から気候変動に関する緩和策および適応策、科学的知見、資金、移転・移住の課題などについて有意義な議論が展開された。

図 2：午前に開催されたハイレベル・オープニングの登壇者（左：Tomasz Chruszczow COP24 気候変動特別大使兼ハイレベル気候チャンピオン、中：Peter Thomson 国連海洋特別大使、右：角南篤笹川平和財団海洋政策研究所長）

午前に行われたハイレベル・オープニングでは、共同主催者からの挨拶ののち、COP24 議長国であるポーランドから、Tomasz Chruszczow COP24 気候変動特別大使兼ハイレベル気候チャンピオンが登壇した。Chruszczow 氏からは、今年 10 月に発表された IPCC1.5□特別報告書によって海洋と気候変動の問題への取組が一層重要となったことや、海洋の保全が経済発展にとっても重要な要素であるとの発言が行われた。続いて、Peter Thomson 国連海洋特別大使は、国連事務総長からのメッセージとして、行動と野心の向上、海洋保全の実施についてのガイドライン、そして資金の安定化の必要性について提言した。また、2020 年にナイロビで開催される予定の第 2 回国連海洋会議での焦点について言及した。さらに、Taholo Kami Ocean Pathway 特別代表は、COP25 までにフィジーが議長国となって主要 50 か国による海洋に係る会議を開催すること、および海洋・雪氷圏に関する IPCC 特別報告書とあわせて閣僚級の会合を行うことを提案した。また、非国家アクターの取組として、Ken Alex カリフォルニア州知事事務所計画研究部長は、ブルーカーボンや沿岸域の保護について紹介した。日本からは、白山義久海洋研究開発機構（JAMSTEC）特任参事・笹川平和財団海洋政策研究所客員研究員が登壇し、異なるステークホルダーの協働の重要性を強調した。そして、角南篤笹川平和財団海洋政策研究所長の総括によりハイレベル・オープニングが終了した。

図 3：ハイレベル・オープニングでのパネル・ディスカッション（左上：オープニングの登壇者、右上：会議場の様子、下：「国際・地域・国家の各レベルでの海洋と気候変動の課題への貢献」と題されたセッションの登壇者、中央は白山義久 JAMSTEC 特任参事・SPF 客員研究員 ）

午後は、海洋と気候の行動ロードマップ（ROCA）※の主要テーマである「科学的知見」、「適応、移転・移住」、「NDCs と資金」について、3 つのセッションが海洋政策研究所の角南所長による開会挨拶のもと日本パビリオンにおいて行われた。このうち「適応、移転・移住」セッションでは海洋政策研究所の前川美湖主任研究員が議長を務め、気候変動に起因する移転・移住問題を概観するとともに、翌週マラケシュで採択される予定の国際移住協定などに言及し、当該問題に関する動きが高まっていることを強調した。そのほか、災害移転プラットフォーム（PDD）から Atle Solberg 部門長が登壇し、「移転に関するタスクフォース」の活動について、気候変動の損失と損害に対処するためのワルシャワ国際メカニズム執行委員会への提言に多様なステークホルダーが参加したことなどを紹介した。

「科学的知見」に関するセッションでは、Hans-Otto Pörtner IPCC 第二作業部会共同議長が、IPCC1.5℃特別報告書によって気温上昇が 1.5℃のシナリオと 2.0℃のシナリオで明確な違いが明らかにされたことを示した。「NDCs と資金」に関するセッションでは、NDCs（各国が定める貢献）に対して、いかに海洋に関する目標設定を組み込むかについての議論が行われた。

図 4：日本パビリオンで開催された、ROCA 主要テーマに関する課題別セッションの様子

最後にハイレベル・クロージングが、海洋政策研究所の角南所長を議長として開催された。初めに議長から、2019 年に日本で開催される G20 やアフリカ開発会議（TICAD）が海洋と気候変動の問題について各国が議論するプラットフォームとしての役割を果たし、今後の気候変動と海洋の関連性が活発に議論されることへの期待が示された。また、Susi Pudjiastuti インドネシア海洋水産大臣は、COP24 で海洋の重要性が改めて認識され、今後は海洋生態系の気候変動リスクに対して多様なステークホルダーが取り組む必要があると述べた。Luis Alfonso de Alba 国連気候サミット特別大使（Isabel Aranda 氏による代読）からは、2019 年に開催される国連気候サミットにおいても海洋が重要な議題となることが示された。

図 5：左上：ハイレベル・クロージングで議長を務めた海洋政策研究所の角南所長、右上：Susi Pudjiastuti インドネシア海洋水産大臣（右）、左下：移転・移住セッションの成果報告を行う海洋政策研究所の前川美湖主任研究員、右下：満員となったパシフィックパビリオン

図 6：ハイレベル・クロージング登壇者の集合写真

IPCC 1.5℃特別報告書によって、気候変動と海洋を取り巻く課題が改めて浮き彫りになったほか、来る 2019 年には海洋・雪氷圏に関する特別報告書の公表が予定されている。さらに、2020 年の国連海洋会議の開催も予定されており、海洋問題に対する注目がより高まることが予想される。多くの登壇者が言及していたように、海洋を取り巻く様々な課題に対して、政治的リーダーのみならず研究者や国際機関を含めた非国家アクターの対話や貢献が求められる。Oceans Action Day の開催やその準備およびフォローアップの過程は、まさにこうした対話の機会を提供している。緊急性の高まる気候変動と海洋の問題に対して、このような専門家および交渉担当者のネットワークが果たす役割はますます大きくなることであろう。

2. Oceans Action Day 連携イベント「ブルーカーボン：最新の科学と政策の連結（Blue Carbon - Linking the Latest Science and Policies）」の開催

【開催概要】
日時：2018 年 12 月 7 日（金）14:45-16:00
場所：COP24 会議場サイドイベントゾーン（日本パビリオン）
主催：笹川平和財団海洋政策研究所、コンサベーション・インターナショナル、グローバル・オーシャン・フォーラム（GOF）、ユネスコ政府間海洋学員会（IOC-UNESCO）、国際自然保護連合（IUCN）

【内容】
12 月 7 日（金）午後には、海洋からの緩和策として注目されているブルーカーボンをテ

ーマにした Oceans Action Day 連携イベント「Blue Carbon - Linking the Latest Science and Policies」が日本パビリオンにおいて開催され、最新の科学的・政策的な理解に資する書籍の出版が紹介されたほか、科学的知見と政策について集中的に議論が行われた。港湾空港技術研究所の桑江朝比呂 沿岸環境研究グループ長がパネリストとして登壇し、浅海域における生態系のブルーカーボンとしての潜在性について最新の科学的知見をもとにした発表が行われた。さらに、Stephen Crooks ブルーカーボンイニシアティブ作業部会共同議長からは、ブルーカーボンとしての生態系に関する新たな研究や、社会科学的なアプローチ、さらにブルーカーボンの低炭素戦略への統合などへの期待が述べられた。

図 7: 12 月 7 日に行われたブルーカーボンのセッション登壇者の集合写真 。日本からは（右から 4 人目から順番に右へ）港湾空港技術研究所の桑江朝比呂沿岸環境研究グループ長、JAMSTEC 白山義久特任参事・ SPF 客員研究員、海洋政策研究所角南篤所長および前川美湖主任研究員が参加した。

3. ハイレベルレセプション「Friends of the Ocean Working Reception and Dinner」の開催

12 月 10 日には、COP24 に参加した海洋関係者による「Friends of the Ocean Working Reception and Dinner」をカトヴィツェ市内にて、スウェーデン政府、笹川平和財団海洋政策研究所、オセアノ・アズール財団のホストのもとで開催した。2020 年の第 2 回国連海洋会議をホストするポルトガルの João Pedro Matos Fernandes 環境大臣や各国大使、NGO 関係者をはじめとする 50 名の参加のもと、Helen Agren スウェーデン海洋担当大使が司会を務め、角南篤海洋政策研究所長や鈴木秀生大使（外務省地球規模課題審議官）が開会のスピーチを通じて、気候変動と海洋の重要性を指摘し、また日本政府の立場を発信した。締約国（政府）および非締約主体が、交流し意見交換を行うことで信頼関係を構築する一助となったといえる。

4. 今後の展望

COP24 で採択された「カトヴィツェ・パッケージ」によって、先送りされた課題もあるものの、各国の気候変動対策の基本的なルールが一応整ったといえる。しかし、IPCC　1.5℃特別報告書が示すように各国の削減努力の引き上げは急務であり、同時に気候変動の悪影響に対処するための適応策の拡充も大きな課題である。COP24 で実施されたタラノア対話はそのための機運を醸成する良い契機となったが、この流れをパリ協定が実施される 2020 年以降に向けて実質的な努力に繋げていく必要がある。締約国のみならず、地方自治体や企業、NGO といった非国家アクターがその一端を担うことも当然に求められる。

今後の展開として、当研究所は Oceans Action Day 等を通じて構築されてきたネットワークを活かし、さらに戦略的な働きかけを行っていくことが期待される。例えば、交渉ゾーンとサイドイベントゾーンとの間には物理的にも情報的にも大きな隔たりがあり、より積極的な交渉プロセスへの貢献も求められるであろう。前回の COP23 では、UNFCCC の交渉プロセスに海洋の要素を包括するためのパートナーシップである The Ocean Pathway がフィジー政府の主導で発足した。このような基盤を生かし、交渉のより丁寧なフォロー、海洋の視点から適切な課題設定と提言を行う、科学的エビデンスに基づいた情報や知見の提供などに注力していくべきである。

2019 年には、海洋問題にさらなる注目が集まることが予想される。同年 9 月には海洋・雪氷圏に関する IPCC 特別報告書が承認公開される予定であり、12 月に開催される COP25 は、持続可能な海洋管理に積極的な立場をとる南米チリが議長国を務める。この好機をとらえ、関係機関等との協力を通じて当研究所による研究成果をより効果的に発信し、海洋に関する科学的知見が適切に交渉過程に反映されるよう働きかけていく必要がある。

参考資料編

資料１．【フランス】ブルーエコノミー法

2019年1月21日

2016年6月21日付フランス共和国官報第0143号

法令正文第1号

ブルーエコノミーのための2016年6月20日付法律第2016-816号（1）

NOR（法令文書番号）：DEVX1600975L

ELI（欧州法令ID）：https://www.legifrance.gouv.fr/eli/loi/2016/6/20/DEVX1600975L/jo/texte
エイリアス：https://www.legifrance.gouv.fr/eli/loi/2016/6/20/2016-816/jo/texte

国民議会及び上院により可決された本法律（以下にその内容を記載）に、

共和国大統領が審署する。

第I編
海洋開発及び商港の競争力強化

第I章
行政手続きの簡易化

第1条

交通法典第5部を以下のとおり改正する。

第1号　第L. 5000-5条を以下のとおり起草する。

「*第L. 5000-5条* - 船舶のトン数の定義及びその計量単位を用いた表記は以下のとおりとする。

第1号　漁船以外の業務用船舶について：

a）その長さが24メートル以上の場合は、船舶のトン数測度に関する1969年6月23日付国際条約に準拠する。

b）その長さが24メートル未満の場合は、規則に定める簡易方式に準拠する。

第2号　漁船について：

a）その長さが24メートル以上の場合は、前述の1969年6月23日付国際条約及び漁船の測度に関する欧州規則に準拠する。

b）その長さが24メートル未満の場合は、漁船の測度に関する欧州規則に準拠する」

第2号　第L. 5111-1条を以下のとおり改正する。

a）第1号に以下の文言を補足する。「登録証明書に記載される」

b）第4号に以下の文言を補足する。「本法典第L. 5000-5条の適用によるトン数単位で定義される」

第3号　第I巻第I編第II章の後に、第L. 5112-2条を含む第II-2章「船舶のトン数測度」を挿入する。

第4号　第L. 5112-2条を以下のとおり起草する。

「*第L. 5112-2条*‐第I項‐フランス国旗を掲げる船舶が以下に該当する場合には、トン数測度を行う。

第1号　業務用船舶の場合。

第2号　または個人用プレジャーボートであって、船舶のトン数測度に関する1969年6月23日付国際条約の意味における長さが24メートル以上の場合。

第II項‐第III項に記載の船舶を除き、第I項に記載の船舶はトン数証書を携行しなければならない。

トン数証書は、場合により行政当局または資格を付与された船級協会が、国務院デクレに定める諸条件に基づき交付する。

トン数証書の交付にあたっては、手数料を徴収される場合がある。

トン数証書は、剥奪される場合がある。

第III項‐漁船以外の業務用船舶であって、前述の1969年6月23日付国際条約の意味における長さが24メートル未満の船舶のトン数は、船舶所有者が届け出なければならない。

この届出をもってトン数証書に代えるものとする。

不正な届出を行った場合、刑法典第441-1条に定める罰則を科される」

第5号　第3号に基づき挿入された第I巻第I編第II-2章に、以下のとおり起草されたL. 5112-3条を補足する。

「*第L. 5112-3条*‐個人用プレジャーボートであって、船舶のトン数測度に関する1969年6月23日付国際条約の意味における長さが24メートル未満の船舶については、トン数測度を行わない」

第2条

第I項‐税関法典を以下のとおり改正する。

第1号　第219条及び第219-2条の第I項を以下のとおり改正する。

a）第1号の文言「共同体」を文言「連合」に置き換える。

b）第2号を以下のとおり改正する。

‐Aの文言「共同体」を文言「連合」に置き換える。

‐同Aに、以下のとおり起草された1文を補足する。

「船舶が共同所有される場合、各管理者はフランス国内に居住しなければならない。フランス国内の居住期間が年間6ヵ月未満の場合には、フランス国内にその住所地を選定しなければならない」

‐Bの第1段及び第2段第1文、CならびにDの*a*及び*c*の文言「共同体」を文言「連合」に置き換える。

‐以下のとおり起草されたEを追加する。

「E.‐または以下の者により裸用船契約されていること。

a）Aに定める国籍及び居住地の条件を満たす自然人。

b）またはBに定める国籍、本社所在地もしくは常設事業所の条件を満たす会社」

第2号　第219条を以下のとおり改正する。

a）第I項第3号を以下のとおり起草する。

「第3号　第2号に定める各ケースのほか、同第2号に想定されるケースのいずれかにおいて前記第2号に定める国籍、居住地、本社所在地または主たる事業所の条件を満たす自然人または法人の権利が船舶の半分には達していないが4分の1以上に及ぶ場合であって、かつ船舶がこの自然人または法人自身により管理されるか、そうでなければ同第2号のAまたはBに定める条件を満たす他の者に管理が委託されている場合には、デクレに定める諸条件に基づき、商船またはプレジャーボートのフランス船籍登録が特別認可により認められることがある」

b）以下のとおり起草された第III項を追加する。

「第III項 - 裸用船契約された船舶のフランス船籍登録は、契約期間中外国国旗を掲げてこの船を航行させることを希望する用船者からの請求を受けて、フランス国旗掲揚の中断により一時停止される場合がある。

フランス船籍登録の一時停止が可能となるのは、抵当債権者の事前合意を得た上で、契約期間中の旗国となる国の法律がこのような場合に同国の新たな抵当権の登記簿への登記を認めていないという条件が満たされた場合に限られる。

フランス船籍登録が一時停止される船舶に対し設定された抵当権は、抵当権保存所本部に登記されたまま維持される」

第3号　第219-2条を以下のとおり改正する。

a）第I項第3号を以下のとおり起草する。

「第3号　第2号に定める各ケースのほか、同第2号に想定されるケースのいずれかにおいて前記第2号に定める国籍、居住地、本社所在地または主たる事業所の条件を満たす自然人または法人の権利が船舶の半分には達していないが4分の1以上に及ぶ場合、デクレに定める諸条件に基づき、漁船のフランス船籍登録が特別認可により認められることがある」

b）第II項の後に、以下のとおり起草された第II-2項を挿入する。

「第II-2項　裸用船契約された船舶のフランス船籍登録は、契約期間中外国国旗を掲げてこの船を航行させることを希望する用船者からの請求を受けて、フランス国旗掲揚の中断に

より一時停止される場合がある。

フランス船籍登録の一時停止が可能となるのは、抵当債権者の事前合意を得た上で、契約期間中の旗国となる国の法律がこのような場合に同国の新たな抵当権の登記簿への登記を認めていないという条件が満たされた場合に限られる。

フランス船籍登録が一時停止される船舶に対し設定された抵当権は、抵当権保存所本部に登記されたまま維持される」

第4号　第241条を以下のとおり改正する。

a）第1段第1文に以下の文言を補足する。「ただし第219条または第219-2条の第I項第2号Eに定める条件を満たしていることを理由にフランス船籍登録された場合を除く」

b）同第1段第2文を削除する。

c）同第1段の後に、以下のとおり起草された1段を挿入する。

「これらに対し設定できるのは、約定抵当権に限られる」

第5号　第251条第1号に以下の文言を補足する。「ただし第219条第III項及び第219-2条第II-2項に記載されるフランス船籍登録の一時停止を除く」

第II項 - 船舶及びその他大型船舶の法的地位に関する1967年1月3日付法律第67-5号を以下のとおり改正する。

a）第3条を以下のとおり起草する。

「*第3条* - 船舶のフランス船籍登録規則は、税関法典第219条及び第219-2条に定める」

b）第43条及び第57条を廃止する。

第3条

税関法典第219条第I項第2号に、以下のとおり起草されたFを補足する。

「F. - または船舶管理業務が以下の各基準を満たしている船舶であること。

a）船舶所有者たる会社の常設事業所、または船舶所有者と船舶管理契約を締結したフランスの会社の常設事業所が、事実上フランスから管理業務を実施している。

b）船舶の操業に責任を負う管理者が、国際安全管理コードの適用による適合証書の所持者であり、AまたはBに定める国籍、居住地、本社所在地または主たる事業所の条件を満たしている」

第4条

同法典第IX編第I章第5節を以下のとおり改正する。

第1号　第237条の「外国の」の文言の後に以下を挿入する。「その国籍を問わず主たる住居または本社がフランス国内に所在する自然人または法人が船舶所有者または用益権者であるプレジャー（……）またはスポーツ用（……）で」

第2号　第238条を以下のとおり改正する。

a）第1段の冒頭を以下のとおり起草する。「第237条に記載の船舶に交付される船舶国籍証書は（……）を生じる（*その他は変更なし*）」

b）第2段の最終文において、文言「租税・関税回避及び関税を含む脱税の取締りを目的とする行政支援」を、文言「情報交換条項または情報交換合意条項を含む租税（……）または一般租税法典第238-0A条第1項第2段に記載のリストに掲載されている」に置き換える。

第5条

同法典第221条を以下のとおり再制定する。

「*第221条* - 第219条または第219-2条に記載のフランス船籍登録に必要な条件のいずれかを満たさなくなった船舶は、管轄当局によりフランス船籍登録簿から強制的に抹消される。

なお抵当権が設定されている船舶を強制的に抹消することはできない」

第6条

同法典第231条を以下のとおり改正する。

第1号　第1項を以下のとおり改正する。

a）第1段の文言「一部」を文言「持分」に置き換え、文言「含まなければ」を文言「記載しなければ」に置き換える。

b）*a*の文言「及び呼称」を文言「、タイプ及び型式」に置き換える。

c）*c*を、以下のとおり起草される*c*～*e*に置き換える。

「*c*）船籍港の税関事務所

d）登録日及び登録番号

e）造船年及び造船のタイプ。建造が非専門業者によるものか、専門業者によるものかを明記のこと」

第2号　第2項の文言「船舶」の後、末尾までを削除する。

第7条

第I項‐同法典第247条を以下のとおり改正する。

第1号　第1項の文言「日付」の後に文言「、時刻及び分」を挿入する。

第2号　第2項の文言「日」の後に文言「、同じ時刻及び同じ分」を挿入し、文言「登記の時刻の違いに関わらず」を削除する。

第II項‐前述の1967年1月3日付法律第67-5号第51条を廃止する。

第8条

税関法典第IX編第I章第7節第6目を以下のとおり改正する。

第1号　タイトルを以下のとおり起草する。「船舶所有権保護負担金及び船舶抵当権に関する責任」

第2号　第252条を以下のとおり起草する。

「*第252条*‐船舶抵当権に関して税関・間接税当局に付与される権限は、各地域を管轄する税関の会計課が、国務院デクレにより定義される条件に基づき行使する。

船舶抵当権保存所のリストは、税関担当大臣の命令に定める」

第3号　第253条を以下のとおり再制定する。

「*第253条* - 国は、各船舶抵当権担当課がその権限の行使に際し犯した過失に起因する損害の責任を負う。

国の責任を問う訴権は行政裁判官に対し行使されるものとし、過失を犯した日から4年間が経過すると訴権は失効する」

第4号　第254条を以下のとおり再制定する。

「*第254条* - 各地域を管轄する船舶抵当権保存所は、抵当権登記の際またはその更新時に船舶所有権保護負担金を徴収する。

この負担金の額は、抵当権登記された船舶の数を問わず、抵当権設定の原因となった債権の元金の0.05%とする。ただし同一債権の担保となっている複数の船舶が、異なる船舶抵当権保存所に属する複数の港で登録されている場合、船舶所有権保護負担金は各港の保存吏に支払うものとする。

抵当権登記明細書は船舶1隻のみについて1通発行される。申請者の住所地変更、債権者の代位または抵当権抹消の場合、申請者は抵当権登記毎に個別に届け出なければならない」

第9条

同法典第285条第3項の冒頭を以下のとおり起草する。「交通法典第5部第III巻第II編の適用により、（……）場合がある（*その他は変更なし*）」

第10条

前述の1967年1月3日付法律第67-5号第VI章を以下のとおり改正する。

第1号　冒頭に以下のとおり起草された第43A条を追加する。

「*第43A条* - 船舶抵当権に関する規則は、税関法典第IX編第I章第7節及び本章に定める」

第2号　第44条～第46条、第48条、第49条及び第52条～第54条を廃止する。

第11条

入港税・船舶諸税の制度改革に関する1967年12月28日付法律第67-1175号を以下のとおり改正する。

第1号　第I章の前に、以下のとおり起草された第1A条を追加する。

「*第1 A条* - 入港税・船舶諸税に関する規則は、税関法典第IX編第I章、交通法典第5部第III巻第II編及び本法律に定める」

第2号　第I章～第IV章、第18条、第23条及び同法律の付属資料に添付されたフランス船籍登録税・船舶諸税に関する表を廃止する。

第12条

交通法典第5部第I巻第I編第II章を以下のとおり改正する。

第1号　タイトルに以下の文言を補足する。「及び登録」

第2号　第L. 5112-1条の後に、以下のとおり起草された第L. 5112-1-1条～第L. 5112-1-3条を挿入する。

「*第L. 5112-1-1条* - 登録は、フランス船籍登録された船舶をフランス船籍登録簿に記載する手続きである。

フランス国旗を掲げる船舶はいずれも登録を義務付けられる。

この登録により登録証明書が作成される。

第L. 5112-1-2条 - フランス国旗を掲げる航海中の船舶は、いずれも第L. 5112-1-1条に定める登録証明書を船内に携行しなければならない。

第L. 5112-1-3条 - 税関法典第217条に記載のフランス船籍登録証書及び本法典第L. 5112-1-1条に定めるフランス船籍登録証明書は、共通の文書が1部のみ発行される」

第13条

税関法典第224条第3項第2段末尾の文言「スポーツ担当省」を、文言「県内の国家代理人」に置き換える。

第14条

交通法典第L. 5412-7条の文言「となる航行報告書及び航海日誌に定期的に記録する」を、

文言「となる航海日誌に適切に記録する」に置き換える。

第15条

同法典第5部第II巻第III編を以下のとおり改正する。

第1号　第L. 5231-2条第1号～第3号を、以下のとおり起草された第1号及び第2号に置き換える。

「第1号　艤装許可証

第2号　航行許可証」

第2号　第II章のタイトルを以下のとおり起草する。「艤装許可証」

第3号　第L. 5232-1条を以下のとおり改正する。

a）第1段の文言「船員により構成される」を文言「1名以上の船員を含む」に置き換え、文言「乗組員名簿」を文言「艤装許可証」に置き換える。

b）第2段第1文の文言「乗組員名簿」を文言「艤装許可証」に置き換える。

c）同第1文の後に、以下のとおり起草された1文を挿入する。

「この許可証は、当該船舶の船員配乗及び雇用条件に関する艤装状況が、本第5部第V巻及び第VI巻、ならびに第VII巻第I編～第IX編第V章に適合していることを証明するものである」

第4号　第L. 5232-2条第1段の文言「船員により構成される」を文言「1名以上の船員を含む」に置き換え、文言「乗組員名簿」を文言「艤装許可証」に置き換える。

第5号　第L. 5232-3条末尾の文言「乗組員名簿」を文言「艤装許可証」に置き換える。

第6号　第L. 5232-4条を以下のとおり改正する。

a）冒頭に文言「艤装許可証の内容、」を追加する。

b）文言「乗組員名簿」を文言「艤装許可証」に置き換える。

第7号　第III章を廃止する。

第8号　第L. 5234-1条を以下のとおり改正する。

a）文言「プレジャー」を削除する。

b）参照先「第3号及び第4号の」を参照先「第3号の」に置き換える。

第9号　第VI章に、以下のとおり起草された第L. 5236-2条を補足する。

「*第L. 5236-2条*‐第L. 5222-1条第1号～第4号、第8号及び第10号に記載の者は、その任務遂行にあたり、雇用者及びその資格を問わず乗船するあらゆる被雇用者に対し、その身分事項または住所、また場合によりその海員資格を証明するよう求める権限を付与される。

これらの者は、その任務遂行にあたり船内に立ち入ることができる。

これらの者は船内を視察し、必要な情報及び証明書を収集することができ、また媒体を問わず有益なあらゆる文書、証書類、証明書または証拠書類の提出を求めるとともに、その写しをとることができる。

ただしこれらの者による船舶の居住専用部分への立入りは、第L. 5243-4条第3段に定める条件に基づき実施される場合にのみ認められる」

第16条

第I項‐交通法典第5部を以下のとおり改正する。

第1号　第L. 5511-3条第2段の文言「名簿」を文言「リスト」に置き換える。

第2号　第L. 5511-4条第2号及び第3号の文言「名簿」を文言「リスト」に置き換える。

第3号　第L. 5542-5条を以下のとおり改正する。

a）第II項を廃止する。

b）第III項冒頭を以下のとおり起草する。「海員カテゴリーに属する者の乗組員リストへの登録にあたっては、（……）を免除される（*その他は変更なし*）」

第4号　第L. 5532-1条第1段の文言「名簿」を文言「リスト」に置き換える。

第5号　第L. 5552-16条第4号の文言「乗組員名簿の」を文言「乗組員業務歴一覧表の」に置き換え、文言「この名簿」を文言「この乗組員業務歴一覧表」に置き換える。

第6号　第L. 5542-18条第1段末尾、第L. 5715-4条、第L. 5735-4条、第L. 5745-4条及び第L. 5755-4条の第2段の文言「乗組員名簿に」を文言「乗組員業務歴一覧表に」に置き換える。

第7号　第L. 5549-5条の文言「名簿に」を文言「乗組員業務歴一覧表に」に置き換え、文言「乗組員」を追加する。

第8号　第L. 5552-18条第1文の文言「乗組員名簿の」を文言「乗組員業務歴一覧表の」に置き換える。

第9号　第L. 5762-1条の文言「条項」の後に文言「第III編第I章～第IV章及び」を挿入する。

第10号　第L. 5772-1条の文言「条項」の後に文言「第III編第I章～第IV章及び」を挿入する。

第11号　第L. 5785-1条第I段の参照先「第L. 5549-1条」の後に参照先「、第L. 5551-3条」を挿入する。

第12号　第L. 5785-3条第1号の文言「乗組員名簿への」を文言「乗組員業務歴一覧表への」に置き換える。

第13号　第L. 5795-1条第I段の参照先「第L. 5549-1条」の後に参照先「、第L. 5551-3条」を挿入する。

第14号　第L. 5795-4条第1号の文言「乗組員名簿への」を文言「乗組員業務歴一覧表への」に置き換える。

第II項 - 民法典を以下のとおり改正する。

第1号　第59条最終段第2文末尾の文言「乗組員名簿」を文言「航海日誌」に置き換える。

第2号　第993条の文言「名簿」を文言「航海日誌」に置き換える。

第III項 - 軍事裁判法典第L. 121-5条第1号の文言「名簿」を文言「リスト」に置き換える。

第IV項 - 農事・海洋漁業法典を以下のとおり改正する。

第1号　第L. 921-7条第3段第1文及び第2文の文言「乗組員名簿」を文言「艤装許可証」に置き換える。

第2号　第L. 945-4条第17号の文言「乗組員名簿」を文言「艤装許可証」に置き換える。

第V項 - 海上労働法典第54条を廃止する。

第VI項‐海洋航行証に関する1942年4月1日付法律第42-427号を以下のとおり改正する。

第1号　第3条最終段を以下のとおり起草する。

「航行許可証は年に1回認証される」

第2号　第II編、第III編及び第V編を廃止する。

第VII項‐海外県及びフランス領ポリネシア海外領土の一部船員を対象とする船員退職年金法典及び1938年6月17日付デクレ・ロワの各種条項への特例に関する1977年4月27日付法律第77-441号第1条第2段の文言「乗組員名簿に」を文言「乗組員業務歴一覧表に」に置き換える。

第VIII項‐交通法典法律の部に関する2010年10月28日付オルドナンス第2010-1307号第9条第17号の参照先「第5条、第6条、第6-1条」及び文言「及び第10条第2段第2文」を削除する。

第17条

交通法典第5部第V巻第V編第I章に、以下のとおり起草された第L. 5551-3条を補足する。

「*第L. 5551-3条*‐この部の適用にあたり、「乗組員業務歴一覧表」とは、船員の職業に従事し船員障害全国施設に加入している、海洋船舶運航企業各社の全被用者を識別する文書を指す。

乗組員業務歴一覧表は、同一船主が操業する1または複数の船舶を対象に作成される。

乗組員業務歴一覧表の更新は、デジタル形式で実施可能である」

第18条

第15条、第16条及び第17条の発効日は国務院デクレに定めるものとし、遅くとも本法律の審署後6ヵ月以内とする。

第19条

第I項‐交通法典第5部第VII巻を以下のとおり改正する。

第1号　第III編第I章の前に、以下のとおり起草された第L. 5730-1条を挿入する。

「*第L. 5730-1条* - 第L. 5000-5条をサン・バルテルミーに適用するためには、第2号*a*及び*b*の文言「に」の後に文言「に基づき本土で適用される規則」を挿入する」

第2号　第V編第I章の前に、以下のとおり起草された第L. 5750-1条を挿入する。

「*第L. 5750-1条* - 第L. 5000-5条をサンピエール及びミクロンに適用するためには、第2号*a*及び*b*の文言「に」の後に文言「に基づき本土で適用される規則」を挿入する」

第3号　第L. 5760-1条に、以下のとおり起草された1段を補足する。

「第L. 5000-5条を適用するためには、第2号*a*及び*b*の文言「に」の後に文言「に基づき本土で適用される規則」を挿入する」

第4号　第L. 5770-1条に、以下のとおり起草された1段を補足する。

「第L. 5000-5条を適用するためには、第2号*a*及び*b*の文言「に」の後に文言「に基づき本土で適用される規則」を挿入する」

第5号　第L. 5780-1条に、以下のとおり起草された1段を補足する。

「第L. 5000-5条を適用するためには、第2号*a*及び*b*の文言「に」の後に文言「に基づき本土で適用される規則」を挿入する」

第6号　第L. 5790-1条に、以下のとおり起草された1段を補足する。

「第L. 5000-5条を適用するためには、第2号*a*及び*b*の文言「に」の後に文言「に基づき本土で適用される規則」を挿入する」

第II項 - 第1条第4号及び第5号、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第8条、第9条、第10条、第11条ならびに第13条は、サンピエール及びミクロンには適用されない。

第10条はニューカレドニア及びワリス・フテュナに適用される。

第12条はサンピエール及びミクロン、サン・マルタン及びサン・バルテルミーには適用されない。

同第12条はワリス・フテュナ及びフランス領南方・南極地域に適用される。

第14条はニューカレドニア、ワリス・フテュナ及びフランス領南方・南極地域に適用される。

第15条はワリス・フテュナ及びフランス領南方・南極地域に適用される。

第16条は、第I項第3号、第5号、第6号、第7号及び第8号を除き、ニューカレドニア、フランス領ポリネシア、ワリス・フテュナ及びフランス領南方・南極地域に適用される。

第III項 - 前述の1967年1月3日付法律第67-5号第VI章に、以下のとおり起草された第57-2条を補足する。

「*第57-2条* - ブルーエコノミーのための2016年6月20日付法律第2016-816号第10条に基づき起草された第43A条は、サンピエール及びミクロン、ワリス・フテュナ、ニューカレドニア及びフランス領南方・南極地域に適用される」

第II章
港湾管理の改革

第20条

交通法典第5部第III巻第I編第II章第2節第1款に、以下のとおり起草された第L. 5312-8-1条を補足する。

「*第L. 5312-8-1条* - 監査役会はその内部に監査委員会を設置する。

この監査委員会は地域圏代表者を1名以上含む。

重要港駐在政府委員及び経済・金融検査担当当局は監査委員会会合に出席し、当該会合における発言権を有する。監査役会会長は、監査委員会の構成員ではない。

監査委員会は、内部監査の質及び政府に提出する情報の信頼性を保証する監査役会の任務を補佐する。

監査役会は監査委員会の権限に属する事案を定義する。この事案には、とりわけ内部監査システムの有効性に対するチェック、年次決算書及び連結決算書を対象とする法定検査の監督、簿外債務の主要リスク評価、ならびに会計監査人の独立性に関する審査及び追跡調査が含まれる」

第21条

同法典第L. 5312-7条を以下のとおり改正する。

第1号　第2号を以下のとおり起草する。

「第2号　地域圏代表者2名」

第2号　第2号の後に以下のとおり起草された第2-2号を挿入する。

「第2-2号　地域圏以外の地方自治体及びその集合体の代表者3名（うち1名以上は県の代表者）」

第3号　第4号の文言「国」の後に文言「地域圏議会議長の答申を経た」を挿入する。

第22条

同法典第L. 5312-9条を以下のとおり起草する。

「*第L. 5312-9条*‐業務執行役員会構成員の人数は、重要港毎にデクレに定める。

業務執行役員会会長は、この港の本部が所在する地域圏の地域圏議会議長の答申及び監査役会による同意の答申を経た上で、デクレにより指名される。

業務執行役員会会長は代表執行役の肩書を有する。

業務執行役員会の他の構成員は、業務執行役員会会長の提案に基づき監査役会が指名する。

業務執行役員会構成員の任期は規則に定める」

第23条

第I項‐同法典第L. 5312-11条を以下のとおり起草する。

「*第L. 5312-11条*‐各重要港の開発評議会は以下の代表者により構成される。

第1号　業界関係者、労働組合代表、協会・団体代表。

第2号　地方自治体及びその集合体。港の本部が所在する地域圏を含む。

第1号に記載の開発評議会の構成員は、この港の本部が所在する地域圏の地域圏議会議長の答申を経た上で、地域圏内の国家代理人が指名する。

開発評議会は、この重要港の戦略的計画、投資計画及び料金の設定方針について答申を出す。開発評議会は提案を行うことができ、その権限の範囲に含まれるあらゆる問題を監査

役会会合の議事次第に盛り込むよう求める権利を有する。

開発評議会の答申は監査役会に通知される。

開発評議会の内部に投資委員会を設置する。投資委員会の議長は地域圏議会議長またはその代理人が務めるものとし、以下に示す2つの集団に属する同数の代表者により構成される。

a）公的機関投資家集団。重要港の業務執行役員会構成員、開発評議会の構成員たる公的機関投資家の代表（その人数は投資額に応じ決定され、この集団の構成員として適格性を有する1構成員につき最低1席）、及び国家代理人1名により構成される。

b）民間投資家集団。重要港の用地内で多額の投資を実施し、10年以上の占有許可証の名義人となっている企業を代表する開発評議会構成員の中から選出される。各重要港はその用地内における企業の投資が多額であるとみなされる下限の額を決定する。

以下については、投資委員会に諮問する。

‐重要港の戦略的計画。監査役会の審査に付すための提出前に諮問を受ける。

‐戦略的計画に盛り込まれる、港の用地内で実施予定の公益・公共インフラ投資計画。

投資委員会の答申は、県の行政行為集に公示される。

開発評議会は、戦略的計画に盛り込まれる投資について、最終意見書を監査役会に提出する前に、改めて審議を行うよう投資委員会に求めることができる。

監査役会が第10段～第12段の適用により提出された投資委員会の反対意見に従わない旨決定した場合には、その理由を明らかにしなければならない。この理由は県の行政行為集に公示される。

投資委員会の審議は、委員の5分の3の過半数により採択される。

投資委員会の答申は、開発評議会及び監査役会に提出される。

第12段の適用により投資委員会の答申に付す投資計画の金額は、監査役会が定める」

第II項‐同法典第L. 5713-1-1条第5号を以下のとおり起草する。

「第5号　第L. 5312-11条第1号に文言「とりわけ少なくとも1名の消費者代表を含む」を補足する。

第24条

同法典第L. 5312-12条第1段の文言「重要（……）の」を文言「1つまたは複数の重要（……）の」に置き換え、文言「自治」を削除する。

第25条

同法典第L. 5312-12条第2段を以下のとおり改正する。

第1号　第1文に文言「国及び欧州レベルの課題に対する沿岸地域毎の共通見解策定を目的として」を補足する。

第2号　第2文に文言「浚渫及び曳航を含む専門知識及び役務の」を補足する。

第26条

環境法典第L. 219-6-1条第1段第2文の文言「公」の後に、文言「地方分権港、」を挿入する。

第27条

一般租税法典第1695条第II項を以下のとおり改正する。

第1号　第1段を以下のとおり改正する。

a）文言「者」を文言「全ての自然人または法人」に置き換える。

b）参照先「287」の後、末尾を削除する。

第2号　第2段の文言「前述の」を文言「欧州関税法典を制定する」に置き換える。

第28条

交通法典第L. 5314-12条を以下のとおり改正する。

第1号　文言「戦略的」の後に文言「環境問題の考慮」を挿入する。

第2号　以下のとおり起草された1段を追加する。

「港湾評議会は、改選の都度、営業、料金、開発または評議会に提出されるその他あらゆる問題について検討する各委員会を設置する」

第29条

同法典第L. 5321-1条第1段の文言「船舶」の後に、文言「及びその乗組員」を挿入する。

第30条

第I項‐同法典第5部第III巻第III編第VII章第1節を以下のとおり改正する。

第1号　第L. 5337-3-1条第1文の参照先「第L. 5331-6条第3号及び第4号に」を参照先「第L. 5331-5条第3号に」に置き換える。

第2号　以下のとおり起草された第L. 5337-3-2条を追加する。

「*第L. 5337-3-2条*‐第L. 5331-5条第1号に記載の重要港において幹線交通路侵害が確認された場合、重要港の業務執行役員会会長は、当該分野について知事が有する権限とは別に、行政裁判法典第VII巻第VII編第IV章に定める条件及び手続きに従い、当該地域を管轄する行政裁判所に付託する。会長は自身に代わり業務執行役員会の他の構成員に署名を代行させることができる」

第II項‐行政裁判法典第L. 774-2条第2段最終文の文言「同法典第L. 5337-3-1条に指定する当局が管轄する」を、文言「同法典第L. 5337-3-1条及び第L. 5337-3-2条に記載する当局が管轄する」に置き換える。

第31条

第I項‐第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第27条及び第29条は、サン・バルテルミー及びサン・マルタンには適用されない。

第II項‐第27条はサンピエール及びミクロンには適用されない。

第III章
海員の雇用適性強化及び海員の保護強化

第32条

交通法典第L. 5511-1条第3号に、以下のとおり起草された3段を補足する。

「船員には、以下のとおり定義される商船船員と漁船船員が含まれる。

a）「商船船員」：商業活動に使用される船舶の操業に直接関連する活動に従事する海員（2006年2月7日にジュネーヴで採択された国際労働機関の海上の労働に関する条約の対象であるか否かは問わない）。なお漁業または類似の活動に使用される船舶を除く。

b）「漁船船員」：2007年6月14日にジュネーヴで採択された国際労働機関の漁業部門における労働に関する条約（第188号）に帰属する漁業活動に使用される船舶の操業に直接関連する活動に従事する海員」

第33条

同法典第5部を以下のとおり改正する。

第1号　第L. 5521-1条を以下のとおり改正する。

a）第IV項第3号を廃止する。

b）以下のとおり起草された第V項を追加する。

「第V項 - 海員の健康上の航海適性基準は、海員高等評議会への諮問を経た上で、海洋担当大臣の命令に定める。この基準においては、海上における健康及び労働に関する国際勧告、船上での労働・生活条件の特殊性、ならびに海上における安全上の必須条件を考慮する。場合により、この基準は船上の職務別または航海のタイプ別に決定される」

第2号　第L. 5521-2条を以下のとおり改正する。

a）第I項の文言「に対応する職業訓練の条件を満たさない」を文言「海事職業訓練受講証、ならびに必要な能力及び（……）に対応する資格を備えていない」に置き換える。

b）第II項第1号及び第2号を、以下のとおり起草された第1号～第4号に置き換える。

「第1号　海事職業訓練受講証の交付及び有効期限に関する条件

第2号　第I項の例外に関する条件

第3号　海事職業訓練受講証に付随する特権の一時停止及び取消しの手順

第4号　外国で取得または修了した専門職の称号、免状及び資格の認定条件（必要に応じ追加的な試験または確認を実施の上で認定）」

c）以下のとおり起草された第III項を追加する。

「第III項‐第I項に記載の海事職業訓練受講証及び資格については規則に定める」

第3号　第L. 5524-1条の参照先「第L. 5521-1条」を参照先「第L. 5521-2条」に置き換える。

第4号　第L. 5725-1条第2段に最初に登場する文言「ならびに」の後に参照先「第L. 5521-1条第V項及び」を挿入する。

第34条

同法典第L. 5521-4条を以下のとおり改正する。

第1号　第1段の後に、以下のとおり起草された1段を挿入する。

「漁船で業務を遂行する機関士長の職務には第1段が適用されない」

第2号　第2段に以下のとおり起草された1文を補足する。

「ここにはとりわけ船長、船長代行を務める士官及び船舶の保安担当官の職務遂行、ならびに機関士長の職務遂行（ただし第2段の留保付き）に適合する無犯罪証明書第2号への記載事項について定める」

第35条

同法典第5部第V巻第II編第I章に、以下のとおり起草された第L. 5521-5条を補足する。

「*第L. 5521-5条*‐小規模漁業用船舶または海産物養殖作業船舶に乗船する船長及びその代行は、公権力の特権を享受できない」

第36条

同法典第5部を以下のとおり改正する。

第1号　第L. 5542-18条第2段の後に、以下のとおり起草された1段を挿入する。

「第1段の例外として、海洋漁業においては、部門別集団協定に、手当を受け取る権利の発生期間を乗組員業務歴一覧表への登録期間より短く設定することができる。この期間は実際の乗船期間を下回ってはならない」

第2号　第L. 5725-4条、ならびに第L. 5785-3条及び第L. 5795-4条の第2号の文言「第4」を文言「第5」に置き換える。

第37条

同法典第L. 5522-3条第I項に、以下のとおり起草された1文を補足する。

「フランスの管轄当局は、いつでもこのリストを要求することができる」

第38条

同法典第L. 5542-48条第2段の後に、以下のとおり起草された1段を挿入する。

「和解・調停の試みを目的とした要請書の配達証明書をもって、時効及び訴訟提起可能期限が中断される」

第39条

第I項‐同法典第L. 5543-1-1条に、以下のとおり起草された第V項を補足する。

「第V項‐海員に関連する国際労働機関の各条約の実施にあたっては、全国海事団体交渉委員会の協議が、国際労働機関の1976年の三者の間の協議（国際労働基準）条約（第144号）の意味における三者間協議に相当する。

この協議は、海員にとって国際労働機関の他の条約の実施にも有効である」

第II項‐同法典第L. 5543-2-1条第III項第1段、ならびに第L. 5544-4条及び第L. 5544-16条第IV項の文言「当事者たる船主及び海員を最もよく代表する組織の答申を経た上で制定され

る」を削除する。

第III項 - 文言「国務院デクレに」の後、前記法典第L. 5544-32条の末尾を削除する。

第IV項 - 同法典第L. 5544-40条第2段の文言「当事者たる船主及び海員を最もよく代表する組織の答申を経た上で制定される」を削除する。

第V項 - 同法典第L. 5623-9条の文言「船主を代表する職業団体及び海員を代表する組合組織への諮問を経た上で」を削除する。

第40条

同法典第L. 5564-1条を以下のとおり改正する。

第1号　文言「船舶」の後に文言「第L. 5561-1条に記載の」を挿入する。

第2号　文言「島嶼との（……）または周遊（……）及び総トン数650トン未満の」を削除する。

第41条

第I項 - 同法典第L. 5548-1条を以下のとおり改正する。

第1号　第2段末尾の文言「船員」を文言「海員」に置き換える。

第2号　最終段を以下のとおり起草する。

「船長は、船籍関連法に基づく海員代表が存在する場合、乗船しているこの代表に労働査察官または労働検査官の視察が行われる旨を通知し、当該代表の希望に応じこの視察への立会いを認めるものとする」

第II項 - 同法典第L. 5548-2条の文言「船員」を文言「海員」に置き換える。

第III項 - 同法典第5部第V巻第IV編第VIII章を以下のとおり改正する。

第1号　第L. 5548-3条の後に、以下のとおり起草された第L. 5548-3-1条を挿入する。

「*第L. 5548-3-1条* - 労働査察官または労働検査官の任務とは別に、海洋担当大臣の監督下で（またはその命に従い）海事分野の検査任務を遂行する部局に配属される吏員及び公務

員は、本巻第VI編の適用状況の検査、及びフランス国内の港に寄港している外国国旗を掲げた船舶に乗船する海員の労働に関する国際労働機関の基準の適用状況の検査を担当する。

これらの吏員及び公務員は、その任務遂行にあたり、雇用者及びその資格を問わず乗船するあらゆる被雇用者に対し、その身分事項または住所、また場合によりその海員資格を証明するよう求める権限を付与される。

船長は、船籍関連法に基づく海員代表が存在する場合、乗船しているこの代表に吏員または公務員の視察が行われる旨を通知し、当該代表の希望に応じこの視察への立会いを認めるものとする」

第2号　以下のとおり起草された第L. 5548-5条を追加する。

「*第L. 5548-5条* - 海洋担当大臣の監督下で（またはその命に従い）海事分野の検査任務を遂行する部局に配属される吏員及び公務員、ならびに労働査察官及び労働検査官は、本章に定める検査任務の遂行に有用なあらゆる情報及び資料を相互に伝達し合うものとする。これらの任務遂行のため、これら各人は検査スケジュール及びその結果を相互に連絡し合うものとする」

第42条

同法典第L. 5612-1条第I項第2号に、以下のとおり起草された1文を補足する。

「ただし、フランス国外に居住し、欧州規則の適用により第L. 5551-1条に定める老齢年金保険制度に加入する船員がフランス国際船舶登録簿に登録される船舶に乗船する場合には、これら船員に第L. 5521-2-1条が適用される」

第43条

第I項 - 第L. 5553-11条を以下のとおり起草する。

「*第L. 5553-11条* - 海洋船舶運航企業は、これらの企業が雇用する乗組員及び海員のうち、船員老齢年金保険制度に加入し、かつ海上輸送に対する欧州連合の国家援助の共同体ガイドラインに従う輸送活動または海事役務提供活動（基本的に国際競争に晒されている事業）用のフランス国旗を掲げる商船に乗船する乗組員及び海員について、雇用者に課される本法典第L. 5553-1条に記載の使用者負担金、社会保障法典第L. 241-6条に記載の家族手当分担金及び労働法典第L. 5422-9条に記載の失業保険負担金の支払いを免除される」

第II項‐2006年12月21日付2007年度財政法第2006-1666号第137条を廃止する。

第44条

第I項‐交通法典第5部第V巻第VI編を以下のとおり改正する。

第1号　第L. 5561-1条に、以下のとおり起草された1段を補足する。

「本編は洋上催事に参加する伝統的建造船舶には適用されない」

第2号　第L. 5561-2条末尾の参照先「第L. 5561-1条に」を参照先「第L. 5561-1条第1号～第3号に」に置き換える。

第3号　第L. 5562-1条第1段の参照先「第L. 5561-1条に」を参照先「第L. 5561-1条第1号～第3号に」に置き換える。

第4号　第L. 5562-2条を以下のとおり改正する。

a）第1段の文言「船主」の後に、文言「、雇用者またはこれに代わる者」を挿入する。

b）第3号に文言「、雇用者またはこれに代わる者」を補足する。

c）第8号に文言「、雇用者またはこれに代わる者」を補足する。

第5号　第L. 5562-3条第2文の文言「船主」の後に、文言「、雇用者またはこれに代わる者」を挿入する。

第6号　第L. 5563-1条第1段の参照先「第L. 5561-1条に」を参照先「第L. 5561-1条第1号～第3号に」に置き換える。

第7号　第L. 5563-2条第1段の文言「船主」の後に、文言「、雇用者」を挿入する。

第8号　第L. 5566-1条を以下のとおり改正する。

a）第1段の文言「船主」の後に、文言「、雇用者またはこれに代わる者」を挿入する。

b）第2号の参照先「第L. 5561-2条」を参照先「第L. 5562-2条」に置き換える。

第9号　第L. 5566-2条第1段の文言「船主」の後に、文言「、雇用者またはこれに代わる者」を挿入する。

第10号　以下のとおり起草された第VII章を追加する。

第VII章

違反の確認

第L. 5567-1条 - 本編に対する違反は、労働査察官及び労働検査官、海洋担当大臣の監督下で（またはその命に従い）海事分野の検査任務を遂行する部局に配属される吏員及び公務員、ならびに第L. 5222-1条第1号～第4号、第8号及び第10号に記載の者により確認される。

第L. 5567-2条 - 第L. 5567-1条に記載の者は、同第L. 5567-1条に記載の任務遂行にあたり、雇用者またはこれに代わる者、及びその資格を問わず乗船するあらゆる被雇用者に対し、その身分事項または住所、また場合によりその海員資格を証明するよう求める権限を付与される。

船長は、船籍関連法に基づく海員代表が存在する場合、乗船しているこの代表に前記第L. 5567-1条に記載の者の視察が行われる旨を通知し、当該代表の希望に応じこの視察への立会いを認めるものとする。

第L. 5567-3条 - 第L. 5567-1条に記載の者は、本章に定める検査任務の遂行に有用なあらゆる情報及び資料を相互に伝達し合うものとする。

第L. 5567-4条 - 本編もしくはその適用のために講じられた措置に定める行政手続きに違反した場合、検査官の任務を妨害した場合、またはこれら検査官への提示義務がある文書を提出しなかった場合には、海事当局は船主、雇用者またはこれに代わる者に対し、24時間以内に海事当局が指示した港へ船舶を接岸するよう催告し、国の関係部局が必要な検査を実施できるようにする」

第II項 - 社会保障法典第L. 311-3条第34号の参照先「第L. 5561-1条に」を参照先「第L. 5561-1条第1号～第3号に」に置き換える。

第III項 - 2015年12月21日付2016年度社会保障財政法第2015-1702号第31条第II項最後から2番目の段の参照先「第L. 5561-1条に」を参照先「第L. 5561-1条第1号～第3号に」に置き換える。

第45条

交通法典第5部第V巻第VII編に、以下のとおり起草された第L. 5571-4条を補足する。

「*第L. 5571-4条*‐司法警察官及び司法警察職員に加え、第L. 5222-1条第1号～第4号、第8号及び第10号に記載の者は、本編への違反を確認する権限を付与される」

第46条

政府は、船員の職業に対する関心喚起及び企業の競争力向上を目的とする、船員の社会保護制度の調整に関し想定可能な方針を示した報告書を、本法律の審署から6ヵ月以内に国会へ提出する。海員高等評議会が作成するこの報告書には、フランスの社会保護システム及び関連財政の大きな流れ、ならびに海員の要望及びニーズを盛り込む。またこの報告書では海外県、海外地域圏及び海外自治体の特殊性を考慮するものとする。

第47条

第I項‐交通法典第5部第VII巻を以下のとおり改正する。

第1号　第L. 5725-1条を以下のとおり改正する。

a）第1段冒頭に文言「第L. 5511-1条第3号*b*及び」を追加する。

b）第2段冒頭の文言「第I編及び第III編」を文言「第L. 5511-1条第3号*b*を除く第I編及び第III編」に置き換える。

第2号　第L. 5765-1条を以下のとおり改正する。

a）第1段の参照先「第L. 5511-5条」の後に文言「第L. 5511-1条第3号*b*を除く」を挿入し、参照先「第L. 5571-3条」を参照先「第L. 5571-4条」に置き換える。

b）第2段の参照先「第L. 5511-5条」の後に文言「第L. 5511-1条第3号*b*を除く」を挿入し、参照先「第L. 5571-3条」を参照先「第L. 5571-4条」に置き換える。

第3号　第L. 5775-1条を以下のとおり改正する。

a）第1段の参照先「第L. 5511-5条」の後に文言「第L. 5511-1条第3号*b*を除く」を挿入し、参照先「第L. 5571-3条」を参照先「第L. 5571-4条」に置き換える。

b）L. 5775-1条第2段の参照先「第L. 5511-5条」の後に文言「第L. 5511-1条第3号*b*を除く」を挿入し、参照先「第L. 5571-3条」を参照先「第L. 5571-4条」に置き換える。

第4号　第L. 5785-1条を以下のとおり改正する。

a）第1段の参照先「第L. 5511-5条」の後に文言「第L. 5511-1条第3号*b*を除く」を挿入し、参照先「第L. 5521-4条」を参照先「第L. 5521-5条」に置き換え、参照先「第L. 5549-1条第II項及び第III項」の後に参照先「、第L. 5553-11条」を挿入し、参照先「第L. 5571-3条」を参照先「第L. 5571-4条」に置き換える。

b）第2段の参照先「第L. 5511-5条」の後に文言「第L. 5511-1条第3号*b*を除く」を挿入し、参照先「第L. 5571-3条」を参照先「第L. 5571-4条」に置き換える。

第5号　第L. 5785-5-1条の後に、以下のとおり起草された第L. 5785-5-2条を挿入する。

「*第L. 5785-5-2条*‐第L. 5553-11条をワリス・フテュナに適用するためには、文言「に課される（……）、社会保障法典第L. 241-6条に記載の家族手当分担金及び労働法典第L. 5422-9条に記載の失業保険負担金」を文言「に課される」に置き換える」

第6号　第L. 5785-6条の冒頭に文言「第L. 5785-5-2条は別として」を追加する。

第7号　第L. 5795-1条を以下のとおり改正する。

a）第1段の参照先「第L. 5511-5条」の後に文言「第L. 5511-1条第3号*b*を除く」を挿入し、参照先「第L. 5521-4条」を参照先「第L. 5521-5条」に置き換え、参照先「第L. 5571-3条」を参照先「第L. 5571-4条」に置き換える。

b）第2段の参照先「第L. 5511-5条」の後に文言「第L. 5511-1条第3号*b*を除く」を挿入し、参照先「第L. 5571-3条」を参照先「第L. 5571-4条」に置き換える。

第II項‐A‐本法律第32条は、最終段を除き、ニューカレドニア、フランス領ポリネシア、ワリス・フテュナ及びフランス領南方・南極地域に適用される。

B‐本法律第32条最終段はマイヨットには適用されない。

C‐本法律第33条第1号～第3号はワリス・フテュナ、フランス領ポリネシア、ニューカレドニア及びフランス領南方・南極地域に適用される。

D‐第34条はワリス・フテュナ及びフランス領南方・南極地域に適用される。

E‐本法律第36条第1号はワリス・フテュナ及びフランス領南方・南極地域に適用される。

F‐本法律第37条はワリス・フテュナ、フランス領ポリネシア、ニューカレドニア及びフランス領南方・南極地域に適用される。

G‐本法律第38条ならびに第39条第I項及び第II項はマイヨットには適用されない。

第48条

1999年10月19日より前に受給額が確定している船員の退職年金は、本法律の発効日以降に当事者から請求があれば見直すことができ、これによりこの請求以降、本法律の審署日現在有効な方式に従いアルジェリア戦争またはチュニジア及びモロッコにおける紛争への参加を理由とする戦時中の従軍期間を倍増するための承認に関する交通法典第L. 5552-17条第1号の定めを享受することができる。

第IV章
フランス船籍に対する関心喚起

第49条

交通法典第5部第VI巻第I編第I章を以下のとおり改正する。

第1号　第L. 5611-2条を以下のとおり改正する。

a）2度目に登場する文言「船舶」の後、第1号末尾を以下のとおり起草する。「第L.5611-3条第1号に記載の旅客輸送用」

b）第2号の数字「24」を数字「15」に置き換える。

c）以下のとおり起草された第3号を追加する。

「第3号　規則に定める海域内で操業する第1カテゴリーの専門的大規模漁業用船舶」

第2号　第L. 5611-3条第4号に文言「第L. 5611-2条第3号及びその適用のために講じられた規制措置に記載されていない」を補足する。

第50条

同法典第L. 5612-3条を以下のとおり改正する。

第1号　第1段の文言「（その）」の後に文言「船員」を挿入する。

第2号　第2段の後に、以下のとおり起草された2段を挿入する。

「本条の冒頭2段に記載される義務の遵守状況は、船主からの要請があれば、船舶毎ではなく、同船主が操業するフランス国際船舶登録簿に登録された全船舶をまとめて評価することができる。

同冒頭2段に記載される義務の遵守状況は、毎年確認される」

第51条

第I項‐国内安全保障法典第L. 321-3条を以下のとおり起草する。

「*第L. 321-3条*‐第I項‐第L. 324-1条及び第L. 324-2条の例外として、登録簿の別を問わず、フランス国旗を掲げる旅客輸送商船内に設置されるカジノに対し、本章に定める条件に基づき一部の賭博を行う分離・独立した特別な区画を一般開放する一時的許可を付与することができる。

本第I項第1段に記載のカジノにおける賭博の営業許可は、国務院デクレにより認められた標準協定書に適合する協定を船主との間で締結した賭博営業資格を有する法人に対し、内務大臣の命令により付与される。

賭博許可命令には許可の有効期間のほか、許可された賭博の種類、その運営方法、監視・検査任務、賭博場への入場条件及び開場・閉場時刻を定める。命令の定めまたは船主との間で締結された協定の条項が遵守されていなければ、内務大臣はこの許可を取り消すことができる。

第II項‐第I項第1段に記載の船舶は、欧州連合内定期航路の枠組みにおいて航行する限り、賭博営業の対象は第L. 321-5条に記載のゲーム機に限定される。

この条件に基づき使用されるゲーム機の数は、船舶1隻あたり15台を超えてはならない。

第L. 321-4条の例外として、第L. 321-5条に記載のゲーム機のみの営業資格を有する法人は、ゲーム機の設置、保守及びメンテナンスを担当する従業員ならびに会計係を指名しなければならない。

これらの従業員はフランス人、他の欧州連合加盟国の国民、または欧州経済領域に関する協定締約国の国民で、公民権及び参政権を有する成人でなければならない。これらの従業員は内務大臣により認可される。

いかなる場合にも有資格法人が賭博場経営請負業者に代わることはできない。

第III項 - 第I項に記載の区画は、以下においてのみ開場する。

第1号　欧州連合内定期航路を航行する旅客輸送商船については、海港の行政管理区域外。

第2号　その他の船舶については、国際水域。

この区域への立入りを認められるのは、（クルーズ船）乗船券を有する成人の乗客に限られる。

船長及びその代行を務める士官は、カジノ施設内の公の秩序及び保安・安全を保証する」

第II項 - 通貨金融法典を以下のとおり改正する。

第1号　第L. 561-2条第9号の参照先「国内安全保障法典第L. 321-1条」を文言「国内安全保障法典第L. 321-1条及び第L. 321-3条（必要に応じ同第L. 321-3条第II項第3段を適用する可能性を留保する）」に置き換える。

第2号　第L. 755-13条第I項第2号の後に、以下のとおり起草された第2-2号を挿入する。

「第2-2号　第L. 561-2条第9号の文言「国内安全保障法典第L. 321-3条（必要に応じ同第L. 321-3条第II項第3段を適用する可能性を留保する）」を参照先「国内安全保障法典第L. 344-4条」に置き換える。

第V章
水上スポーツ及びビーチレジャーの振興支援

第1節
娯楽セクター発展の推進

第52条

交通法典第5部第II巻第IV編第I章第1節に、以下のとおり起草された第L. 5241-1-1条を補足する。

「*第L. 5241-1-1条* - 掲げる国旗の如何に関わらず、フランス国内に主たる住居または本社を有する自然人または法人が所有するプレジャーボート及び水上オートバイ、ならびにこれらの自然人または法人が用益権を有するプレジャーボート及び水上オートバイは、フランス領海内において、フランス国旗を掲げるプレジャーボート及び水上オートバイの船上

で適用される、船舶操縦免許及び艤装品・安全関連機器に関する全ての規則に従うものとする」

第53条

同法典第L. 5546-1-6条を以下のとおり改正する。

第1号　第1段の文言「船主」の後に、文言「またはプレジャーボートの所有者もしくは借主たる個人に、船上での業務を目的として」を挿入する。

第2号　第2段第2文に最初に登場する文言「フランス」の後に文言「、フランス国際船舶登録簿に登録されていないプレジャーボート」を挿入する。

第54条

一部の廃棄物品の売却に関する1903年12月31日付法律を以下のとおり改正する。

第1号　第1条第1段の文言「洗浄」の後に文言「ならびに修理、保守、保全または保管を目的として業者に預けられた船舶及びプレジャーボート」を挿入する。

第2号　第2条第2段に、以下のとおり起草された1文を補足する。

「第1条第1段に記載の船舶及びプレジャーボートについて、競売が行われない場合に船舶をその解体または取り壊しのために解体業者に直接預けることができる旨、併せてこの命令に記載する」

第3号　第6-2条第3段の後に、以下のとおり起草された1段を挿入する。

「作業現場、オープンエリアまたは船舶修理・保守・保管業者の工場に預けられた船舶及びプレジャーボート」

第55条

環境法典第L. 541-10-10条第1段の「2017」年を「2018」年に置き換える。

第2節
沿岸における活動との共存の推進

第56条

環境法典第L. 321-1条第II項第3号の文言「港湾」の後に文言「水上及び海水浴の」を挿入する。

第VI章
保安及び安全に関する措置の強化

第57条

国内安全保障法典第L. 616-1条第2段第1文の文言「6」を文言「12」に置き換える。

第58条

国防法典第2部第II巻第I編第III章に、以下のとおり起草された第L. 2213-9条を補足する。

「*第L. 2213-9条* - フランス国旗を掲げる船舶は、有事におけるあらゆる種類の物資補給、通信手段、各種役務及び必要不可欠な海事作業の安全を保証するとともに軍事手段を支援可能な戦略的性格を有する船団に配備されることがある。戦略的性格を有するこの船団の編成及びその設置条件については規則に定める」

第59条

エネルギー法典第L. 631-1条を以下のとおり改正する。

第1号　第I項に、以下のとおり起草された1段を補足する。

「本第I項第1段に記載の海上輸送力には石油製品の海上輸送力が含まれ、ここにはデクレに定める割合で原油海上輸送力を含む場合がある。石油製品輸送力には、デクレに定める割合で載貨重量トン数2万トン未満の船舶が担う部分が含まれる」

第2号　第II項第2号を以下のとおり改正する。

a）文言「船主」を文言「船主または船主グループ」に置き換える。

b）文言「力」の後、末尾を以下のとおり起草する。「商船隊担当大臣の命令により承認された標準契約書に適合し、同大臣により承認された」

第60条

税関法典第II編第III章に、以下のとおり起草された第59-9条を補足する。

「*第59-9条*‐税関職員及びエネルギー担当大臣の監督下に置かれる職員は、その石油製品に関する任務遂行にあたり保持する（または収集した）あらゆる情報及び資料を、請求に基づき（または自発的に）交換し合うことを認められる」

第61条

第I項‐交通法典第5部第IV巻第IV編を以下のとおり改正する。

第1号　第L. 5441-1条第1段の文言「外的脅威」を文言「刑法典第224-6条～第224-8条に定める行為または同法典第IV巻第II編に定めるテロ行為の脅威」に置き換える。

第2号　第L. 5442-1条を以下のとおり改正する。

a）第1段冒頭に文言「第I項‐」を追加する。

b）第1段第1文末尾の文言「脅威に晒されたことを理由として」を文言「刑法典第224-6条～第224-8条に定める行為の脅威に晒された時」に置き換える。

c）以下のとおり起草された第II項を追加する。

「第II項‐国際合意の適用は別として、刑法典第IV巻第II編に定めるテロ行為の脅威に晒された場合には、第L. 5441-1条に記載の活動が各国の領海の外で遂行される。

不適格船舶のタイプ及びこれら船舶に護衛官を乗船させることを認める例外的状況については、デクレに定める」

第3号　第L. 5442-12条最終段第1文の文言「外的」を削除する。

第II項‐国内安全保障法典第L. 611-1条第4号の文言「外的脅威」を文言「刑法典第224-6条～第224-8条に定める行為または同法典第IV巻第II編に定めるテロ行為の脅威」に置き換える。

第62条

交通法典第L. 5421-1条第1段の後に、以下のとおり起草された1段を挿入する。

「輸送業者は、目視検査、荷物チェックまたはボディチェックに抵抗する者、及び遵守しなければ人身の安全上問題となる可能性のある条項または公の秩序を乱す可能性のある条項に反する者の乗船を拒否することができる」

第63条

国内安全保障法典第L. 232-7条を以下のとおり改正する。

第1号　第II項を以下のとおり改正する。

a）第1段第1文の文言「航空」の後に文言「及び海上」を挿入し、2ヵ所ある文言「便」を「移動」に置き換える。

b）第2段の文言「航空」の後に文言「及び海上」を挿入する。

c）最終段の文言「航空機」の後に文言「または船舶」を挿入する。

第2号　第III項の文言「航空」の後に文言「及び海上」を挿入し、文言「航空機」の後に文言「または船舶」を挿入する。

第3号　第V項の文言「航空」の後に文言「または海上」を挿入し、文言「航空機」の後に文言「または船舶」を挿入する。

第4号　第VI項第2文の文言「航空」の後に文言「または海上」を挿入し、文言「航空機」の後に文言「または船舶」を挿入する。

第64条

同法典第II巻第III編第II章を以下のとおり改正する。

第1号　第L. 232-4条を以下のとおり改正する。

a）第3段の文言「海上及び」を削除する。

b）第3段の後に、以下のとおり起草された2段を挿入する。

「第L. 232-1条及び第L. 232-2条に記載の処理を実施するため、海上輸送業者は、人の越境

制度に関する共同体法（シェンゲン国境法）を制定する2006年3月15日付欧州議会・理事会規則（EC）第562/2006号付属資料VI段3.1.2に記載の乗客関連データを収集し、内務省担当部局に提出するよう義務付けられる。

海上輸送業者は、本条第4段に記載のデータ以外の第L. 232-1条第3号に記載のデータについても、所持している場合には、同第4段に記載の部局に通知するよう義務付けられる。

第2号　第L. 232-7条第II項第1段第2文に文言「航空輸送業者については（……）、海上輸送業者については同第L. 232-4条第4段に記載のデータ」を補足する。

第65条

交通法典を以下のとおり改正する。

第1号　第L. 4000-3条第1号を以下のとおり起草する。

「第1号　ボート：内陸航行、及び最初の船舶航行障害物と河川・海域境界線との間の航行を目的とするあらゆる浮体構造物」

第2号　第L. 4200-1条に以下のとおり起草された1段を補足する。

「別段の定めがある場合を除き、本巻第I編～第III編、第L. 4272-1条、第L. 4274-2条、第L. 4274-3条及び第L. 4274-5条～第L. 4274-18条は、第L. 4251-1条に定める河川・海域境界線下流部における航行にも適用される」

第3号　第L. 4251-1条を以下のとおり起草する。

「*第L. 4251-1条* - 第I項 - 河川・海域境界線下流部におけるボートの航行は、規則に定める条件に基づき、この境界線近傍に位置する海域に設置された泊地施設への立入りに限定される。

第II項 - 第L. 5321-1条、第L. 5332-6条、第L. 5334-3条、第L. 5334-12条、第L. 5334-13条、第L. 5336-12条及び第L. 5336-14条は、河川・海域境界線下流部を航行するボートに適用される」

第4号　第L. 5241-1条第II項を以下のとおり起草する。

「第II項 - 第L. 4251-1条に定める条件に従う場合を除き、ボートが河川・海域境界線下流部を航行することはできない」

第5号　第5部第II巻第IV編第II章の冒頭に、以下のとおり起草された第 1A節を挿入する。

「*第1A節*

一般条項

第L. 5242-1A条 - 本章に定める違反及び罰則は、内陸航行許可証を有するボートが河川・海域境界線下流部における航海を実施した場合に、このボートに乗船していた者に適用される」

第6号　第L. 5242-6-6条を廃止する。

第66条

同法典第5部第III巻第III編第II章の冒頭に、以下のとおり起草された第L. 5332-1A条を挿入する。

「*第L. 5332-1A条* - 行政当局は、港の保安の改善に関する2005年10月26日付欧州議会・理事会指令第2005/65/EC号付属資料Iに定める港湾の保安評価、ならびに船舶及び港湾施設の保安の改善に関する2004年3月31日付欧州議会・理事会規則（EC）第725/2004号第3条に定める港湾施設の保安評価を実施するか、またはこのための権限を付与された機関にこれらの評価を実施させるものとする。

これらの評価にかかる費用は、行政当局と港湾当局または港湾施設事業者が折半する」

第67条

同法典第L. 5332-1条の文言「隣接する」を削除する。

第68条

同法典を以下のとおり改正する。

第1号　第L. 5332-2条に、以下のとおり起草された1文を補足する。

「この視察の権利は、港湾保安区域内のあらゆる船舶に対して同様に行使することができる」

第2号　第L. 5332-6条第1段末尾の文言「この同じ区域内に所在する」を削除する。

第69条

同法典第5部第III巻第III編第II章に、以下のとおり起草された第L. 5332-8条を補足する。

「*第L. 5332-8条* - 第L. 5332-2条に定める立入制限区域への常時立入りが認められるのは、想定される任務または職務の遂行にその素行が適合し得ることを行政調査により確認の上、県内の国家代理人により正式に権限を付与され個別に指名された者に限られる。

第L. 5332-4条に記載の一部保安任務を担当する職員（国務院デクレにそのリストを定める）は、想定される任務または職務の遂行にその素行が適合し得ることを行政調査により確認の上、県内の国家代理人が個人に対し発行する認可を取得した者とする。

行政調査においては、対象となる人物がその職務遂行時に安全または公の秩序に重大な障害をもたらす行為を犯す可能性について、当人の素行からこれを強く疑わせる根拠の有無を明らかにする。

この調査に際し、無犯罪証明書第2号の照会、ならびに情報処理、ファイル及び自由に関する1978年1月6日付法律第78-17号第26条に属する個人データ自動処理の照会（識別ファイルを除く）を実施する場合がある。

雇用者からの請求または行政当局の主導で実施された新たな行政調査の結果、対象となる人物の任務または職務遂行に対する素行の適合に関し疑義が生じた場合には、付与された権限または認可を取り消す場合がある」

第70条

同法典第5部第III巻第III編第VI章第1節に、以下のとおり起草された第L. 5336-1-1条を補足する。

「*第L. 5336-1-1条* - 科される刑事罰は別として、本法典第L. 5332-4条、第L. 5332-5条もしくは第L. 5332-8条、またはこれら箇条の適用のために講じられた措置を誤認していた場合、管轄行政当局は義務が課せられる法人に対して、当局自ら決定する期限内にこれを果たすよう催告を行うものとする。緊急を要する場合、当該行政当局は公安に対する重大かつ切迫した危険を防ぐために必要な措置を決定する。

付与された期限が経過しても当事者がこの命令に従わなかった場合、行政当局は最高7,500

ユーロの罰金、及び罰金強制としてその決定通知から催告に従うまで適用される日額最高750ユーロの支払いを命じることができる。

この罰金強制は、一般租税法典第1920条に定める先取特権と同じランクの先取特権を享受する。その徴収は、租税及び公有地以外の国の債権に関するものと同様に行われる。収入役は、租税手続き規定第L. 263条に定める第三取得者宛て告知手続きを開始することができる。行政当局により命じられた罰金強制の適用により発せられた収税執行命令書に関する行政裁判官への不服申立は、停止的効果を持たない。

罰金及び罰金強制の額は、確認された違反の重大性に応じて上下する。

違反が確認された時点から1年以上経過すると、罰金を申し渡すことはできなくなる。

付与された期限が経過しても当事者が本条第1段に記載の命令に従わなかった場合、行政当局は、自ら決定する期間にわたり港湾施設または港の営業を停止させることもできる」

第71条

同法典第5部第III巻第III編第VI章を以下のとおり改正する。

第1号　第L. 5336-5条に、以下のとおり起草された第4号を補足する。

「第4号　第L. 5336-10条に定める軽罪については、港務官及び港務官補佐」

第2号　第L. 5336-10条の文言「科される」の後に文言「6年間の禁錮及び」を挿入する」

第72条

同法典第L. 5211-3条の後に、以下のとおり起草された第L. 5211-3-1条を挿入する。

「*第L. 5211-3-1条* - 人身及び財の安全に対する重大な支障を予防するため、司法警察官及びその責任下で命令を受ける司法警察職員は、内水面または領海内に所在し、フランスの港もしくは内水面に向かっている（または向かう意図を届け出ている）全ての船舶またはその他の浮遊機器にいつでも立ち入り、検問を実施することができる（外国籍の軍艦及び商業用途以外のその他外国籍船舶を除く）。

この検問は船長またはその代理人の合意を得た上で実施されるが、合意が得られない場合には、あらゆる手段により通知される大審裁判所検事正の指示に基づき実施される。

当該船舶または浮遊機器の指揮または操縦を、法律上または事実上実施している者が船長とみなされる。

大審裁判所検事正の指示を待つ間、1時間未満であれば当該船舶または浮遊機器を停泊させることができる。

検問は当該船舶の船長またはその代理人の立会いのもとで実施される。この検問には、国内安全保障法典第L. 317-7条及び第L. 317-8条ならびに国防法典第L. 2353-4条に記載の機材、武器または爆発物の捜索を目的とする外部、船倉、貨物室、及び各区画（私用または居住用に割り当てられる区画を除く）の視察が含まれる。

当該船舶または浮遊機器を停泊させることができるのは、この検問実施に必要な時間内に限られる。

この検問の責任者たる司法警察官は、検問の実施状況を大審裁判所検事正、海事国家代理人及び目的地たる港の県知事に報告する。違反が確認された場合には直ちに大審裁判所検事正に通知する」

第II編
海洋漁業及び海産物養殖の支援

第73条

農事・海洋漁業法典第2条を以下のとおり改正する。

第1号　文言「この業種の」を文言「海洋漁業、養殖業及び水産食品加工業の」に置き換える。

第2号　最後に登場する文言「及び」を文言「、その付加価値の向上」に置き換える。

第3号　文言「高品質」の後に文言「ならびにこれら業種の国内市場における位置付け及びフランスの輸出力の強化」を挿入する。

第4号　以下のとおり起草された1段を追加する。

「この政策は漁業者、養殖業者及びこれら業種の被用者の収入増、雇用促進及び生活の質的改善、ならびにとりわけ養殖業における研究、イノベーション及び開発の支援を目指すものである」

第74条

同法典第VI巻を以下のとおり改正する。

第1号　第L. 653-2条第I項に、以下のとおり起草された第4号を補足する。

「第4号　貝類資源の繁殖及び遺伝子改良に適用される規則」

第2号　第L. 640-1条を以下のとおり改正する。

a）第3段の文言「漁業」の後に文言「養殖」を挿入する。

b）最終段の文言「農業」の後に文言「養殖」を挿入する。

第75条

同法典第IX巻を以下のとおり改正する。

第1号　第L. 911-1条第1段を、以下のとおり起草された3段に置き換える。

「以下については本巻に従うものとする。

第1号　海洋漁業の操業、すなわち海、干潟、ならびに大小河川、池及び水路の塩水部分における動物の捕獲及び海生植物の収集。

第2号　養殖業の操業、すなわち水性種（植物種、動物種）の生活環を利用した活動である貝類養殖、養魚、海面養殖及びその他の海水養殖。これらの利用活動には、主に捕獲・採苗、育成、仕上げ、浄化、搬入、包装、出荷または製品の市場流通開始などが含まれる」

第2号　第L. 911-2条を以下のとおり改正する。

a）第1号の文言「裁判権または主権を有する水域内及び」を文言「裁判権または主権を有する干潟、水域内及び」に置き換える。

b）第2号末尾の文言「この業種」を文言「海洋漁業、海上及び陸上における海水養殖業及び水産食品加工業」に置き換える。

c）第3号の文言「この業種の」を文言「各業種の」に置き換え、文言「含む（comprend）」を文言「含む（comprennent）」に置き換える。

d）第5号の文言「適合する船団」を文言「適合する海洋漁業用船団及び養殖用船団」に、末尾の文言「この業種の」を文言「各業種の」に置き換える。

e）第6号の文言「とりわけ」の後に文言「沿岸地域及びその近傍における養殖場の設置容易化、これら養殖場への十分な量の海水の供給容易化、及び（……）による海上及び陸上における海水養殖活動」を挿入する。

第3号　第L. 912-4条第II項の後に、以下のとおり起草された第II-2項を挿入する。

「第II-2項‐全国委員会、地域圏委員会及び県・複数県委員会の評議会構成員は、選出日または指名日現在65歳未満とする」

第4号　第L. 923-1-1条第1段に、以下のとおり起草された1文を補足する。

「これらのスキームでは、閉鎖環境における養殖施設の設置可能性についても調査する」

第5号　第L. 931-2条を以下のとおり改正する。

a）第1文の文言「有限責任」を文言「資本」に置き換え、率「100%」を率「51%以上」に置き換える。

b）文言「会社が」の後、同第1文末尾を、以下のとおり起草された3段に置き換える。

「第1号　完全な所有者または過半数の共同所有者である（クラウドファンディング及び貯蓄の地域投資によるものを含む）

第2号　または15年以内の段階的な所有権取得の枠組みにおいて認可された協同組合による操業を行う共同所有者

第3号　または事業者」

c）第2文を削除する。

d）以下のとおり起草された1段を追加する。

「本条の適用のため、漁業に従事する船員の尊属、卑属または配偶者が所有する持分は、当該船員が所有する持分とみなされる」

第6号　第L. 942-2条第2段の参照先「第L. 942-3条、第L. 942-4条第1号及び第2号に」を参照先「第L. 942-3条及び第L. 942-4条に」に置き換え、参照先「、第L. 942-6条第1号及び第

2号に」を参照先「第L. 942-6条に」に置き換える。

第7号　第IV編第VI章に、以下のとおり起草された第L. 946-8条を補足する。

「*第L. 946-8条*‐第L. 912-11条に記載の生産者団体は、第L. 912-12-1条の適用により、以下を行うことができる。

第1号　罰金を科すこと。その額は、操業中に個別漁獲割当の持続可能な管理規則に対する違反が確認された航海の売上高を超えないものとする。

第2号　第L. 921-2条の最後から2番目の段の適用により生産者団体が発行した漁業許可証を一時停止または取消すこと。

当事者たる加入者は、自身に対し指摘された事実及び科される罰則、ならびに不服申立可能期間について、事前に通知を受ける。

罰金、漁業許可証の一時停止または取消しは、事実を確認した日から1年以上経過すると申し渡すことはできなくなる。

生産者団体が存在しない場合には、第L. 946-1条に定める権限の行使により罰則を適用する権限が、生産者団体に代わり行政当局に付与される」

第76条

同法典第L. 912-16条を以下のとおり起草する。

「*第L. 912-16条*‐第I項‐第L. 912-1条及び第L. 912-6条の適用により創設された団体の財源は、とりわけこの団体に代表を送る業界の構成員の全てまたは一部がその目的に応じて拠出する業界分担金収益により確保される。この分担金は義務的な性質を有するものではあるが、その後も私法上の債権とみなされる。

第II項‐本条第I項の適用により支払い義務を課される義務的な業界分担金の徴収に関する訴訟の提起にあたっては、必ず事前に配達証明付書留郵便にて催告状を送付の上、未納者に対し1ヵ月以内に状況を正常化するよう求めるものとする。

第III項‐催告状には未払いとなっている義務的な業界分担金の金額及び対象期間を明記する。

第IV項‐義務的な業界分担金の徴収に関する民事訴訟の時効は、催告状により付与された1

ヵ月の期限満了時から起算する」

第77条

交通法典第5部第V巻第V編を以下のとおり改正する。

第1号　第L. 5552-16条第6号に、以下のとおり起草された4文を補足する。

「生産者団体において対象となるのは、農事・海洋漁業法典第L. 912-1条及び第L. 912-6条に記載の委員会の常勤委員長である。この職務の遂行における船員の役務は直近の乗船業務から2等級格上げすることが可能で、その条件及び方式についてはデクレに定める。格上げが行われると、乗船役務に適用される率をベースとする負担金及び分担金の支払い請求が行われる。この役務の認定期間が任期を超えることはできない」

第2号　第L. 5553-11条の後に、以下のとおり起草された第L. 5553-11-1条を挿入する。

「*第L. 5553-11-1条*‐第L. 5552-16条第6号に記載の船員の格上げに伴う使用者負担金と被用者負担金の差額分は、船員障害全国施設に対し国が補填する」

第78条

農事・海洋漁業法典第IX巻第III編第I章に、以下のとおり起草された第3節を補足する。

「第3節

生産リスク管理

「*第L. 931-31条*‐行政当局が認可した共済基金は、厳しい気象や環境面のトラブルに起因する経済的損失に対する補償金、及び漁業活動中に海難事故が発生した場合の漁業者または漁船の救助費用の支払いに充てられる。

この共済基金は、海洋漁業関連企業、ならびに共通漁業政策の対象セクターについては欧州連合及び国の払込みにより資金調達される。

漁業関連企業の共済基金への加入は国務院デクレにより義務化することができる。

共済基金の創設及び運営、その認可条件、漁業関連企業への補償金支払条件及び支払方式、ならびにこれら規則の遵守状況の管理及び検査について、漁業関連の職種またはカバーされるリスクに応じて規定する規則を国務院デクレに定める。

第79条

政府は、漁業観光などの観光業及び海産物（加工品か否かを問わない）の直接販売などを通じた漁業者及び養殖業者の活動多様化の可能性及び条件を示した報告書を、本法律の審署から6ヵ月以内に国会へ提出する。

第80条

環境法典を以下のとおり改正する。

第1号　第L. 211-3条第II項に、以下のとおり起草された第9号を補足する。

「第9号　貝類養殖資源及び養魚資源の保護に適用される個別条項を決定すること。これらの条項には物理学、化学、生物学、細菌学及び微生物学の観点から見た水質の監視強化、ならびにあらゆる汚染対策措置について定めることができる」

第2号　第L. 213-1条第3号に文言「及び貝類養殖の」を補足する。

第3号　第L. 321-1条第II項を以下のとおり改正する。

a）第4号の文言「林業」の後に、「養殖活動」を挿入する。

b）以下のとおり起草された1段を追加する。

「持続可能な開発目標の遵守において、計画策定に関する公共団体の取り組みは、この公益政策の実現に寄与する」

第81条

農事・海洋漁業法典第923-1-1条最終段の文言「スキーム」の後を以下のとおり起草する。「本法典第L. 2条に定める養殖生産物開発目標の実現に留意しながら（……）。これらは養殖施設の設置または拡大、養殖場へのアクセスを妨げないものとする」

第III編
海外自治体、海外地域圏及び海外県に関する特別条項

第82条

一般地方自治体法典第L. 4433-15-1条を以下のとおり改正する。

第1号　第1段を以下のとおり起草する。

「グアドループ地域圏及びレユニオン地域圏、ギアナ地方自治体及びマルティニーク地方自治体、マイヨット県においては、海洋漁業の実施に関する1852年1月9日付デクレ第2条、第3条、第4条及び第5条の適用により行政当局に付与される海洋生物資源の管理及び保全に関する権限は、フランスが締結している国際条約及び欧州共同体の有する権限を尊重することを条件に、共通漁業政策の枠組みにおいて地方自治体により行使される」

第2号　同第1段の後に、以下のとおり起草された1段を挿入する。

「国は、グアドループ地域圏及びレユニオン地域圏、ギアナ地方自治体及びマルティニーク地方自治体、マイヨット県、サン・マルタン地方自治体、サン・バルテルミー地方自治体ならびにサンピエール及びミクロン地方自治体に対し、これらの海外領土が位置する海盆における漁業資源の管理及び評価に関し管轄地域機関・国際機関が行う議論に参加するよう促すものとし、ここに漁業分野を管轄する学術機関や業界団体が必要に応じ協力する」

第83条

農事・海洋漁業法典第IX巻第V編の冒頭に、以下のとおり起草された第IA章を追加する。

「第1A章

海外領土における海洋漁業・養殖政策の目的

「*第L. 951-1 A条*‐第L. 911-2条に定める目的に加え、海外領土における海洋漁業・養殖政策は、島嶼であること、遠隔地であること、面積が小さいこと、また急峻な起伏や厳しい気候、経済的依存などの特殊事情を有する中で、遠隔地に適用される共通漁業政策の定めに基づき、地元の漁業・養殖生産物を最大限活用することをその目的とする」

第IV編
雑則

第84条

保険法典を以下のとおり改正する。

第1号　第L. 111-6条第1号に、以下のとおり起草された*d*を補足する。

「*d*）国務院デクレに定める海洋再生可能エネルギー施設」

第2号　第L. 125-5条第2段の文言「河川」の後に文言「第L. 111-6条の意味における海洋再生可能エネルギー施設」を挿入する」

第85条

2025年1月1日以降、汚染された浚渫堆積物・残渣の海洋投棄を禁ずる。堆積物・残渣処理及び付随する大型ごみ回収ルートを設置する。これを超えると堆積物・残渣を海中に沈めることが禁止される限度値については、規則に定める。

第86条

グリーン成長のためのエネルギー転換に関する2015年8月17日付法律第2015-992号第52条第VII項に文言「需要がなく、環境上のメリットを含む各種メリットに比してコストが嵩み過ぎる場合を除き、遅くとも2025年12月31日までに、TEN-T（欧州横断交通網）中央ネットワークの各港に、適切な数の液化天然ガス補給拠点及び適切な数の埠頭電力供給ターミナルを設置するため」を補足する。

第87条

交通法典を以下のとおり改正する。

第1号　第L. 5111-1条の後に、以下のとおり起草された第L. 5111-1-1条を挿入する。

「*第L. 5111-1-1条*‐フランス国旗を掲げる船舶から制御される洋上または潜水式の無人浮遊機器には、規則に定める外部識別標識を記載しなければならない」

第2号　第L. 5121-2条第1段の文言「及び（……）に」を、文言「（……）に」に置き換え、文言「職務」の後に文言「及び第L. 5121-3条第1段に定める条件に基づき洋上または潜水式の浮遊機器を制御する者に」に置き換える。

第3号　第L. 5121-3条を以下のとおり改正する。

a）第1段に、以下のとおり起草された1文を補足する。

「船舶から制御される洋上または潜水式の無人浮遊機器がもたらした損害は、この機器が船舶に搭載されたか、または船舶に曳航された場合、船舶の航行または使用と直接関係するものとみなされる」

b）第2段冒頭の文言「これらの者」を文言「同第L. 5121-2条に記載の者」に置き換える。

第4号　第L. 5241-1に、以下のとおり起草された第III項を補足する。

「第III項‐本章は、フランス国旗を掲げる船舶から制御される洋上または潜水式の無人浮遊機器には適用されない」

第88条

交通法典第5部第I巻第II編第I章を以下のとおり改正する。

第1号　第L. 5121-3条に、以下のとおり起草された1段を補足する。

「第L. 5121-2条に記載の者の制限付き債権に対する責任をカバーする保険会社は、被保険者自身と同様の範囲内でこの制限を利用する権利を有する」

第2号　第L. 5121-6条第1段の文言「所有者またはその他あらゆる者」を文言「者」に置き換え、文言「所有者、この者またはそれ以外のあらゆる者の」を文言「この者、その保険会社またはこの者以外のあらゆる者の」に置き換える。

第3号　第L. 5121-7条の文言「所有者またはその他（……）が（……）時」を文言「（……）が（……）時」に置き換え、参照先「第L. 5121-2条」の後に文言「またはその保険会社」を挿入する。

第4号　第L. 5121-9条第1段第2文の文言「基金を創設したか、または（……）を提示した」を文言「基金が創設されたこと、または（……）が提示されたこと」に置き換える。

第5号　第L. 5121-11 を以下のとおり改正する。

a）第1段の文言「船舶所有者」を文言「第L. 5121-2条に記載の者またはその保険会社」に置き換え、文言「認められる」を文言「この者またはその保険会社は（……）認められる」に置き換え、文言「その債権者の」を文言「債権者の」に置き換える。

b）第2段末尾の文言「所有者の」を文言「第L. 5121-2条に記載の者の」に置き換える。

第89条

通貨金融法典第V巻第I編第II章第7節を以下のとおり改正する。

第1号　第L. 512-68条第1段冒頭の文言「海洋漁業担当大臣が定める指針に則り」を削除する。

第2号　第L. 512-69条を以下のとおり改正する。

a）第1段の文言「5」を文言「4」に置き換える。

b）第3号を廃止する。

c）最終段の前に、以下のとおり起草された1段を挿入する。

「クレディ・マリティーム・ミューチュエルには、社会経済連合たる中央組合を含む。この組合は海事セクターの全国・地域事業体において当該クレディ・マリティーム・ミューチュエルを代表する」

d）最終段第2文末尾の文言「、その定款については大臣の承認を得るものとする」を削除する。

第3号　第L. 512-70条第1段の参照先「第1号～第3号」を参照先「第1号及び第2号」に置き換える。

第4号　第L. 512-71条を廃止する。

第5号　第L. 512-72条を以下のとおり改正する。

a）第1段の文言「同機関（elle）」を、2つとも文言「同機関（il）」に置き換える。

b）第2段の文言「中央金庫」を文言「貯蓄金庫及び庶民銀行の中央機関」に置き換える。

第6号　第L. 512-74条を以下のとおり改正する。

a）第1号冒頭の文言「第L. 512-84条に定めるデクレにより決定する条件に基づき」を削除する。

b）第3号の文言「同機関（elle）」を文言「同機関（il）」に置き換える。

c）第4号末尾の文言「沿岸の」を文言「地域圏金庫管轄地域内の」に置き換える。

第7号　第L. 512-76条を以下のとおり改正する。

a）第1段第1文の文言「3年（……）年毎に3分の1ずつ交代」を文言「6」に置き換える。

b）第2段冒頭の文言「2」を文言「1」に置き換える。

第8号　第L. 512-80条第1段の文言「または第L. 512-68条に定める方針に」を削除する。

第9号　第L. 512-83条の文言「提案により」を文言「決定により」に置き換え、文言「及び海洋漁業担当大臣の決定により」を削除する。

第90条

消費法典法律の部に関する2016年3月14日付オルドナンス第2016-301号に基づき起草された同法典第IV巻第I編第II章第2節に、以下のとおり起草された第L. 412-6条を補足する。

「*第L. 412-6条* - 恒常的であるか一時的であるか、また主たる事業であるか副次的事業であるかを問わず、外食もしくは給食事業、またはテイクアウト惣菜販売業の一環として食品の加工または販売を行う者または企業は、提供する水産物の捕獲地または生産地をメニューまたはその他あらゆる媒体に明記することができる。捕獲地または生産地については、理事会規則（EC）第1184/2006号及び（EC）第1224/2009号を改正し、理事会規則（EC）第104/2000号を廃止する、漁業・養殖生産物市場の共通化に関する2013年12月11日付欧州議会・理事会規則（EU）第1379/2013号第38条に定める条件に基づき決定する。

本条の実施方式についてはデクレに定める」

第91条

環境法典第L. 321-1条第II項第2号の文言「浸食」の後に文言「海水浸水による自然リスクの予防」を挿入する。

第92条

都市計画法典第L. 121-21号第1号の後に、以下のとおり起草された第1-2号を挿入する。

「第1-2号　とりわけ海水浸水によるリスクなど、沿岸のリスクの存在」

第93条

第I項‐都市計画法典第L. 121-15条及び第L. 121-20条の第2段を削除する。

第II項‐一般地方自治体法典第L. 4424-12条第II項第1段の参照先「第L. 121-15条」を参照先「第L. 121-17条」に置き換える。

第94条

都市計画法典第L. 480-13条第1号*b*に文言「、ただし農事・海洋漁業法典第L. 641-13条に記載の要件または条件を満たし、かつ同法典第L. 641-10条に定める保護原産地呼称が適用される有機農業経営用の、2010年1月1日よりも前に建設された面積1,000平方メートル未満の木造建造物を除く」を補足する。

第95条

グリーン成長のためのエネルギー転換に関する2015年8月17日付法律第2015-992号第85条に、以下のとおり起草された第III項を補足する。

「第III項‐本条第I項は、ニューカレドニア（交通法典第L. 5762-1条の留保付き）、フランス領ポリネシア（同法典第L. 5772-1条の留保付き）、ワリス・フテュナ及びフランス領南方・南極地域に適用される。

第96条

第I項‐消費法典法律の部に関する2016年3月14日付オルドナンス第2016-301号に基づき起草された同法典第L. 251-1条に、以下のとおり起草された1段を補足する。

「第L. 412-6条をサン・バルテルミー、サンピエール及びミクロンに適用するためには、文言「理事会規則第1184/2006号及び第1224/2009号を改正し、理事会規則第104/2000号を廃止する、漁業・養殖生産物市場の共通化に関する2013年12月11日付欧州議会・理事会規則（EU）第1379/2013号第38条に」を文言「理事会規則第1184/2006号及び第1224/2009号を改正し、理事会規則第104/2000号を廃止する、漁業・養殖生産物市場の共通化に関する2013年12月11日付欧州議会・理事会規則（EU）第1379/2013号第38条に基づき本土で適用される規則により」に置き換える」

第II項‐交通法典第L. 5763-1条、第L. 5773-1条及び第L. 5783-1条の第1段の参照先「第L.

5332-1条～第L. 5332-7条」を参照先「第L. 5332-1 A条～第L. 5332-8条」に置き換える。

第III項‐国内安全保障法典第L. 346-2条第4-2号を以下のとおり起草する。

「第4-2号　第L. 321-3条を以下のとおり起草する。
『第L. 324-1条及び第L. 324-2条の例外として、ワリス・フテュナで登録されたフランス国旗を掲げる旅客輸送商船内に設置されるカジノに対し、本章に定める条件に基づき一部の賭博を行う分離・独立した特別な区画を一般開放する一時的許可を付与することができる。

第1段に記載のカジノにおける賭博の営業許可は、国務院デクレにより認められた標準協定書に適合する協定を船主との間で締結した賭博営業資格を有する法人に対し、内務大臣の命令により付与される。

賭博許可命令には許可の有効期間のほか、許可された賭博の種類、その運営方法、監視・検査任務、賭博場への入場条件及び開場・閉場時刻を定める。命令の定めまたは船主との間で締結された協定の条項が遵守されていなければ、内務大臣はこの許可を取り消すことができる。

本条第1段に記載の区画は、国際水域においてのみ開場する。この区域への立入りを認められるのは、クルーズ乗船券を有する成人の乗客に限られる。

船長及びその代行を務める士官は、カジノ施設内の公の秩序及び保安・安全を保証する』」

第IV項‐A‐第51条及び第60条はサンピエール及びミクロンには適用されない。

B‐第52条はワリス・フテュナ及びフランス領南方・南極地域に適用される。

C‐第55条、第56条、第80条及び第91条はサン・バルテルミーには適用されない。

D‐第57条はニューカレドニア、フランス領ポリネシア、ワリス・フテュナ及びフランス領南方・南極地域に適用される。

E‐第61条はニューカレドニア、フランス領ポリネシア、ワリス・フテュナ及びフランス領南方・南極地域に適用される。

F‐第62条はニューカレドニア、ワリス・フテュナ及びフランス領南方・南極地域に適用される。

G‐第63条はニューカレドニア、フランス領ポリネシア、ワリス・フテュナ及びフランス領南方・南極地域に適用される。

H‐第64条はニューカレドニア、フランス領ポリネシア、ワリス・フテュナ及びフランス領南方・南極地域に適用される。

I‐第66条、第67条、第68条、第69条及び第71条はニューカレドニア、フランス領ポリネシア及びワリス・フテュナに適用される。

J‐第72条はニューカレドニア、フランス領ポリネシア、ワリス・フテュナ及びフランス領南方・南極地域に適用される。

K‐第78条はサン・バルテルミー、サンピエール及びミクロンには適用されない。

L‐第86条はワリス・フテュナ及びフランス領南方・南極地域に適用される。

M‐第87条はワリス・フテュナ、フランス領ポリネシア（第1号及び第4号のみ）、ニューカレドニア及びフランス領南方・南極地域に適用される。

N‐第88条はニューカレドニア、ワリス・フテュナ及びフランス領南方・南極地域に適用される。

第97条

第I項‐政府は、海洋問題に関する現行の法律及び規則の全条項を集約した海洋法典の制定に関する報告書を、本法律の審署から18ヵ月以内に国会へ提出する。この報告書にはこれら各条項の海外県及び海外地域圏への適合、ならびに憲法第74条の適用を受ける海外自治体及びニューカレドニアへの拡大適用の現状についても明示するものとし、当該分野において望まれる今後の進展についても記載する。

第II項‐憲法第38条に定める条件に基づき、政府は、海域に関する条項の集約、整理及び更新を目的とした法律の分野に属するあらゆる措置をオルドナンスにより講じることを認められる。

これらの措置は以下を目的とする。

第1号　とりわけ内水面、領海、接続水域、排他的経済水域、生態学的保護水域、漁業保護水域及び大陸棚などに関する海域の定義及び境界画定を明確化すること。

第2号　第1号に記載の海域内の航行分野における、国の権限行使条件を定義すること。

第3号　1982年12月10日にモンテゴ・ベイにて署名された海洋法に関する国際連合条約第1条の意味における「深海底」を構成する海底において、同条約第153条第2段の意味におけ

る「締約国の保証」を受けている自然人または法人が、国際海底機構との間で締結された契約の一環としてその鉱物資源の調査又は採掘を目的とした活動を実施している場合に、フランス国籍を有する当該自然人または法人に対し実施される検査の条件を定義すること。

第4号　第1号～第3号に基づき規定された各条項への違反に関する罪刑及び刑事罰、ならびに違反の捜査及び確認の権限を有する係官のリストを決定すること。

第5号　第1号～第4号に記載の各条項のうち国の権限に属する条項を必要に応じ適合させた上でニューカレドニア、フランス領ポリネシア、ワリス・フテュナの島嶼及びフランス領南方・南極地域に適用することが可能な措置、また憲法第73条の適用を受ける自治体、及びサン・バルテルミー、サン・マルタン、サンピエール及びミクロン各自治体に関して必要な適合化を進めることの可能な措置を講じること。

第6号　第1号～第5号の実施に起因するあらゆる調整措置を実施すること。

第III項 - 第II項に定めるオルドナンスは、本法律への審署から6ヵ月以内に採択するものとする。追認の政府提出法案は、このオルドナンスの公布から3ヵ月以内に国会へ提出する。

本法律は国の法律として執行される。

2016年6月20日、パリにて作成

フランソワ・オランド

共和国大統領により

首相

マニュエル・ヴァルス

外務・国際開発大臣

ジャン＝マルク・エロー

環境・エネルギー・海洋大臣、気候関連国際関係担当

セゴレーヌ・ロワイヤル

財務・公会計大臣

ミシェル・サパン

国防大臣

ジャン＝イヴ・ル・ドリアン

内務大臣
ベルナール・カズヌーヴ

経済・産業・デジタル大臣
エマニュエル・マクロン

海外県・海外領土大臣
ジョルジュ・ポー＝ランジュヴァン

貿易・観光振興・在外フランス人担当副大臣
マティアス・フェクル

交通・海洋・漁業担当副大臣
アラン・ヴィダリス

（1）*準備作業及び関係文書*：法律第2016-816号

国民議会：
議員提出法案第2964号
持続可能開発委員会名義でのアルノー・ルロワ氏報告書、第3178号
経済委員会名義でのアニック・ル・ロック氏答申、第3170号
2016年2月2日及び3日付討論、迅速手続開始後の2016年2月3日付可決（TA［可決された正文第672号］）

上院：
国民議会で可決された議員提出法案第370号（2015～2016年）
国土整備・持続可能開発委員会名義でのディディエ・マンデリ氏報告書、第430号（2015～2016年）
経済委員会名義でのミシェル・ル・スクアルネック氏答申、第428号（2015～2016年）
委員会正文第431号（2015～2016年）
2016年3月10日、23日及び24日付討論、2016年3月24日付可決（TA第115号、2015年、2016年）

国民議会：
上院で改正された政府提出法案第3603号
同数合同委員会名義でのアルノー・ルロワ氏報告書、第3672号
2016年6月1日付討論及び可決（TA第747号）

上院：

同数合同委員会名義でのディディエ・マンデリ氏報告書、第540号（2015～2016年）

委員会正文第541号（2015～2016年）

2016年6月7日討論および採択（TA第152号、2015年、2016年）

資料２.【中国】埋め立て管理措置の通知

索引番号：　000014349/2018-00111　テーマ分類：都市と農村の建設、環境保護、環境モニタリング、保護と整備

発信機関：　国務院　作成日：　2018 年 07 月 14 日

標　題：　海浜湿地の保護の強化、埋め立ての厳格な管理に関する国務院の通知

発信番号：　国発〔2018〕24 号　公表日：　2018 年 07 月 25 日

キーワード：

海浜湿地の保護の強化、埋め立ての厳格な管理に関する国務院の通知

国発〔2018〕24 号

各省、自治区、直轄市人民政府、国務院各部・委員会、各直属機構：

海浜湿地（沿岸砂浜、河口、浅海、マングローブ、サンゴ礁などを含む）は、近海生物の重要な生息・繁殖地、渡り鳥の中継地であり、また貴重な湿地資源であり、重要な生態機能を有する。近年、中国の海浜湿地の保護活動は一定の成果を上げているが、長期にわたって行われてきた大規模な埋め立て活動によって、かなりの面積の海浜湿地が減り、天然の海岸が激減しており、海洋や陸地の生態系が損なわれている。海浜湿地の保護水準を確実に高め、埋め立て活動を厳格に管理するため、以下の通り通達する。

一、全体的な要求事項

（一）重大な意義。海浜湿地の保護をさらに強化し、埋め立て活動を厳格に管理し、海洋生態環境を保護するためのレッドラインの厳守に寄与し、海洋生態環境を改善し、生物多様性レベルを引き上げ、国の生態学的安全保障を維持する。自然資源資産管理体制の改革とメカニズムのイノベーションの深化に寄与し、陸と海の統一的な計画・手配と総合管理を促進し、国土空間の開発・保護をめぐる新たな構造を構築し、海洋強国戦略の実施を推進する。保護優先という理念の樹立に寄与し、人と自然の調和の取れた共生を実現し、海洋生態環境整備体系を構築し、生態文明の建設を推進する。

（二）指導的思想。習近平による新時代の中国の特色ある社会主義思想、中国共産党第 19 回全国代表大会及び中国共産党第 19 期中央委員会第 2 回全体会議、第 3 回全体会議の精神を掘り下げ、徹底的に実行に移し、青い海と緑の山こそが金山・銀山であるという理念をしっかりと打ち立て、中国共産党中央、国務院の意思決定、手配を厳格に遂行し、生態環境の優先、グリーンディベロップメント（環境に配慮した開発）、最も厳格な生態環境保護制度を堅持し、「海に土地を求める」という考え方から脱却し、陸と海の国土空間の開発・保護を統一的に計画・手配し、海洋資源の厳格な保護、有効な修復、集約的な利用を実現し、生態環境の保護の全面的な強化、美しい中国の建設に貢献する。

二、新規埋め立て造成の厳格な規制

（三）新規プロジェクトの厳格な規制。埋め立て総量の管理・コントロールを確実に行い、埋め立てに関する地方の年度計画指標を廃止し、国の重大戦略プロジェクトを除き、新規の埋め立てプロジェクトの審査許可を全面的に停止する。新規の埋め立てプロジェクトについては、同時に生態環境の保護・修復を強化し、施工しながら修復して、生態系サービス機能の低下を最大限回避しなければならない。未許可の、又は事実を偽って許可を得た埋め立てプロジェクトについては、関係部門が厳しく取り締まり、責任をもって海域の原状を回復するよう命じ、法に従って厳重に処罰する。

（四）審査許可手続の厳格化。中国共産党中央、国務院、中央軍事委員会が確定した国の重大戦略プロジェクトが埋め立てに関わる場合は、国家発展改革委員会、自然資源部が厳格な管理・コントロール、生態環境の優先、節約・集約という原則に従い、関係部門と共に場所の選択、埋め立て規模、生態環境への影響などの審査意見を示し、手続きに従って国務院に審査許可を申請する。

省級人民政府が中国共産党中央、国務院、中央軍事委員会の意思決定・手配を遂行するために提起する、国の重大な戦略的意義を持つ埋め立てプロジェクトについては、省級人民政府が国家発展改革委員会、自然資源部に申請する。国家発展改革委員会、自然資源部は関係部門と共に論証を行い、埋め立ての必要性、埋め立て規模、生態環境への影響などを含めた審査意見書を作成し、手続に従って国務院に審査許可を申請する。原則として、省級人民政

府が提起する、遼東湾、渤海湾、莱州湾、膠州湾などの生態環境が脆弱かつセンシティブで、自浄作用が低い海域に関わる埋め立てプロジェクトは受理しない。

三、歴史的に未解決の問題の処理の加速

（五）現状調査を全面的に展開し、処理案を策定する。自然資源部は国家発展改革委員会などの関係部門と共に衛星リモートセンシングなどの技術的手段を十分活用し、2018 年末までに全国の埋め立ての現状調査を完了し、計画の根拠、審査許可の状態、海洋の利用主体、海洋利用面積、利用の現状などを把握し、法律・規則に反する埋め立て、及び区画を行ったがまだ埋め立てていない状況を調査によって明らかにするとともに、関係する省級人民政府に知らせなければならない。関係する省級人民政府は「生態環境の優先、節約・集約、分類別施策、積極的かつ穏当」という原則に従い、2017 年に展開した埋め立てに関する特別監督・視察状況を踏まえ、埋め立てに関する歴史的に未解決の問題のリストを確定し、2019 年末までに埋め立てに関する歴史的に未解決の問題の処理案を策定し、年度の処理目標を示し、不動産開発、低水準な、同じようなものの繰り返しである観光・レジャー・娯楽プロジェクト、海洋生態環境を汚染するプロジェクト向けの埋め立てを厳しく制限する。原則として、歴史的に未解決の問題の処理が完了していない省（自治区、直轄市）が提起する新規の埋め立てプロジェクトの申請は受理しない。

（六）埋め立てプロジェクトについて、法律・法令を遵守し、適切に処理する。省級人民政府が責任を持って関係する地方人民政府を組織し、埋め立て工事の進捗状況に基づき、海域使用権者による適切な処理を監督・指導する。既に埋め立てが完了している場合は、原則として、集約的な利用を図り、必要な生態系の修復を行わなければならない。2017 年末までに許可されたものの、まだ埋め立てが完了していないものについては、埋め立て面積を最大限抑制するとともに、必要な生態系の修復を図る。

（七）法に従って法律・規則に反する埋め立てプロジェクトを処理する。省級人民政府が責任を持って法律・法規に従って厳しく取り締まるとともに、関係する地方人民政府による生態評価の実施を手配し、法律・規則に反する埋め立ての現状及び海洋生態環境に対する影響度に基づき、海洋利用主体に真摯かつ確実に処理活動を実施し、生態損害賠償と生態系の修

復を行うよう命じ、海洋生態環境を著しく破壊する場合は断固排除し、海洋生態環境に深刻な影響が及ばない場合は埋め立て面積を最大限抑制し、関係規定に従って期限を定めて改善させる。軍隊の建設プロジェクトに関連する、法律・規則に反する埋め立ての場合は、中央軍事委員会機関の関係部門が関係する地方人民政府と共に法に従って厳しく処分する。

四、海洋生態環境の保護・修復の強化

（八）生態環境の保護レッドラインの厳守。既に画定済みの海洋生態環境保護レッドラインに対して、最も厳格な保護と監督・管理を実施し、レッドラインエリアを不法に占用している埋め立てプロジェクトを全面的に整理し、海洋生態環境保護レッドラインの面積が縮小せず、大陸の天然海岸の保有率水準が低下せず、島嶼の既存の砂質海岸の長さが短縮しないことを確実に保証する。

（九）海浜湿地の保護の強化。既存の沿岸の各種自然保護地の管理を全面的に強化し、複数の海洋自然保護区、海洋特別保護区、湿地公園を区画、整備する。天津市大港区、河北省黄驊市、江蘇省如東県、福建省東山県、広東省大鵬湾の湿地など、早急に保護する必要がある重要な海浜湿地と重要種の生息地を保護範囲に編入する。

（十）整備・修復の強化。海浜湿地の生態損害の鑑定評価、賠償、修復などの技術規範を制定する。自然回復を主とし、人工的な修復を副次的なものとすることを堅持し、財政支援の度合いを拡大し、「藍色海湾（ブルーベイ）」、「南紅北柳」、「生態島礁（エコアイランドリーフ）」など、重大な生態系修復事業を積極的に推進し、「退囲還海（干拓をやめ海の原状回復を図ること）」、「退養還灘（干潟養殖をやめ原状回復を図ること）」、「退耕還湿（湿地での耕作をやめ原状回復を図ること）」などの方式によって、破壊された海浜湿地を徐々に修復していくことを後押しする。

五、長期的に効果を発揮するメカニズムの構築

（十一）調査モニタリング体系の健全化。湿地に関する技術基準を統一し、第3回全国土地調査を踏まえ、海浜湿地を含む全国の湿地について区画ごとの調査を行い、湿地の保護、利

用、所有権の帰属、生態環境の状況と機能などについて精確な評価と分析を行うとともに、動態モニタリングシステムを構築し、埋め立て状況のモニタリングをさらに強化し、海浜湿地及び天然の海岸の動態変化を適時把握する。

（十二）用途の統制の厳格化。陸と海の統一的な計画・手配を堅持し、海浜湿地の保護を国土空間計画に組み込んで統一的に手配し、国土空間の用途の統制を強化し、環境に関する参入障壁を引き上げ、生態環境が脆弱かつセンシティブで、自浄作用が低い海域における埋め立て行為を厳しく制限し、国の産業政策の淘汰類、制限類のプロジェクトを海浜湿地に配置することを厳禁し、山・海（川・湖）・森林・耕地・草地の全体的な保護、生態系の修復、総合的な整備・管理を実現する。

（十三）埋め立てに関する監督検査の強化。自然資源部は歴史的に未解決の問題の処理の加速状況を監督・視察の重点事項に組み込み、地方に対して整理・改革を実行するよう促し、監督・視察に関する責任追及の強度を増し、地方政府の主体としての責任を確固なものにする。最初の埋め立てに関する特別監督・視察で見つかった問題の整理・改善活動にしっかり取り組み、未解決の問題について記録に残し改革を促し、整理・改革、責任追及の確実な実行を確保する。2018 年下半期に埋め立てに関する特別監督・視察を「振り返り」、国の埋め立てを厳しく規制する政策の実施徹底を確実に保証し、法律・規則に反する埋め立て行為を断固抑制し、厳しく取り締まる。

六、組織的な保障の強化

（十四）部門の職責の明確化。国務院の関係部門は海浜湿地の保護の重要性に対する認識を高め、埋め立て管理についての意識を強め、作業分担を明確にし、責任の徹底を図り、コミュニケーションを強化し、管理をめぐって力を結集しなければならない。自然資源部は海洋資源の保護・修復と合理的な利用をめぐる責任を確実に担い、国家発展改革委員会などの関係部門と共に、部・省の協調連動メカニズムを構築し、各方面の力を統一的に計画・手配し、保護と管理の強度を高め、目標・任務の達成を確実に保証する。

（十五）地方の責任の徹底。各沿岸省（自治区、直轄市）は海浜湿地の保護の強化、埋め立

ての厳格な管理の責任主体であり、地方政府の主たる責任者は当該行政区域の第一責任者であり、組織的な指導を確実に強化し、実施案を策定し、目標・任務の分解・細分化を図り、法に従って埋め立てに関する歴史的に未解決の問題を分類・処理し、海洋生態環境の保護・修復の強度を高めなければならない。

（十六）公衆参加の推進。様々な形式を通じて、関連政策・措置と得られた成果を適時宣伝、報道し、世論による誘導と監督を強化し、公衆の強い関心に速やかに応え、公衆の海浜湿地の保護に対する意識の向上を図り、公衆が共に参画し、共に保護するよう促し、良好な社会環境を創造する。

国務院

2018 年 7 月 14 日

資料３.【中国】国務院機構改革方案

新華社北京 3 月 17 日

国務院機構改革案

中国共産党第 19 回全国代表大会と中国共産党第 19 期中央委員会第 3 回全体会議における手配に基づき、党と国家機構の改革を深化させるという全体的な要求は、中国共産党第 19 回全国代表大会の方針を全面的に貫徹し、マルクス・レーニン主義、毛沢東思想、鄧小平理論、重要思想「3 つの代表」、科学的発展観、習近平による新時代の中国の特色ある社会主義思想を指導的な思想とすることを堅持し、新時代の中国の特色ある社会主義の発展の要件に適応し、安定の中に進歩を求めるという活動全体の基調、正確な改革の方向性、人民を中心とすること、全面的に法に基づいた国家統治を堅持し、党の全面的な指導による統率を強化し、国の統治体系と統治能力の近代化を方向性とし、党と国家機構の機能の最適化・協同・高効率を重点として、機構設置の改革、機能配置の最適化を図り、機能、方式、やり方の転換を深化させ、効率・効果を高め、小康社会（ややゆとりのある社会）の全面的な構築を必ず実現し、社会主義現代化国家の全面的な建設に向けた新たな長い道のりを切り開き、中華民族の偉大な復興という中国の夢を実現するために、強力な制度的保障を提供するというものである。

国務院の機構改革を深化させるには、政府機能の転換に着目し、資源配分において市場が決定的な役割を発揮すること、政府がより一層確実に役割を発揮することを制約する体制・メカニズム上の弊害を断固打破し、質の高い発展の推進、現代的な経済体系の構築をめぐり、政府による経済調節、市場の監督・管理、社会管理、公共サービス、生態環境保護といった機能の強化及び完全化を図り、新たな時代の条件と実践要件を結び付け、重点分野と重要段階の機構の機能の最適化と調整の推進に力を入れ、職責が明確で、法に従って行政を行う政府統治体系を打ち立て、政府の執行力を高め、国民が満足するサービス型政府を構築する必要がある。

今回の国務院の機構改革の具体的な案は以下の通り。

一、国務院の構成部門の調整について

（一）自然資源部の新設。国土資源部の職責、国家発展改革委員会の主体機能区の計画の手配・編成に関する職責、住宅・都市農村建設部の都市と農村の計画管理に関する職責、水利部の水資源調査と不動産の権利確認・登記管理に関する職責、農業部の草原資源調査及び不動産の権利確認・登記管理に関する職責、国家林業局の森林、湿地などの資源調査及び不動産の権利確認・登記管理に関する職責、国家海洋局の職責、国家測量地理情報局の職責を統合して自然資源部を新設し、国務院の構成部門とする。自然資源部は対外的に国家海洋局の名称を残す。

国土資源部、国家海洋局、国家測量地理情報局は廃止する。

（二）生態環境部の新設。環境保護部の職責、国家発展改革委員会の気候変動への対応及び排出削減に関する職責、国土資源部の地下水汚染の監督・防止に関する職責、水利部の水機能区の区画編成、汚染物質排出口の設置管理、流域の水環境の保護に関する職責、農業部の農業による面源汚染対策をめぐる監督・指導に関する職責、国家海洋局の海洋環境の保護に関する職責、国務院南水北調工程建設委員会弁公室の南水北調事業のプロジェクトエリアの環境保護に関する職責を統合して生態環境部を新設し、国務院の構成部門とする。生態環境部は対外的に国家核安全局の名称を残す。

環境保護部は廃止する。

（三）農業農村部の新設。農業部の職責、及び国家発展改革委員会の農業投資プロジェクト、財政部の農業総合開発プロジェクト、国土資源部の耕地整備プロジェクト、水利部の耕地水利建設プロジェクトなどの管理職責を統合して農業農村部を新設し、国務院の構成部門とする。

農業部の漁船の検査及び監督・管理に関する職責は交通運輸部に移す。

農業部は廃止する。

（四）文化観光部の新設。文化部、国家観光局の職責を統合して文化・観光部を新設し、国務院の構成部門とする。

文化部、国家観光局は廃止する。

（五）国家衛生健康委員会の新設。国家衛生計画出産委員会、国務院医薬衛生体制改革深化指導グループ弁公室、全国老齢工作委員会弁公室の職責、工業情報化部の「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約（たばこ規制枠組条約：FCTC）」の履行活動の旗振り役としての職責、国家安全生産監督管理総局の職業上の安全・健康の監督・管理に関する職責を統合して国家衛生健康委員会を新設し、国務院の構成部門とする。

全国老齢工作委員会は存続させ、日常業務は国家衛生健康委員会が担当する。中国老齢協会の管理はこれまでの民生部から国家衛生健康委員会による管理に改める。国家中医薬管理局は国家衛生健康委員会が管理する。

国家衛生計画出産委員会は廃止する。国務院医薬衛生体制改革深化指導グループ弁公室は設けない。

（六）退役軍人事務部の新設。民政部の退役軍人をめぐる優遇措置や手配・処置に関する職責、人力資源・社会保障部の士官・将校の転業に関する職責、及び中央軍事委員会政治工作部、後勤保障部の関連職責を統合して退役軍人事務部を新設し、国務院の構成部門とする。

（七）応急管理部の新設。国家安全生産監督管理総局の職責、国務院弁公庁の応急管理に関する職責、公安部の消防管理に関する職責、民政部の救済に関する職責、国土資源部の地質災害の防止、水利部の水害・干害の防止、農業部の草原火災の防止、国家林業局の森林火災の防止に関する職責、中国地震局の震災の応急救援に関する職責及び国家洪水干害防止総指揮部、国家減災委員会、国務院耐震救災指揮部、国家森林防火指揮部の職責を統合して応急管理部を新設し、国務院の構成部門とする。

応急管理部が中国地震局、国家炭鉱安全監察局を管理する。公安消防部隊、武装警察森林

部隊は体制変更後、安全生産などの応急救援チームと合体して総合性かつ常備性を備えて応急活動の中心的な役割を果たすことになり、応急管理部がこれを管理する。

国家安全生産監督管理総局は廃止する。

（八）科学技術部の再編。科学技術部、国家外国専家局の職責を統合し、科学技術部を再編して国務院の構成部門とする。科学技術部は対外的に国家外国専家局の名称を残す。

国家自然科学基金委員会について、科学技術部による管理に改める。

（九）司法部の再編。司法部と国務院法制弁公室の職責を統合し、司法部を再編して、国務院の構成部門とする。

国務院法制弁公室は廃止する。

（十）水利部の職責の最適化。国務院三峡工程建設委員会及びその弁公室、国務院南水北調工程建設委員会及びその弁公室を水利部に編入する。

国務院三峡工程建設委員会及びその弁公室、国務院南水北調工程建設委員会及びその弁公室は廃止する。

（十一）審計署の職責の最適化。国家発展改革委員会の重大プロジェクトの査察、財政部の中央予算の執行状況及びその他の財政収支状況の監督検査、国務院国有資産監督管理委員会の国有企業トップ・幹部の経済的責任に関する監査及び国有重点大型企業の監査役会の職責を審計署に組み込み、統一かつ高効率な会計監査監督体系を構築する。

国有重点大型企業の監査役会を設けない。

（十二）監察部を新設される国家監察委員会に編入する。国家腐敗予防局を国家監察委員会に編入する。

監察部、国家腐敗予防局は廃止する。

改革後、国務院弁公庁以外に、国務院に 26 の構成部門を設ける。

1. 中華人民共和国外交部

2. 中華人民共和国国防部

3. 中華人民共和国国家発展改革委員会

4. 中華人民共和国教育部

5. 中華人民共和国科学技術部

6. 中華人民共和国工業情報化部

7. 中華人民共和国国家民族事務委員会

8. 中華人民共和国公安部

9. 中華人民共和国国家安全部

10. 中華人民共和国民政部

11. 中華人民共和国司法部

12. 中華人民共和国財政部

13. 中華人民共和国人力資源・社会保障部

14. 中華人民共和国自然資源部

15. 中華人民共和国生態環境部

16. 中華人民共和国住宅・都市農村建設部

17. 中華人民共和国交通運輸部

18. 中華人民共和国水利部

19. 中華人民共和国農業農村部

20. 中華人民共和国商務部

21. 中華人民共和国文化・観光部

22. 中華人民共和国国家衛生健康委員会

23. 中華人民共和国退役軍人事務部

24. 中華人民共和国応急管理部

25. 中国人民銀行

26. 中華人民共和国審計署

国務院組織法の規定に基づき、国務院の構成部門の調整及び設置について、審議・承認を受けるため、全国人民代表大会に提出する。

二、国務院のその他機構の調整について

（一）国家市場監督管理総局の新設。国家工商行政管理総局の職責、国家質量監督検験検疫総局の職責、国家食品薬品監督管理総局の職責、国家発展改革委員会の価格の監督・検査と独占禁止に関する法執行の職責、商務部の経営者集中（事業者結合）・独占禁止に関する法執行及び国務院独占禁止委員会弁公室などの職責を統合して国家市場監督管理総局を新設し、国務院の直属機構とする。同時に、国家薬品監督管理局を設け、国家市場監督管理総局が管理する。

国家質量監督検験検疫総局の出入国検査・検疫管理の職責と組織を海関（＝税関）総署に組み込む。

国務院食品安全委員会、国務院独占禁止委員会を存続させ、具体的な業務については、国家市場監督管理総局が担当する。

国家認証認可監督管理委員会、国家標準化管理委員会の職責を国家市場監督管理総局に組み込み、対外的に名称を残す。

国家工商行政管理総局、国家質量監督検験検疫総局、国家食品薬品監督管理総局は廃止する。

（二）国家広播電視総局の新設。国家新聞出版広電総局のラジオ・テレビの管理に関する職責を踏まえて国家広播電視総局を新設し、国務院の直属機構とする。

国家新聞出版広電総局は廃止する。

（三）中国銀行保険監督管理委員会の新設。中国銀行業監督管理委員会と中国保険監督管理委員会の職責を統合し、中国銀行保険監督管理委員会を新設して、国務院直属の事業体とする。

中国銀行業監督管理委員会と中国保険監督管理委員会の銀行業、保険業の重要法律・法規の草案及び健全性監督の基本制度の立案に関する職責を中国人民銀行に移す。

中国銀行業監督管理委員会、中国保険監督管理委員会は廃止する。

（四）国家国際発展合作署の新設。商務部の対外援助活動に関連する職責、外交部の対外援助・協調等に関する職責を統合し、国家国際発展合作署を新設して国務院の直属機構とする。対外援助に関する具体的な業務については、これまで同様、関係部門が分担する。

（五）国家医療保障局の新設。人力資源・社会保障部の都市部の従業員と都市部の住民の基本医療保険、出産保険に関する職責、国家衛生計画出産委員会の新型農村合作医療に関する職責、国家発展改革委員会の薬品及び医療サービス価格の管理に関する職責、民政部の医療救助に関する職責を統合して国家医療保障局を新設し、国務院の直属機構とする。

（六）国家食糧・物資備蓄局の新設。国家食糧局の職責、国家発展改革委員会の国家戦略物資の調達・備蓄、入れ替え及び管理の実施手配、国家食糧、綿花及び砂糖などの国家備蓄の管理に関する職責、及び民政部、商務部、国家エネルギー局などの部門の国家戦略物資及び応急備蓄物資の調達・備蓄、入れ替え及び日常管理の実施手配に関する職責を統合して国家食糧・物資備蓄局を新設し、国家発展改革委員会がこれを管理する。

国家食糧局は廃止する。

（七）国家移民管理局の新設。公安部の出入国管理、国境警備・検査に関する職責を統合し、ビザ管理・協調メカニズムを構築・整備して国家移民管理局を新設し、中華人民共和国出入境管理局の名称を併せて掲げ、公安部が管理する。

（八）国家林業・草原局の新設。国家林業局の職責、農業部の草原の監督・管理に関する職責、及び国土資源部、住宅・都市農村建設部、水利部、農業部、国家海洋局などの部門の自然保護区、風景名勝区、自然遺産、地質公園（ジオパーク）などの管理に関する職責を統合して国家林業・草原局を新設し、自然資源部がこれを管理する。国家林業・草原局に国家公

園管理局の名称を併せて掲げる。

国家林業局は廃止する。

（九）国家知的財産権局の再編。国家知的財産権局の職責、国家工商行政管理総局の商標管理に関する職責、国家質量監督検験検疫総局の原産地の地理的表示の管理に関する職責を統合し、国家知的財産権局を再編し、国家市場監督管理総局がこれを管理する。

（十）全国社会保障基金理事会の隷属関係の調整。全国社会保障基金理事会について、国務院による管理から財政部による管理に調整し、基金投資運営機構とし、今後は行政等級を明確にしない。

（十一）国税・地方税徴収管理体制の改革。省級及び省級以下の国税・地方税機構を合併させ、所轄区域内の各種租税収入、非租税収入についての徴収管理などの職責を担わせる。国税・地方税機構は合併した後は、国家税務総局を中心とする、省（自治区、直轄市）人民政府との二重指導管理体制を実行する。

国務院の構成部門以外の国務院所属機構の調整と設置については、新たに編成される国務院が審査・承認することになる。

資料４.【PEMSEA】イロイロ閣僚宣言

イロイロ閣僚宣言

東アジア地域が一体となって行動することにより、健全な海洋、人々、経済を守る

第6回政府閣僚級会合
2018年東アジア海洋会議
2018年11月29日

我々、東アジア海域に隣接する11か国の代表は、2018年11月29日、フィリピン・イロイロ市に集まり、当地域における健全な海・人・経済という共通のビジョンを達成するため、東アジア海域の持続可能な開発へ向けてのコミットメント（約束）を共有することを再確認した。PEMSEA25周年というこの慶事をともに祝い、力を合わせて実現した成果を、満足を持って振り返り、ともに築くべき未来の方向性について検討する。

我々は、2003年にマレーシアのプトラジャヤで結んだ共通の約束、すなわち、東アジア海域の持続可能な開発戦略（SDS-SEA）に基づく共通のプラットフォームにより、当地域の沿岸域および海域の持続可能な開発に向けて協力するという約束を再確認する。

我々は、引き続き、持続可能な開発および気候変動への適応のための統合的沿岸域管理（ICM）の強化に関するマニラ宣言（2009年）、海洋に基盤を置くブルーエコノミーの実現に向けてのチャンウォン宣言（2012年)、SDS-SEAの戦略と国連「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げる持続可能な開発目標（SDGs）、生物多様性条約（CBD）に基づく愛知生物多様性目標、国連気候変動枠組条約（UNFCCC）に基づくパリ協定などのグローバルレベルの目的・目標との整合性確保に関するダナン合意書（2015年）で結んだ約束に忠実に取り組む。

我々は、沿岸域および海域の生態系からもたらされる物品・サービスが、東アジア地域における食料および雇用の確保、貧困の撲滅、強靭な沿岸コミュニティおよびブルーエコノミーの構築にとって大きな価値をもたらすとともに、重要な貢献を果たすことを認識している。東アジアの沿岸域および海域には、こうした可能性があると同時に、一方で、気候変動その他の環境上の脅威に対する脆弱性が存在する。例えば、海洋関連災害、野生生物の生息域や自然海岸の破壊・喪失、生物多様性の喪失・低下、水産資源の乱獲および食料安全保障の欠如、陸上・海上の汚染源からの汚染、水質・水供給・水安全保障の悪化などの脅威である。

我々は、PEMSEAを、単なるプログラムから共通ビジョンの達成に向けて取り組む自立した地域組織へと変えるため、一致協力して大胆に前進してきたことに留意する。

我々はさらに、誇りと感謝の念を抱きつつ、統合的沿岸域管理（ICM）手法の設計・実行のベストプラクティス開発を目的としたPEMSEAの当地域での先駆的な取り組みに留意する。PEMSEAはまた、賢明な気候政策を立案し、海洋に基盤を置くブルーエコノミーを実現するための知識と能力の開発において、その最前線に立っている。

我々は、PEMSEAが、共通政策の策定、能力の強化、不可欠、協調的かつ大規模な活動の組織化を促進するとともに、賢く資金調達を行って経済的・社会的便益を実現し、生物多様性を保護し、海岸線の縮小に対処する地域プラットフォームとしての役割を果たし続ける上で、今なお適切かつ有効な立場にあると信じている。

我々はさらに、長年の実地活動を通じて蓄積してきた能力、専門家プールおよび関連情報を有するPEMSEAは、沿岸域および海域に関する知識センターとしての地位を既に確立しており、国連のSDGsをはじめとする国際的・地域的取り組みとの整合性が確保されたSDS-SEAの効果的実施において、当地域を支援できると信じている。

我々は、PEMSEAが、急速に変化する社会的、政治的、経済的、環境的状況の中で諸課題に対応するため、今後も地域協力を推進するとともに、当地域において、ブルーエコノミーの実現や沿岸域・海洋の持続可能な開発を促進し続けると確信している。

持続可能な未来に向けた我々の取り組み

1. 我々は、ダナン合意書で定めた目標のうち、今も残る下記の2021年までの達成に引き続き取り組む。
   a. 当地域の海岸線の25%をICM対象域とする。
   b. 当地域のすべての国で、ICMに関する国内法および政策を採択・施行する。

2. 我々は、経済に対する沿岸域および海洋の貢献を強調するため、「海洋および沿岸域の状況」に関する報告書を定期的に更新する。加えて、各種イニシアティブの進展が沿岸域、コミュニティ、経済に及ぼす影響を測定するため、必要に応じて、環境、社会、経済に関する指標の確立に取り組む。

3. 我々は、SDS-SEAの実施・調整メカニズムであるPEMSEA事務局（PEMSEA Resource Facility）の重要性を認識する。我々は、2019年以降、各国の自発的な貢献を通じてその運営を支援することを約束する。

4. 我々は、国と地方の各レベルでブルーエコノミーへの投資を特定・推進しているPEMSEAの取り組みを支援する。また、ICMサイトでのブルーエコノミープロジェクトの他、SDS-SEA実施計画2018-2022に定められた各種活動の立案、資金調達、実施に際して、政府・民間両方のパートナーとの協力機会を歓迎する。

5. 我々は、海洋ごみに立ち向かおうとする全世界的な気運を評価する。また、漂流・漂着ごみや栄養素汚染など、特に陸上・海上での活動に起因する、あらゆる種類の海洋汚染の大幅削減や防止に取り組む。

6. 我々は、沿岸域観光地の持続可能な管理のための政策およびプログラムの実施に取り組む。適切に計画・管理すれば、沿岸域での観光は、環境、人々、経済に恩恵をもたらす。持続可能な

観光計画の立案に当たっては、観光対象地域内または施設自体における社会的、環境的、経済的影響だけでなく、住民の生活、水や食料の安全保障、ごみ処理、水質汚染、社会・環境要因など、観光を受け入れる沿岸域コミュニティに及ぼす影響も考慮する。

7. 我々は、高潮、津波など、沿岸域および海域の危険に対処していく上で、地域協力が極めて重要であることを認識している。また、海域での人命および財産の安全、沿岸域の管理、想定される危険が及ぼす影響の最小化を図るため、人々の意識を高めるとともに、監視、予測、早期警報の適時提供を地域が行えるよう、革新的な戦略の採択に協力して取り組む。

8. 我々は、PEMSEA参加国のすべてがパリ協定およびUNFCCCの締約国であり、我々の国や地域の持続可能な開発に気候変動がもたらす脅威の緊急性および深刻さを承知していることを認識する。そのため、気候変動に対する適応・軽減戦略の実施に取り組む。

パートナーシップ

我々は、目標の達成のためには、さまざまな分野の全関係者の支援が必要であることを承知している。そのため、PEMSEAと、他の国々、関連国際開発機関、地方機関、民間部門、金融機関および投資家、非政府機関、学術研究機関、コミュニティおよび市民、女性・青少年団体との協力や関与の強化に向けて引き続き尽力する。

我々は、SDS-SEAに定める目標の達成に向け、地域機関との協力強化を図ることに合意する。実施上の課題を共同で解決することにより、知識を増やし、効率を高め、実効性を向上させる機会が生まれることを認識する。

我々は、PEMSEAの参加国として、SDS-SEAおよび地域的・世界的な取り組みとの整合性を確保しながら共通の目標を達成するため、引き続き協力することを決意する。我々は、共同で行動することにより、PEMSEAがより効果的な解決策をもたらし、沿岸域のコミュニティおよび生態系に好影響を及ぼすとともに、それが次（2022年）の「海洋および沿岸域の状況」報告書で立証されると確信している。

結語

当地域において我々が直面している最大の脅威は、我々自身、すなわち我々の生活や資源管理の方法にある。したがって我々は、環境への責任を自覚するよう考え方を転換すると同時に、現在と将来の世代のため、沿岸域や海洋の保護、管理、回復に向けて大胆な措置を講じることを誓う。PEMSEAの参加国は、健全な海・人・経済という共通のビジョンを協力して実現するため、東アジア各国の市民ならびにその他の地域の人々にも働きかける用意がある。

2018年11月29日、フィリピン・イロイロ市にて採択。

この報告書は、ボートレースの交付金による日本財団の助成を受けて作成しました。

2018年度
総合的海洋政策の策定と推進に関する調査研究
各国および国際社会の海洋政策の動向

2019年3月発行

発行　公益財団法人笹川平和財団　海洋政策研究所

〒105-8524 東京都港区虎ノ門1-15-16　笹川平和財団ビル6階
TEL 03-5157-5210　FAX 03-5157-5230
http://www.spf.org

本書の無断転載、複写、複製を禁じます。
ISBN 978-4-88404-355-1